

3 猫についての意見 提案

内容	性別	年齢	居住地
餌を与えるべきでないという意見 餌を与えるべきでないという意見 餌を与えるべきでないという意見 餌を与えるべきでないという意見	女性	40歳代	京都市北区
猫と人との関わりの部分については、あまり決めつけないほうが良いと思われます。犬とは異なります。絶対に室内で飼ったほうが良いというのは、あるひとつの考え方には過ぎません。気になるのは「無責任な給餌」の判断で、TNRなどを行う過程で一見無責任に「見える」ような給餌を行うことも拡大的に解釈されてしまう懸念が有ります。それは避けていただきたい。また、猫というものは意図していなくても勝手にやってくるものではないでしょうか。ほとんど猫のことを知らない人が、試行錯誤して情報を調べたり思案したりしつつ、一定期間暫定的に餌をやるぐらいは仕がないのではないかでしょうか。※私は犬や猫の「販売」に反対しており、どうせならそちらを強化していただきたいと考えます。	男性	30歳代	その他
地域ねこと言う言葉を知っていますか？飼い主のいない動物を誰かにおしつけた押し付けても、餌やりを禁止しても、何の解決にもなりません。地域で飼い主のいない猫を見守り育てていくような環境作りにこそ、力を入れるべきではないですか？	女性	20歳代	京都市伏見区
餌やり禁止、に繋がる条例ではないでしょうか？まず、餌やりをしているボランティアの人たちはしっかりとマナーとモラルを守っている事をご存知でしょうか？猫達が食事が終わる頃に、後片付けをして回ります。そんな条例より、もっと制定すべき事があるのではないかでしょうか？たゞこ、ごみのポイ捨てなどマナーやモラルを持ち合わせてない人間の多い事。。。東京在住ですが、京都には仕事でよく行きますので、他人事とは思えず、意見しました。	女性	50歳代	その他

内容	性別	年齢	居住地
猫嫌いであった私が、野良猫の問題は個人では解決できないと思い、 区長宛てにメールして、区の支援している地域猫活動を知り 10 年取り組み多くの方面の方々のご協力のお陰で、私の住む町では大きな成果をあげました。10 年前は、野良猫に餌やりする人には「だから増えるんだ！庭の糞の掃除をしろ。お宅で飼いなさい。」と非難罵声を大人だけでは無く小学生にも言わされました。餌やりしている人が犯罪でもないのに、110 番通報される事も有りました。今は多くの方から、「御苦労さま」「どういった活動ですか？」と興味を持って頂き、温かい声を掛けて貰えるようになりました。動物愛護の観点だけではなく、野良猫を減らす努力と今、居る猫は見守っていき、何事も話会って解決する姿勢が人間社会に求められている事が理解されてきたのだと思います。苦情を言っていた人々が黙り、猫好きの人や、活動の成果を認めてくれる人々が声を上げやすい雰囲気に成ったのだと思います。まだまだ、地域猫活動が知られていないと感じるこの頃ですが、今頃、餌やり禁止へ罰則とは後戻りではないでしょうか。短絡的方法です。行政が推進し、地域猫活動と取り組んできたボランティアの努力、資金力、精神力を考慮して下さい。ノラ猫はゴミをあさるか、飢え死にせよと、お考えですか？こっそり餌やりする人、置き餌をする人が増える事に成ります。そして、温かで優しい思いやりの欠けた街へとなるでしょう。罰則付きで野良猫への餌やりを制限するような条例は作らないでください	女性	60歳代	その他
名古屋で地域猫活動をしているものです。野良猫はもともと、ひどい人間が、飼えなくなった猫を捨てたことから始まっています。えさやり禁止は、状況把握する地域猫活動に支障をきたすだけでなく、愛護にも反するものです。一方的な見方で、地域猫活動をしにくくしないでください。地球上に生きているのは知恵がある人間だけではありません。たくさんのたくさんの苦労をして地域猫活動をしているものの意見です。何卒、ご一考ください。よろしくお願いいたします。	女性	50歳代	その他
本来、行政がノラ猫を減らすべく対策をとるべきなのに、ボランティアの餌やりを禁止するような「愛護」とはまったくかけ離れた条例の制定は絶対やめてほしい。これが世界に名の通った京都市のすることですか？ノラ猫を路頭に迷わせ無関心を決め込むのが「愛護」ですか？市民によく説明できるようになってから条例と騒いでください。	女性	20歳代	京都市左京区
「京都市動物による迷惑行為防止条例（仮称）」には反対です。「動物による迷惑の防止」は地域猫活動家をサポートしなければ実現しないと思います。地域猫活動家に罰金を科すのでしょうか？	—	—	—
野良猫を餌をやるからには、家に連れて行けというのは、去勢や糞尿の世話をしているボランティアをも一律に排除することになり、条例で罰則をもって市民生活に不当な干渉をすることになり不当である。	男性	40歳代	京都市南区

内容	性別	年齢	居住地
犬猫の糞尿に迷惑されている方の意見もわかりますが条例を定める以前にもっと出来る事があるのではないかと思います。無責任な餌やりをする人はきっと条例の目をくぐってもしますが責任感の強いボランティアさんは条例にしばられ身動きが出来なくなり けっか、今避妊去勢している子達は飢え死にし隠れて給仕する無責任な餌やりの子達が増える一方であまり根本的な解決にならないと思います。この条例を定めるにあつたつてかかる費用を少しても「まちねこ活動」に生かして欲しいと思いました。	女性	50歳代	その他
中部・関東圏で地域猫活動を推奨している自治体行政にて見学等され正しく認識してほしく思います。不妊処置をしての適正なエサやりは飼い主のいない猫を減らす為の地域猫活動の基本です。また、飼い主のいない猫を生み出す元は不妊処置しないで屋外に出す・繁殖させてしまい遺棄した無責任な飼い主がいることに起因します。尻拭いをしている有志のボランティアを混同しないで欲しいです。上記の理由から以下の項目提言させていただきます。命を差別しないで！※罰則付きで野良猫への餌やりを制限するような条例は作らないでください。ボランティアへの偏見を助長し活動がしにくくなります。※「無責任な餌やり」といっても定義や基準が明確ではないので、市民が不当な罪で罰せられて しまい、基本的人権侵害の恐れがあり条例には反対です。※野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害 になるので適切ではありません。	女性	40歳代	その他

内容	性別	年齢	居住地
<p>(1) 条例の目的が「人にも動物にも心地よいまちづくり」とあるが、少しきつい言い方をすれば、本当の目的は人と動物の共生ではなく、人間の住環境を汚す野良猫を餓死させて減少させ、「人間に心地よいまちづくり」をするためと思われる。</p> <p>(2) また、「まちねこ活動」と称して共生の努力をしているように宣伝しているが、その実態は、町内会等の同意を得ること、地域住民に活動を周知させること、とか要件が曖昧模糊としており、そして猫嫌いな住民の説得等、すべての対応を住民に丸投げしている。1部住民からの苦情のがれに、高いハードルを設けて「まちねこ」にしないようにしている様に見え、市の責任逃れのようにしか思えない。市は積極的に全面に立って対応すべきではないのか？（勿論、この制度に反対ではないが、条件が厳しすぎる）</p> <p>(3) 私の考えは、都会の野良猫にとって心地よい共生とは、家猫になつて部屋飼いで人間と一緒に生活することではないかと思う。私も保護猫2匹を室内飼いしているが、人間も猫もお互いを必要として幸福に暮らしている。俗に言う、家族である。</p> <p>(4) 市も手が足りないのなら、野良猫の里親を探す活動をしている団体やNPOに補助金を出したり、市民新聞などに野良猫の里親探しを積極的に宣伝したりして、ここに力を入れてほしい。</p> <p>(5) 野良猫の餌やりの是非については昔から議論されていて難しい問題ではあるが、「まちねこ活動」や「里親探し活動」等で問題解するには難しいと思うが、当面はそれしかない様にも思う。と言って、「まちねこ」以外の野良猫に、絶対に餌やりをしてはいけないというのも酷な気がするし・・・</p>	男性	60歳代	京都市中京区

内容	性別	年齢	居住地
<p>私は地域猫活動者です。糞尿被害もあり、軽度猫アレルギーながら猫が好きなため活動しています。それぞれの立場を理解しつつ、共生していく方法を考えなければならぬと思います。野良猫の問題は地域の環境問題であり人ととの問題の方が大きく、猫の存在を発端に人同士が揉めることで問題が大きくなります。まちねこ事業の成功には、餌やりさんたちが表に出やすくする方が効果的だと思います。「餌やり=悪いことという世間の意識」を助長することは得策ではありません。餌やりが悪いのではなく、マナーやルールを守らない無秩序な餌やりが悪いのです。可愛い可哀相と無責任に餌をあげるだけなのも良くはありませんが、禁止を謳えば謳うほど一層隠れて行うようになり、見つからないよう餌を置いて逃げるしかなくなります。それは地域猫活動にとっても障害です。私自身、活動中に「餌やりするな」と通りすがりの方に怒鳴れたり苦言を呈されることがしばしばあります。行政と協働していると個人が説明しても、なかなか理解していただけないのが現状です。地域猫活動にとって「餌やり=悪いことという世間の意識」は大きな障害なんです。動愛法の観点から言っても、飼い主がいないとは言え愛護動物である猫を食べさせようすることは良いとは思えません。餌やりを禁止することで餌を求め猫同士のケンカが増え、ゴミを漁ったり住居へ侵入し餌を探すようになります、却って被害の拡大も考え得る問題です。行政との協働で行う地域猫活動はハードルが高く、参加するにはとても勇気と覚悟が必要です。個人活動者の力も野良猫問題には欠かせない存在だと思います。条例による個人活動者の排除は公益に反します。また、協力者を見つけるのは簡単ではなく、TNR後の適正管理上でも餌やりさんの協力は不可欠です。そもそも取り締まりが難しい無秩序な餌やりに罰則をつけ、本当に取り締まるのでしょうか？東京都荒川区でも条例を制定していますが、およそ6年の間に罰則を受けた者は一人も居ないということです。そんなものに意味があるのでしょうか？また、年々苦情が減っているのですから、まちねこ事業が効果をあげ、それにより意識向上をし個人活動される市民も増えているのでないでしょうか？今回のような条例を制定するよりも、活動者をより支援できるよう、地域猫の公益性をアピールし認知度を上げ、終生飼育などの啓発へ力を入れていただきたいです。</p>	女性	40歳代	その他

内容	性別	年齢	居住地
「野良猫は死ね」と言わんばかりの条例には絶対反対です。猫と人に思いやりのある条例にして下さい。猫は好きで野良猫しているわけじゃありません。私は「ノラネコ」という言葉嫌いです。卑下していますね。京都市全域で「まちねこ活動」が広まれば良いのですが、「まちねこ」に至らえない猫を見捨てないでいただきたいと思います。今回の条例はマナーが悪く無責任な餌やりさんを改善するために作られるのですね？自分で言うのもなんですが自分や私の知人は餌やりのマナーは良く周りに迷惑を掛けないように注意をしています。自腹で避妊去勢手術も施し飼い主のいない不幸な猫が増えないように努力をしています。ただ、トイレの設置は難しいです。糞尿の苦情について。市の職員さんは苦情を言う方に、「地球は人間だけのものではないし人間が作ったものでもないでしょう。糞尿はおおめに見てやってもらえないですか？」と話してくれたことはあるのでしょうか？そして次に「増えないように避妊去勢手術しているから、外で暮らす猫は長生きしないから少しの間見守ってやってもらえないか？」と。常々私は糞尿くらいおおめに見てやってほしいと思っています。本当に、思いやりのない人が多いなと感じます。「まちねこ」は地域の人が3人必要や、町内会の承諾、周知徹底、書類での申請、書類審査、現地調査を経て条件に合えば認められるという流れはなかなかハードルが高いような気もします。例えば、戸建てに住んでいる個人が自分の家の庭などに来た猫に餌を与え世話をするのはダメなのでしょうか？もちろん避妊去勢手術はします。その場合もいちいち近所に知らせなければいけないのでしょうか？近所から苦情がなければ良いのではないのでしょうか？四角四面にしなくても良いと感じています。『まちねこ』にしないといけないからと近所で3人募らなくてはいけないのは厳しい場合が多いのではないかでしょうか？この条例により猫が餓死しなくてはいけないようになるとならないようにしてください。餌やりさんのマナーを改善してもらい、避妊去勢手術できない人にはできる人がボランティアで活動の援助をするといった派遣システムを作ってほしいです。捕獲し病院へ運び、術後入院させ元に戻すという作業は一仕事です。東も運転できないといけません。猫の健康状態には神経を遣います。条例が無慈悲なものになるのではないかと危惧しています。「まちねこ」にならなくても個人でマナー良く餌やりなど活動できる人は認めるようにお願いします。四角四面にして飼い主のいない猫が増えては意味がありませんから。今までTNR活動している人には続けてやってもらうという姿勢でお願いします。	女性	40歳代	その他

内容	性別	年齢	居住地
僕の親は、野良猫を捕まえて、赤ちゃんが生まれないようにする手術を受けさせて元いた場所に戻すというボランティアを行っています。そのボランティアのおかげで着実に野良猫は減っていってます。なのに、野良猫に餌をあげてはいけないという条例を出すことで野良猫は減るかも知れないけど栄養不足で死んでしまう野良猫が増えてしまいます。そもそも、人間の無責任な行動によって野良猫がふえてるのに、猫の事を考えない身勝手な条例を出すというのはあまりにもかわいそうです。だから、もう一度考え方直してみてください	男性	20歳未満	京都市南区
こんな条例は、行政による「言い訳作り」でしかないと思います。何かあっても言い逃れできるよう、一見綺麗そうな言葉を並べながら、実は行政側にとって実に好都合な文章ばかりがならんでいる。うんざりします。京都市は去年（平成26年12月8日）『京都動物愛護憲章』なるものを制定したばかりです。そこには、こう書いてあります。『 1. 動物を思いやりましょう。・動物の命を尊ぶ心を子どもたちに伝えます。・飼い主は、動物の健康や安全に気を配ります。・行政は、飼い主の都合でやむなく殺処分される犬や猫をなくすことを目指します。（中略） 1. 動物との絆を最後まで大切にしましょう。・動物を飼う人は、大切な家族として動物が命を終えるまで共に暮らします。（中略） 1. 人にも動物にも心地よいまちをつくりましょう。（中略）・地域の人々で協力して、人と猫が共生できる「まちねこ活動」に取り組みます。』ところが、今回の「京都市動物による迷惑の防止に関する条例（仮称）」では、『身近にいる動物に対し無責任な給餌（餌やり）をしたり、残飯ごみを放置したりしてはならないこと。』とされ、これに反した場合は『勧告』され、『過料』されてしまいます。ここで問題になるのは、「無責任な給餌」という定義だと思います。では、どんな給餌を無責任とみなすかについては、「まちねこ活動支援事業」による給餌以外はすべて『無責任な給餌』と解釈されてもしかたのない表現となっています。お役所さんの考え方や行政の狙いは「野良猫をなくすこと」だと明記されていますから、捨て猫野良猫が死んでくれたほうが好都合なのかもしれません！とあります。野良猫、捨て猫全ては人間がしたエゴな行為からです。野良猫に餌をやるな！と言う前にそんな人間こそ取り締まるべきです。我が国古都の京都府がこんな制定をすることは諸外国から笑われますぞ！！！野良猫であれ、飼い猫であれ、命の重さは同じです。よってこんな制定には断固反対します！！！！	女性	60歳代	その他

内容	性別	年齢	居住地
野良猫への餌やり禁止条例には反対です。現在自費で避妊、去勢手術をして面倒(餌、トイレ)を見ている猫達が10匹以上おります。里親に出せた子も数匹おります。幸い当方では近隣住民の協力も得て何とかうまくやつておりますが、少し離れた所には痩せ細って死にそうな子達が沢山います。その住民の方達は「目の敵」にしているようで、町猫として面倒を見てあげて欲しいとお願いしても、先ずは「誰がお金を出すのか?」と、直ぐにお金の話になり悲しくなります。市がもっと町猫対策に関する取組み方を市民の方々に広めて頂き、トイレも市が管理する物を一定の距離毎に設置して頂けると、糞尿被害も無くなるし、雇用も増えると思います。トイレが出来る砂さえあれば、糞尿は自然浄化されます、定期的に砂を足すだけでも良いです。こんな近代社会の素晴らしい日本が世界ワースト3に先日入ってしまいましたね。原因は「世界で最も動物を殺している国だから」だそうです。こんな汚名を払拭する為にも、京都市が先頭にたつて、この日本の現状を変えて行って欲しいです。	女性	60歳代	京都市左京区
埼玉県からになります。餌やり禁止条例を制定する事は、殺処分をなくそうと努力されいてる他県の行政また、ボランティア団体、個人でボランティアしている一般市民の行為を無駄にしてしまうと考えます。餌やり禁止にしても殺処分減少には繋がりませんし、その時に起こり得る事は、餌やりが犯罪であるという建前の元に起こる住民同士のトラブルの発生です。そもそも、飼育放棄など、人間の都合の犠牲という側面もあり、一概に餌やりイコール悪と決めつけてしまう事のはおかしいと思います。殺処分の減少には元を絶たなければなりません。でも、野良猫だから、飼い主がない動物だからその命を人為的に(殺処分だけでなく、餌やり禁止も餓死させると言うことなので人為的にとみなします)絶ってしまうのは…地域猫活動により問題を小さくする事は可能です。餌やりしている人間にも様々な者がおります。動物が可哀想だから餌やりをする、中には避妊去勢の必要性を何度も説得しても理解されない人もいる。でもこの説得を止めはなりませんし、無責任な餌やりを説得する事、同時に動物販売体勢にもメスをいれなければなりません。動物の販売こそが、殺処分を増加させている元ですから。条例制定には再考をお願いします。	男性	40歳代	その他
餌やりを禁止しても、解決しないと思います。地域活動の充実、TNRの推奨など別の形で問題解決の方法を考えて下さい。	女性	40歳代	その他

内容	性別	年齢	居住地
純粹に餌やりを禁止することが、野良猫の減少につながるとは思えません。現在、野良猫および殺処分が減少しているのは、全国で広がっている野良猫の不妊去勢手術のおかげだと思います。また、その後の「ルールを守った地域猫への餌やり」で、地域に何の迷惑をかけているでしょうか？市の目的があくまで「野良猫を減らすため」にあるのであれば、餌やりを禁止することは、現在必死になって地域猫活動を進めているボランティアさんや専門家の活動を阻むことになり、むしろ逆効果になると思います。	女性	30歳代	その他
私は公園に棄てられた猫たちの去勢避妊手術をしたうえで餌やりをしています。そこで繁殖をしないで生きていくことの手助けをしています。棄てられた猫が悪いではありません。悪いのは不妊手術をしないで猫を飼い、増やしてしまう人間です。問題はすべて人間にあります。猫の餌やりを禁止すること、私たちの市でもそういう看板が建てられそうになりました。しかし、猫の餌やりを禁止しても問題の解決にはなりません。棄てる行為をやめさせなくては、そして不妊手術をもっと広めていかなければ。餌やりにもルールが必要です。置き餌をしない、食べた後は片づけをする、餌は必ず器に入れて与え、器は持ち帰る等々。そのルールを守ってもらえば環境は守られます。餌やり禁止は猫の協力者を陰に追いやることになります。命を守ろうとしている人たちをこそと餌やりをする人たちにしないでください。猫の命を大切にする街は人の命も大切に考える街です。	女性	60歳代	その他
エサやりを禁止するだけでは、根本的な、野良猫を減らすことに繋がりません。猫が人間の出す生ゴミをあさることが酷くなったりも考えられます。それよりも、TNR活動の援助をすること、また市民にその活動を多く広めること、一代限りの命を全うすることを周知してもらうことを助けていただくことが一番ではないでしょうか。エサやりをする方々は、基本的に猫がお好きな方で、家では飼えない事情があって見かねてされているだけです。決まりを守り、糞尿の世話やエサ皿の片付けや、TNRに力を注いでいるかたが大半です。気を付けたいのは安易なエサやりをされる方であって、それとは同じにしてほしくないということです。外での生活は厳しく野良猫と飼い猫では寿命も違います。TNR活動を徹底することで、確実に刹処分も減ります。刹処分に税金を使うなら、TNRに使うほうが長い目で見なくとも確実に刹処分が減るのでそこでの税金は使わなくて済むようになるはずです。どうか今一度何を優先させるべきか再検討お願いします。	女性	40歳代	京都市東山区

内容	性別	年齢	居住地
命ある、生きている動物が犠牲になる条例であること、やり方はともかく、人が捨てたり繁殖制限を怠ったせいで増えた野良猫に心を痛め、お世話する優しい心を持った人を排除する条例であることを考えると、見当が違つていています。こういう動物や人などの弱いものを排除していく条例ではなく、無責任に捨てたり避妊手術もしないまま外に出して飼っていたりする飼い主を先に規制する条例を作るのが、筋かと思います。それと同時に、後片付けや避妊手術をしないまま、ただの楽しみで餌を与える人は周囲の衛生を考えてもらい、糞の始末、清掃、餌の片付け、避妊手術まで責任を持ってやってくれるように訴えていくのが良いと思います。きちんとお世話をしている人には手術費の助成など行うと良いと思います。地域は皆のもの。一部の苦情をいう人ばかりのものではありません。皆が明るく生活できるような地域作りを行政はもう少し慎重に考えるべきだと思います。	女性	40歳代	その他

内容	性別	年齢	居住地
<p>貴案について、私見を申し上げます。「野良猫の餌やりは、まちねこ事業に沿って」とありますが、それは不可能なケースが非常に多いと思われます。まちねこの申請には、町内会等の同意が必要ですが、近隣とのつながりの希薄な現代では、そのような話し合いのできる人的環境がないことは珍しくありません。町内会自体が無い地域もありますし、マンションなどの集合住宅でも同様でしょう。素案では、そのような中で、良心的な有志の方々によって行われている世話をえ、禁止の対象になってしまいます。事実上のまちねこであっても、行政の枠に該当しないばかりに、罰金の対象になるのは納得できません。まちねこ事業の成果として、平成25年度で210頭の避妊去勢手術、とありますが、在野のボランティアの方々は、自腹でそれを上回る件数の手術を行っているはずです。有名な『　』に持ち込まれる件数を見ても判るはずです。失礼ながら、この分野では、行政よりも民間ボランティアの方が、遥かに実績があるわけです。10頭以上の届出に関しては、多頭飼育崩壊を防ぐためだとすれば、実効性を疑わざるを得ません。多頭飼育崩壊を保護した経験から言うと、避妊去勢手術を怠って崩壊を起こすような人が、10匹を超えたからと言って届出をするでしょうか。一方で、10匹以上でも周りに迷惑をかけずに飼っている人にとっては、プライバシーの侵害以外の何物でもありません。私は現在、6匹の保護猫を飼っていますが、自分をボランティアだとは思っていません。動物ボランティアの方々のアツさにも違和感があり、一線を隔して静かに猫と暮らしている者ですが、色々なところから助けを求められて保護に協力し、多くの在野のボランティアの方々の活動を目にしていました。本素案のままでは、自腹を切り、時間をやりくりして活動している人たち、その活動が行政に欠けている部分を大きく補っている幾多の人たちを排除し、結果的に行政自身の首を絞めることに直結すると確信します。また、ボランティアの方たちの保護の下に、ひっそりと生きながらえている野良猫たちが餌を断たれたら、どういう行動に出るか、想像なさったことがありでしょうか。それを、熟慮されての素案でしょうか。身近な動物に関する条例は、地域に暮らす大人だけでなく子供にも影響が及びます。反省から子供を守ることは、言うまでも大切ですが、野良猫を害獣とばかり決め付けず、苦しめず、時間をかけて折り合っていく経緯を子供たちに示せないものでしょうか。そのために、現場を知るボランティアや、獣医師、動物行動学者の方たちに、十分な聞き取りを行ったのでしょうか。本素案からは、そのような周到さや厚味が伺えません。</p>	—	—	—

内容	性別	年齢	居住地
<p>町内でまちねこ活動へ申請して地域猫を世話しています。それとは別に、個人で同地域の猫、他地域の野良猫を手術することもしています。地域住民から野良猫への理解を得るのは容易なことではありません。時間も掛かります。どれだけ時間を掛けて説得しても理解を得られない住民も多くいます。この条例は地域住民に認められない野良猫は飢え死にしても仕方ないという考え方だとしか思えません。条例そのものが愛護法違反ではないでしょうか。また、無責任な餌やりは条例の有無に関係なく餌をやります。現時点でも人目を避けてばら撒くように餌をやり、食べ残しなど片付けることはしません。条例が制定されたところで、さらに入目を避けて餌をやり続けるだけではないでしょうか。返って、責任ある餌やり（繁殖制限手術をし、出来る限りの糞の掃除をし、食べ残しを片付ける）これ以上野良猫が増えないよう、一代限りの命を全うさせたいという餌やりさんがその猫達の世話を出来なくなるだけでしかありません。野良猫に迷惑し苦情を寄せる市民のためだけの条例でしょうか。野良猫との共生を考えることとは到底かけ離れた内容の条例だと思います。私は町内でまちねこ活動申請をし、町内で地域猫の世話をしています。ですが京都市の手術だけでは到底間に合っていないのが現状です。個人で動物病院へ連れて行き、手術している頭数の方が圧倒的に多い。また、術後1週間も猫を拘束されてしまう、素人目にはわからない間にその猫が出産していた場合、そうとは知らずに京都市へ手術を依頼し、1週間帰ってこない。その間に人知れず亡くなってしまう仔猫もいます。そして刺青、、、町内だけでなく他地域の野良猫も個人で手術していますが、暗闇で捕獲器に入った野良猫の耳の中の刺青を確認することは困難を極めます。病院で沈静をかけてから刺青が見つかる、または薄れた刺青に気づかないで開腹してはじめて手術済だと判明する。まちねこ活動支援事業には改善点が幾多とあります。こんな条例制定している時間があるのなら、他にやるべきことがあると思いますが。だから何の、誰のための条例かと思うのです。</p>	女性	30歳代	京都市左京区
<p>地域猫活動を個人でしている愛知県在住の者です。野良猫に無責任もしくはキャバを超えてエサやりをして、不妊去勢手術が追い付いていない方を多く知っています。しかし、その反面、まじめに精一杯活動に取り組んでいる方も多数です。禁止条例を作ってしまうと、真面目に責任もって取り組んでいるボランティアの方々の活動に水をさします。それよりも行政の具体的な指導、啓発活動の推進が大切です。条例は反対です。</p>	女性	50歳代	その他

内容	性別	年齢	居住地
<p>猫の餌やり禁止条例の制定には大反対です。野良猫を減らしていくために活動して個人ボランティアの方たちの存在を京都市は把握しているのでしょうか？所有者不明の子猫の引き取りが4割程度減少していると言つてますがそれは自費でTNRし個人ボラも含めた人たちの成果もあったからです。まちねこ活動に参加したくても条件のハードルが高くて個人で負担を背負ってる人が沢山います。餌やり禁止条例が制定されるとそういった個人ボラ活動に支障をきたすだけでなく野良猫を見殺しにする事になります。それが京都市が掲げる「動物を思いやりましょう」という動物愛護憲章なのでしょうか？そもそも地域猫活動について理解している京都市民は一体どれだけいるのでしょうか？また猫と暮らせる住居は京都市にどれだけあるのでしょうか？私は先日引っ越しで動物と暮らす物件を探すのに大変苦労しました。賃貸だと動物と暮らせる物件は1割にも満たないとの事です。餌やりするなら猫を飼養しろと言いますが気持ちはあってもできない人が多いんです。まず京都市民に「まちねこ活動」について周知徹底協力体制を作り、猫を飼養できる住宅整備などをこれから考えるべきだと思います。京都市の質が問われる問題でもあります。強行突破で安易に餌やり禁止などという恥ずかしい条例を作るのは止めてください。</p>	女性	40歳代	京都市伏見区
<p>現場に於ける餌やり禁止条例の弊害。餌やりさんと地域住民の方々との間に、対立を生む。これまで全国で餌やりをめぐって5件の殺人事件が起きています。内4件は、餌やりさんが反対の住民を殺害。1件は、餌やりさんが被害者です。益々の高齢化社会に於いて地域住民の団結が、災害時等のみならず必要とされているなか、餌やりさんと地域住民の対立を招くだけの条例は作るべきではありません。餌やりさんは絶対に餌やりをやめません。だからこそ殺人にまでいたってしまうのです。私達ボランティアが、餌やりさん、猫の嫌いな方、地域住民皆さんのお話を聞きし、問題点を整理して餌やりさんと協力して不妊手術、猫トイレ設置、地域広報を行います。地道に諦めず行えば、絶対に問題は解決します。餌やりさんを排除してしまえば、猫の情報もつかめず活動自体が不可能となります。餌やりを認めた上で、活動の進め方を考え、行動に移す、これが地域猫活動でございます。</p>	女性	50歳代	その他

内容	性別	年齢	居住地
<p>エサやり、とりわけ野良猫に対してのものを迷惑行為とするのは早急だと思い、他県の者ではありまするがメールさせていただきます。外で自由に繁殖させてしまうような飼い方は、野良猫を減らしていくためにも規制や抑止が必要だと思います。しかし、現状生まれてしまっている猫については、動物保護や命の大切さといった倫理的な面からも安易に殺処分してほしくありません。そうした考え方のもと、自費で去勢手術をしながらエサやりをしているボランティアの方たちもいらっしゃいます。去勢手術をしながら数を減らしていくというのは、すぐに結果が出るわけではありませんが、緩やかでも確実に減らしていくことができます。動物の種類を問わずエサやり禁止となると、その大義名分だけが一人歩きし、こうした活動をしている方たちの足を引っ張る自体になりかねません。行政には何もしないで臭いものに蓋をしようとする人より、街を良くするために活動しているボランティアの方たちをサポートする体制を是非ともとっていただきたいです。歴史もあり、寺社も多く、日本を代表する観光地である京都市には、無責任な動物の飼育とそうではない活動と一緒にするような安易な条例ではない、他の地域のお手本になるような条例を作っていただきたいです。</p>	女性	30歳代	その他

内容	性別	年齢	居住地
<p>条例の制定に反対します。その理由は、最終的には過料の対象となる、「無責任な餌やり」がどのような行為なのか、明確にされていないからです。ウェブサイトに掲載されている、「市民の皆様にお願いすること」の中に、次のような記述があります。「野良猫に餌やりをしようとする方は、猫を自ら飼養いただぐか、又は、「まちねこ活動支援事業」に沿って、適切な管理の下で実施いただきますようお願いします。」上記の引用文中、「まちねこ活動支援事業」に沿って」という文言がありますが、この「沿って」という言葉がどのレベルの言葉なのか、把握できません。「まちねこ活動支援事業」に採択される必要があるのか、あるいは申請する予定があるのか、あるいは申請はせずとも、事業が求める3要件を満たしていればいいのか、あるいは全ての要件は満たさずとも、不妊手術をする、する予定がある等の一定の条件を満たせばよいのか、わかりません。市が、どのような行為を市民に制限しようとしているのか、わかりませんので、条例の制定に反対します。また、無責任な餌やりを禁止しても、きっとその情報は、無責任な餌やりをしている人には届かないでしょう。もし届くとしても、それは近所に住む人からの、「餌やりは禁止されたのでやめてください」という苦情という形で届くだろうということは、容易に想像できます。無責任な餌やりを禁止することは、餌やりに迷惑している人々にとって武器になります。そのため、くすぶっていた怒りが、条例制定をきっかけに同時に多発的に表出することも考えられます。もしそうなって何か事件が起きた時に、市はどのように対応できるのでしょうか。野良猫をまちねこへ変えていくには、何よりもまず、猫を生かしたい人と、猫をどうにかしたい人の、緊張した対立構造を緩和させることが重要です。これは、私よりも、市の職員の方々が、日々の業務の中で知っていることでしょう。この条例が制定されれば、この対立構造は深まります。身近な動物への餌やりをめぐって、市のどこで、どれだけのトラブルが起きるのか、検討もつきません。そしてなにより、人間同士のいざこざの、しわ寄せを受けるのは、身近な動物です。この「京都市動物による迷惑の防止に関する条例（仮称）」は、人と動物が共生するまちになろうとしている京都市にとって、毒になると、私は考えます。</p>	男性	20歳代	京都市西京区
<p>私は今近所の野良ちゃんのえさやりをしています。近所のおじさんやおばさんにどなられています。もちろん野良ちゃんは手術もすませ、えさばこも片付けています。お正月の大雪の日もみんなえさを待っていました。この条例を読んでうつになってしまいました。こんなおそろしい条例がどうぞ出来ませんようにと毎日おいのりしています。何かの間違いですよネ。どうか人間としての思いやりを取り戻して下さい。この条例で野良ちゃんはみんなうえて死にます。ノイローゼになりそうです。野良ちゃんをへらすべくがんばっている私達のじゃまをするのはどうかやめて下さい。</p>	女性	20歳代	京都市上京区

内容	性別	年齢	居住地
<p>動物による迷惑の防止に関する条例には絶対反対です。こんな内容のわからない条例を定めるならば私の愛する古都京都の伝統あるイメージが消失してしまいそうで心配です。私がこの町内に住んでから早12年になります。私が見て来た事で書かせてもらい条例の是非を考えた次第です。ABさんは猫犬を飼っておられ当時から町猫に対しても餌を自宅にて給餌され自費にて猫を保護され自費にて避妊去勢手術をし世話をされて来ておられます。又朝早くからふん回収をされ一日中頑張っている姿を見て条例案の責任もある餌やりとはこういう事であり私自身感動させられておりました。町内において一部の飼主による犬のふん放置（駐車場）にて何度もふみつけ大変困った事がありました。又飼主に捨てられた猫による野良猫化こちらの方の指導の方がより一層強化される事が必要であり猫は野生動物ではなく愛護動物です。悪法も法なりはさるべきであると思います。条例ができるとABさん又たくさんの協力が得られなくなり逆効果であると考える次第です。</p>	男性	60歳代	京都市北区
<p>行政の地域猫活動支援事業は、表向きは野良猫の繁殖抑制や保護に前向きに取組んでいるように見えますが、その実は活動の主体となる善意の市民に全責任の重圧をかけ、また支援の申請を受理するに至るまでに高いハーダルを設定し、結果として活動の幅を狭めています。支援を受けることを諦め、自費で地域猫活動を行う市民は行政の管理下にある活動団体の10倍はいると言われています。野良猫の頭数やフン害苦情の減少は行政の事業の成果よりもむしろ一般市民のボランティア（自費）の功績の方が大きいのです。餌やりを禁止してもフン害苦情が解決するとは思えません。確かに非常識で無責任な人間はどこにでもいますが命を大切にする行為そのものを、行政は否定すべきではないと思います。無責任さを追求するなら、残飯ゴミ放置やフンの放置等の問題改善に努めるべきで、餌やり禁止によって人を裁くのは有益ではないと思います。手っとり早い禁止条例は行政の職務怠慢です。</p>	女性	40歳代	その他
<p>「猫の餌やり禁止条例」に反対します。ノラ猫は野生動物ではありません。もとはと言えば人間が捨てた猫、そういう猫達から生まれた猫なのです。ですから本来は人間が面倒をみてあげるべきなのです。とはいえる誰もが出来る訳ではエサやりの人達は楽しんでやっている訳ではありません。お腹をすかせている猫達を見過ごすことが出来ないから忙しくても体調が悪くてもお天気が悪くても大変な手間ヒマお金をかけてやっているのです。今の季節は更にどこで寝ているのか考えるととても辛いものがあるのです。のら猫をなくしたいのであれば、ボランティア達がどこでも一生懸命取り組んでいるTNRを推進するのが最も人道的です。</p>	女性	70歳代	その他

内容	性別	年齢	居住地
今回の条例の中で野良猫の餌やりに対して全く認めないのは、野良猫を餓死させて猫の頭数を減らすという事です。今、さくらカットをしてその後地域猫として一代限りの生命を養う、餌を与える、後始末をして粪尿も場所を認識して清掃をする。ゆるやかですが頭数もへりました。この様に努力は実っています 今回の野良猫に対する条例を制定するよりさくらカット猫を増やす努力をするべきです。	女性	50歳代	その他
原文「野良猫に餌やりをしようとする方は、猫を自ら飼養していただく」の削除をお願いします。「餌をやるなら、連れて帰れ」と叱られ、限度を超えた多頭飼育で不適正飼育をする例を約20件見ました。野良猫を家に入れると新たな問題を起こすため、行政が強要するべきではありません。原文「無責任な給餌（餌やり）を～してはならないこと」の削除をお願いします。無責任の定義が曖昧でどこまでが良くて、どこまでがダメなのかわからない。原文「改善がみられないケースや悪質なケースに対しては条例の実効性を担保するため～」◆ 勧告・命令（3）◆ 過料（4）の対象から餌やりを除外してください。「まちねこ活動支援事業」で餌をもらっているのは、猫全体の1割にも満たない。それ以外の全てを「無責任な給仕」とは言い切れないため。	男性	50歳代	その他
野良猫は野生動物ではなく、人間の怠慢と無知、無責任によって発生したものです。全国で「地域猫」という取り組みがされており、飼い主がいない猫は去勢して増えないようにしています。京都でもこのような「地域猫」の取り組みが、地域住民や動物愛護団体で行われているものと承知しています。これらの人々から地域猫に対してのえさやりを禁止することは、動物愛護の精神に反し、また、努力している住民を愚弄するものです。京都市はこれらの実態を踏まえ、いたずらに「野良猫を迷惑動物」としないようにして下さい。	女性	一	その他
私は、自身も猫を飼っており、また、野良猫の避妊・去勢手術をしたり、飼い主を捜したりということを積極的に行っている者です。野良猫といつてもひとつの命です。 それを見殺すということをわざわざ市として推奨するということは、倫理的にも間違っていると感じます。県や市によっては、避妊・去勢手術の推奨をし、補助を出したり、共存出来る街作り、命を大切にする街作りをしているところも多くあります。京都は日本のみならず、世界からも注目される都市です。そこで、そういった善い、前向きなご提案をもっとして頂きたいと思います。今回の条例制定には絶対的に反対をさせて頂きます。何卒宜しくお願い申し上げます。	女性	30歳代	京都市 山科区
保護団体及び保護ボランティアさん達は身を削って自費を削って活動されています。TNR活動をなくすことは不幸な子猫を増やす原因となることを知ってください。	女性	50歳代	その他

内容	性別	年齢	居住地
<p>猫の餌やり時のマナーの意識向上は重要ですが、罰則運用については、まずは事情がわかる周辺のボランティア団体の人などを通した対応を行い、その上で行政が対応する方がよいと思います。周辺のボランティア団体の人と行政が連携してクレーム対応できる形にするとよいと思います。また、個人ボランティアの活動を萎縮させないように、絶対に団体を形成しないなければ餌をあげてはいけない、という形ではなく、そうした方を見かけたら担当地域のボランティア団体の人が把握して、問題があれば声をかけて、状況説明などを通して意識向上を図ってもらうような活動形態にすべきだと思います。猫好きには公園や観光地の野良猫はそのためにわざわざ旅行するくらいの観光資源です。できるだけ上手に共生してほしいです。地元ボランティア団体の育成は大事ですが、義務制にはすべきではありません。学生や契約社員などの流動人口の人達、そもそも人付き合いが苦手な人など、地元ボランティア団体に入るには闇が高い個人ボランティアの意識向上と活用はとても大事です。「生き物を大切にする」という気持ちを表現したり、それをもとに地元ボランティア団体とコミュニケーションすることをは、彼らの生活向上、ストレス低減にとても効果がありますし、問題行動の目撃証言や寄付行為など、ボランティア団体のサポートにも役立ちます。ボランティア団体に加入できるようになるためには、生活の余裕やコミュニケーションスキル、知識の獲得が必要で、それを育成できる環境を広く保持しておくことが重要です。野良猫の見守りボランティア間でも相性はあり、また人付き合いの不得手な人もたくさんいます。ですので、ある程度の小さな団体を育成、把握して、それ以外の個人ボランティアを見守る（意識向上をはかる）形にしたほうがよいと思います。</p>	男性	40歳代	京都府内（京都市以外）
<p>飼い主のいない猫を増やさないためにどれだけの労力とお金を使っている人がいるか、文句ばかり言っている人には想像もつかないでしょう。環境省は人と動物が幸せに暮らす社会の実現プロジェクトを唄い、どうぶつ基金様は猫の去勢手術費を支給してくれるようになりました。餌やり禁止条例は今までの苦労が水の泡となる残酷な条例です。避妊去勢の徹底を飼い主に義務づける法律のほうが大切ではないでしょうか？</p>	女性	50歳代	その他

内容	性別	年齢	居住地
「野良猫への餌やり禁止」に反対です。そもそも野良猫は人間の無責任により存在しています。また「地域猫」として餌をやりながら避妊手術を行い、野良猫を増やさないよう努力しつつその命を見守っていこうとボランティアで行動されている方もたくさんいます。それを安易に禁止する事でやめさせようというのでしょうか。人間のせいで過酷な環境で必死に生きている野良猫達の命はどうなってもいいのでしょうか。京都市は動物愛護の進んだ街だというイメージがありましたが、この条例案で全く違うのかと愕然としました。「動物による迷惑行為」と簡単に決めつける前に、考えられる対策がもっとあると思います。	女性	30歳代	その他
野良猫による害を確実に減らしていくには不妊手術をしていくのが、最も効果的な方法であると思います。そして、そのために地道な努力をしているのは、エサをやってる人達です。公認ボランティアになるのは、あまりにもハードルが高く、ほとんどのエサやりにはほぼ不可能です。無責任なエサやりがいるのは事実ですが、そのために、自費で日夜努力している人達を排除していくような条例は認めることはできません。不妊手術を進めていくには、その地域にどんな猫がいるのか、どの猫が手術済でどの猫が未手術なのか把握する必要があり、そのためには、エサやりは必要な行為です。猫を増やすためなく、減らすために頑張っているのです。ペットショップでの生体販売、安易な遺棄など、根源には触れず、エサやりを敵対視するのは間違いではないでしょうか。私は長年、全くの自費で猫たちの不妊手術をしてまいりました。町内のほとんどの人たちは、それをしていません。私の町内で野良猫が増えていないのは、私の努力も多分に関係していると思っています。ほめてほしいなどとは言っていません。どうか今の日々の努力を、法の力で禁止しないで下さい。ゆっくりと、しかし着実に成果はあがっているのですから・・・弱い者たち、役にたたない者たちを排除する世の中に、明るい未来はないでしょう。	女性	50歳代	京都府内（京都市以外）
この条例制定に反対いたします。 【理由】「無責任な餌やり」の定義が不明確なうえ、この条例制定により、「全体的な餌やり禁止」だと誤解を招く恐れがある。また、餌やりを制限することにより、TNR活動の妨げになることが予想される。TNR活動において、餌やりさんの協力は絶対必要である。まちねこ活動があるとはいえ、単独で行動されているボランティアさんも大勢いる。「3人以上のグループを作る」など、枷をつくるべきではない。この条例により、多くの単独で動いているボランティアさんがリタイアしてしまう恐れがある。日本の重要都市、京都において、動物との「共生」から遠のくような今回の条例制定は大変残念である。	女性	30歳代	その他

内容	性別	年齢	居住地
餌やり禁止の条例に反対です。無責任な餌やりの定義があいまいです。中には民間の市民が猫を保護する為に、活動されているケースが多く、猫を救う為に罰せられてしまう可能性があります。そうすると、猫を捕獲して不妊去勢手術をする迄にいたらなくなり、益々野良猫が増えてしまい、糞害の苦情も減らなくなります。まちねこ支援事業以上に、10倍以上の市民達が猫を保護する活動の成果により、野良猫の糞害の苦情の件数は減っています。市民達の協力の成果につきます。まちねこ支援事業の内容をみても、猫を保護する内容とは思えないくらいに充実してないですよ。餌やり禁止条に反対します。	女性	40歳代	京都府内(京都市以外)
迷惑防止という名前は動物愛護という目的から外れている。短絡的視点ではなく、長期的な視点でこの問題は解決すべき。野良猫に餌をやることを禁止すれば迷惑防止になると考えられてるようだか、禁止すれば現在個人的にまちねこ活動をして避妊去勢手術を自費でしていることができなくなり、野良猫が増える。よって野良猫に餌をやる行為の一律禁止に反対します。のよって家庭で飼われている犬まちねこ活動が町内全員の賛成無しにはできないのはあまりにも厳しい。一人でもできるようにすべき。飼い猫に避妊去勢を義務化。	女性	50歳代	京都市右京区
野良ちゃんの餌やりに罰則は反対です。収容所に収容する他に町猫という選択肢もあります。ペット可でない部屋に住んでいる人もいっぱいいます。	男性	50歳代	その他
私もエサやりをしている一人です。地域の方々と一緒に去勢、避妊もしてトイレの設置もしています。他の地域の方、愛護団体の方、個人的にも活動をしている方、たくさんの方々がボランティアでおられます。そういった方々の努力を無駄にしないで下さい。私たちなりに、少しでも野良猫が減っていくよう努力しています。エサやりを禁止にして何が解決するのでしょうか?行政の方は何を見ているのでしょうか?もっともっと色々な方の意見も聞いて下さい。	女性	40歳代	その他

内容	性別	年齢	居住地
僭越ながら申し上げます。「野良猫の糞尿への苦情→餌やり禁止」はあまりにも現状を無視した短絡的・表面的な策で、むしろ悪影響だけが懸念されます。今や全国に広まりつつある地域猫活動をご存知であると願いつつ書きますが、この活動においては、秩序ある餌やりさんが時間、場所を決めて事後の清掃等も含め心を碎いて活動されています。病気や怪我の治療も行い、人と猫との健全な共生を目指すものです。この度の条例が制定されてしまえば、こうした秩序を守り真面目に取り組んできた活動を全否定する事になりますが、一方で各地に、例えば野生動物に無秩序に餌やりするようなモラルの無い住民が存在しますが、そうした方々は条例は無視することが予想されます。自己の浅はかな満足の為の秩序無い餌やりのみが行われることで、糞尿被害は逆に増加し、また人間への警戒心を失った猫が虐待目的の悪い人間の餌食になってしまふ可能性もあります。このような条例は完全に白紙に戻し、1から有意義な議論を重ねて下さいますよう切に願います。	女性	40歳代	その他
京都市の子猫の殺処分数が減っているのは「まちねこ」効果もありますが、実際は個人のボランティアが自費で何匹もの「野良猫」に手術を施し、その代わりにその猫一代限りの命を守ってあげると言う活動によるものが大半を占めます。京都市の手術の数を愛護団体の施した手術の数とでは比べものにならないくらいです。この少数の「まちネコ」以外「えさやり」を認めないなら京都市の大半の野良猫は餓死します。また中途半端な条例の為野良猫を増やさないで餌やりをして来た人の立場を悪者扱いする事になります。京都市は現状をもっと調査して餌やりボランティアと手を組むべきです。世界一あこがれられている古都「京都」は、おびただしい数の猫を餓死に導く事になります。この条例案は撤回して下さい。	女性	60歳代	京都市下京区
「虐待禁止」と言うのなら、今まで行っていた猫の餌やりを行うことが出来なくなるのは、矛盾していると思います。地域猫であっても、手術を施し管理の上で過ごしている猫達にとって餓死させてしまうことになり虐待になってしまいます。猫を飼っている人でも外に出している人もいます。手術もせずに出されると増えてしまうことになるかもしれません。「増やさない」を重視してほしい。	男性	40歳代	—
条例は、野良ネコに対してのイジメと同じです。なぜネコだけがこの様な事になるのですか。飼い犬でもきちんと“フン”の始末をせずにいる人もいます。野良ネコにごはんをあげている人達はきちんと最低のルールもってネコと接しています。まして、ネコのごはん代、避妊去勢手術代もすべて自腹です。きまりをもって行動している人達が多い中一部の人達の勝手な行動で野良ネコすべてが悪いとされるのはとってもおかしいです。	男性	70歳代	京都市東山区

内容	性別	年齢	居住地
猫の餌やり禁止に反対します。まちねこ事業といえば聞こえはいいですが、現実問題として市や県がどれだけ尽力しているかはなはだ疑問です。実際に不幸な子を増やさないための不妊去勢に貢献しているのはボランティア団体であり、ボランティアの人たちが根気よく野良猫を餌付けし、捕獲し、不妊去勢手術を施し、場合によっては里親探しをしてるんじゃないですか？十分に資金も資材も提供しない行政が現実・現場を知らずにただ空想だけでやろうとしているに過ぎないと思います。もっと現状と現場を知ることから始めてください。	女性	20歳代	京都市中京区
「餌やり禁止条約」は反対です。餌やりを禁止するということは猫に死ねと言っているか、どこかへ行ってしまえと言っているのと同じです。私達は野良猫を飼って不妊去勢手術をして飼っています。さらに、野良猫を捕獲しては自費で不妊去勢手術をして野良猫を増やさないようにしています。猫は愛玩動物なんです。	女性	30歳代	京都市中京区
罰則によっての意識の向上は無いように思う。人それぞれが動物を愛する気持ちを高めることの方がより大事なことのように思います。たとえばまちねこという呼び方があることがそのすべてではないか。飼い主がペットを可愛いがるように野良猫と呼ばれる猫達も色々と世話ををしていられる方を私も知っています。本当に動物の命の大切さを感じ避妊手術をし、まさしく献身的に世話をされている姿はまさしく人と動物との関わりを大切になさっていると思います。個人ができる最大限の努力をされています。罰則を強化、過料するだけでは解決できないと思う。	—	60歳代	その他
無責任な餌やりとみなされつてのが理解できない。それにこの条例で死ぬ数と餌をあげすぎて増えすぎて殺処分される数って長期的にみるとどうなるんだろうか。この条例ができるて猫に餌をやる人がいなくなると思いませんか？減少するかもしれませんのがいなくなるとは思えないのですが？そして餌をあげる人を政府がさばききれるかという点でもあり得ないと思います。ですので、この条例で猫に対して壊滅的なものになるとは思えません。まず、ボランティア活動でもし、やむなく餌やりが必要（捕獲後去勢手術のためなど）になったとしてもそれは無責任な餌やりではないため取り締まれないように思います。では逆にボランティア活動に影響を与える部分とはどこにあるのでしょうか。	—	—	—

内容	性別	年齢	居住地
<p>大筋では大変結構な取り組みだと思います。ですが、もっと現状について理解して下さりたいと思います。もう条例は施行する方向で動いておられるのでは？行政とはそういう考え方ですね。①まず悪いのは人間です。動物の生き方、意見に耳をかたむけて下さい。彼らの自然体を人間よりに考えて抑える事は動物を愛する精神に進行します。（国際的に・・・国際都市京都でしょう。）②（もう条例を施行するつもりでしょうか？）もっと意見をきいて下さい そうした機会をつくって下さい ③人間が悪い・・・動物と向き合う上でのマナーの向上の啓発が大事でしょう。今まで行政で条例をつくって良い方向へ進んだ例が（多く）ありますか？糞の始末、タバコ、自転車など、それよりもまず個人のマナーや良心や問題の大切さの自覚を促すことが大切です。もっと前向きに活動して下さい。④地域の人たちから冷たい目でみられながらも（個人で出来ることはしれていますが、）良心的に動物のためにボランティアを続けている方達を知っていますか？もし参考の意見をお聞きになりたいとおっしゃるならご紹介いたします。（是非聴いて頂きたいですが）危惧することは条例により、そのようなボランティアの活動が規制されてしまうことです。救ってきた命が散らされてしまうのでしょうか。どうせ行政は裏の組織に頼っても殺処分してしまうのでしょうか？（反論して下さい。）国際観光都市京都が先進国に逆行するような条例をつくってはならないと思います。基本はたしかに「人にも動物にも心地よいまち」をつくるためです。それは大変結構なことです。⑤ボランティアを活動にもっと導入なさってはいかがですか？トラブルも多く必ずしも行政が本気で取り組んで下さるとは思えないんですけど、期待しています。横浜、東京浅草寺付近、だんだん坂、大阪城公園、江ノ島その他、こうした地域の取り組みも参考にしてみて下さい。いずれにしても動物が大好きで人間と共に存することとした対策は応援します。※しかし紙一枚で条例を制定してしまうような行政の考え方はきらいです。もっと意見を聴いて下さい。ボランティアの取り組み活動を理解して下さい。殺処分は絶対反対です。</p>	女性	60歳代	京都市左京区

内容	性別	年齢	居住地
(1) 野良猫へ餌をやる人に所有権を押し付けることは法的にできません。野良猫は民法上の「無主物」です。本人が希望しなければ無主物の所有者になることを他人が押し付けることはできないからです。また、その野良猫に万が一、本当の飼い主がいたら、飼い主の所有権を侵害してしまうことになります。さらに猫を終世飼養するには200万前後の費用が必要ですので、猫を飼うことを強要すると財産権の侵害となります。(2) 無責任な給餌(餌やり)の定義が明確ではありません。周辺環境や住民の愛護意識の程度によっても何が無責任なのは変わります。ある場所では置き餌が大丈夫かもしれませんがある場所では難しいかもしれません。野良猫に寛容な地域と猫嫌いの人の多い地域でも「無責任」の意味が違います。所によって状況によって基準や定義が変化するようなこがらを条例にすることはできません。(3)(4) 民法に抵触したり、基本的人権を侵害し違憲の可能性があることを命令したり過料をかけることはできません。罰則を定めながら違反行為の要件が明確でない条例、または許可の範囲が不明確で行政(権力)に幅広い裁量権があるような条例は基本的人権を侵害し憲法違反となります。今回、所有者不明猫への餌やり禁止の場所や方法状況等、どんな行為が無責任な餌やりとして違反なのか非常に曖昧になる可能性が高いと思われます。この様に適用範囲が不明瞭な条例は作ることができません。市民が自分の行為が違反かどうか予測できず、解釈もできないような法律は作ることができません。不当な罪により罰せられる市民を生み出す可能性があるし、解釈する側(この場合は市)が自由に裁量できる(どうにでもできる)と、不公平な事態が起きうるので憲法が保障する基本的人権の平等権侵害の恐れもあります。※罰則付きで野良猫への餌やりを制限するような条例は作らないでください。ボランティアへの偏見を助長し活動がしにくくなります。※「無責任な餌やり」といつても定義や基準が明確ではないので、市民が不当な罪で罰せられてしまい、基本的人権侵害の恐れがあり条例には反対です。※野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害になるので適切ではありません。この条例が成立したら大変危機的です。条例化を阻止しなければなりません。	男性	60歳代	その他

内容	性別	年齢	居住地
(1) 野良猫へ餌をやる人に所有権を押し付けることは法的にできません。野良猫は民法上の「無主物」です。本人が希望しなければ無主物の所有者になることを他人が押し付けることはできないからです。また、その野良猫に万が一、本当の飼い主がいたら、飼い主の所有権を侵害してしまうことになります。さらに猫を終世飼養するには200万前後の費用が必要ですので、猫を飼うことを強要すると財産権の侵害となります。(2) 無責任な給餌(餌やり)の定義が明確ではありません。周辺環境や住民の愛護意識の程度によっても何が無責任なのは変わります。ある場所では置き餌が大丈夫かもしれませんがある場所では難しいかもしれません。野良猫に寛容な地域と猫嫌いの人の多い地域でも「無責任」の意味が違います。所によって状況によって基準や定義が変化するようなこがらを条例にすることはできません。(3)(4) 民法に抵触したり、基本的人権を侵害し違憲の可能性があることを命令したり過料をかけることはできません。罰則を定めながら違反行為の要件が明確でない条例、または許可の範囲が不明確で行政(権力)に幅広い裁量権があるような条例は基本的人権を侵害し憲法違反となります。今回、所有者不明猫への餌やり禁止の場所や方法状況等、どんな行為が無責任な餌やりとして違反なのか非常に曖昧になる可能性が高いと思われます。この様に適用範囲が不明瞭な条例は作ることができません。市民が自分の行為が違反かどうか予測できず、解釈もできないような法律は作ることができません。不当な罪により罰せられる市民を生み出す可能性があるし、解釈する側(この場合は市)が自由に裁量できる(どうにでもできる)と、不公平な事態が起きうるので憲法が保障する基本的人権の平等権侵害の恐れもあります。	女性	40歳代	その他
自主的な地域猫活動での餌やりは許容してはよいのではないか?事実、野良猫対策として行政の取組だけでは限界があると思う	女性	50歳代	京都市西京区
京都市動物による迷惑の防止に関する条例に、反対します。まちねこ事業に登録されていない野良猫への餌やりは禁止するなどとは、とんでもないことです。まちねこは、町内の理解を得た野良猫でないと、登録できないのですよね。町内の理解を得られない事例もたくさんあるはず。また、まちねこ事業に頼らずに、避妊去勢を個別に頑張っておられる餌やりさんも大勢いらっしゃいます。その方達の頑張りを無視するおつもりでしょうか。「京都市の決めた条例にはまらない野良猫の命は、見殺しにしろ」京都市は、そういうふうに言っているとしか思えません。世界に誇れるまち京都が、このような条例を制定しようとしているなんて一京都市民として、本当に残念でなりません。	女性	40歳代	京都市左京区
地域猫に取り組むのが一番です。国立市を参考に。殺す事での解決なんて京都に似合いません。	女性	30歳代	京都市中京区

内容	性別	年齢	居住地
京都市だけの問題ではありません。せっかく街ねこ、地域ねこの機運が高まりつつある地域への多大な影響があります。条例化は絶対反対します。餓餓へ追い込み死なせて減らす手法は人間的ではありません。減らしてから街ねこではなく減らす為に街ねこでなくてはなりません。京都市におかれましては、重大な誤りを犯さないでください。	女性	—	その他
京都市では町猫との共存を目指す素晴らしい条令ができると聞いていましたが、エサやり禁止とのことで大変驚いています。地域猫活動は全国で拡がり成果を上げていますが、捕獲の為、又手術後のメンテナンスの管理飼育は欠かせません。一律にエサやり行為を禁止するとほとんどの地域猫活動はできなくなります。各地でボランティアが TNRM(捕獲手術共存メンテナンス)により飼い主不明猫を減らしています。ぜひ正しい認識で糞尿被害も減らすべく地域猫対策を考えて下さるようお願いします。	—	—	—
餌やり禁止は、野良猫は死ねと言う事でしょうか？確かに無責任に餌を与える避妊しなければ不幸な仔猫が増え不幸な連鎖は止まりませんが避妊することを前提になら餌やり禁止にしなくても良いのではないですか？	女性	50歳代	京都市 右京区

内容	性別	年齢	居住地
<p>「京都動物愛護憲章懇話会要領」を拝見させて頂き、意見を述べさせて頂きます。京都市では、地域猫推奨にあたり、東京都のモデルプランにご興味がおありかと思いますが、東京都の「飼い主のいない猫との共生プラン」の中に、以下のような文章があります。***「餌やりをする人がいるから増える」と、給餌する人が問題の元凶であるかのように行政もボランティアもとがめていた時期があったが、それは「餌やりするねこ好きの人」と「迷惑をこうむっているねこ嫌いの人」との 2 者対立構図を産むだけで、問題の本質を見えにくくし、解決にはつながらない。そもそも給餌する人は常習者を含めてあまりにも多く、とがめて歩いても地域の雰囲気が険悪になるだけで、徒労に終わると感じた。餌やり問題に対して、ある行政担当者が「外にいるねこに対して餌さえ与えなければ、ねこは散っていく。」と回答した人がいる。例えば、不妊去勢手術を済ませたうえで、餌を与えて管理している人もいるので、もう少しねこの習性や現場の状況について勉強してもらいたいし、また、背景についても分析・検討して対応いただきたい。●ある市でも同様の相談を受けたが、この際は当該公園管理担当者との話し合いで「エサやり禁止」のプレートを「与えるならば片付けと不妊去勢手術を」というように改めていただいた。**** 以上のことからもわかるように、地域猫活動で一定の成果を上げた東京都は、決して飼い主のいない猫に対しての餌やりを禁止したのではありません。逆に懸念を示しています。餌やりを禁止せずに、各地域間で定めたルールを尊重しながら、地域猫活動を行ってきたのであります。京都市も東京都の結果を踏まえてそれに倣いたいと言うのであれば、成果を上げたと言う結果だけをみるのではなく、内容についても参考にして頂きたいと思います。そこを勘違いしていると、同じ結果を得る事は難しいと言わざるをえません。</p>	女性	50歳代	その他

内容	性別	年齢	居住地
京都市大丈夫ですか？地域猫活動を知っていますか？私の住む でも、毎年額は少ないですが、助成金を出して、地域のボランティアに避妊去勢手術をさせて、野良猫が増えないように数を管理しています。私の住む でも、地域猫活動を住民に理解を得てやっていて野良猫の数が、増えていません。手術をしていない子がいないからです。この2年で産まれた子猫が0です。今いる野良猫も4年足らずの寿命で、その数も年々減って来て います。住民と猫活動を通して、コミュニケーションをし、住民同志の繋がりも強くなりました。餌やりの方法ですが、日没後から12時と決め、場所を汚さないよう、タッパーに入れます。置き餌禁止で片付けを徹底して います。餌やりは、公園、ラブホテル、駐車場です。全て所有者に活動内容の話をした上で、餌やりの許可をもらっています。私の活動は2年になります。猫好きと猫嫌いが半々いますが、お互いの目標が野良猫を減らし、0にすることです。今は、猫嫌いの人にも感謝される活動になりました。もし、何か協力できることがあれば、連絡ください。	女性	40歳代	その他
餌やりは自由ですかたづけをしたり、きちんとしたらいだけです あなたの目の前に食事も満足にとれない子供がいたらどうしますか？食べ物をさしだしませんか？えさをやらなくても飼い猫がふんをしたりすることだってあります なんでも規則ばかりつくっておけばそれでいい、つてことないはずですよ 避妊手術や去勢手術に補助金を出すとか もつといい案はあります くだらない規制をかけないでください	女性	40歳代	その他
お願いです 地域猫としてちゃんとやれば迷惑とかかかるないと思いま すからエサはあげてください 生き物に優しい町にしてください	女性	50歳代	京都市 上京区

内容	性別	年齢	居住地
京都市動物による迷惑行防止条例反対です。「まちねこ活動」で年間何匹が手術できますか？今の実績が200匹、増やしたとしても3倍もできないでしょう。個人で手術をしている人が何万人ともいるだろうに、その方の活動を保護せず、地域に丸投げして手術数が増えたら順番だからと後回しにし、責任を市民に押し付けるつもりですか？犬猫の引取数・譲渡数の数値実績をみたら、「まちねこ活動」をやる前に、ふん尿被害の苦情対策を検討する前にやるべきことがあるのに…と怒りがこみ上げてきます。犬の譲渡数は増加し殺処分数は減少しているのに、猫は90%が殺処分され譲渡されるのは5%です。この割合は過去数年間変化がありません。今年度の殺処分頭数は940頭余り……これに対する努力はせずに、「まちねこ活動」で引取数を減らそうという思惑にしか受け取れないのです。これは自治体の怠慢としか言えません。そしてその対策を恩着せがましく手術費用出すから、動物好きの人がボランティアでやってください。地域も揉め事が起きた場合、ボランティアが責任持ってください。と柔らかい文面で言っているようにしか思えないのです。税金で自治体が責任逃れをしやすい条例を作るのではなく、もっと本当に動物命の事を考えた条例を作って下さい。	女性	30歳代	京都市下京区
餌やり禁止条例に反対します。地域猫活動を行って下さい。宜しくお願ひします。	女性	40歳代	その他
殺処分などという、ホロコーストのような無慈悲な行為を無くしていくために、まちねこ事業の運営はすばらしい一歩だと思います。ただ、この意見公募を知るきっかけになったあるブログから以下を転機します。→「まちねこ事業で年間に手術される地域猫は200頭あまりだそうです。それは、京都では有名な飼い主のいない犬猫の去勢避妊を行っておられる「　　」でひと月に手術される頭数と同じです。たったひと月分・・・まちねこは、町内の理解を得た野良猫でないと、登録できません。町内の理解を得られない事例もたくさんあるはず。また、まちねこ事業に頼らずに、避妊去勢を個別に頑張っておられる餌やりさんも大勢いらっしゃいます。その方達の頑張りを無視する？」この意見をどう受け取られますか？私は京都市が登録された犬猫以外を切り捨てようとしていると非難する気はありません。なにかを始めなければよくなりませんし、理解してもらい誹謗をなくしていくのも事業の一環かと考えます。しかし、ぜひ”まちねこ”に該当しない犬猫、その命を大切にしている方々の活動にも光をあててください。”まちねこ”に該当しない部分は取り締まることもあるだけでなく、かくかくしかじかの支援を行います。。。や　このような条件を満たせば”まちねこ事業”にあてはまらなくとも取り締まらない等を明示して頂きたいと思います。世界中から、京都市から、私の住む町から殺処分がなくなりますように。のらさんたちと人間が共生できますように。	女性	50歳代	その他

内容	性別	年齢	居住地
<p>犬猫ふん尿被害対策検討プロジェクトチーム事務局 御中</p> <p>初めまして。私は、いわゆる「餌やり禁止条例」が制定されようとしていることを最近知った者です。条例案を目にしてないので、詳細な内容は分かりかねるところではあるものの、意見を述べさせて頂きたく、メッセージをさせて頂きました。大阪在住の者であり、京都市民ではなく大変恐縮ではあるのですが、目を通して頂けることを、そして条例案につき再考頂けることを願っております。</p> <p>【犬猫の殺処分数の統計からの考察】公開されているデータを見ますと、京都市でも未だ多くの犬猫が殺処分になっていますが昨年度の記録では犬の殺処分は24頭、それに対し猫は100頭近くも殺処分とされています。ただ、それでも4年前（平成21年度）に比べると、1746頭⇒938頭と半数近くにまで減少しています。自治体で殺処分される猫の8割方は子猫だと聞きます。それだけ減少したのはやはり「子猫が（以前に比べて）減ってきた」からではないでしょうか。これは、各地でボランティア団体がTNR活動（飼主不明猫を捕獲・不妊手術し、元の場所へ放し、給餌をして管理し、一代限りの命を全うさせる）を続けてきた、一つの結果だと思われます。</p> <p>【餌をやらなければどうなる？】餌を与えなければ、飢えた猫は放浪する範囲を広げ、空腹のあまりごみを漁り、結果、人に迷惑をかけることになります。人間の情として、お腹を空かせた猫に、食べ物を分けてやる人はどうしても出できます。観光客の多い京都であればなおさらです。そして、不妊手術をしない限り、どんな過酷な環境でも繁殖はしていきます。「餌やりを禁止すれば猫はいなくなる」といった短絡的な問題ではないのです。</p> <p>【国際都市 京都がそれで本当にいいの？】また、多くの外国の方が訪れる京都市が、「猫に餌をやらずに減らす政策を取っています」と、果たして胸を張って言えるのでしょうか。痩せた猫が目につく街を、他の国の方々は果たしてどう思われるでしょうか。</p> <p>【他の自治体は？】大阪市も数年前、罰則付き餌やり禁止条例を制定しようとしたことがありました。結局は動物愛護管理法との関係もあり、また、市民団体との話し合いもあり、現在では「街ねこ」事業として地域・ボランティアの力も借りながら、共存の道を選択しています。この方向性は、大阪府内の他の市にも広がってきてています。</p> <p>＊＊＊ 不幸な猫を減らす、TNR活動にはまず餌をやることが不可欠です。一見、逆に見えるかも知れませんが、その活動こそが、殺処分数を半減させてきた大きな理由のひとつなのです。餌やりを禁止と条例で定めてしまえば、こうした活動に一律にストップをかけてしまうことになります。「無責任な餌やり」とそうではない餌やりの区別をつけることは不可能なのですから。日本が誇る京都だからこそ。他の都市よりもさらに先を行く、今ある命を大切し、共存していく懐の深い選択をして頂きたいと、心より願っています。</p>	—	—	その他

内容	性別	年齢	居住地
餌やり禁止に反対です、適切な餌やり方でなら良いと思います 禁止では猫達を殺しているのと同じになります	女性	50歳代	その他
反対です。何故ならネコに関してですがおそらく餌をあげる事によってまた増えてしまうのが迷惑に繋がるという事なのでしょう。それならば増やさなければ良い対策を考えて下さい。TNR という方法がありますのでぜひ京都でも取り入れて欲しいと思います。練馬区を是非参考になさって下さい。	女性	40歳代	その他
野良猫問題は餌をあげなければ、解決する問題ではありません。TNR をご存知でしょうか？【TNR】T：トラップ・捕獲器で安全にノラ猫を捕獲する。N：ニューター・不妊・去勢手術をする。R：リターン・元の生活場所に戻してやる。 年間 17 万頭もの犬猫が殺処分されている現状があり、その大半が猫です。猫は繁殖能力がとても高い。沢山居るノラ猫が繁殖することにより、処分されてしまう猫が増え続けるだけでなく、地域住民とのトラブルの原因にもなります。そのような状況を改善するために有効な手段が TNR です。———TNR をし、適切な餌やり清掃をして、その猫達一代の命を地域で見守っていく。これを「地域猫活動」といって今、各地で広がりつつあるものです。東京都や各県でも地域猫活動の啓発などをして、不幸な猫が減るよう努力している地域があります。その中、京都はただ、餌をやらねければいいとお考えなのだとしたら…あまりに安易です。なんの解決にもなりません。京都が餌やり禁止をして、上記活動を必死に頑張ってる人を罰するということは「命を守りたい人=悪」と言っているのと同じです。上記活動をしっかり調べてみて下さい。特に東京都練馬区は区、ボランティア、区民が連携して成果を出しています。どうか「餌をやらねければいい」と終わらせらず、猫にも人にも優しい方法がある事を知って頂きますようお願いします。猫を増やしたのは人間。増えたら処分。これを正しい事と子供達に説明出来るでしょうか？	女性	40歳代	その他
京都市 ご担当者 御中 京都市動物による迷惑行為防止条例（仮称）」の制定に強く反対します?一部の無責任な飼い主さんや餌やりさんだけをみた条例の制定はやめてください！原案の条例では地域の方と合意の上で地域猫活動をされている方や猫達も行政の処分の対象になってしまいます?どうか地道に頑張っている動物愛護団体やその協力者の意見もお聞きください。そして、猫達の被害を減らそうと頑張っている方達や捨てられたり行き場のない動物にも理解のある世界にも誇れる京都市を目指してください！どうぞよろしくお願ひいたします?	女性	40歳代	その他

内容	性別	年齢	居住地
私の京都に住む知人は、地域猫活動をしています。自費で野良猫を捕まえ不妊去勢をし、餌をあたえ、トイレの始末を毎日おこなっています。しかし彼女は「まちねこ活動支援事業」という枠組みのなかでその活動を行っていません。彼女のような人が罰せられることのない条例にしていただきたいです	女性	40歳代	その他
餌やり禁止法に反対します。もちろん身勝手な餌やりさんによる野良猫の増殖、ごみで汚れることはよくないことですが。動物の殺処分0運動に変えて欲しい。餌やりさんはボランティアさんに指導してもらうとかできないでしょうか、避妊去勢手術する、残った餌塔責任もって片付ける等。	女性	50歳代	その他
野良猫に餌をあげる事を禁止しても、何の問題解決にもなりません。地域住民同士の関係を悪くするだけです。それよりも、増やさない事が重要なのです。問題を解決出来る地域猫活動があるのですから、このような条例を作る意味はないと思います。敢えてややこしくするだけなのでは・・・上記の理由により、野良猫への餌やり禁止の条例には反対です。	女性	30歳代	その他
野良猫がいる現状には様々な必然性があると思っています。野良猫を迷惑者と感じて排除したい人もいれば、同情する人もいて様々です。苦情を言うだけで何もしない人が多いので、私は住んでる地域で毎日餌をやり避妊手術して増えないよう努力しているつもりです。京都市の主張は、野良猫は餌やりする人の飼い猫であるかの様に責任を押し付ける感じがします。それに、住宅街や海や公園や野良猫が棄てられて暮らす場所はいろいろあります。京都市の言われるような画一的な条件で管理するのは不可能です。行政の言う事が正しい、それに従え！従えなければ罰を与える！と言うようなルールに違和感を覚えます。	女性	50歳代	その他
家の近所では人間の勝手な理由で成猫や子猫を捨てに来る人が多いです。そういう猫達をきちんと避妊や虚勢をして里親を見つけ、近所みんなでお世話をしています。ただ餌をあげている者とは違います。迷惑行為は、避妊、去勢をせずに飼っている方、そしてむやみに捨てる人達こそが迷惑行為。犬の散歩中に排泄物をそのままにしたり、備え付けのごみ箱に捨てる人、リードを何メーターも長くして原付きで散歩する人達こそが迷惑行為と言うべきではないでしょうか。餌やりをしている人達を罰するのであれば、その猫達を避妊、去勢をさせ、予防接種などの医療もするというルールにすればいいと思います。そうすれば、増える事も無くなります。イコール不幸な猫も増えない。となりませんか？避妊、去勢済みの見分け方は、耳にカットがしてあります。素人目にも分かりやすいです。どうぞ人間の身勝手で捨てられ苦労している不幸な猫達に前向きにご検討くださいませ。宜しくお願ひ致しますm(_)_m	女性	30歳代	－

内容	性別	年齢	居住地
県外の者ですが、Facebook を拝見してご意見させて頂きます。餌やりをして処罰されてしまうような事があつてよいのでしょうか？野良猫はそもそも野生の動物ではありません。ペットを簡単に捨ててしまう人間に問題があるのではないのでしょうか？地域によってはボランティアが避妊去勢をし、地域猫として生きている子達もおります。先ずは野良猫の避妊去勢を市が協力して取り組みこれ以上増やさない事が大切なんだと思います。野良猫だからって命を粗末にしないで頂きたいです。地域のボランティアさんと協力し、地域猫として生きる道を検討して頂きたいものです。	女性	40歳代	その他
わたしは京都のものではないですが、これが施行されることでモデルケースとして全国に浸透するのは困るので反対いたします。もちろん不妊手術をしていない猫に餌をあげるだけではダメなのはわかります。しかし、ボランティア活動で不妊手術のちリターンした猫への責任として餌やりをしている人が多くいるにもかかわらずそれをごっちゃに考えているような内容なので、一部わかりやすく訂正していただきたい。不妊手術を自己負担でやってる方も多くいるのです。目的は何なのか、単に野良猫を減らし被害と苦情を減らすことが目的なのか、産まれてもすぐ殺処分が待ってるかわいそうな子猫を減らしたいのか、その両方だと言うのならわかりますが、野良猫を減らすため餌やり禁止、と言うのなら生きてるもの殺すこととなんら変わりありません。不妊手術の啓発と助成制度などの努力をした上で、もう一度検討するべきだと思います。	女性	50歳代	その他
私は で猫のTNRの個人ボランティアをしています。もう300匹近くの猫たちを避妊去勢しました。里子に出すことができた猫もたくさんいます。私がやっていることは手術だけではありません。ある地域では猫屋敷だったところが建て替えとなり 15匹ほどの猫が追い出されることとなりました。もちろん手術は終えた猫ばかりです。猫には縄張りもありますから 家を追い出されても移動はしません。結局その地域に野良猫としてなんとか生き延びています。私は大金をはらって手術をしました。ですからこの地域にこれ以上の猫を増やしたくはないのです。地元の人間ではありませんが、二日に一度車を飛ばして給餌を続けています。そして手術が終了している目印の 「耳カット」 がない猫が紛れたら そのたびに手術を施しています。これによってこの地域、昔は猫がウジャウジャいたのですが2年間、仔猫の姿は見ていません。増えていないのです。増やさないために術後も給餌をしながら管理していく必要があるのです。それをしなければあつという間にまた猫は増えるのですよ。「えきやり」をただの「無責任行為」と簡単に考える方は本当に現場を知らない、暖かい窓の中から外を眺めているだけの人です。	女性	50歳代	その他

内容	性別	年齢	居住地
野良猫へのえさやりは確かに迷惑行為とおっしゃる方が多いかもしれません。ですが完全に禁止するのではなく地域猫の制度を取り入れるか、行き場のない猫を保護するか何か対策を考えいただきたいです。ただ禁止するだけでは野良猫でも日常的にエサをもらっていた子がお腹を空かせてゴミを漁ったり他の問題も出てくると思います。観光地で野良猫が多いところとして江ノ島がありますが、街中に避妊手術の費用のための募金箱を設置し観光客も募金していました。猫たちとも共存できる方向でご検討いただけたら幸いです。	女性	30歳代	その他
私は をしているものです。地域猫活動は野良猫の被害を減らすこと、苦情を減らすこと、対立する地域住民双方の意見を聞き、ポジティブな雰囲気に徐々に変えていき、しいては地域の活性化につなげることであると思っています。あくまで愛護目的ではありません。また同時に野良猫が増えないようにするので殺処分数も減らすことができます。殺処分はもちろん税金を使って行っているわけです。私自身は全く餌やりはしていませんが、重要な情報源が餌やりさんです。また不妊手術のあと飼い主のいない猫がゴミ荒らしなどをしないようにするためにや、新たな猫の流入をいち早く感知してすぐに手術を行うためにも、きちんとしたルールにのつった餌やりが不可欠です。この餌やりさんと流しの困った餌やりさんの区別がつかぬまま、付近の住民の方たちに餌やり禁止の条例だけが知れ渡った場合、今後の地域猫活動に大変大きな支障がでてしまうと懸念されます。東京オリンピックに向けて東京都では殺処分ゼロを目指して努力を続けています。ぜひ京都市でも地域猫活動に積極的に取り組み、餌やり禁止条例で活動を妨げないようにお願いいたします。	女性	60歳代	その他

内容	性別	年齢	居住地
<p>愛知県で個人で猫のボランティアをしています。自費で近所の野良猫に避妊去勢手術を行い 増えないようにし一代限りの命として見守ると共に、近所の方の理解を得て給餌・トイレの設置などをして世話をしています。私の居住地では個人でやるしかないので個人でしていますが名古屋市などでは市を上げてTNRや地域猫の活動をするなど野良猫と住民の共生をはかっています。名古屋市のガイドライン 問答無用の条例化はおかしいと思います。京都市のこの条例化の話は猫のボランティアをしている仲間では大きな問題だと話題になり各団体HPや個人のブログでも大きく取り上げられています。制定されれば私を含めその人たちが何らかのアクションを起こすことになると思います。個人で細々とやっている人は多いのですよ。命を差別しないで！※罰則付きで野良猫への餌やりを制限するような条例は作らないでください。ボランティアへの偏見を助長し活動がしにくくなります。※「無責任な餌やり」といっても定義や基準が明確ではないので、市民が不当な罪で罰せられて しまい、基本的人権侵害の恐れがあり条例には反対です。※野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害 になるので適切ではありません。以上</p>	女性	40歳代	その他
<p>餌やりと言っても ただ 可愛いと 餌を 与えるだけのものから きちんと保護 避妊、去勢をし その代で 終わらせる様 手を尽くし 餌を与える方まで 様々だと思います それを 一括りにされて そんな条例など作れば 飢えた動物が ゴミを荒らし 民家に侵入し 最悪 人に 危害を加える様になるかもしれません 上っ面だけで 決めるのではなく まずは 野良を増やさない対策を取るのが 普通だと思いますが?ボランティア任せの TNR 活動を 市で 補助をするとか 捨てる行為に対しての罰則強化とか 保護、里親探しの強化とか 販売、ブリーダーなどの規制とか..餌やるな だけで済む話ではないはずです 根本の 原因を 解決する 対策をとってください 動物も人間と同じで 生きています 人間が 飢え 理性を無くせば どうなりますか? 理性のない 動物なら尚更です 餌やり禁止=野良が減る みたいな 子供の様な考え方の 条例は 反対です</p>	女性	30歳代	その他

内容	性別	年齢	居住地
<p>「京都市動物による迷惑行為防止条例（仮称）」制定反対です。これでは、たとえ自費で猫の不妊手術を施し餌やりの後片付けをしていても、無責任な餌やりとして違反とみなされ過料が課せられてしまいます。そして、今まで行っていた猫の餌やりを行うことが出来なくなります。京都市では、まちねこに認定されない野良猫が数千匹いると推定されます。この条例を通してしまえば何千匹もの猫を飢死させることになります。これは動物虐待であり、動物愛護法に違反するものです。京都市が掲げる“人と動物が共生できるうるおいのある町”京都動物愛護憲章にある“動物を思いやりましょう”といった文言に相反するものです。京都市では、「まちねこ活動支援事業」で平成22年から現在までに650匹の猫が不妊手術を施され「まちねこ」になったそうですが、同じ期間で民間のボランティア団体の『　』（動物愛護病院）では、その10倍以上の猫に不妊手術が施されました。これは、地域猫活動をしているボランティアによって京都市の「まちねこ活動支援事業」が支えられているということなのです。民間のボランティア団体の『　』で手術されたほとんどの野良猫は、「まちねこ活動支援事業」の条件に当てはまらず、自宅では飼えないので仕方なく地域猫として餌を与え、管理されているのです。この条例が施行されたとしても、この猫たちの給餌を止めることは出来ません。餌やりしなければ何千匹の猫が飢死してしまうのです。野良猫は人間の無責任な飼い方で増えていったものです。これらの野良猫を、京都市はこの条例で餌をやる事を止めさせて“殺してしまおう”としているのです。野良猫への餌やりを制限し、ボランティアの活動を反社会的とみなすこの条例を認める訳にはいきません。もし、この条例を制定を止めることができないのであれば、この条例は、現状の地域猫活動の主旨である“命を大切にする”ことに重視した内容とし、「置き餌をしない・餌やりの後片付けをする等」の餌やりのマナーに対しての条例にすべきです。</p>	女性	50歳代	京都府内（京都市以外）

内容	性別	年齢	居住地
「京都市動物による迷惑の防止に関する条例（仮称）」を読み、無責任な餌やりには注意および指導は必要です。しかし、動物愛護ボランティアにまで規制がかかるような条例はでは、動物愛護の心はどこにいってしまっているのでしょうか？餌やりをすることで、生ごみをあさらずまちの美化にも関係があり、また、餌をやることで、捕獲しやすくなり避妊去勢手術もでき、頭数の減少へとなっている事は、全国でも評価されている事ではないでしょうか。野良猫は生き物です、ゴミではありません。無責任に飼い捨てる行為には、動物愛護法でも示されていますが、身勝手な行為には条例での罰則も必要です。行政は時に、嫌いな意見（この場合は猫が・・・）に耳を傾け、心や命を重んじる気持ちでボランティアをしている市民の意見は排除されようとしています。少数意見（ではないかも知れないけれど・・・）をも知り、誰もが気持ちよく生活できる社会をつくるための条例になることを願っています。この条例は、わがまちでも生じる条例内容ですので、気になります。	女性	50歳代	その他
この条例に野良猫についてのことを入れるのに絶対反対します。せっかく京都市は地域猫（町猫）を進めているところで、成果もでているそうなので、もうしばらくは地域猫でやっていったらどうですか。動物憲章はソフトで好ましくかったのですが、この条例案は偏りが強く公平さに欠けているうえ、罰則が安易についているのが賛成できません。基本的人権を脅かすような条例だと言わざるを得ません。町猫と憲章で根気よく頑張ってほしいです。	女性	30歳代	その他
まずは地域猫として避妊去勢をしその世代限りにすることはできないのでしょうか？餌やりしてする人もボランティアなどで構成し管理できるのではないか？資金や地域住民などの問題もあるとは思いますが動物に対する良い取り組みであれば京都なら世界の方々に見てもらうこともできると思います。もう少し動物に優しい京都であってほしいです。	女性	30歳代	その他

内容	性別	年齢	居住地
<p>こんにちは。　　で管理(避妊去勢・決められた時間の餌やり・糞拾い・無責任な餌やりをしている人への注意・置き餌の撤去・地域のパトロール)された野良猫の世話をしている中学生です。中学生だからまだ子供、とは考えないでいただけだとありがたいです。私達(10人ほどのボランティア)は、場所を公開された地域猫(登録されると必然的に公開されるようですが)をされている方々が、虐待・誘拐・捨て猫に悩まされていることを知っています。　など…そして、そのようなことがないように、うちの地域に猫がたくさんいることを秘密にしていただくように、1人1人に呼びかけをしています。なので平和に地域猫活動が行えています。ところが、市や区に登録したら…場所や頭数が公開され、虐待と誘拐、捨て猫だらけになるでしょう。私は市や区に登録しなくても「決められた時間と場所での餌やり・地域住民の理解を得る・糞拾い・避妊去勢」が出来ていれば、それは「無責任な餌やり」ではないと思っています。なのでこの条例の制定には反対です。せめて、地域猫(まちねこ)に登録しても、場所などの詳細情報が公開されない(情報が漏れない)ようにしていただけたら、皆さんまちねこに登録してくれると思います。私の考えに過ぎませんが、情報が公開され、猫が平和に暮らしなくなるのが心配で登録出来ない方もたくさんいるのではないかでしょうか。条例の制定は、情報を公開しないで登録できるようになってからでも、遅くはないのではないか?文章力がないので所々文章がおかしいところがあるかもしれません、これが私の考えです。もし暇があればですが、この考えについてどう思ったのか、教えていただけると幸いです。そういうのが禁止されているようでしたら、無視してください。宜しく御願い致します。</p>	女性	20歳未満	その他
<p>野良猫に関してですがこの条例には反対です。何故なら生きていくのに食べていかなくてはならないのでエサがもらえないのならごみを漁るしかありません。そうなってしまったらごみが散らかし放題になってしまいます。そして野良猫がどんどん増えて悪循環です。私はTNRを強くお勧めします。殺処分に税金を投入するのではなく人間とうまく共存出来るように考えて頂きたいです。去勢手術の代金の補助なども積極的に取り入れて頂きたいです。練馬区は良いお手本になると思います。</p>	女性	40歳代	その他

内容	性別	年齢	居住地
<p>今回の条例案を拝見させて頂きました。野良猫の餌やりでトラブルになり、結局毒を撒かれたり虐待されたりと猫達が犠牲になるという悲しい結末になっていることも事実です。餌やりさんも、餌をあげ無責任に増やして行く方と手術をして増やさないようしている方と考え方が2つに別れます。ですから『無責任な給餌』とひとまとめにされてしまいますが、きっちりしている餌やりさんのトラブルの原因になりかねません。実際『まちねこ』に認定してもらえるのが、かなり難しい事であるというのは、門川市長はご存知でしょうか？結局、認定されなければ自分達で手術に連れて行き、大人の猫は慣れない仔も多いので、元の場所へリリースし、1代限りにするしか減らす方法がないのです。餌をやる猫全てを『自ら飼養』というのは、不可能に近いということです。このままの形で条例が通ってしまえば、『まちねこ』以外のほとんどの猫達は、餓死してしまうことになります。せっかく、京都市が前向きに『まち猫活動の支援』や『京都動物愛護センター』の設立という、命を大切にされる素晴らしい取組を始められ、とても嬉しく思っておりましたが、これでは門川市長のお考えに一貫性がないように思えます。せめて餌をあげる事に対し、手術済みの猫は『まちねこ』と認定して頂くか？手術済みの猫の餌やりは、認めて頂くというようにして頂きたいです。そして行政や私達市民と力を合わせて、まちねこに認定されない猫達の手術をしていき、殺処分で減らすのではなく、命を守りながら減らすという考え方で行って頂けないでしょうか？どうか子供達に『邪魔なものは、無くして行く』ような教えをするような京都市にならないように、そして私達大人がそうならないようにしていかなければなりません。門川市長をはじめ行政の皆様も大変だと存じますが、今一度細かい部分の書き換えを宜しくお願ひいたします。</p>	女性	40歳代	京都市北区

内容	性別	年齢	居住地
「京都市動物による迷惑の防止に関する条例（仮称）」に関する意見書これは京都市だけの問題ではありません多くのボランティア（個人・グループ・団体）によってTNRが進められた結果の現状であることの認識が（行政にも地域の住民にも）されていません。【まちねこ事業】の定義にかなった猫以外には餌をやるなという考え方は、個人でコツコツと繁殖制限に努めている人たちをないがしろにしています。そういう人たちのお蔭で猫の繁殖が抑えられていることを知って頂きたい。今回の京都市の「京都市動物による迷惑の防止に関する条例（仮称）」の内容をみると、まちねこ事業の定義から外れた猫に餌をやることを禁じるものになっています。公共事業である【まちねこ事業】は、ボランティアによって支えられています。そして、まちねこ事業（地域猫活動）に携わるボランティア団体・グループにとっては、個人活動家は大きな助けになっています。この個人活動家の数がどれほどのものか把握されているのでしょうか？えさやり禁止ではなく、地域ごとに地域事情にあったルールをつくって公共事業である【まちねこ事業】を推進していく姿勢を強く望みます。先ず、増やさないことが優先されるべきだからです。さらに、餌をもらえなくなった京都市の猫は近隣地域へ移動します。近隣への配慮にかけていませんか？	女性	一	その他
絶対に反対です。そもそも猫の餌やりさんには、2つのタイプがあり、1つは確かに餌だけ与える困った人ですが、もう1つは猫の避妊去勢を進め、地域猫活動に発展させることができる人です。条例ができると、人は餌やりを批判するようになります。その時、避妊去勢をしながらちゃんとした活動をしている人まで排除されます。猫が嫌いな人にとて、条例は批判の根拠を与えることになり、餌やりさんはどんどん隠れて活動、又は止めるでしょう。そうなると、ガリガリに痩せた野良猫が増え、ゴミは荒らされ、鼠が増える、街並みは汚くなるでしょう。野良猫の問題は、人間の問題です。野良猫の殆どは元家猫です。一番悪いのは自分のペットを棄てる人、次に悪いのは避妊去勢をせずに餌だけ与える人です。しかし、条例は避妊去勢をしながら活動している人に一番ダメージを与えます。そんな条例を作るより、ボランティアまで活動を広げた方たちに意見を聞き地域猫活動を進めてください。地域猫に成功した地域を訪問して勉強してください。猫や餌やりを排除しても、野良猫問題は解決しません。解決は地域猫しかない！条例ではなく、ボランティアと協力しあい、猫に優しい街を造ってください	女性	50歳代	その他
一方的に全部を悪と決めつけるのはどうかと思います、ちゃんと責任もつてお世話している方もいらっしゃいます。もっと愛のある平等で前向きな法改正を望みます。	女性	50歳代	その他

内容	性別	年齢	居住地
TNR活動に伴う避妊去勢をするためには、野良猫への餌やりは必要です。一括りに無責任な餌やりを禁止することには、反対です。TNR活動を登録するなど、社会的な認知が得られるよう条例で認めるようにしてほしい。まちねこ活動については、強硬な猫嫌いが聞く耳をもたないので、個人活動者が地元合意を得るには難しいし、説得の間に出産してしまうので現実的ではない。	女性	30歳代	京都市伏見区
もっと命を大切に考えてください。私は無責任な餌やりには反対ですが、きちんと避妊、去勢し、一代限りとして自腹で増えないように努めています。餌をすることで、ゴミを漁るのが減り、家に勝手に上がってこないようになります。飢えた猫たちは餌を求め、ゴミを散らかし、家に進入したりもします。一代限りとして京都全体でまず、餌やり禁止より、避妊、去勢、一代限りをもっと徹底するべきです。避妊、去勢するのは、餌やりさんや、ボランティアさんが多いです。餌やり禁止にしたら、避妊してくれる人を減らし、もっと悪化させます。命を大切に思ってる人が条例を作ってください。簡単に命を考えないでください。人が命を大切にしないで、これから子供達に何を教えられますか。人間の事ばかり、自分達の事ばかりではなく、動物も人間も同じ命です。もっと広い優しい心を持ってください。	女性	30歳代	その他
神奈川県在住のものです。京都と言えば、日本人の心のふるさと、あこがれの都市です。これから条例を制定されること、どうかまず貴市の動物関連の地域活動家の方々の行動をサポートしていただきたいなど願っております。とくに、野良猫の不妊治療を貴市が積極的に、行いやすいように応援・援助することが今イチバンに求められることではないかと思います。他県民の私たちが「さすが京都！」と尊敬できるような、よき条例を決めてくださいますよう、そしてこれまでがんばって影の活動をしてきた地域の方々のチカラをこれからも生かすためにその方々への応援、よろしくお願ひ申し上げます。具体的には、地域活動家の「不妊治療推進活動」をサポート、お願ひいたします。	—	—	その他

内容	性別	年齢	居住地
<p>「京都市動物による迷惑行為防止条例（仮名）」に断固反対します。</p> <p>■猫に餌をやる人すべてが「無責任な餌やり」ではありません。動物愛護の精神が広まりつつある今、避妊・去勢手術を行い、適切に餌をやっている人は大変多くいます。猫が嫌い、興味のない人にとって違いが分からぬいだけです。「餌をやるなら家につれていい」などという意見は、この活動の意図が分からぬい故の発言の代表です。適切に野良猫の面倒を見ている人は決して趣味でやっているわけではありません。</p> <p>■違いがわからぬい最大の理由として、不妊手術をし適切な場所で適切にえさをやることが、野良猫の数をコントロールする最良の手段だと日本では広く知れ渡っていなことだと思います（欧米では猫を飼っていない人でも当然の知識として知っている一私は北米在住）</p> <p>■行政は猫に避妊・去勢手術をした上で、適切に餌をやることの有効性と、その活動への理解を市民に促し、その活動をしている方々（たいてい自腹、ボランティア）をバックアップする義務があると思います。それがひいては町の環境の向上と動物愛護の促進につながるからです。</p> <p>■しかし上述のように、一般の人には無責任な餌やりと、責任を持って餌をやるボランティアさんとの違いが分からぬい、定義もあいまいなので、条約が制定されればボランティアさんが理解のない人々の批判を受けるなど活動しづらくなったり条約違反で罰せられることがあります（実際他の自治体では発生している）。毎日の餌やりは外で行うため、いろんな人の批判の目にさらされることは精神的な負担にもなります。その都度説明しても、すぐ理解してもらえるわけではありません。</p> <p>■そして問題の大前提ですが、野良猫は「人間の身勝手によって作られた」ものです。飼い猫を捨てる、ペット業者が処分に困って捨てる、不妊手術をしない飼い猫が外で子猫を産む、飼い主が家で産まれた子猫を捨てる、家猫が迷子になる、など。「餌をやったから増えた」動物ではありません。人間の身勝手によって生まれた動物は人間が愛情を持って守ってやる義務があります。</p> <p>■京都は多くの外国人が集まる国際都市です。この先オリンピックが近づけば必ず外国メディアは現地の動物の扱いについて報道しあげます。その時先進国日本が不妊手術の徹底をしないまま、餌やりだけを禁止する条例を作っていては驚きの目を持って見られること必須です。</p>	女性	40歳代	その他

内容	性別	年齢	居住地
近くの方達と町内で見かける外猫達の餌やりと捕獲、去勢避妊ワクチン接種を出来る範囲でしています。子猫は保護して貰い手を探し、成猫は又放す事が多いです。町内会で賛同が得られれば、町猫として補助も受けられるのですが、そういう事は難しいのです。これからも餌をやり、出来る限り、捕まえて去勢避妊したいと思っています。現在は2014年11月に避妊した母猫が春と秋に出産していて、秋の子は3匹、保護して検査ワクチンを済ませて貰い手を探しています。春の子達3匹はもう人慣れしていないので、捕獲して去勢避妊して放すしかありません（捕獲が1番難しいです）外の猫に餌をやらなくなると、ごみ箱を漁ったり、余計嫌がられ、最悪餓死することになります。そうでなくとも、外の猫は車にはねられたり、毒を食べたり、短命です。外の猫達に餓死しろ、と言うのですか？この条例は本当に辛いです。個人でこういう事をしている人間が多く居る事を分かって下さい。大好きな私の京都が弱いものに優しい京都であるよう願っています。	女性	60歳代	京都市左京区
外にいる猫への餌やりに関連する内容を条例に含めないでください。自宅に連れて帰るかまちねこ活動支援事彙に参加するかの二者択一を迫るのは乱暴すぎます。細々と個人で世話をしている人もいて、飼い主のわからない多くの猫がこのような市民の善意で命をつないでいます。もっと柔軟に個々のケースに応じてほしいと思います。善意の市民が、猫を嫌う一部住民の故意の嫌がらせによって罰せられたりしたら、人権侵害だと思います。	女性	40歳代	その他
町猫登録されていない猫でも個人のボランティアの自費で不妊手術されている猫に対しての餌やりは認めるべきだと思います。そうでなければ、町猫よりもはるかに多い野良猫を餓死させるような条例を作ることになります。動物愛護法に反しているのではないのでしょうか。	女性	30歳代	京都市南区
飼い猫、野良猫にかぎらず不妊手術の徹底が問題解決だと思います。いきなり餌やりを禁止するのではなく個人の力をも借りてTNR活動をするべきです。今までもらっていた餌をもらえずにお腹をへらしてうろうろしている猫たちを見殺しにするのですか？子供にきかれたらどう答えるのですか？餌やり禁止の部分は再検討してください！！お願いします。	男性	30歳代	京都市南区
折角手術して子猫を増やさない人にえさやりを禁止するなんて絶対反対です	—	70歳代	京都市右京区

内容	性別	年齢	居住地
<p>私は の地域猫の世話をしている住民の1人です。私達の活動を参考にしていただければ思います。まず今回の条例は無理があり、反対です。私達はこの10年以上かけてすべての猫の避妊去勢手術を” ”のお世話になり、おこなってきました。里親さがしもし、費用はすべて私達が出しあって努力してまいりました。行政（緑地管理課、 ）, 警察の方々にも話し合って互いに協力し適切な管理のもと、がんばって参りました。10年以上で150頭の猫を手術、現在は1/10に減り15頭ほどになりました。その間糺余曲折あり（どんどん猫が捨てられるわ、えさやりの文句はいわれる）苦労しましたが、地域のみなさまには理解を得、涙ぐましい努力をしてまいりました。今までは、地域猫も定着し、日常の風景となり、ほとんどトラブルはありません。でも大きな公園ですので 等の他地域のお客さんのえさやりに対する文句がたまにあります。私達の手におえない相手には、行政の方のお世話にもなり、感謝しています。この条例が、制定されると困った地域からの捨て猫が増える可能性があります。現に最近耳をハート形にカットした地域猫が捨てられていました。（この条例を意識してかどうか？）この は もり、外国人もたくさん歩いてられます。特に外国人人は動物に関しては寛大で” Oh, they are neuter”と親しみを持って寄ってこられ、観光京都市の良いイメージにもつながると思いますが・・・私達の地域は比較的意識の高い人が多く、やりやすいのですが、地域によっては価値観も事情もちがうでしようから、一律にえさやり禁止（愛護法に反します）、罰則を課すような短絡的なやり方は無理ですし長続きしません。この公園ではふん尿のトラブルはむしろ他地域からの犬の方が問題になっています。無責任の犬の放しがい等も私達の迷惑になっています。保健所だけでなく行政の他の部署との横のつながりを大切にし、もっと勉強していただいてご検討お願いします。</p>	女性	一	京都市左京区
単に餌をやる人を罰するのではなく、これ以上増えないように避妊去勢手術を奨励し、不幸な猫が増えないよう、対処して下さい。	女性	50歳代	その他

内容	性別	年齢	居住地
<p>少しハードルが高いように思いました。不妊治療を済ませ餌の後片付けをして排泄物の処理を徹底することで当面良いのではないでしょうか?不妊治療をすれば猫の代も一代で終わり、やがて猫も少なくなります。五年間地域猫の活動をし、分かったことは人を通して猫が増える理由は無責任な餌の与え方と不妊治療を怠ることです。餌の後片付けをしなければ他の猫が匂いを察して定着します。実際10匹の地域猫に毎日お世話をしましたが、結局皆 交通事故や虐待をされたりなどで、5年間生き延びた猫は皆無でした。ここまで厳しい政策をしなくとも地域猫の猫の人生は短いのです。皆さん好き好んでお世話をしているのではなく、すんだ世の中に小さくても生きている命を見過ごせないのでないでしょうか? 寛容ある政策をお願いいたします。当面は上記の基本的な世話の仕方で良いのではと考えます。</p>	女性	40歳代	京都市北区
<p>いま、様々な方がだからのご意見があると思いますが、荒川区ですでに行われた当条例の結果や、なぜこの条例を制定しようかと考えている京都市の内容を理解すると餌だけあげ、糞尿をそのまま、あげた餌もそのまま、猫の避妊、去勢手術もしないから、汚い、猫が集まり、新たに猫が生まれたりして増えてしまうということが問題なのですよね。京都市は市民の方々が地域猫の世話をしたり、TNRを行う団体などとの連携はないですか? 餌やり禁止をするだけでなく、苦情を頼りに餌やりだけしている場所の特定ができるれば、餌やりをしている人も巻き込み、TNRの推進や地域猫としての餌やり、他にしなくてはならないことなど、その場所でのできることを進めればいいと思います。餌がなければ、猫は場所を移動するだけです。猫が生息する場所はたくさんになってからでないと、見つけることは難しい。しかし、たくさんになってから、TNRを進めることも大変です。場所を知ることができ、数頭のうちにバースコントロールができると考えれば、餌やりを禁止するより、情報収集ができると考えてみてはいかがでしょうか物事の悪い点を見方を変えて、いい点にしてみてはいかがでしょうか。</p>	女性	40歳代	その他
<p>外猫への給仕に関して、☆「可能な限り」自ら飼養頂くか、又は「出来る限り」まちねこ活動支援事業に沿う。という風に「可能な限り」「出来る限り」を入れて頂きたい。住宅事情、猫事情等により飼えない場合、町内会の同意を得られない場合もある。飼うかまちねこかの二者択一では難しい。個人でTNRをしている方もとても多いし、その活動で猫の引き取り数、糞尿被害苦情件数が減っているのは事実である。ルールを守って給餌しつつTNRしている方の活動が制限されるのはおかしい。動物愛護憲章の「動物を思いやりましょう」に則った今いる猫の命を守ってください。</p>	女性	60歳代	京都市北区

内容	性別	年齢	居住地
10年ほど前より、地域の野良猫の多さと生まれて、死んでいく子猫の姿に胸が痛み、tnr活動を個人でしております。京都市のまちねこ活動を知り、同じ志を持つ仲間を町内会で募りましたが、積極的に協力して下さる方はいませんでした。可哀想な野良猫を増やさない為にも、と既に20数匹個人で捕獲し、自費で避妊去勢手術をし、毎日給餌をしております。今回の条例の制定では、無責任な餌やりときちんと目的を持って活動している個人と傍目からは非常に解り難い点があります。3人以上の有志を募り京都市のいうまちねこ活動は、とにかく、毎のことでもあり、そう簡単に集まるものではありません。また、例えまちねこ活動として京都市に承認してもらえたとしても、無料で受けられる手術は数が限られており、それも、順番待ちの状況で結局子猫が生まれてしまう為、個人の費用に頼っているのが現状です。私は、何年も地道にコツコツと活動をしているボランティアの者を追い詰めかねない罰則には意味はないと思います。それより無料の手術の数をもっと増やしていくことの方が結局は、まちねこ活動を促し意識を高めることにつながると思います。罰則などよりもっと現実的目を持って頂けないでしょうか？地道な活動をしてきた者がまるで、犯罪者のような立場に立たせないで下さい。見えないところで、どれだけの人間が自分の経済を切り詰めてでも頑張っているのかも、どうか考えて下さい。お願い申し上げます。	女性	60歳代	京都市伏見区

内容	性別	年齢	居住地
<p>にて野良猫の不妊手術のボランティアをやっている者です。 には という制度があり、T N R やえさやりを行っています。 私じしんは 制 度以前から活動をしておりまして、私の居住地付近では新たな仔猫が大量 に生まれるという事態はあまりみかけなくなりました。 行政の掲示物も、 「えさをやるな」ではなく、「置きえさをしないこと」という呼びかけで す。 今回の貴市の条例案の骨子を読みますと、あまりに拙速な内容で、動物 愛護管理法の精神から乖離がありすぎます。 野良猫をなくすために、? 自ら飼養するか、?まちねこ活動支援事業に沿って行え、とされています。 それでは、?自宅に連れ帰れという件・・・これは京都市は、すべての市 営住宅はペット可とする、ということが前提ですね。 さらに、市営以外も 公営住宅はペット可、さらに民間賃貸住宅にも行政指導する、というこ とが伴わないと実現不可能なことを市民に要求していることになります。<? まちねこ支援活動が成立してない地域の猫の処遇はどうお考えですか? 猫は野生動物ではなく、虫や小動物を捕食して生きているわけではありま せん。 人の手からえさを得て生きる人間社会内部の生き物です。 ?に該当 してない猫には市役所の担当職員が適切なる給餌を行う、ということにな りますか? それとも猫の餓死、衰弱死を想定しているのですか? 行政の センターでの殺処分が困難になったその代替案として、地域で猫を餓死に 追い込み、行政コストを下げようという判断でしょうか? 非常に性急な 法制化にまず、京都市の市議会担当委員の方々のご見識、条例案作成担当 職員の方の、他市、他地域での前向きで、動物愛護的な行政指針の情報収 集がなされたのか、疑問です。 たとえば千代田区、国立市など、罰則付き えさやり禁止条例などなくても平和的、人道的に野良猫の絶対数を減少さ せています。 世界的に高名な観光都市、多くの大学を抱える文化都市京都 でこのような拙速・偏った条例が制定されるのは、非常に印象が悪いです。 ぜひ、この条例案から猫の部分を削除することを提案します。</p>	女性	60歳代	その他
<p>私の理解によると、まちねこ活動支援事業の条件とは以下のとおりです。 *活動団体を作る（2名～3名） *町内会等の同意を得る *猫の管理方法を決める（猫用のトイレの設置など） 本条例が施行されると、上記の条件を満たさなければ、たとえ自費で猫 の不妊手術を施し、餌やりの後片付けをしていても無責任な餌やりとして 違反とみなされ、過料が課せられのではないかと危惧します。 餌やりのマ ナーについてのような条例にできないでしょうか。</p>	男性	40歳代	その他

内容	性別	年齢	居住地
ご近所の方が外猫の世話をされています。猫達は有志で費用出し合い避妊去勢手術を受けさせました。ご飯は敷地内で食べきる量をあげ、敷地内にトイレを設置してできる限りマナーを守って世話をしていると思いますが 町内では飼い猫を外に出したり他人の敷地内にエサをばらまくような方もいて まちねこ認定をとでも受けられる状況ではありません。条例が制定されまちねこ認定された猫以外エサやりをしたら罰則を受けるようになってしまったらこういう猫達が餓えてゴミをあさったりという迷惑行為が増えると思います。今までコツコツ個人の力で野良猫を増やさないように活動してきた人と本当に迷惑行為をしている人とをひとまとめにして処罰するような条例には賛同できません。まちねこ認定とまではいかなくとも避妊去勢手術を受けさせ、エサやり、トイレマナーを守っているのなら 今いる猫達が生を全うするまでの世話を続けられるような条例にしてください。	女性	40歳代	京都市上京区
餌やりを単に禁止するのではなく、ノラ猫や、放し飼いをしている猫の不妊、去勢手術をすすめるべきです。餌やりを禁止すればネコがいなくなるわけではありません。なぜ日本すぐにこういう安易すぎる決まりを作りたがるのでしょう。海外の成功している方法を取り入れるとかの考え方はないのか。本当に動物に思いやりのない国ですね。情けないと思います。環境を改善させたいのなら、もっと真剣に考えましょうよ。専門の方だっているはずです。意見を取り上げて下さい。優先するは、猫の不妊去勢です。餌やり排除のような決まりは断固反対です。	女性	40歳代	その他

内容	性別	年齢	居住地
個人的なボランティアさんや、ボランティア団体さん達が、不妊去勢手術を自己負担や寄付によって行い、その猫達の空腹を、エサやりボランティアさんやボランティア団体さんが、行っています。そういう事が、ようやく軌道に乗り始めているというのに、今更、現場を観察しもせず、何をしようとしているのか、意味不明です。ちゃんと、現場に足を運び、(1回だけではなく、複数回。)正しい現実、現状を、把握して下さい。恐らく、猫についての不満を訴える方というのは、単に猫が嫌いだから、居なくなつて欲しい、という単純な理由だと思います。猫は、外にいても、害獣である、ネズミの天敵でもあります。わが家も、長年猫がおりましたが、猫が亡くなつてから、ネズミに悩まされる様になりました。多分、猫を嫌っている方々のお宅も、縄張りに入つていれば、少なからずも、ネズミから守られている筈です。無責任な人間が捨てた猫を、また、無責任な方法で駆除するなんて、人間として、あり得ない行動だと思います。わが家の様に、諸般の事情により、次の猫を受け入れられないけれど、猫の現状を憂いでいる方々は、沢山いらっしゃると思います。今、きちんと現状を観察して、各ボランティアさんやボランティア団体さんの話を聞いて、その方々の方が、問題点をきちんと把握してらっしゃいますから、まず、そういうた、現場をきちんと何度も確認して、それから、議会で話し合って下さい。猫も、野生動物の一部です。はんなりとした京都から、穏やかな猫が消えない様に祈っております。	女性	40歳代	その他
餌やり禁止ではなく、不妊・去勢の必要性を強く訴えるのが良いと思います。お役所側と獣医が連携し、安く不妊・去勢手術が出来るようにすることが効果があるのではないかでしょうか。そしてボランティアさんと協力し、住民の方々へ理解を深めて行く。「地域猫」として、決まった時間に餌をやり、トイレの管理をし、少しづつ数を減らして行く。野良猫の寿命は短命です。それで、十分トラブルは減少されるでしょう。是非、東京都練馬区の「地域猫」を参考にして頂きたいです。上品で味わい深く、人情の町京都、猫対策もそうであつて欲しいと心から思います。	女性	30歳代	その他
餌やりさんの協力と共に行政も力を入れて避妊去勢をして一代限りの命を大切にするべきです。餌やりを止めたところで解決にはならない。地域猫の活動が上手く行っているところを見本に是非、頑張って欲しいです。	女性	40歳代	その他
この条例には、何の意味も有りません。根本的解決には、避妊と去勢手術しかありません。去勢と避妊をしていかない限り、永遠に問題は解決せず、負の連鎖が続いていくだけです。人にも動物にも、平和で優しい社会にするには、地域猫活動の推進をして下さい！罰金よりも、去勢と避妊手術の助成金を！手術をしていけば、猫は確実に減ります！目先の問題よりも、もっと先にある平和的解決を目指して下さい！この無意味な条例には絶対に反対です！	女性	30歳代	その他

内容	性別	年齢	居住地
この度の条例で間違っているところがあります。身近な動物へのえさやりをしてはいけない。というところです。身近な動物とは、何でしょう。犬や猫は野生動物ではありませんね。人の世話なしでは生きられない動物です。特に猫の捕獲には餌やりが必要です。不妊去勢手術の済んだ猫と済んでいない猫がいると、済んでいない猫だけを捕獲するためには猫に近づいて捕獲器をあやつらなければなりません。そのためには普段から餌をやり、猫に怪しまれないようにしなければなりません。だからえさをやらないと捕獲も出来ないし、手術も出来ないし、猫の数も減らないどころか、増えていくでしょう。餌やりをしてはいけないという条例は作らないでほしいのです。	女性	30歳代	京都市下京区
野良猫は無責任な人間の生み出した儚い命だと思います。邪魔だと思うものを罰則で排除するのは間違いだと思います。もっと京都市が誇れるような、猫にも人にも優しい地域猫活動を応援するような条例を制定して欲しいです。	女性	40歳代	その他
京都は大好きな街なのに、この条例は残念です。無責任な餌やりは確かにやめるべきとは思いますが、避妊去勢して面倒をみて、一代かぎりでも命を繋いであげようとしてるボランティアや愛護団体の人たちの思いはどうなるのですか？大人になった野良猫は家の中だけに閉じ込めるのは不可能です。	女性	50歳代	京都府内（京都市以外）
条例の制定に反対です。無責任なエサさんを罰するのではなく、動物愛護団体と行政と個人で協力しあい、野良猫さんの不妊、去勢手術を進めいく方法が一番良いと思います	女性	40歳代	その他

内容	性別	年齢	居住地
野良猫への「無責任な給餌」が、勧告・命令・過料の対象となることに反対します。京都市のリーフレットによれば、野良猫への餌やりは、「まちねこ活動支援事業」に沿ってお願いします、とあるが、「まちねこ活動支援事業」の支援決定を受けていない地域猫活動が数多く存在することを忘れてはならない。例えば一人で行っている場合や、町内会等の同意は特に得ていないが、周辺住民の理解は得ているような場合である。この条例が制定されると、このような場合が一律に、「まちねこ活動支援事業」に沿っていないとして、「無責任な給餌」と認定され、勧告、命令、過料の対象となることが十分に予想される。そうすると、「まちねこ活動支援事業」の支援決定を受けていない地域猫活動は大打撃を受け、活動は停止し、京都市内の野良猫の不妊去勢活動は大きく後退することになる。そもそも、周辺環境が損なわれる（糞尿被害等）原因が何かを考えるべきである。野良猫に対して不妊去勢を施さないことによって頭数が減らないことが周辺環境被害の原因なのである。野良猫の数が減っていけば周辺環境被害も減っていく。餌やりを禁止しても野良猫の数は減らない。飢えた野良猫は餌を探してゴミ集積所を荒らしたり民家に侵入したりする。餌やりを禁止するのではなく、不妊去勢を推進することが、周辺環境被害の防止に必要なのである。	男性	50歳代	その他
そちらの条例で、猫の餌やり禁止の、案が、可決される。とのことを、聞きました、コメントさせていただきました。確かに無責任な餌やりのために、多大なご迷惑を被っておられる方々も、おられるのは、否めないとは思います。しかし。餌やりの方々の、ほとんどは、きちんと、ルールを守り、置き餌などはせず、tnr.などを施し、猫たちの幸せのために、尽力されておられると思います。可決しようとされておられる方の中にも、猫をお飼いになっている方はおられませんか？野良猫も、好きで野良になったはずはありません。お願いです。彼らに、生きる権利をお与えください。もう一度、案件を見直し、お考えいただきたく、切に切に、願うものでございます。	女性	50歳代	その他

内容	性別	年齢	居住地
<p>条例に反対いたします。</p> <p>理由</p> <p>?平成 18 年 10 月 31 日の環境省告示第 140 号、いわゆる基本指針の中で「所有者がいない動物に対する恣意的な餌やり等の行為のように、その行為がもたらす結果についての管理が、適切に行われない場合には、動物による害の増加やみだりな繁殖等、動物の愛護及び管理上好ましくない事態を引き起こす場合があることについても十分に留意する必要がある」とあります。</p> <p>つまり「餌やりを防止するのではなく、それにより引き起こされる好ましくない事態を防止せよ」と言っています。その為に「地域猫活動が有効である」と結論づけています。</p> <p>それは平成 25 年 9 月に改正された「家庭動物の飼養及び保管に関する規準」と基本指針にも明記されました。</p> <p>?餌やり禁止条例は違憲立法であることは、すでに周知の事であり、だからこそ東京都荒川区のいわゆる「餌やり禁止条例」を初めあらゆる似た条例は執行不可能となっています</p> <p>?世界的ブランド「京都」にとっても大きなダメージとなります。東京都のある一流ホテルは外国人客から「ホテル敷地内に野良猫がいる。きちんと手術を行いホテルで管理しろ」と意見され、ホテルの危機管理室が行政に相談しまして私共もお手伝いして全ての手術を行いました。</p> <p>動物愛護のイメージは、外国人にとって大変重要です。</p> <p>以上、何卒よろしくお願ひいたします。</p>	女性	50歳代	その他
<p>えさやり禁止条例に反対します。猫はもともと野生ではなく愛玩動物です。野良猫は無責任な飼い主によって捨てられた、被害者です。これ以上野良猫を増やさないために不妊去勢をした上で寿命を全うさせてあげるのが最良の選択だと思います。えさやり禁止条例に強く反対します。</p>	女性	50歳代	京都市伏見区

内容	性別	年齢	居住地
京都市の「まちねこ」に認定されていない野良猫がたくさんいます。「まちねこ活動支援事業」によって平成25年度には210頭の野良猫に不妊去勢手術を施したことですが、市内の愛護病院では3日間で200頭以上の野良猫に手術を施しているそうです。（地域猫活動を行っているボランティア団体『　』の方から聞きました。）現状は、京都市の「まちねこ活動支援事業」よりも市民ボランティアの方々の取組のほうがはるかに、野良猫処分数減少・猫の扇害苦情の減少に貢献しているのではないかと思います。いまの条例案では、「不妊去勢手術を施しながら餌やりを行っているボランティアの方」と「ただ餌をやっているだけの人」をひとくくりにしてしまっています。もし、ボランティアの方々による自費での不妊去勢手術・餌やりが禁止されれば、不妊去勢されていない猫が増えて逆に状況は悪化するうえに、何千匹もの猫が餓死してしまうのではないかと予測されます。この条文では、京都市が掲げる「人にも動物にも心地よいまち」はつくれないと思います。ボランティアの方々の活動実績を認めて、動物の命を奪うのではなく、命を大切にするような条例に変えていただけませんか。	女性	20歳代	京都市西京区
で地域猫推進員をしています 無責任な餌やり禁止条例を制定との事ですが まさか地域猫、TNRまで否定するものではないことを信じています。餌やりを禁止するのではなく不妊手術による繁殖抑制の大切さを周知徹底させてください。同時に置き餌をしない、糞の片づけなどのマナーの指導も大切です。餌やり禁止は 愛護動物の給仕停止の虐待で、無責任な排除にあたります。野良猫問題の解決には 不妊手術を官民協働で徹底することです。餌をやるから野良が増えるという巷の間違った風評を支持、助長するような餌やり禁止条例の制定には断固反対します。	女性	60歳代	その他
猫に無責任なエサやり禁止は賛成だが、まちねこ活動に承認された団体しかエサやり活動ができなくなるのか疑問。個人ボランティアがエサやりを、することを条例違反だと位置付けられてしまうのか？まちねこ活動を個人でも認証できるようにするのが良い。一般的にまちねこ活動は、大半は知らないと思う。責任あるエサやりなのか、無責任なエサやりなのかを、一般的な人が判断するのは不可能なため、市が責任ある、エサやりに対しては、その場で提示できるエサやり許可証などを発行すべきである。これは個人ボランティアさんが優先に発行されるべきである。このままで個人で日陰となり、地域猫活動をしてきた方々をますます日陰に追いやる、まちねこ活動可能地域以外にいる野良猫を餓死させて頭数を減らせるという強引な条例だと誤解されかねない。条例を掲げる事は進展だと思うが、まちねこ活動許可の仕組みの簡素化、さらに個人活動家が活動いやすい環境作りを最初に行ってからの施行でなければいけないと考える。	女性	40歳代	その他

内容	性別	年齢	居住地
地域猫を個人でされているボランティアさんも、多数いらっしゃると思いますので、その方達も地域猫活動の認定が取れるように、また取れたらそれが分かりやすいようにしてほしい。糞尿被害なども沢山あり、苦労されているのはお察ししますが、飼い犬の糞尿をそのままにする人は罰せられても仕方ないですが、一生懸命生きる恵まれない猫達を餓死させることに繋がるような条例は悲しいです。虐待されている動物達も沢山いると聞きます。また、殺処分されてしまう動物達もいます。その子達を救えるような条例を作ってください。どうか宜しくお願ひいたします。	女性	30歳代	その他
野良猫の餌やりの条例反対について。条例反対のものです。餌やり事態、良いか？悪いか？で、言うと賛否ありますが いまやTNRと言う避妊して元の居場所に帰す。という画期的なシステムがありそれを活動として動ける人材がいる。時点で餌やり禁止は飛びすぎであると考えます。野良猫がいなくなり家猫のみになるのは理想です。それに向けて新たな思考をまだまだ出せるのでは？と、おもい意見させて頂きました。宜しくお願ひします	女性	40歳代	京都市左京区
絶対反対です。以前から、ノラ猫を増やさないTNRのような対策をきちんととつていれば厳しい環境下で生きるノラ猫を餓死させるようなことはしなくて済むはずです。ただ、費用の問題や、毎日欠かさず餌やりをすることは決して容易なことではないと思いますが、与える方にもマナーは必要だと思います。本当にノラ猫を減らしたいのであれば、どうかTNRを推進して下さい。	女性	20歳代	その他

内容	性別	年齢	居住地
<p>のらねこは自分で飼うか、行政と協働の地域猫活動をすすめること「無責任な餌やり」は禁止です。一見、正しく見えるし、それ自体は、私達が日々すすめている活動と同じです。注：「放し飼い」を「室内飼い」にするようお勧めしますが、「のらねこは自分で飼え」と強制したことはありません。?のらねこ適正管理の最大の協力者は餌やり 地元の猫情報に通じ手術費用を負担したり、捕獲に協力したりするのは多くの場合、餌やりです。餌やりは排除するのではなく協力者になってもらうことでのらねこの適正な管理が進みのらねこの数が減り、猫トラブルも減っていきます。?「無責任な餌やり」を禁止すると「餌やり」そのものが禁止されたと誤解されてしまう。町の中でも「餌やり禁止」看板がたくさん貼られ、「餌やり反対」の空気があるエリアでは猫トラブルは減るどころか悪化していきます。餌やりを禁止すると町の人は「餌やりは悪」と刷り込まれてしまい餌やりを叱ったり、猫を追い払ったり自分達は何もしないで全ての責任を餌やりだけに押し付けてしまいます。そうすると餌やりする人は隠れマナー ヤルールを守らず、置き餌をするようになります。餌やりがわからないと個体把握が難しく、捕獲も難航し、手術費用を負担する人もいなくなります。こういう状況では適正な管理はできません。最大の目的はトラブルの軽減ですから、行政は対立軸を明確にして、町の人同士の対立をあおるのではなく、現場の声を聞きながら、住民にとってメリットになる対策を考えてほしいと思います。</p>	女性	50歳代	京都府内（京都市以外）
<p>※罰則付きで野良猫への餌やりを制限するような条例は作らないでください。私も、野良猫を避妊・去勢手術のために捕獲した経験がありますが、餌の管理をされている猫の方が捕獲が成功します。餌やり禁止ではなく、適正な餌やりの方法を広報する方が活動がしやすく、効果があると考えます。「無責任な餌やり」といっても定義や基準が明確ではないので、条例として適切とは思えません。野良猫に餌をやるからには家に連れて行けというのでは、猫が地域からなくなるだけで、地域住民の野良猫に関する意識を向上させることにはならず、野良猫への対策が進まなくなると思います。</p>	女性	40歳代	その他
<p>餌やり禁止条例を反対します。餌やりがいけないのではなく、避妊虚勢をして、これ以上野良猫を増やすことなく、今いる猫を大切にするという方法がベストであり、猫がいれば餌をあげたくなるのがそんなにいけないことでしょうか？避妊虚勢をおこなう、餌やりにはきちんとしたマナーを守ってもらうこうしたことが改善に繋がる練馬区の地域猫活動を是非参考になさってください</p>	女性	30歳代	その他

内容	性別	年齢	居住地
<p>下記の通り、意見させていただきます。・まず猫について、無責任なエサやり行為禁止は賛成であるが、現状のまま推進してしまうと、「まちねこ活動」に承認された団体しかエサやり活動ができなくなり、個人のボランティア等の参加が不可能となり、結局放置されたままの野良猫が、条例制定の甲斐なく、そのまま放置されてしまうだけと危惧される。・上記の個人のボランティア等は、町内会・自治会・マンション管理組合などで個人的見解の相違、あるいは誤解によって孤立してする場合が多く、町内会・自治会・マンション管理組合で承認を得ることは不可能に近く現実的では無い。そのため条例の表面的なものだけを捉えて、個人のボランティア等がエサやりをしてしまうこと自体を条例違反だと位置付けられてしまう恐れがある。・行政からの一方的で排他的な条例制定を急ぐのではなく、「まちねこ活動」をコミュニティーや個人のボランティアレベルから積極的に参加しやすいような自主的な活動のサポートを行政が行い、これらの検証等のエビデンスを基に問題点を洗い出し、行政として関わらなければならない部分のみ条例を設定する方向で良いのではないか。・上記と重複するが、行政が「まちねこ活動」をコミュニティーや個人のボランティアレベルから積極的に参加可能ないように啓蒙・認知等のサポートを行っていないことから、エサやり自体が、個人的見解の相違や誤解によって、問題であるような認識を煽っているように思われる。まずは、コミュニティーや個人のボランティアに権限を委譲して、「子ども見守り隊」と同様に、「まちねこサポート」が識別できるユニフォーム、ゼッケン、認証票発行等のコミュニティーや個人ボランティアの活動を行政がサポートするレベルで事足りるようと思われる。・そもそも「迷惑行為防止条例（仮称）」という名称自体が、動物愛護法総則の「人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的」に反しているように思われます。共生を実現するためには行政とコミュニティー・個人が、理解・共感し、積極的に参加可能な条例を検討すべきと考えます。1か月程度の意見収集のみで制定を目指すのは、如何にも「文化的レベルの低い、余裕の無い都市」を露呈しており、一市民として残念です。以上のとおり、世界から観光客を迎える国際都市として恥じない行政活動をお願いいたします。</p>	男性	50歳代	京都市中京区

内容	性別	年齢	居住地
日頃のご奮闘に敬意を表しますとともに、条例骨子の以下について意見を申し述べます。「野良猫に餌やりをしようとする方は、猫を自ら飼養いただくか、又は『まちねこ活動支援事業』に沿って、適切な管理の下で実施」というのは、「まちねこ活動支援事業」をしたくてもハードルがクリアできず、やむなく自費で不妊手術を実施されている方々を縮め出すことにならないでしょうか。むしろ、「まちねこ」の条件を緩めるなり、「まちねこ」によらないで保護活動をなさっている方々との懇談の場を設けて、幅広い市民との連携を図るほうが、動物のふん害防止効果があると思われます。この意見応募についても、もっと周知が図られるべきだと思いますし、期間も短すぎます。市民の貴重な税金を使われるのですから、逆効果をもたらすことのないよう、きちんと市民の意見を集約して、慎重に検討していただきたいと思います。	女性	60歳代	京都市中京区
ただ、安易にえさやりを廃止すれば、野良猫や被害が減るわけではないはずです。市町村あげて、避妊去勢運動を進めたり告知して不幸な命が産まれることを無くすべきです。餌やりさんには、マナーを守り、責任を持ってやることを伝える方法を考えて行うべきだと思います。多くの活動やボランティアの方々の意見を参考にされてください。宜しくお願ひ致します。	女性	40歳代	その他

内容	性別	年齢	居住地
<p>今回の条例案は、府内プロジェクトチームが市民、有識者の意見を元に協議された結果であり、門川市長も認識していると存じています。ならば、下記のような、京都の「まちねこ」の実情、民間ボランティアの活動も当然ご存知の上の結論でしょう。”京都市では、「まちねこ活動支援事業」で平成22年から現在までに650匹の猫が不妊手術を施され「まちねこ」になったが、同じ期間で民間のボランティア団体の『　』(　)では、その10倍以上の猫に不妊手術が施されている。民間のボランティアの『　』で手術されたほとんどの野良猫は、「まちねこ活動支援事業」の条件に当てはまらず、自宅では飼えないので仕方なく地域猫として餌を与える、管理されている。「まちねこ」のハードルはかなり高く、特に自治会に認められることが難しい。その中で、民間のボランティアの方々は、餌の給餌、片付け、捕獲手を行い、その中で里親が見つかりやすい子猫、人馴れした成猫等を保護し、里親を見つける活動まで行っている。この方々の活動により、野良ネコの数は確実に減り、京都の環境改善に繋がっている。”今回の条例は、このボランティアの活動も「無責任な餌やり」とひとくくりにしていると読み取れます。この方たちも処分の対象になってしまいます。野良猫は人間の無責任な飼い方で増えていったものです。これらの野良猫を、京都市はこの条例で餌をやる事を止めさせて“殺してしまおう”としているのでしょうか？野良猫への餌やりを制限し、今まで京都市の環境改善に尽力されてきたボランティアの活動を反社会的とみなすこの条例には反対します。地域には餓えた数千匹の野良猫があふれ、ゴミ箱を荒し、餓死した死体が増え、京都の環境改善には繋がりません。また、せっかく作られた「京都動物愛護憲章」に反します。「無責任な餌やり」の部分を詳細に検討する必要があると思います。また、「罰則」の規定ではなく、何をどう行う義務・努力が必要なのかを詳細に条例に規定すべきと思います。</p>	女性	50歳代	その他

内容	性別	年齢	居住地
京都市動物による迷惑の防止に関する条例でノラ猫に対する餌やりの禁止と罰則が決められるとの事、これについては、慎重に検討をお願い致します。私は　で猫に関してのボランティアをしています。グループで捕獲器を購入し、不妊手術の為の捕獲の場合、貸出をしたり、捕獲を手伝ったり、あるいは直接捕獲したりして不妊手術後リリースまたは子猫の保護をしています。理想は地域猫です。ですが、地域猫への道のりは険しく、大抵は、個人の餌やりさんの依頼もしくは情報によるTNRであるのが現実です。話し合いにも応じない、無責任な餌やりの人もいるにはいます。一方、可哀想な猫達を増やしたくないと理解している餌やりさんも大勢います。私の経験からは、そんな後者の餌やりさんの協力はTNRのために絶対必要です。複数人のグループと地域の合意がなければ、地域猫と認めず餌やり禁止では、地域猫に発展させることは出来ないと思います。無責任な餌やりはしてほしくありません。しかし、餌やりの人の協力とTNR後の監視も大変重要です。そのようなご配慮も、お願い致します。	女性	50歳代	その他
「勧告・命令」の「身近な動物に対し無責任な給餌をし」について、現段階で給餌の制限をしないでください。理由は、「無責任な給餌」を「まちねこ活動支援事業」に沿わない給餌であるとしているようですが、この事業が、野良猫の繁殖の抑制にもっとも寄与している一般市民のボランティア活動を支援できているかが疑問だからです。一般市民のボランティアの意見を広く集め、一般市民のボランティアが活動しやすい事業にし、申請に負担がかからない事業にした後に制限すべきです。現段階で給餌の制限をすると一般市民のボランティアがつぶれてしまい、野良猫の繁殖を食い止められないと考えます。	男性	30歳代	その他

内容	性別	年齢	居住地
<p>周りの人に迷惑をかけずに飼うことは大切です。でも、現実に捨てる人がいて野良猫がいるのは事実であります。無責任に動物を捨てる人をまず取り締まつてもらいたいと思います。また、無責任にエサをやらないでほしいと言っていますが、猫の行動半径の方々全ての方に承認を得ることは可能ではないと思われます。ということは無責任にエサを与えるとみなされるということですね。野良猫達にエサを与えるなということと一緒に、餓死させて殺せということと同じではないでしょうか？お腹を空かせた動物達がゴミを漁り、おやつを持った子供を襲うようになるかもしれません。それでもいいということなのでしょうか。野良猫ではなく飼えばいいといいますが、人に慣れてくれるまで大変です。簡単に飼い猫にはできません。それに慣れたからといって外にいる猫を全部、家で飼うことでも頭飼いということで許可がいるということですね。どうすればいいのでしょうか？犬の散歩についても糞をとらない人がいるのも事実です。飼い犬の糞をとらない人から料金を取るのはいいとは思います。でも、家の中で必ずトイレをするようにというのは少し違うと思います。犬の散歩は運動をさせるためという意味もありますが、犬にとっては外で匂いを嗅いだり マーキングしたり、犬友たちに会ったり、地域の人々にふれたり いろいろな経験をすることで社会性を養うことに役だっている大切な時間です。「まちねこ活動支援事業」は立派な内容ですが、非現実で絵空事しかありません。この事業に基づかないと無料で避妊も去勢もできないという制度もおかしいと思います。近所には何もしていないのに野良猫というだけで、傘で叩こうとする方がいます。こんな条例ができてしまったら、そういうことをしてもいいのだという謝った認識による虐待が起こってもおかしくありません。人が自分勝手に捨てた命を救おうとする人がいるのです。好きで野良猫になった猫はいません。人のせいなのです。小さな命を守って行こうとすることが罪になるという条例は成立してほしくありません。</p>	女性	40歳代	京都市伏見区
<p>餌やりを禁止して猫を駆除する前に、行政が避妊・去勢手術の実行を含めた餌やりとのガイドラインを作り一代限りの命として地域で見守る事は出来ませんか？東京都練馬区など、国内でも既に成功例があります。いきなり全面禁止する前に、こうした例に習って頂きたい。地域で適正に管理された猫達を少しの間、京都の街の小さな観光大使として見守って頂きたいと考えます。世界中から注目される京都だからこそ、動物愛護の先進国である欧米などに恥じぬ対応をご検討願います。</p>	女性	30歳代	その他

内容	性別	年齢	居住地
<p>所有者不明猫により 糞尿の苦情は確かに多いと思います。(猫好きな人でも困っていると聞きます)ただ 猫の数を減らすために エサやりを禁止するというのはいかがなものかと思います。確かに猫の数がへればそれだけ 排泄する量が少なるわけですが これまで多くのボランティアさん(団体、個人ともに)が高額な手術代を自腹で負担して 必死に繁殖制限をされてきました。そのお陰で野良猫の数は減り 処分数も減ったことは事実でかなり貢献をしてもらっています。また まちねこ事業と変わらぬように 適正に世話をされている方も多く、そういう人と 無責任なエサやりを同等な扱いで一律にエサやり禁止というのも 納得いきません。エサだけを与えている人には 繁殖制限の必要性を説明し、特に適切でないエサやりをしている地域を優先に、まちねこ事業を利用できるようにすることはできないものでしょうか?エサだえを与えていて、当然子猫が産まれ 近所から「エサをやるな!」と言われた人が エサやりを止めると 猫たちは空腹を満たすため ゴミをあさるようになり 違う意味で不衛生な状況となり 今度は「アンタがエサをやらないからゴミが散乱する、だからエサをやって!」と言われ 人は勝手なものです。結局、猫に不妊手術を受けさせ、一定のルールを守ってエサやりをすることで良い方向に流れていくことができたと聞きました。猫の数を減らすためには とにかく避妊去勢をしていくことが一番でエサをやらないことで解決はしません。エサをやらないということは 餓死させるということですね?今度、府と市が統合して 新しい動物愛護センターがスタートし、全国一 動物に優しい都道府県を目指しているという中で今回の条例(案)は 動物に厳しく愛護に反する内容で、他の都道府県・市町村からも賛同を得られないことでしょう。違反者には「過料」というのも 脅迫めいて 気持ちの良いものではありません。再度、内容の見直しをお願いします。</p>	—	—	—
<ul style="list-style-type: none"> ・自分の欲望を満たす為だけの餌やりは、反対ですが、迷惑をかけないを根底にの餌やりは良しとしてほしいです。後片付け、避妊、去勢手術をする。 ・犬の散歩のフンの不始末には罰則をして下さい。人間には片付ける手があります。 ・ごみのポイ捨てにも罰則をして下さい。 	女性	50歳代	京都市伏見区
地域にまちねことして認められなければ、様々なボランティア団体の努力により、不妊去勢をしたうえで生きている猫まで野良猫とみなされて処分されてしまいかねない条例には強く反対します。	女性	40歳代	京都市山科区

内容	性別	年齢	居住地
「京都市動物による迷惑の防止に関する条例（仮称）」の中で〔猫に対する無責任な餌やりの禁止について〕に意見を述べます。アニマルホルダーと呼ばれるようなただ餌をやり自分にすりよる猫をふやすことを楽しむ人は自己中心的で論外ですが、正しいマナーを持って野良猫に餌やりをしている人を罰することはまちがいだと思います。ふん尿の苦情は室内飼いの家猫ですら何かの感情のゆがみでトイレで小便はするものの、大便はトイレ以外の所でかくれたりします。思うようにはいかないこともあります。長い目で見ていただきたい。不幸な猫を減らすために、餌やりをしつつ、慣れさせて捕獲し避妊去勢手術をするために努力をされています。条例を検討される方は一度「我が身が野良猫であれば・・・」という気持ちに立ってみてください。わずかな餌で命をつなぐ野良猫にふん尿が迷惑だからと言って一律に命の綱を断ってしまうのでは条例が死滅させるのが目的になってしまいます。誰かが手を差しのべなければなくなってしまう小さな命をりくつだけで抹殺してはなりません。きびしい環境の中で短い猫生を終える野良猫の命を生き物すべて同じ重みのある命です。	—	—	—
このたび、貴市の標記条例について私の経験から猫についての部分に率直な意見を申し上げます。としての活動の大部分が外にいる飼い主不明猫への住民からの苦情対策です。区役所の依頼で現場に行きます。東京都では飼い主不明の猫は負傷猫と自立前の子猫以外は引き取りをしておらず、地域猫化する方針です。私は地域猫化を200例以上コーディネートしてまいりましたが、猫の数が減り大部分の例で苦情がなくなり成功しています。この地域猫化の過程での最大の障害は住民の固定観念です。「野良猫に餌やりをしてはいけない」「餌をやるから増える」「保健所に連れて行け」「餌をやるなら自分で飼え」が主な主張です。この一つ一つに丁寧に法に沿って説明し、地域猫という選択肢しかないことを理解してもらいます。この説明が一番苦労するところで、ここを理解していただけないと地域猫化が進まず結果としてその地域の住環境の改善が遠のきます。貴市の条例案は住民に最も理解していかなければならない点を最も疑解させてしまう内容となっています。「餌をやるなら自ら飼養してほしい」、「無責任に餌をやるな」の2点が問題です。この2点は地域猫化を最も阻みます。私どもが全都の外猫を自ら飼養出来るくらいなら地域猫化という発想も出てまいりません。「無責任に餌をやるな」というフレーズは「無責任な」という部分があろうとなからうと住民は「餌をやるな」と読み替えます。貴市の「まちねこ」という地域猫化活動、あるいは個人がコツコツと取り組んでいる地域猫化活動の導入と継続を著しく難しくする以外の何物でもありません。また、長年の現場経験から申しますと、確かに悪質な餌やりをする人はいますが、それは全体の餌やり者のうちごく少数です。ごく少数のために、全市民を縛る条例を制定するということ	女性	—	その他

内容	性別	年齢	居住地
<p>に疑問があります。しかもそのわずかな餌やり者は認知症の高齢者やホームレス等で社会から孤立している人が多く、罰則付き条例で制裁をするべき人ではなく、手を差し伸べるべき人たちでもあります。こうした人達の人権が侵害される可能性もあります。それ以外の多くの餌やり者は地域猫化推進、地域の苦情改善のためになくてはねらない人材だということは経験上明確です。多くの餌やり者は不妊手術の必要性は解っているけれど、捕まらないとかお金がないとかで出来なくて困っている場合が多いものです。一方、愛護推進員や猫に詳しいボランティアは現場での猫の状態把握を求めています。特に不妊手術のための捕獲には餌やり者の情報と協力が必要です。近隣から苦情が出ないように餌やりしてもらい個体数を把握してもらい今後、新規に手術が必要な猫がいないか監視するためにも、餌やり者の情報が必要です。不妊手術は継続しなければ効果は出ません。ですから毎日継続して餌をやってくれる方と連携できるかどうかが、その地域が成功するかどうかの大きな分かれ道となります。この条例が制定されれば餌やり者は時間や場所を移動して隠れて餌やりするようになりし連携が取れなくなる可能性が高いです。隠れた餌やり者が増えれば状況は悪化するだけです。そうした大事な役割を担っている餌やり者は高額な不妊手術代に苦しんでいます。東京都内の助成金は増えています。大田区も倍になりました。不妊手術助成金の増額や、行政による無償不妊手術で餌やり者の負担を減らし「餌やり者が猫を増やしている」と住民から思われる状況を変えなければなりません。現場で継続活動できる餌やり者とボランティアそして手術代の助成をする行政と三者で協働すれば確実に三年位で目に見えて効果が出て苦情もなくなりますので、貴市でもぜひ不妊手術に関する費用の市民負担に取り組んでいただきたいと思います。以上、私は猫について条例を制定することに反対いたします。</p>			
<p>今回の条例の中で野良猫の餌やりに対して全く認めないのは、野良猫を餓死させて猫の頭数を減らすという事です。今、さくらカットをしてその後地域猫として一代限りの命を養う、餌を与え、後始末をしてフン尿も場所を認識して清掃をする。ゆるやかですが頭数もへりました。この様に努力は実っています 今回の野良猫に対する条例を制定するよりさくらカット猫を増やす努力をするべきです。</p>	女性	50歳代	その他

内容	性別	年齢	居住地
我が家には猫の保護活動をしている人からゆずり受けた猫が3匹います。弱っているすべて猫を保護し、病気の場合は治療し、ワクチンを打ち、病気がないことを確認し、その上でかい主を探して渡す、それを全て自費でやってらっしゃることに頭が下ります。市内にはいろいろな方法で保護活動をしていらっしゃる方がおられると思いますが、まちねこ活動のみにひとりくくりにするのではなく、そういう方々の意見もしっかりと聞いてすすめて頂きたいと思います。その方々からは、実際的ではない、すぐに対応できないというような意見を聞いています。	女性	50歳代	京都市左京区
私は京都市「まちねこ」京都市認定以外の野良猫の餌やり禁止条例に反対いたします。	—	60歳代	—
(1) 条例の目的が「人にも動物にも心地よいまちづくり」とあるが、少しきつい言い方をすれば、本当の目的は人と動物の共生ではなく、人間の住環境を汚す野良猫を餓死させて減少させ、「人間に心地よいまちづくり」をするためと思われる。(2) また、「まちねこ活動」と称して共生の努力をしているように宣伝しているが、その実態は、町内会等の同意を得ること、地域住民に活動を周知させること、とか要件が曖昧模糊としており、そして猫嫌いな住民の説得等、すべての対応を住民に丸投げしている。1部住民からの苦情のがれに、高いハードルを設けて「まちねこ」にしないようにしている様に見え、市の責任逃れのようにしか思えない。市は積極的に全面に立って対応すべきではないのか？(勿論、この制度に反対ではないが、条件が厳しすぎる)(3) 私の考えは、都会の野良猫にとって心地よい共生とは、家猫になって部屋飼いで人間と一緒に生活することではないかと思う。私も保護猫2匹を室内飼いしているが、人間も猫もお互いを必要として幸福に暮らしている。俗に言う、家族である。(4) 市も手が足りないのなら、野良猫の里親を探す活動をしている団体やNPOに補助金を出したり、市民新聞などに野良猫の里親探しを積極的に宣伝したりして、ここに力を入れてほしい。(5) 野良猫の餌やりの是非については昔から議論されていて難しい問題ではあるが、「まちねこ活動」や「里親探し活動」等で問題解するには難しいと思うが、当面はそれしかない様にも思う。と言って、「まちねこ」以外の野良猫に、絶対に餌やりをしてはいけないというのも酷な気がするし・・・	女性	70歳代	—

内容	性別	年齢	居住地
<p>(1) 条例の目的が「人にも動物にも心地よいまちづくり」とあるが、少しきつい言い方をすれば、本当の目的は人と動物の共生ではなく、人間の住環境を汚す野良猫を餓死させて減少させ、「人間に心地よいまちづくり」をするためと思われる。</p> <p>(2) また、「まちねこ活動」と称して共生の努力をしているように宣伝しているが、その実態は、町内会等の同意を得ること、地域住民に活動を周知させること、とか要件が曖昧模糊としており、そして猫嫌いな住民の説得等、すべての対応を住民に丸投げしている。1部住民からの苦情のがれに、高いハードルを設けて「まちねこ」にしないようにしている様に見え、市の責任逃れのようにしか思えない。市は積極的に全面に立って対応すべきではないのか？（勿論、この制度に反対ではないが、条件が厳しすぎる）</p> <p>(3) 私の考えは、都会の野良猫にとって心地よい共生とは、家猫になって部屋飼いで人間と一緒に生活することではないかと思う。私も保護猫2匹を室内飼いしているが、人間も猫もお互いを必要として幸福に暮らしている。俗に言う、家族である。</p> <p>(4) 市も手が足りないのなら、野良猫の里親を探す活動をしている団体やNPOに補助金を出したり、市民新聞などに野良猫の里親探しを積極的に宣伝したりして、ここに力を入れてほしい。</p> <p>(5) 野良猫の餌やりの是非については昔から議論されていて難しい問題ではあるが、「まちねこ活動」や「里親探し活動」等で問題解するには難しいと思うが、当面はそれしかない様にも思う。と言って、「まちねこ」以外の野良猫に、絶対に餌やりをしてはいけないというのも酷な気がするし・・・</p>	—	—	—
地域猫活動をしている人たちには左図のようなユニフォームを作って着て餌やり活動をしてもらって下さい。不妊去勢もしないただの無責任な餌やりの人とはひと目で区別出来るようにしていただきたいです。また地域猫制度と助成金制度の二本立てで野良猫対策をやって欲しいです。私は自宅の裏庭にやってくる野良猫の去勢不妊手術をしています。一年に一頭程です。ポケットマネーでしていますが、助成金があれば助かります。	女性	60歳代	その他
野良猫のファン害には色々悩まされる事は多いのですがかと言って何もないでほつといても良いのかとも思います。有志の方が自費で避妊去勢手術をなさっているのも知っています。動物にも生きる権利があり、人間の勝手でいろいろ決めてしまうのはいけません。もっと話し合いをたくさんして、猫にとっても、うまく人間と共に存できるよう考えていただきたく思います。	女性	60歳代	京都市西京区

内容	性別	年齢	居住地
「野良猫の餌やり禁止条例」を現状のまま制定されることは同時にたくさんの命を亡くすことにつながります。この様な条例を作る前にいろいろな方からアドバイスを頂き、町内会等の皆様の同意を得たり例えれば猫用のトイレの設置等、迷惑をかけず命を救う方法は必ずあると思いますので今の段階で禁止条例を制定するのは反対です。もっと時間をかけて考えるべき問題だと思います。	女性	20歳未満	その他
この文面の条例は納得出来ない。民間ボランティアによって京都市の「まちねこ活動支援事業」が支えられている。今回の条例を通すのであれば、まちねこの条件に満たない何千匹ものねこを飢死に追い込みじめで責任感のある個人ボランティアの芽を摘む事になる。又、この条例では、解釈でトラブル多発の可能性が有る。	男性	50歳代	その他
京都市がこの度制定しようとしている「野良猫の餌やり禁止条例」は何千匹もの猫を飢死に追い込むことになります。動物の命をもっと大切に！物ではないのです。迷惑がかからない様にする対策はいくらでもあります。あまりにも一方的な思い考えの条例のように思います。「無責任な餌やり禁止」とありますが「置き餌禁止」と明記するべきだと思います。文面1つとりましてももっと慎重にして頂きたいです。	女性	30歳代	その他
私は京都市で15年動物のボランティアをしています。主に野良猫が増えないように不妊手術をしてきました。野良猫問題を解決するためには不妊手術しかないと強く思っている中、まちねこ制度が京都市に出来た時は嬉しく思いました。しかし今現在数々の現場で野良猫問題に係わっているとまちねこ制度を知らない人、チラシを持って説明しても強く反対される方が本当に沢山いるのです。なんとか話し合いの場をもとうとしても門前払いです。このような現場は一ヶ所でも二ヶ所でもありません。多くの現場で見受けられる事です。まちねこ制度を利用したくともあまりにも理解協力して下さる方が少なすぎるのです。野良猫がいる現場の実情を知って下さい。地域住民の協力なしではまちねこ制度は成り立ちません。無責任に餌をあげる事がこの問題を大きくしている事も事実です。やめさせるべきです。しかし、今現在まちねこと言う言葉さえ浸透していない現場で蓋だけを閉めてしまう条例の文言はどうか削除して頂きたく思います。蓋を開じてしまう事よりもその蛇口を強く閉める事こそが必要であると思います。一番にやるべき事は不妊手術の徹底しかありません。猫の好きな人、嫌いな人、餌やりする人、反対する人、皆を巻き込み未来に向けて野良猫ゼロを目指すしかないと思います。ボランティアは野良猫の現場を良く知っています。経験から多少の知恵もあります。野良猫問題の解決には不妊手術の徹底しかありません。まちねこ制度への理解協力を市民にもっともっと呼び掛ける事も必要だと思います。現場の声を聞いて下さい。ボランティアも野良猫をゼロにしたいと強く思っています。	女性	40歳代	京都市右京区

内容	性別	年齢	居住地
警戒心の強い猫の心を開くために時間をかけて餌をやって捕獲し手術して、里親探しを個人でされている方がいます。ちゃんと餌の片付けをされています。そういう方々の餌やりは認めていただけないでしょうか。迷惑な餌やりでないなら腕章か何か、偽物が出にくい京都市の許可証を作っていただけたら人間同士のいざこざもないと思います。市の方も何度も確認する必要がなくなると思います。	—	—	—
地域の反対等で「まちねこ活動支援事業」の認定の下での活動ができない、つまり救えない野良猫がいる以上、>野良猫に餌やりをしようとする方は、猫を自ら飼養いただくか、又は、「地域に迷惑とならないようルールに則って」、適切な管理の下で実施いただきますようお願いします。が正しいと思います。不幸な野良猫を減らそうと、良識に則り、マナーを守って自腹で活動されている方がいることをお忘れなく。	女性	30歳代	その他
この条例には反対です。まず無責任な餌やりとはどういう定義ですか？今の条例案ではまちねこ活動以外は「無責任」となると受取れます。実際まちねこ活動は実施するにはハードルが高すぎます。何とか活動に至れば不妊手術費用という面では大変有難い制度ですが、実施できる地域は少ないと思います。理由の一部として地域住民の理解が得られないや活動 자체を知らないという事があります。餌やりするならまちねこ活動をしろ、とか自宅で飼えというのはあまりに乱暴で稚拙です。そういう言い分なら、京都市はまちねこ活動が浸透しやすいよう地域に積極的に啓蒙しますか？本当に努力しますか？京都市は動物愛護に力を注いでいるとアピールしたいが為にまちねこ活動なるものを提唱しているにすぎません。それと自宅で飼えというのも猫嫌いの近所のおっさんがいう言い分とレベルが同じです。とても行政がいう内容とは思えなくて恥ずかしくないですか？まちねこもできない、自宅で飼う事もできない、でも猫を守りながら繁殖制限をしなければ、と個人でTNR活動をされてる方の足かせにはならないで下さい！行政ならもっとまともな案を出して下さい！	女性	40歳代	京都市下京区

内容	性別	年齢	居住地
<p>この条例の目的は何ですか？糞尿被害の苦情対策？餌を撒き散らすような餌やりがいて町が汚れるから？野良猫を減らす為？苦情対策が面倒だから餌やりを違法行為とみなすような条例を作つて餌やりを抑制→野良猫の食料不足→衰弱→死亡率を高めて淘汰 を狙つてゐるのですか？ほぼ虐待ですね。一方でまちねこ活動とかいかにも愛護系のアピールをしながら、まちねこできないなら人間は犯罪者扱いで猫は飢え死ね！って事でしょう？いかにも京都らしいというか、恐い二面性。まちねこ活動したくても言い出しちゃが変人扱いされたりでできない町も沢山あります。ってご存知でしょう？まちねこできない人は個人で餌あげて個人の負担で手術してるんです。そういう人も罰則の対象になるのですか？もしそうだとしたら個人の力で繁殖が抑制できていた場所も無法地帯になりますよ。勿論気まぐれや通りすがりで餌をバラまくような人はNGだと思いますし、糞尿についての清掃やトイレ設置といった対策は必要だと思いますが、一概にまちねこ以外の餌やりは悪、みたいな条例は何の解決にもなりません。京都市が野良猫対策でどう動くか全国が注目してます。こんな一市民の声が届くのか諦め半分ですが僅かな期待を込めて。</p>	女性	40歳代	京都市下京区

内容	性別	年齢	居住地
<p>餌やりを禁止するということは生き物を餓死させて数を減らすということにしか聞こえない。T N Rの取り組みをもっと取り上げてほしいと思います。「荒川区で効果をあげている野良猫対策」とは、「誤解された餌やり禁止条例」ではなく、TNR手術費用の補助等のボランティア支援制度の事です。「手術が済んだ猫の右耳には小さな切れ目を入れ、地域で飼う「地域猫」として野良猫と区別している。決まった時間や場所で区民が餌をやり、フンや食べ残しの清掃を奨励する仕組みです。これらの推進に力を入れていくことのほうが将来的に有効だと思われます。そもそもはこれほど多くの猫が外にいることが問題なのです。それは、不妊・去勢手術をせずに放し飼いをする飼育方法や安易な捨て猫やその繁殖です。これまで行政も市民もそれらを長らく放置してきました。すでに産まれ、居てしまう猫に餌をやることは2次的な問題です。猫は餌やりで増えるわけではなく（集まるだけです）不妊・去勢手術しないから繁殖するのです。私達の町では町内会のご理解のもと行政のガイドラインに沿った猫の対策を行い、数の減少や餌やりマナーの改善、苦情・トラブルの軽減などの効果が出ています。それは、お金や時間や労力の提供を惜しまず、手術費用の負担をして、捕獲の手伝いをして、適正管理に協力してくれた町の有志の方々のおかげです。その多くは餌を与える人です。つまり猫対策の最大の担い手は餌やりです。私が餌やり禁止条例に反対するのは猫のためでも餌やり擁護でもありません。せっかく進んできた町の環境改善の足かせになるからです。餌やりを排除していく誰がのらねこのトラブルの軽減に力を貸してくれるのでしょうか？苦情している人？無関心な人？まさか、ありえません。誰も何もしないなら問題は悪化の一途です。行政の役割は住民同士の対立を助長することではなく「環境を改善する」「猫を減らす」という共通の目的でまとめていくことではないでしょうか。動物に関心を寄せてくれている多くの人から協力を取り付けられる方法を考え、広め、実践させていくことのほうが、解決策として私は有効だと思います。弱いものを助けることに力を入れている行政にこそ力を貸し、耳を傾けたいと思う。私も市の職員ですがもっと無駄を省くことはいくらでもできるのに、しがらみ等でやろうとしない。その分の費用でもっと助けられる命があるはずなのに。。</p>	女性	30歳代	その他

内容	性別	年齢	居住地
<p>本条例案リーフレットを拝見し意見を送らせて頂きます。<「身近な動物に無責任な給餌を行い、勧告・命令に従わない場合、過料を課す」という点について>主にノラ猫への給餌を想定していると思いますが、「無責任な給餌」者を「餌を与えた猫を飼わない」人、「まちねこ活動支援事業を行わない」人とした場合、京都市内の大多数のノラ猫が放置される懸念が否めません。まちねこ活動支援事業で、市内のノラ猫を網羅することは最終的な目標として素晴らしいのですが、団体を作り、町内会等の同意を得、保健センターの書類審査・実地調査・決定、地域住民に活動を周知し猫の保護を行うという一連の過程には時間を要します。TNR活動に支障はないと言う旨の説明がありましたが、TNR活動による繁殖防止はできるだけ短時間に広範囲で多頭数に不妊手術を行う事が最も重要ですので、給餌者と連携を取らねば行うことが困難です。「まちねこ活動支援事業」は90地域、年間不妊手術頭数は210頭とありましたが、これは市内のごく一部ではないでしょうか。TNR活動での年間不妊頭数の把握や京都市内のノラ猫の生息数調査は行っているのでしょうか？子猫の引取り頭数が減少した理由が「まちねこ活動支援事業」だけの功績とは考え難く思います。本条例が制定された場合、町内会等の同意が得られぬケースは多々あると予想されますが、その際は単に「エサやり禁止」のレッテルを貼り、猫を飢えさせるという事でしょうか？その後のノラ猫の対処はどのようにされるのでしょうか？条例案の内容は、時期尚早の感が否めません。まず、給餌者に不妊去勢手術や糞の清掃を義務付ける事から始めるべきと考えます。モデル地域を持つことと多くの市民が関われる形（ハードルを低く設定）の両輪がまだまだ必要な時期です。本条例は他県にも影響を及ぼす内容ですので、ぜひともご再考ください。尚、同じ給餌でも、野生動物と人に依存しなければ生きられない犬猫のような愛護動物は扱いが異なります。野生動物に対しては、人に依存さないために給餌を禁止することに基本的に賛成します。パンフレットには野生動物に給餌をすべきではない理由を明記して頂きたいと思います。</p>	女性	50歳代	その他

内容	性別	年齢	居住地
猫に対して、無責任なえさやりさんが存在するのは事実です。それに関しては、ちゃんと避妊し地域猫としてえさやりをしている方があらぬ誤解を受け 結局こそそこ、何か悪いことをしているかのような事になっているのが現状です。しかし、まずTNR（避妊・去勢して元板場所に戻す）を認知してもらい責任あるえさやりであることを認めて貰わなくてはならないと思います。一般の方にはわかりづらい責任ある餌やりさんと、無責任な餌やりさん これをわかりやすくするために、何かしらの許可証なるものがあつてもいいのではないかと思う。コンセプトはとてもいい条例なのだから、まちねこ活動許可の仕組みの簡素化、さらに個人のボランティアさんが活動しやすい環境作りを整えてから施行することが重要だと思います	女性	50歳代	その他
私は、野良猫がかわいそうなので、家で飼うことにして、今や30頭を飼っている。しかしながら、家にいつかない猫もいるので、避妊去勢手術をしている。餌は、きちんととかたずけるし、無責任な餌やりには注意もする。こうした地域猫活動と無責任な餌やりとを同一視して禁止することに反対です。むしろまちねこ活動に登録することとのほかに、こうした地域猫活動の登録制をするなど、認める方向で考えてほしい。	女性	60歳代	京都市北区
地域住民や観光客が無計画に餌を与えることは無責任な行為だと思いますが、避妊・去勢等を計画に入れた餌やりなどの保護は必要ではないでしょうか？	女性	40歳代	その他

内容	性別	年齢	居住地
餌やりに罰則なんて私は反対です。私は病気で今は、社会貢献する事がしだくてもできない人間です。見た目で判断され、白い目で見る人もたくさんいる現在に早く死んでしまいたいとさえ、思っています。就業時から、殺処分されたり 虐待されたりする動物達をしたたびに 電車に乗っていても涙があふれ、胸が引き裂かれる想いでした。しかし、地域猫の事を知り、私にもできる事はこれしかないと思い、保健所に避妊手術の助成金制度なども問い合わせた事もあります。しかし、個人だけの登録はできず3世帯でなら…という厳しい決まり事に隠れてやるしかありません。その活動の中でも障害を持ったお子さんを連れて餌やりをしている方もいますし、置き餌をしていく人もいます。餌代はその方達のおかげで助かりますし、その中で譲渡して幸せになった猫、TNRだけで済んだ猫、何より、その活動で、命の大切さを知っている人、知らない人とも知り合う事ができ、地域のコミュニケーションも少しずつ広がっている最中です。勿論、金銭的、体力的にも全てを救ったり TNR できるわけではありません。私も最初は悪質な餌やりと思っていましたが、体力的、金銭的な問題を考慮すると飼い主の居ない猫を餓死させて心苦しく生きているより、地域猫をきっかけにいろいろな人間関係が生まれ、自己も成長できる素晴らしい事を知りました。問題は遺棄する人が居なくなる事、助成金制度が限られている事などではないですか？最近も飼い主が自殺をしたために野良猫になってしまった多頭猫がいます。そんな人間の事情で飼い主がいなくなったのに餌やり禁止なんてされたら、救いたくても TNR したくてもできなくなり、野良猫は増え、トラブルも増える一方だと思います。先進国なのに、命の尊さを知らない我が国に、国外に対して胸を張る事もできません。何より、政治家達を見ると金額ばかりで心の歪んだ人間達が増える一方ではないですか？人間としての心を取り戻してください。	女性	40歳代	その他
個人的に TNR した後に、地域で餌をあげている地域猫のことを考慮してください。行政とそういう活動をしている人達（ボランティアの方）と連絡を取り合い、京都市民と野良猫、地域猫とがどうやったら上手く暮らしていくか、考えて頂けないでしょうか？	女性	50歳代	京都市左京区

内容	性別	年齢	居住地
犬の飼い方、猫の飼い方について、飼い主が責任を持つのは当然です。排泄は家でさせること、出来ない場合はきちんと始末すること、そして猫は室内飼いにするのは、飼い主の義務です。まちねこ活動支援事業も取組は有意義です。でも実際に手術された猫の頭数の少なさはどうでしょう。実状として、外猫に餌をやり、捕まえて避妊去勢しているのは、殆ど個人です。実際に手術されている猫の数はもっと多いです。町内会での承諾は難しいです。動議にかけるだけで、猫は保険所へ、と声高に叫ぶ人がいる。そこで仕方なく、個人が努力をするのです。外の猫に餌をやるな、と言うことは、人間の勝手で放り出された猫たちに餓死しろ、と言うことです。餌をやるな、と言う前にもっと「実際の姿」を見て下さい。人と動物が真に心地よく暮らしていける町、京都をめざしたいです。この憲章はもう一度、考え方直してください。	—	—	—
おおむね賛成で、京都市をより良い街にするため必要な条例であると考えます。しかし、「無責任な餌やり」を禁止する という点についてのみは反対です。何故なら、TNRの徹底と、適切な餌やりの継続こそが、野良猫問題解決の方法であると考えるからです。餌やりをしなければ、飢えた猫がゴミを荒らしたりして、街の美観を損ねます。ところが、今回の条例に抵触しないとされている?京都市まちねこ事業に定義されている餌やり?は、実質的に実現が難しいのが現状です。このような状態で、?京都市まちねこ事業に定義されている餌やり?以外の餌やりをすべて禁止することは、野良猫問題をかえって悪化させると思います。	女性	20歳代	京都市上京区
野良猫の餌やり禁止条例の制定について。餌やり禁止は反対です。野良猫に対して、餌やりをして去勢 (TNR) をしてる方達もいます。単なる餌やりのみをしてる人は問題ありますが、去勢をしてる方達までもが餌やり禁止にはしないで下さい。人間と動物が共存できる街づくりを目指して下さい。餌やり禁止とはあまりにも短絡すぎるのではないか!せめて、TNRも兼ねて餌やりをしてる人に対して餌やり禁止はやめていただきたいです。TNRをしてる人は病院での領収書も持っているので、それを提示して確認すれば餌やりを継続しても良い形を取っていただきたいです。餌を与えない事は動物虐待に繋がります。よろしくお願ひします。	女性	30歳代	その他

内容	性別	年齢	居住地
<p>TNR活動を阻害するような条例は反対です。TNR活動とは欧米で始まった野良猫救済のボランティア活動で、自費で避妊去勢手術して放すとか、飼い主募集するとか人道的な活動です。ボランティアなどのTNR活動によって、不幸な野良猫が減り人間社会とのトラブルが減るものだと、私は認識していますが、この条例の骨子には何かと手落ちが多いようで、このままで施行されたら…私は京都市の議員の認識を疑います。再考願います。東京の荒川区にそのような条例があると聞いたことがあります、あれで…ただの善良な動物愛護のボランティアの餌やり行為まで犯罪とみなされるようになりました。ただ野良猫にえさをやれば犯罪とまで言われるのです。それに、あれは…倫理的問題あるので悪評すらあるそうです。再考願います。TNR活動まで阻害してはいけないと思います。餌やりでもただ公園等にごみを残すだけの身勝手な餌やりと違うので、その区別を理解したうえで、京都市動物による迷惑行為防止条例を考えてください。</p>	男性	40歳代	京都市伏見区
<p>京都市内でまちねこ事業の紹介などを行っております。すべて、京都市の後援をいただいております。今回は、京都市HP上に2014.12.15にアップされました「京都市動物による迷惑の防止に関する条例（仮称）」の制定に関する御質問についてというページに記載してある記述についてご連絡させていただきました。</p> <p>京都市ではあくまでも”餌やり”は『「まちねこ活動支援事業」に沿って適切に行われるもの』しか認めないとということでしょうか。まちねこ事業での成果は京都市全体の避妊去勢手術数のほんのわずかだと現場で活動しているわたし自身、認識しております。区の保健所職員の方にできえ、まちねこ事業が浸透していないことは昨年実際に保健所へ訪問してわかりました。わたしは、京都市在住の方からたくさん猫に関して相談を受けます。もちろん、まちねこ事業が出来る場所に関しては薦めて、実際昨年後半には2か所承認されました。反面、まちねこ事業の条件にあてはまらない、もしくはあてはまっていても手術の順番待ちが長すぎる、町内は反対しているが何としても猫の数を減らしたい、といった理由で自費で手術されるケースに何度も関わってきました。そもそもTNR活動とまちねこ制度あるいは地域猫活動は違います。TNRは捕まえて手術して放す、という行為のみを指します。まちねこ事業・地域猫活動に関しては、わたし自身同等と考えています。自費であるか、京都市に頼むか、の違いだけでまちねこ事業を使わずに、しっかり”地域猫活動”をされている方はたくさんいます。わたしもその一人です。今回の条例が出来たいきさつは『無責任な人間』ではありませんか？それであれば、まず・飼い猫は終生屋内飼育を徹底・繁殖禁止 この2点を先に制定すべきだと思います。蛇口が開いたまま下の栓をしてあふれます。おそらく、言葉足らずのせいで京都市民だけでなく 多くの動物ボランティア関係者の心を逆なでした</p>	女性	一 京都市伏見区	

内容	性別	年齢	居住地
<p>ではないでしょうか。まちねこ事業を使って手術をし、猫の世話をしている場所でも迷惑な餌やりはいます。そういった人とまちねこ事業を使わずして”地域猫活動”をされている方を区別するためにも</p> <p>「まちねこサポーター」を市で認めていただきたいです。腕章か何かで区別し、腕章がない場合は、まちねこサポーターになって、と言う。これは、前々から市の職員さんにも提案していることです。そろそろ、行政と民間が手を組んでもいいと思うのですか、いかがですか。どちらにしても、この条例がそのまま制定されたらば・無責任は餌やりはこそぞ隠れてやり続ける=無責任な餌やりは減らない。・きちんと掃除したりしていた餌やりは、条例により人から責められ活動を続けられない=猫が減らない。すでに、まちねこ事業の手術頭数は域を超えてます。それでまちねこ事業だけに頼るなんぞ、おそらく動物ボランティア関係者はしません。どうか、文言の変更をお願いします。まちねこ事業だけが地域猫活動ではありません。最後に伏見稲荷大社や哲学の道などの有名どころには観光客がたくさん訪れ、その観光客が”無責任な餌やり”をしていることをどうぞ認識してください。”無責任な餌やり”の尻拭いを地域猫活動をしている人がしていることも決して忘れないでいてほしいと思います。 AA"""""""" 飼い主の居ない猫を生かして減らそう""""""""ミ・・彌 """"""""""</p>			
<p>私は京都市が大好きな大阪人です。今回のパブリックコメントに参加させて頂きます。日頃、一般市民の方々が自身の時間や費用、労力を使って懸命に地域の猫のお世話をされています。それは、猫好きな方にはもちろん、猫が嫌いな方のためにもとても助かることだと思っています。忙しい合間をぬって、避妊去勢手術を施し、ゴミを荒らさないように毎日の掃除などされておられます。そのような善良な方たちが、まちねこ制度ができることで、過料の対象になってしまうことのないように、ご配慮願いたいと思いコメントさせて頂きました。どうぞよろしくお願ひ致します。期待しています！</p>	女性	40歳代	その他

内容	性別	年齢	居住地
<p>モラルの低い「エサやりさん」がいるのは事実だと思いますが、個人で野良猫の保護活動にモラルをもってかかわり頑張ってる人もたくさんいます。現状の「まちねこ」制度は気軽に活用できるものとは言えず、またバックアップも薄いと思います。まずは「まちねこ」制度の改善をし、それからの「エサやり禁止」へ動くほうがいいのでは?個人の野良猫保護活動の方も「まちねこ」活動への登録を可能とする、もしくわ野良猫の保護活動をする人は「まちねこ」制度へ必ず登録をしないといけないとし、その活動のバックアップを市として行うというはどうでしょうか?・「まちねこ」活動登録を示す腕章等の製作・去勢・避妊の費用の助成・猫セミナー・保護活動される方の情報交換、親睦会の開催・団体損害保険への加入 etc 地域からの孤立化、暴走というのが一番怖いように思います。散歩をする犬と違い、猫の飼い主等はともすれば1人で悩んでいたりすることも多く、情報交換や仲間のつながりで問題ある自称保護活動会も減っていくのでは考えています。よりよい条例になること期待しています。</p>	女性	40歳代	京都市上京区

内容	性別	年齢	居住地
<p>この条例には、反対です。市が配布されているパンフレットに書いてあることは、最終な目標としては、いいことのように見えますが、それを条例に制定し、罰則を設けることは、むしろ、百害あって一利なし、になると思います。特に問題があると思われるのは、「野良猫の餌やり禁止」です。野良猫問題については、餌やり禁止や捕獲（処分）をしても、野良猫の数が減らないことは、すでに常識で、むしろ、餓えた猫が引き起こす問題が深刻化するだけです。「餌をやるヤツがいるから増えるんだ」というのは、猫の生態を知らない人の思い込みです。野良猫の数を減らせるのは、不妊手術の徹底と、その重要性の周知徹底だけです。餌をやりっぱなしで、不妊手術に協力しない「無責任な餌やり」を良いことだと思う人は、いません。しかし、この条例案には、「無責任な餌やり」の定義もなく、むしろ「まちねこ活動」以外の保護活動を認めない、という印象です。問い合わせに対して、行政から、すべての餌やり行為を取り締まるつもりはなく、説得に応じない悪質な餌やりに対処するのが目的だと回答があったそうですが、その区別が明文化されていない以上、実際の運用がどうなるか、不明朗であるといわざるをえません。たとえ、行政が乱用しないつもりでいても、「野良猫への餌やり禁止」が条例化された、と報じられると、野良猫に関するあらゆるトラブルが「条例にもとづいて取り締まれ」という苦情になって市に寄せられる可能性が高いことです。さらに、「野良猫への餌やりは条例違反です」などの掲示が行われると、そこにいる猫はどう扱ってもいいのだという印象を与え、虐待行為を誘発することも危惧されています。京都市の「まちねこ活動」は、全国の自治体の中では先進的な方ですが、行政区単位で全員の同意を得る、というのは、現状では大変ハードルが高く、すべての地域の猫問題に対応できるような内容ではありません。行政の協力をえられないまま、私財や私生活を犠牲にしながら、野良猫の保護や不妊手術に取り組んでおられる方がおおぜいおられます。こうした方々の努力を評価せず、犯罪扱いすることで、ますます行政との繋がりを絶ってしまうことは、野良猫問題の解決をかえって阻害することになります。安易な条例化に頼らず、人も犬も猫も、幸せに暮らせる京都市、を実現するよう、もっと時間をかけて、慎重に対応を考えて下さい。</p>	女性	50歳代	京都市左京区
<p>僕のお母さんは猫にごはんをあげています。河原であげています。猫がたくさんいる所です。そして増えない様にするために、手術に連れていくっています。今は全員して、最初より減っています。僕は餌やりが悪い事だと思いません。迷惑とはどんな事が迷惑ですか？お母さんは迷惑ですか？僕はそんなふうには思いません。</p>	男性	20歳未満	京都府内（京都市以外）

内容	性別	年齢	居住地
猫を避妊、去勢せず、放し飼いで飼っている人、捨てる人、餌をあげて後片付けしない人たちは迷惑だと思います。でも、きちんと綺麗にあげている人、懐かせて手術してあげてる人達もいます。猫嫌いの人、無関心な人は、これを一緒くたにして見ていると思います。「迷惑行為」とざっくりにしてしまうのはどうかと思います。どこからどこまでが迷惑行為なのか明確にして欲しい。猫に手術をしてあげているのは大半が餌やりさんです。そんな貴重な餌やりさんまで、弾き出してしまう条例です。今と同じや。	女性	20歳未満	京都府内（京都市以外）
「京都市動物による迷惑行為防止条例」の制定に反対します。餌やりを禁止すべきではなく、TNRを徹底していくことの方が先ではないでしょうか？京都市内でもTNRを受け、地域猫として避妊・去勢手術を施されご飯を貰っている猫がいます。それを【猫への餌やりは迷惑行為】として捉え、禁止するというのではありませんが、乱暴であり、全国的に見てあまりにも無知であると思います。予算をかけていくべきは【無知なまま餌をやり続け、または遺棄し、不幸な猫を増やしていく人間】への【教育】です。TNRを行わず餌をあげている無知な人間も根柢には愛情があると思います。その愛情を正しい方向に導いてあげる方向に動いて下さる事を切実に願います。世界的に名の知れた京都市が国内において動物愛護の先進になってくださる事を遠くから願います。	女性	30歳代	その他
わが家で飼っている2匹の猫、1匹は野良猫の産んだ仔、もう1匹は生後約1ヶ月の時に捨てられた仔、どちらもボランティアさんによって救われた命です。迷惑餌やりがいるからノラ猫が増えるのではなく、捨てる人がいるから増えるのです。飼い猫の産んだ子猫を捨て、その仔たちが野良猫となってまた子供を産んで…餌やりを規制するだけでこの悪循環を絶ちきれるとは思えません。むしろ餌やりさんたちを味方につけ、市と共同で野良猫の避妊去勢手術をすすめ、正しい餌やりのお手本となって活動していただくと同時に、今の時代にそぐわない飼い方をしている人たちに時代に則した飼い方を学んでもらう方が、野良猫対策には有効なのではないでしょうか？地域猫活動を進めている自治体と、餌やりを禁止している自治体のどちらがより高い効果が出ているかじっくりと比べてからでもおそらくはないと思います。他自治体のお手本となるような条例が制定されることを願います。	女性	50歳代	その他

内容	性別	年齢	居住地
お疲れ様です。京都市では動物の殺処分数を減らすべく、動物愛護センターの開設準備や「まちねこ活動支援事業」実施など、日々動物たちのために努力していただき、感謝いたします。さて、「京都市動物による迷惑の防止に関する条例（仮称）」に対する意見をお送りさせていただきます。私が危惧するのは、野良猫への餌やりを行っている方の中には、「まちねこ活動支援事業」の枠外で、保護するために餌やりをされる場合がありますが、そのような行為が委縮することになってしまわないだろうかということです。私も避妊去勢しないままの餌やりには賛同し兼ねますが、私自身も、かつて「まちねこ活動支援事業」とは関係なく、親を亡くした野良猫（子猫）を捕獲・飼育するため、数日間餌を使ったことがあります。条例で罰則を規定するとなると、良心的に保護するために餌をやろうとする人が、活動しにくくなる風潮になると思います。「まちねこ活動支援事業」の枠外でも、その猫を保護したり、地域猫として地域で飼養する前提の場合の餌やりはできるような対応をお願いします。	女性	30歳代	京都市伏見区
野良猫のエサやり禁止について。 意見書がぎりぎりになりすみません。京都市のまち猫活動について、とってもいい事だと思い喜んでいます。ただ、まだまだ、まち猫活動に対する認知度が少ないので現実だと思います。その中、個人でTNRをしている方がたくさんいらっしゃり、そのおかげで、毎年子猫が生まれて大変とゆう苦情も少なくなってきた事実もあります。可哀想ってだけで、ご飯を無造作にあげ、後かたづけもしない、避妊去勢もしない、ご近所さんの迷惑になる無責任なエサやりさんについては、勿論私も注意していくべきだと思いますが、えさをあげる子は家猫へ…全頭そうしていきたいことは山々ですが、現状数の多さに難しい点もありますので、TNR活動&まち猫活動を共にしていくべきと思います。そして、だんだん京都のまち猫活動の認知度が上がり、その活動が蔓延していかなければいいと思います。これからも、京都のまち猫活動と共に、個人ボランティアさんのTNR活動とで外ネコさんの減少を希望します。宜しくお願ひ致します。	女性	40歳代	京都市右京区
ただただ猫ちゃんが可哀想です…単純にエサを与えるのが悪いと決めつけて対策するのではなく、エサを与えて迷惑にならないように対策する方が得策だと思います？	-	-	-

内容	性別	年齢	居住地
<p>野良猫への餌やりについて、(1) 現在提案されている条例内容では、規制対象の基準が曖昧である点が大きな問題と考えます。餌やりと一緒に掃除やTNRを行っている節度ある人さえも、猫嫌いな人に文句を言われば処罰の対象になりかねません。TNRを伴う餌やりは、人道的に野良猫を減らせる方法であり、猫だけでなく地域のためにもなります。また、京都の永続的な発展には、世界中から留学生や観光客を集め愛される町であり続ける事が大切であり、そのためには多様な文化や価値観を受け入れる共生の気概が必須と考えます。このような観点からも、人間の都合で捨てられたりした命を地域で見守るという体制を、市を上げて応援していただきたいと思います。(2) また、無責任な餌やりについても、規制ではなく指導という方針を取っていただきたく思います。無責任な餌やりを無くそうという市の方向性には賛同いたします。しかし、その方法として、餌やり 자체を即座に規制・禁止するのには反対です。地域住民の理解を得られる餌やり方法についてガイドラインを示し、真に猫を守れる人を育てていただきたいと思います。</p>	女性	20歳代	その他
<p>「まちねこ活動支援事業」は素晴らしい取り組みですが、まちねこ活動以外を「無責任な餌やり」としていいのか?議論は深くしたのか?地域猫活動を京都市よりも先進的に行っている他地域の現状を調査したか?</p> <p>1. 野良猫適正管理の最大の協力者は餌やり 地元の猫情報に通じ不妊手術費用を負担したり、捕獲に協力したりするのは多くの場合、餌やりです。餌やりは排除するのではなく協力者になってもらうことでのらねこの適正な管理が進み、のらねこの数が減り、猫トラブルも減っていきます。</p> <p>2. 「無責任な餌やり」を禁止すると「餌やり」そのものが禁止されたと誤解されてしまう。町の中でも「餌やり禁止」看板がたくさん貼られ、「餌やり反対」の空気があるエリアでは猫トラブルは減るどころか悪化していきます。餌やりを禁止すると町の人は「餌やりは悪」と刷り込まれてしまい餌やりを叱ったり、猫を追い払ったり、自分達は何もしないで全ての責任を餌やりだけに押し付けてしまいます。そうすると餌やりする人は隠れ、マナー やルールを守らず、置き餌をするようになります。餌やりがわからないと個体把握が難しく、捕獲も難航し、手術費用を負担する人もいなくなります。こういう状況では適正な管理はできません。最大の目的はトラブルの軽減ですから、行政は対立軸を明確にして、町の人同士の対立をあおるのではなく、現場の声を聞きながら、住民にとってメリットになる対策を考えてほしいと思います。ここでポイントは、「まちねこ活動」の基準は、「仲間を集め、町内会を説得し行政の審査を通過する」と、かなりハードルが高いこと。行政と協働するボランティアだけしか認めないのは厳し過ぎ、協力してくれる貴重な人材をはじくことになりかねません。このためこの条例の、無責任な餌やり禁止に反対します。</p>	女性	40歳代	その他

内容	性別	年齢	居住地
条文の野良猫さんの件です。ボランティアさん達がグループを作つて自分の生活を犠牲にしてまでも小さな命を守つておられます。ふん尿を少なくすると言う事は猫を増やさない不妊手術だと言って自費で手術をし、餌をやれば数時間後にはあと片づけ、本当に大変な労力、負担を担つておられます。おかげで野良さん達の数はどの地域でもへつているようです。道路にふんがあるのは犬です。犬の飼い主が処理を徹底する事でずい分変わると思います。かわいそうな小さな命を生み出さないようにとがんばつておられる方々にどうか御理解をお願い致します。	女性	60歳代	京都市北区
飼い主のマナーの向上を計ることは大切だと思います。まち猫活動も必要だと考えています。しかし無責任なエサやりという定義が分かりません。確かにエサだけをあげ、積極的に保護をし里親募集をしようとしている方たちの妨げをしている方もおられます。しかし、まちねこ活動以外にも個人的に保護をし、去勢や避妊をする、または里親さんを探そうとするためのエサやりをされている方々はたくさんおられ、その方の活動を無視しては動物と共生する京都は目指せません。地域での同意を前提としているまち猫活動だけでは野良猫は減りません。個人的に活動している意識の高いエサやりさんの行動は認められる条例として下さいますようお願いいたします。	女性	50歳代	京都市左京区

内容	性別	年齢	居住地
<p>野良猫のふん尿に係る苦情が数多く寄せられる問題の解決策は野良猫をなくす事。とありますが、完全室内飼、適正飼養の徹底指導、マイクロチップ装着の努力、登録の義務化によって野良猫はなくなるのではないでしょうか。野良猫のえさやりについては、「まちねこ活動支援事業」に沿う。と言う事ですが、もうすでに苦情が出ている場所では、町内会等の同意を得る事はとても困難です。トイレの設置も猫工サやり絶対反対の場所ではとうてい受け入れられません。「まちねこ」以外のエサやりが出来ないのであれば、時間はかかりますが「まちねこ事業」に沿うしかありません。高いハードルをクリアするしか。それには、保健所職員の方、もしくは動物愛護推進員（各区に3~4名委嘱されているとのこと）の方に地域住民とエサやりさんの間に入って頂き、話し合い、会合をお願いしたいです。「まちねこ」以外のエサやりであっても、病気やケガで弱っている猫を自ら飼養します、病院にも連れて行きます。高額な費用がかかります。避妊・去勢手術もします。ダンボールに入れて捨てられた子猫を育てます。しかし、今いる野良猫すべてを飼養するのは無理です。捨てられた猫は、エサを求めて遠くから来るのもいますが、エサやりの場所たいてい半径500メートル圏内に捨てた人がいると思います。又は遠くからエサをやってる場所を見つけて捨てに来る人もいるかもしれません。置き去りにして引っ越してしまった人もいるかもしれません。もしくは、その近くで猫を外に出して飼っている人も確かにいます。先ず、重点的にエサ場所の周りの住民から適正飼養の徹底をして頂き、安易に猫を捨てられない、動物が大事にされているという雰囲気を地域に根ざして行って頂きたいです。「猫は5歳位の知能を持っている」と動物病院の獣医師さんから聞きました。今季節は寒いです。寒い、お腹が空いた、怖い辛いと感じてる中、懸命に生きています。エサやり反対の住民ばかりでは無く、あたたかい気持ちの方もいらっしゃいます。苦情が減り、今いる猫達が猫人生を全うできるようよろしくお願ひ致します。</p>	女性	60歳代	京都府内（京都市以外）
条件が厳しすぎると思いますので再度見直しを検討して下さい。	男性	40歳代	その他

内容	性別	年齢	居住地
動物による迷惑の防止に関する条例について読ませてもらいました。一部賛成する所もありますがのらネコに関しては反対です。まずのらネコたちがまちネコになれないネコたちがたくさんいるという事です この条例の内容では完全に多くのネコたちを犠牲にする事となるのは、京都市も承知の条例としか思えません フン、尿に対する気持ちはわかりますが一部の声で多くの命を犠牲にしてしまっても良いのでしょうか?まちネコ活動をしてきた人たちの苦労と気持ちを完全に無視しています。人間にして動物と心地良く生きてゆく方法を考えて今すぐ見直し、京都のすべての動物たちを助けるようお願い致します。観光地にのらネコはたくさんいます。皆さん癒されて帰られます。	男性	40歳代	京都市上京区
無責任な餌やりは不妊去勢がされているかのことでのう京都ではボランティアで自費で行われているところがあると聞いています。条例を作った為にボランティアさんの敵にならないで下さい。	女性	60歳代	京都府内(京都市以外)
猫のフン尿の苦情はH23年度669件からH25年度273件と減少しています。餌やりを禁止にしたところでフン尿の被害が減ることはなく逆にゴミをあさる。猫すみかの移動などで新たな苦情が増えると思われます。餌をやらずに餓死させて、猫の数を減らしフン尿の苦情を減らしたいのでしょうか?市民が自費で愛護病院で避妊去勢手術を行っています。私が利用している病院では毎月200頭手術を行いますが、まちねこ制度は25年度210頭のみです。本気で猫を減らしたいのなら(子猫、殺処分)市民と協力し、まちねこ制度ではハードルが高く制度ふん尿は被害減少しています。ボランティア活動によるノラ猫対策がしっかり行われているからです。この条例はそんな活動のさまたげとなるので賛成しかねます。	女性	40歳代	京都市山科区
京都市は本当に「まちねこ活動」で野良猫が減っていると思っているのでしょうか。大きな勘違いではありませんか。いつも猫に餌をやりながら猫に近づき捕獲して不妊去勢手術をし、自腹で協力している市民のおかげなんですよ。餌やりを禁止すると「まちねこ活動:だけになり、またもとのもくあみです。せっかく猫が減ってきたと実感しているのに、また増やすのですか。やめてください、餌やり禁止を反対します。	女性	70歳代	—
餌やりをした人に罰金をとるという事に対して反対です。無責任な餌やりをしている人もいるかもしれません、ちゃんと最低限マナーを守って餌やりをしてくれている人もいると思います。罰金をとることになって餌をくれる人たちがいなくなつた後、のら猫達はどうなるんでしょうか。のれ死んでもいいということでしょうか?それは「人にも動物にも心地よいまち」ではないと思います。根本的ななぜ野良猫等が多いのか、無責任にする人がいるからやと思います。する人たちにこそ何らかの罰金等するべきやと思います。	女性	20歳代	京都市西京区

内容	性別	年齢	居住地
無責任な飼い主さんにはとても必要な条例で良いと思いますが、地域で捨て猫の餌やりをしている方々のためにも理解をしてほしいと思います。捨て猫のないような町づくりをすすめていただきたいと思います。	女性	60歳代	その他
動物を思いやる、人と動物が共生できる町にと～短時間に効果ができるものではなく、ある一定の期間努力して忍耐をもって見守ってやってほしいものです。すぐに餌やりをやめ、餓死させることは殺してしまうことです。マナーを決め不妊手術を施し、自然死を待つてより多くの飼い主を見つける。野良猫が発生したのも人間の勝手な飼い方にも責任はあるはずです。もっと共存できる具体的な案をつくり皆が助けやすい方法を考えください。弱い者を切り捨てる、動物ばかりか人間同士にもありうること、他を思いやる心を育てたいものです。	女性	60歳代 京都市左京区	
私は の数か所の野良猫にTNR活動、里親探しをしながらえさを与えて います。これ以上野良猫が増えるのを阻止し、現在生きている猫の命を全うさせるのが目的です。3年ほど前から近所の方々、私と同じ考え方を持つての方々と協力しこの活動をしているのですが今では猫の数も減りある場所ではすべての猫にTNRをし、これ以上野良猫が増えないだろうと思わるところもあります。その場所ではそこにすんでおられる方々と最初は意見が合わないこともありましたが、私たちの活動を説明したところ今では理解してくださっています。今回の条例が施行されれば今うまくいっているこの場所までも規制の対象にみられるおそれがあります。場所によって事情が異なるのですからただ単純に野良猫に無責任な給餌をするのを禁止するという条例では、逆にトラブルがおこる可能性があります。また他の場所でもTNR活動をしているのですが、そこには手術をしなければいけない野良猫がたくさんいます。もし、今条例が施行されれば餌やりはもちろんTNR活動が中途半端になってしまい手術をしていない猫が子どもを産みせっかく数が減ってきた野良猫がまた増えてしまいます。そうなった場合今まで私たちが地道に手術をしてきた労力、時間、お金が無駄になってしまいます。この手術にかかった費用を京都市は返してくれるのでしょうか。またまちねこ活動支援事業に沿わなければならぬということですが、まちねこに登録することは簡単なことではありません。野良猫の数が多く個人の力ではTNR活動ができない場所があるのですが、以前まちねこに登録しようと思いそこに住んでいる方々と話し合ったり、野良猫の生息状況を調べたことがありました。しかし、最終的には糞尿被害を直に受けている方はぜひまちねこに登録してほしいと理解をしてくださいたのですが、被害をあまり受けていない方に反対されまちねこに登録することができませんでした。私たちがまちねこにしようしているのにも関わらず一部の方が反対しただけでまちねこにすることができず条例どおり餌をやることを禁止され、野良猫を餓死させるようになるのは納得でき	女性 20歳代 京都市中京区		

内容	性別	年齢	居住地
<p>ません。私たちはただ餌をやっているわけではありません。まちねこに登録しようと努力しているのです。そんな私達を規制するような条例にはしないでください。またまちねこに登録できたとしても京都市が手術してくれるペースは遅くほんの少しづつで順番を待っている間にまた新たに子猫が生まれ、野良猫が増えてしまいます。野良猫の数に対して京都市がしてくれる手術の回数は少なすぎます。まちねこ登録するのは容易なことではないし、登録したとしても意味がない場合もあります。もっとまちねこに登録するための条件を緩和し、手術するペースをあげ、手術をする野良猫の数を増やしてからこの条例を制定すべきです。今回この条例が制定されようとした背景には野良猫のふん尿被害に悩まされている方々がいるからだと思いますが、猫に餌を与えていた私でもそんな方々の気持ちがわかります。ふん尿被害だけでなく頻繁の野良猫の死体を処分しなければならず、毎日ご飯も喉をとおらず苦しんでいる方を知っています。私もTNR活動も里親探しもせずただ餌をやったり、触ったり、写真を撮ったりする人たちには腹が立ちます。私たちはその人達とは違います。無責任な給餌を禁止する条例では私達も規制される可能性があります。私達のような活動をしている人とただ餌をやっている人との区別するのでしょうか。区別するのは難しいと思います。精一杯努力している私達にこの条例は厳しすぎますし、猫もかわいそうです。野良猫に罪はないのです。本来、猫は家で飼うものです。身勝手な飼い主により捨てられ、野良猫が増え、その猫達は外でひもじい思いをし、冬は寒さに凍え病気になったり天敵に襲われたり必死で生きています。人間によって不幸な猫が生まれたのにも関わらず迷惑だからといって、また人間がその猫にえさを与えず、死なせるのでしょうか。また、この条例が施行されればお腹をすかせた野良猫がゴミを荒らしたり食べ物を持っている人間につきまとったりしてさらに人間の生活に危害を与えることになります。そうなると殺処分になる可能性も出てきます。せめて今生きている野良猫の命をまつとうさせることはできないのでしょうか。先進国である日本、そして海外からたくさん的人が訪れる京都。こんな素敵な町が今回のような条例を制定するなんて残念ですし、京都に住んでるものとして恥ずかしいです。私は京都が大好きです。どうかこんな京都を動物を殺すようなひどい街にしないでください。今回は野良猫に餌をやることに関する条例ですが、捨て猫に対する防止策はないのでしょうか。いくら餌やりを禁止しても猫を捨てる人がいる限り、野良猫はいなくなりません。私達がどんなにTNR活動、里親探しをういても意味がありません。何事も一番大事なことは防止することです。野良猫への餌やりを規制する前に、猫を捨てた人に対する罰則をもっと厳しくしたり、どんなにいけないことなのかということを分からせるなど、捨て猫に対する防止策を考えてください。今のままでは甘すぎ</p>			

内容	性別	年齢	居住地
<p>ぎます。また、条例を制定する前に、野良猫の現状、そして野良猫をなくそうとして活動している方々が、どんなにたくさんいるのか。どんなに努力をしているのかを知っていただきたいです。私のまわりにも頑張って活動されている方々協力してくださる方々がたくさんいます。私は里親探しもしているのですが、いつでも里親募集中というサイトを利用しています。一度このサイトをご覧になってください。たくさんの方々が野良猫を減らそうと里親を探しているのがおわかりになると思います。こういったサイトはたくさんあります。また、現状を知るために京都市の動物病院に協力してもらいどれだけののらねこが手術をされているのか調査してください。どれだけの方が活動をしているのか御存知じゃないのにこの条例を制定しようとしているなんて浅はかすぎます。何も知らない条例を制定しようとしている方々に今まで条例を制定する権利はあるのでしょうか。もし、このまま何も調べず条例が施行されれば数千匹もの猫が餌を与えられず死んでしまいます。それは動物虐待になるのではないでしょうか。また、私が出会った方がそうだったようにTNR活動や里親探しをしている人がいるということを知らない方々がたくさんいます。そのせいで野良猫に餌をやるなどと言われてしまいます。しかし、私達が餌やりだけでなくTNR活動をしているということを知ればふん尿被害を受けていたとしても大目に見てくれるのではないか。そんな方々はたくさんいると思います。そうなると条例を制定する必要もなくなります。京都市はTNR活動というものがあること活動をしている方々がたくさんいるということを市民の皆様に広めるべきです。条例を制定する前に京都市がやるべきことはたくさんあります。ただ迷惑だからといって条例を制定するのはやめてください。数千匹もの猫の尊い命がかかっているのです。もっとよく考えてください。</p>			
<p>野良猫への餌やりについて、無責任な給餌かどうか判断するために調査はどうに行われるのでしょうか。清掃や避妊手術を十分に行って野良猫を世話している方（個人）を知っていますが、そのような場合は特例などとして免除されるような認定制度があつても良いと思います。一概にすべての人に罰則が科せられる可能性があるのはいかがなものでしょう。</p>	女性	20歳代	京都市左京区

内容	性別	年齢	居住地
この条例に反対です。案の内容には理解できる部分もありますが、市民に広報や周知をはかることをもっと努力すべきで条例化することは百害あって一利なしと思います。特に野良猫の餌やり禁止は捕殺や餌やり禁止では野良猫の数が減らせないことが常識になっている時代に逆行しています。「餌をやるから増える」というのは猫の生態を知らない人の思い込みで猫の数をコントロールできるのは不妊手術の徹底とその周知だけです。市が特に悪質なケースを対象にするつもりでも無責任な餌やりとはなんなのか定義もなく餌やり禁止条例としてひとり歩きすることで野良猫に関する苦情が取締要求となって寄せられることが結局不妊手術をがんばっている個人を行政から遠ざけ野良猫への虐待も招きかねません。まちねこ活動もいいですが、現状では行政単位で全員の同意というのハードルが高く行政の支援も無い中、ボランティアとして命を守ろうとしている人たちをもっと協力者として味方にしてください。	女性	50歳代	京都市左京区
リーフレット読みました。猫への餌やりというところで疑問を感じました。意見を読んでいただけると幸いです。野良猫に餌やりをするのに自ら飼養するかまちねこ活動に登録するしか方法がなく、それ以外の場合は無責任な餌やりとなるのでしょうか？リーフレットを読む限り、目の前の猫の餌をやつたら違反となるように取れます。もちろん残飯を放置するのは厳重に注意してもらいたいのですが、目の前のお腹を空かせた猫に餌をやつたら条例違反になるので罰則と説明するのでしょうか？それが人と動物の共生につながると思えません。そして身近な動物として野生のサルやタヌキと一緒に野良猫の絵が描いてあるのは間違っていると思います。野良猫は野生ではありません。	女性	50歳代	京都市中京区
今回京都市の制定しようとしている条例は、極端すぎると思います。内容についても、客観性に乏しく、運用面でも混乱を招きそうです。 餌の放置等の環境面の対策を考える方が重要と考えます。 避妊手術等の助成を充実させ、頭数を増やさない対策を検討する必要があると考えます。	男性	50歳代	その他
条例に反対です。地域猫活動が止めになつたら京都は、猫であふれるから反対です。家族全員で反対です。	—	60歳代	京都市下京区
野良猫を減らすには手術が絶対であり、無責任なえさやりとは、これらの手術をせずに餌やり、後片付けをしない事だと思う。まちねこにするには時間がかかりその間に増えて行きハードルが高すぎると思う。多くの人達が自費などで手術などをして命を守っている。もっとこれらの方々（責任を持って手術したり、えさをやったり、掃除したりされている方）を応援してほしい。具体的には活動されている方々の意見を取り入れてほしい。責任を持って餌やりをしている人（手術などして）まで活動を制限されることになると かえって野良猫は増えると思う。	男性	50歳代	京都市西京区

内容	性別	年齢	居住地
<p>今回の条例に関して、特に野良猫に関する事項には大変驚きました。地域猫活動を10年来、行ってきた者にとって、全く承服できない内容です。事実上の餌やり禁止は迷惑を防止する面からも、動物愛護の面からも誤った方向で、残念でなりません。それは、新たな苦情やトラブルを生む事になります。まず野良猫は、人間の身勝手な遺棄によって生まれ、繁殖を繰り返し増えてしまった命であること、殖える事が苦情の原因となっていきます。これまで行なってきた地域猫活動では、しっかり不妊・去勢手術を施し、きちんと給餌し、見守り続ける事で、早期に確実に解決し、成果を得ています。野良猫をなくすのではなく、まず今以上に増えないようにしましょうと。周辺の方々の理解協力をお願いし、バザーを開催します。その時、多くのカンパを頂くのは迷惑を受けておられる方々からです。殖える前に早目に不妊・去勢手術が出来るように、手術の重要性、メリットを常に広報して頂きたいと願います。「人にも動物にも心地よいまち」の実現は残念ですが望めません。小さい命への責任を関係なしとし、苦情やトラブルの表面や数字のみを見ている様で、本当に解決しようとする姿勢が見られないからです。餌やり禁止については削除をお願いします。不妊・去勢手術を「まちねこ活動支援事業」にかかわらず、強く広く奨励する事を願っています。</p>	女性	60歳代	京都市左京区
<p>この条例案ができたことで今まで不妊手術しないで餌を与えていた方も徹底した手術の意識が生まれると思います。ボランティアされている方々も必死で訴えておられます。ただ、人によっては住んでおられる地域、人間関係等によりまちねこ活動支援事業の条件を満たせず、やむを得ず、自費で不妊手術をされ他の方々に迷惑がかからぬ様餌やりをされている方も沢山いらっしゃると思います。この条例案では、そういった活動をして下さっている方々に過料をかすをいう事に強い不快感を覚えます。もしその方が餌をあげれなくなると猫は餓死してしまいますがそれを望んでおられるという事でしょうか？一番立場の弱く不幸な野良猫に対してこんなひどい条例案を出す京都市に対して強い反感を覚えます。もっと良く考えて下さい。</p>	-	30歳代	京都市中京区

内容	性別	年齢	居住地
<p>職員の皆様、様々な苦情における対応大変な事とお察し申し上げます。しかしながら条例には絶対に反対です！！ノラ猫のお世話に真剣に取り組んでいる方々は、すでに自宅で数匹の猫を飼育している為、これ以上は不可能故やむなく自ら出向く形になっているのが現状です。また、そのような方々は無責任なエサやりなどはしていません。決して裕福ではない経済状態の中、お金と時間と労力を費やしているのです。動物愛護が叫ばれている昨今、それに率先して取り組んでいる方々に”罪金”など決してあってはなりません！お世話をしている方々に責任を負わせるような条例ではなく、今ある命を大切にしていけるよう前向きに取り組める条例のご検討をどうかよろしくお願ひいたします。</p>	女性	50歳代	京都市西京区
<p>動物による迷惑の防止に関する条例の制定には反対です。 テレビの画面によく猫の動画が移り、NHK京都でもマスコットが猫です。人間は、猫のしぐさ等を見て、やさしい気持、いやしの気持になる人は多いと思います。 人間の身勝手で捨てられて、野良猫として生きなければならない、不幸な猫、そんな不幸な猫に、せめて人間がごはんをやり、お腹中いっぱい食べさせて、命ある限り生きさせてほしいのです。餓死させることはしないでください。自費で不妊手術し、餌やりの後のかたづけ、回りのふん拾い、私達はやっているのです。無責任にやっているのではないことを解って下さい。どうか猫の餌やりの条例を制定しないでください。</p>	—	50歳代	京都市右京区
<p>この京都市動物による迷惑の防止に関する条例を制定すると自費で猫を手術し、餌やりの後付けをきっちりしている人達も沢山おられます。条例が制定されれば、心やさしい人達も罰せられるとは心苦しいことです。生を全うさせてあげたいと思うだけの人事です。考慮して致きたい！人間の勝手で捨てられ野良猫に成った猫達が殺処分になる恐れが大いにあります。人間の責任です。猫達には何の責任もありません。人間と動物が共生する世の中にならなければ子供達の健やかな育にもつながりません。動物愛護法の精神に反することでは有りませんか</p>	男性	70歳代	京都市西京区
<p>時間と動力をかけてノラ猫を捕獲し、自費で手術をするボランティアの人達に頭が下がります。市がその人達をもっとバックアップしてあげたらいいと思います。ボランティアの人達が手術をしなくなったらきっと猫が増えますよ この条例、もう一度 見直しして下さい。</p>	—	—	京都市左京区

内容	性別	年齢	居住地
<p>飼い主のいない猫たちは「まちねこ」として町内会が認めてくれなかった。この猫たちはどうなるのですか？飼い手探すことは、無理な話、大人になった外の猫として育ってきた猫をもらってくれる人はいません。「まちねこ」にもなれず、新しい飼手もない猫たちは、どうなるのですか？抹殺するのですか？京都動物愛護憲章に、わたくしたちと同じようにかけがえのない命と言っているのにちょっと、おかしい、うそつきの憲章です。現実に不妊手術さえやってあげると減少しています。餌やりしている人は、不妊手術してあげて、命ある限り見守るようにしてあげる。それが人間との関わりで、人にも猫たちにも心地よい町を作っていくものと思います。</p> <p>条例制定頑固として反対。餌やりする人に罰則は許されない。</p>	女性	50歳代	京都市右京区
<p>京都市の動物による迷惑の防止に関する条例(仮称)案について、条例制定に関して以下の条例案内、2点の赤字部分につき問題を感じるため、京都市内で野良猫の繁殖制限活動現場に関わる団体として、意見を述べさせていただきます。(1)本市には、野良猫のふん尿に係る苦情が数多く寄せられておりますが、この問題の解決策は、何よりも野良猫をなくすことです、(1)について 野良猫のふん尿に係る苦情が数多く寄せられておりますが、この問題の解決策は、何よりも野良猫をなくすことです、と書かれていますが、野良猫をめぐる問題は、地域社会全体の問題です。「野良猫の排除」が最適な解決策ではなく、野良猫の生を適切に管理し、不幸な命をこれ以上「生み出さない」「増やさない」努力をするべきではないか、という考え方方が社会には広まりつつあり、多くの自治体と地域住民が各地域に見合った内容で実践し、確実に成果をあげています。人の動物の共生プラン、京都動物愛護憲章と掲げるのであれば、まずは軸足を人間側でなく、動物愛護精神に基づいた文章にすべきであり、動物愛護福祉に興味関心の無い方にも正確に伝えるには、不適切な文章です。どのような方が読まれても、正しく伝わりやすい表現、内容で無ければならないと思います。(2)野良猫に餌やりをしようとする方は、猫を自ら飼養いただくか、又は、「まちねこ活動支援事業」に沿って、適切な管理の下で実施いただきますようお願いします。(2)について 餌やり禁止条例に対する反対意見というよりも、京都市の野良猫は「まちねこ活動支援事業」だけが関わる猫ではないので、野良猫に餌やりをしようとする方は、猫を自ら飼養いただくか、又は、「まちねこ活動支援事業」に沿って、適切な管理の下で実施いただきますようお願いします。の赤字部分のような、まちねこ活動支援事業の中で取り組みがなされている野良猫だけしか餌やりしてはいけないと取れる表現を、実際の現場の実情に基づいた内容に、変更してください。事実、京都市内在住の任意団体、個人活動家の方々、含むと、年間に野良猫の繁殖制限手術に関わる頭数は京都市のまちねこ支援事業が関わる3倍以上</p>	女性	一	京都府内(京都市以外)

内容	性別	年齢	居住地
<p>の頭数に関わっています。把握している最低限の頭数だけで3倍以上の頭数が居りますので、把握しきれていない頭数も含めれば、もっと存在すると安易に想像ができます。当会でも京都市内の一般市民の方から野良猫の繁殖制限手術のご依頼をよく受けますが、その背景には、・ある一定の条件をクリアすれば、京都市が無償で繁殖制限手術をする「まちねこ事業」があること自体をご存知が無い広報不足のケース・まちねこ事業を知っては居るけれど、手術日が少ないとこと、一度に手術出来る頭数が少ないとこと、手術待機の猫が多いことから、現実は手術が追いついていないために個人で負担せざる得ないケース・野良猫を受け入れてくれる動物病院が少ないとこと・一般開業動物病院では医療費負担が大き過ぎることなどが大部分をしめ、現実問題、まだまだ我々団体の活動資金や、民間の方々が私財をなげうって、不幸な命をこれ以上ふやさないためにその生涯を見守るために避妊去勢手術をし、餌やりをしていかなければならぬのが実情です。それら実情に目を向げず、今回の「まちねこ事業」だけに焦点を絞った条例案は、手術が追いついておらず、一般市民の力を借りなくては野良猫の繁殖制限が出来ていない現場の実情にそぐうものではありません。あまりにも大きくかけ離れて過ぎており、また、他の存在を大きく無視するものです。つきましては、(案)野良猫に餌やりをしようとする方は、まちねこ活動支援事業に沿っていただかなければなりません。といった、まちねこ活動支援事業以外の存在を盛り込んだ内容が、妥当だと考えるため、実情に見合った内容への条例案改正を強く要望致します。</p>			

内容	性別	年齢	居住地
<p>この度の「京都市動物による迷惑行為防止条例（仮称）」の制定に関して個人的に疑問に感じた点があり、条例の制定には反対です。1. 「無責任な餌やり」とありますが、どのような行為が無責任なのか、人により地域により異なるのではないかでしょうか？今現在、適正に管理されているネコ（避妊・虚勢済み、固体管理されている、関わっている人たちのルールがあり、近隣に迷惑を掛けていない等）が居たとしても、人により見方が変われば「無責任な餌やり」と感じる人もおり、逆に「よく面倒を見ている」と感じる人も居るのではないかでしょうか？このような曖昧な定義では行政の職員の方々の対応にも差が出て、結局はトラブルが増加し、何の為に条例を制定するのか無意味なのではないでしょうか？2. 「野良猫に餌をやるなら自分の家で飼え」と言われても、もしそのネコが野良猫ではなく誰かの飼い猫で家の中と外を自由に出入りしているとしたら、外で餌をやっている人に家で飼えという前に飼い猫を外に出さないように指導する事が先ではないでしょうか？更に、そのように外にネコを出している人に限って「家のネコを盗った」等と自分の無責任さは反省せず、他人を批判するのではないかと思えてしまいます。それにもし飼い主が居るのであれば、その外に居るネコはその飼い主の物で、勝手に家に連れ帰って所有者を変更するなど無理ではないでしょうか？何故そのような法的におかしなことが条例に組み込まれているのか理解しがたいです。市の職員がそのような法的におかしな事を指示できるのでしょうか？私は専門家ではないので難しい事は分かりませんが、せっかく良い取り組みをする為に作られる条例ならば、条例が出来て状況が改善され、全国の見本になったと言われ、市民が誇れる条例を制定される事が本来の行政と市民の協働の理想的の姿ではないかと考えます。</p>	—	—	—
<p>野良猫の餌やりを禁止しても、野良猫は減りません。野良猫を増やさないようにするには、無責任な飼い主をなくす事の方が重要です。責任ある終生飼育、遺棄の禁止、繁殖制限を、徹底して行うべきです。今いる野良猫には、全頭避妊去勢手術を行えば、増える事はない。手術後の野良猫には、暖かく見守ってやって欲しい。たかだか数年の命ではありませんか？餌やりを禁止することは、野良猫に餓死せよと言つてゐるやうなもの。否定的な考え方ではなく、野良猫の存在を認め、人と動物が共生していくける肯定的な考え方を持って欲しい。糞尿被害と言いますが、掃除すれば良いだけのこと。余りに器の小さい考え方、歴史ある京都人の恥だと思います。人にも動物にも優しい京都市を目指し、他県民のお手本になるように努めて下さい。排除することに税金を使う事は、甚だ遺憾です。</p>	女性	50歳代	その他

内容	性別	年齢	居住地
<p>「無責任な餌やり」の定義が明確ではありません。</p> <p>周辺環境や住民の愛護意識の程度によっても何が無責任なのかは変わります。</p> <p>ある場所では置き餌が大丈夫かもしれませんがある場所では難しいかもしません。</p> <p>野良猫に寛容な地域と猫嫌いの人の多い地域でも「無責任」の意味が違います。</p> <p>所によって状況によって基準や定義が変化するような事柄を条例にすることはできません。</p> <p>このような曖昧な条例には反対です。</p> <p>というか、条例化出来るとは思えません。</p>	女性	50歳代	その他
<p>野良猫以外でも不妊手術されていない飼い猫が外で子供を産んだり又、飼い主が子猫を捨てると言う例も多々あります。飼い猫に手術を義務化して手術をした場合助成金を出したりして子猫を増やさない様に手を打つべきです。まちねこ制度ができる以前から個々が自費で野良猫に不妊手術を施して餌やりを続けています。「まちねこ」ではありませんが手術した猫に対しての餌やりは認めるべきです。餌を「もらえる猫」と「あげていらない猫」の線引きはどこですか？皆命の重さは同じです。行政の都合で餓死せざるを得ない猫を数はおびただしい数になります。お腹をへらしてゴミ袋をあさると言う問題も発生します。「不妊手術をしてから餌をあげましょう！」と言い変えるべきです。餓死させて数を減らし問題を解決する事は文化都市京都が恥じます。この項目は撤回して下さい（餌やり禁止）</p>	女性	60歳代	京都市南区
<p>御市には動物愛護への積極的な取り組みをされ、敬意と感謝を申し上げます。京都市の「動物愛護憲章」では「回りに迷惑をかける餌やりは行いません」と記載され、「京都市条例制定検討」（京都新聞）で「周辺住民に迷惑のかかる餌やり禁止・違反行為には罰則を盛り込む検討」の記事が報道されました。これについては、従来から猫餌やり活動をされている皆様は不安な中にあります。京都市の地域猫のお考えを回答して頂きたい、併せて、従来の猫餌やりを禁止、制限がされないことを求めます。質問1 今回、「動物への無責任な餌やりを禁止する」という条例が制定されようとしていますが、無責任な餌やりとは、どういうものですか。2 条例を制定するに当たりマニュアルはありますか。マニュアルがあるとすれば、どのようなものですか。3 現在、個人的に野良猫に不妊手術を施し、また、餌やりをしている間は、側にいて、後片づけもしています。餌やりをしている人達がその活動をし易くするための措置はありますか。例えば、無責任な餌やりではないことを認定し、あるいは身分証明の交付などをして頂くことが考えられますが、そのようなお考えをお持ちでしょうか。4 猫餌</p>	—	—	—

内容	性別	年齢	居住地
<p>やりを制限、禁止することにより、野良猫の増加、野良猫への虐待(餌、水を与えないなど)、殺処分につながる虞があります。もし、その虞がないとすれば、その理由を明らかにしてください。1 野良猫問題は、糞尿、鳴き声などを社会の迷惑として、従来、行政が野良猫を捕獲して殺処分をしてきました。しかし、野良猫を捕まえて殺す行為は、人倫上、同じ命を奪う行為は許されないとし、法律上、動物愛護法は動物の命をみだりに奪い殺す行為は許されない。」とされてきました。猫の命を守り新たな不幸の野良猫をなくすために、猫餌やりと TNR の活動が全国でなされてきて、平成 24 年 8 月に動物愛護法の法改正がされ、従来の、犬猫を「殺す行政」から、「生かす行政」へと変わり、所有猫は終生飼養義務に基づいて引取の制限がされ(法 35 条 1 項但書、3 項、付帯決議 6 項)、駆除目的に捕獲された飼い主のいない猫の引取りは動物愛護の観点から原則として認められず(付帯決議 8 項)、やむをえない場合のみしか引取ができないとされました。これにより、野良猫は基本的に全て社会に存在することとなりました。社会に存在する野良猫について、猫の苦情件数の低減と猫の引取り頭数の減少に「地域猫対策」が効果があるとして、官民挙げて推進を図る、との付帯決議(8 項)がされました。現在、全国の行政にて、地域猫対策と「殺処分頭数をゼロに近付けることを目指して最大限努力」(付帯決議 6 項)への取組がなされています。2 従来、地域猫活動は、猫餌やり、TNR 活動(野良猫を捉え、避妊去勢をし、元の場所へ戻す)により、殺処分行政をなくし、野良猫をなくす活動に大きく寄与してきました。しかし、近隣住民、社会は、これを誤解し、猫餌やりが居るから野良猫が居るとして、「連れて帰れ。持ち帰れなければ餌やりするな」「猫餌やりをしなければ野良猫はいなくなる。」との声により殺処分行政がされました。従来の地域猫は、個人の思いで、猫餌やり、避妊去勢がされて地域猫を形成してきました。しかし、それは狭い地域に限定され、新たな捨て猫、避妊去勢の経済的負担、地域住民の無理解、誤解による妨害など、個人の力では限界があることが明確になっていきます。地域猫活動は、個人に限界があり、地域、行政の官民の責任が明確になりました。3 京都市が「町猫」として地域猫に取り組まれることは、猫の命、法律の趣旨から大いに歓迎と期待をするところです。ところが、京都市の「動物愛護憲章」及び「回りに迷惑をかける餌やりは行いません」と記載され、「京都市条例制定検討」(京都新聞)で「周辺住民に迷惑のかかる餌やり禁止・違反行為には罰則を盛り込む検討」が報道されました。しかし、猫餌やりの制限、禁止をすることは、地域猫を崩壊させる虞があります。野良猫問題は地域の問題であり、地域がこれに取り組むべき問題ですが、地域猫を支えてきたのは猫餌やりです。TNR と、さらに M(猫の継続飼養、マネジメント)が必要ですが、そのプロセスは、①野良猫の匹数など現場を知るために猫餌やりが一番把</p>			

内容	性別	年齢	居住地
<p>握しており、捕獲についてもその協力を得ることが効率的です。②避妊去勢については、猫餌やりでは費用の経済的負担を個人負担とすることには限界があり、避妊去勢を完遂することはできません。地域全体として、公的に野良猫の避妊去勢が必要です。③野良猫を地域に戻して、その後の猫餌やりや管理が相当長期に必要と考えられます。④また、その間、捨て猫や避妊去勢されていない猫の混入もあります。上記の取組や、作業の現場の猫の飼養や管理を、官だけですることは人材と経費、対応力から極めて困難と考えられます。従来の猫餌やりの人達が有用で、また、それがないと機能しないと考えられます。仮に、猫餌やりの禁止ないし制限をすれば、地域猫を形成し、支えてきた地域猫の土台の猫餌やりを、排除することになります。行政がこれに代わって、現場の猫餌やりや管理をし、野良猫の把握・餌やり・捨て猫や子猫の出生など新たな野良猫などを含めて対応をすることになりますが、これは限界があり、困難と考えられます。今後長期に渡る、野良猫問題が解決しなければ、野良猫の迷惑問題が再燃し・殺処分が復活し、地域猫の制度自体を崩壊させることになり、従来の猫餌やりの人達が形成してきた地域猫の土台を否定することになります。近隣に被害迷惑をかける猫餌やりには問題があり、その改善を求めることは必要とも考えられますが、これは、猫餌やりへの教育、啓蒙が必要であり、そのような被害迷惑をかけないような猫餌やりにもっていくことが求められます。4 野良猫問題とは、①野良猫を殺さないで生かすこと、②野良猫は地域の問題であることが基本と考えます。従来、①の問題は、猫餌やりが支えて地域猫を形成してきました。これは、地域猫の土台です。②の問題については、地域、菅が地域猫を実現していくことが求められ、地域は避妊去勢をして、長期に渡る地域猫活動をしていく。これは、上記の通りボランティアでは限界があり、地域の問題として、地域自治会や行政の責任において、公的な取り組みが必要です。それは、従来の猫餌やりにより支えられてきた動物の命を生かす地域猫が基本であり、これを足場として、行政の責任において、協力と発展をさせが必要と考えます。猫餌やりを禁止、規制することは、野良猫の把握、野良猫の生存、保護をする地域猫の土台を崩し、地域猫を否定し、殺処分行政に戻すことにもなります。御市には、猫餌やりを禁止、規制されないことを求め、現在の猫餌やりが支えてきた地域猫を土台として、これを確立するために、猫餌やりを教育、啓蒙をし、行政が野良猫保護の責任者として制度を作られることを求めます。</p>			

内容	性別	年齢	居住地
私は今年の夏頃から職場の近くの公園で飼い主のいない猫の餌やりを始めました。以前から飼い主のいない猫の不妊去勢手術をする事はありましたが、餌やりは初めての事です。始めた頃は色々な方達がこそこそと、びくびくしながら餌をあげていて置き餌をしていましたが、餌をあげる事はいけない事では無くて、不妊手術をしないで置き餌をする事が不幸な猫を増やしてしまうとお話をさせて頂きました所、最近になって置き餌はされなくなりました。もしも、この条例が私の住む市で制定されたとしたら、私は餌やりを出来なくなるかもしれません。置き餌を止めた方達もまた、こそこそと置き餌をする事でしょう。飼い主のいない猫を減らす対策としての条例として制定するならば、飼い主が不妊去勢手術をして無責任に繁殖させない、といった事を徹底してもらう条例が先ではないかと思います。	女性	40歳代	その他
「のら猫餌」やり禁止条例について、反対します。餌やりを禁止するだけではのら猫は減りません。そもそも猫を捨てる人間に問題があるわけで、人間が勝手に起こしたことで猫には何の罪もありません。それなら不妊、去勢手術をすべきです。	男性	60歳代	京都府内（京都市以外）

内容	性別	年齢	居住地
<p>京都市が提案されている「京都市動物による迷惑の防止に関する条例（仮称）」のパンフレットを拝見しました。京都市が目指す「人と動物が共生するうるおいのあるまち」は、すばらしい考えだと思いますが、具体策については、むしろ条例が共生を阻害してしまうのではないかと不安に感じる部分がありましたので、反対意見をお伝えします。所有する犬又は猫について、マイクロチップ等により所有者の明示に努めること。→（意見）マイクロチップを推奨するのであれば、行政の補助が必要です。特に、地域猫や低所得者の飼い犬・猫には無料でできるように援助してください。また、マイクロチップの浸透には長い時間がかかるため、マイクロチップがついていない犬・猫は、迷子ではないから返還できない、または即殺処分とならないよう配慮した条文にしてください。猫の室内飼養に努めること。→（意見）東京や、私の住む埼玉県では、ペット可のマンションやアパートは増えていますが、ほとんどが「小型犬のみ可」です。猫や大型犬が飼える賃貸はごくわずかなのですが、京都市はいかがでしょうか。猫や大型犬を含むペット可の賃貸物件が増えるよう、行政でも働きかけをお願いします。野良猫に餌やりをしようとする方は、猫を自ら飼養いただくか、又は、「まちねこ支援事業」に沿って、適切な管理の下で実施いただきますようお願いします。→（意見）餌やりをされる皆さん、団体というより1人で続けていらっしゃる方が多いと思います。猫を自ら飼養するのは不可能だから、外で餌やりをしているのですし、「まちねこ活動支援事業」は、個人で餌やりを続けてこられた方にとって、かなりハードルが高い条件だと思います。現在、3名以上から2名以上とする人数要件の緩和を検討しているとのことですですが、それ以上に「町内会の同意を得る」ことも難しいと思いますので、行政のコーディネーターがサポートするなど、もう一步後押しをお願いします。また、「無責任な餌やりの禁止」が「餌やりの禁止」と誤解されやすい点が、大変心配です。この言葉だけが一人歩きし、餌やりがしにくくなるのは本末転倒ですので、「残飯ごみを放置しないとともに、ルールを守った餌やりをお願いします。」という表現にしてください。無責任な餌やりを明文化するより、ルールを守った餌やりとは何かを明確にして指導するほうが、誤解も少なく現実的だと思います。</p>	女性	40歳代	その他

内容	性別	年齢	居住地
<p>この条例には反対です。迷惑の判断基準が曖昧なので、判断する人間の主觀で罰せられたり、罰せられなかつたりとなるおそれがあります。また せっかく地域猫として地域住民が見守っていこうという活動がやっと社会の中で認識されようとしつつあるのに餌やりをする人 イコール 罰せられる人 の風評が出来てしまいます。ましてやこれまで個人でコツコツと野良猫を不妊手術し、増えないように努力してきた人たちが 3人以上でないと地域活動で認められた餌やり活動でないとしたなら、仕事をしつつ自分のお金で自分のペースで活動した人が活動できなくなります。京都市が全国に先駆けて野良猫を減らし地域の住民と協力して地域猫活動を進めていくモデルとなっていくならば安易な罰を与えて規制するやり方ではなく、野良猫を見つけた時にはこうすれば良いという 細部までわかりやすいマニュアルを作り、それを市民がきちんと知る方法を徹底する方が全国のモデルとなりうると思います。</p>	女性	50歳代	京都市東山区
<p>野良猫餌やり禁止条例に反対します。餌やりを禁止するのではなく、餌をやるなら不妊手術をしてあげる事を徹底させる事の方がはるかに効果だと思います。後、TNR活動、外猫の不妊手術の徹底、終身飼養など。先日、行政とボランティアの方 30名余りで野良猫を減らす対策を話し合いましたが、"餌やり禁止"などというものは一つも出ませんでした。まして罰金付きなどは、幼稚化しているとしか思えません。餌やり禁止よりももっともっと大切な事があります！</p>	女性	50歳代	その他
<p>【無責任な餌やり】へ罰則を科そうとされている事に、反対します。【無責任な餌やり】が、どういうものかも明確に示されていませんよね。また京都市が認めている『まちねこ事業』3人以上のグループでの活動に限定されているとのこと。インターネットで見ていくと、個人で 野良猫のために活動されている方々も多数みかけます。野良猫の問題を解決するなら『餌やりさんを排除すること』ではなく『TNRして地域猫として一代限りの命を全うしてもらう』『TNRして暖かい家庭で一代限りの命を全うしてもらう』がボランティア活動されてる方々の、現在の主流であると思います。どうぞ短絡的な思考ではなく、じっくり熟慮していただきたい。ボランティア活動されてる方々のブログなども読んでいただきたい。個人でも懸命に、小さな命を救おうと頑張ってる方々がいるのです。人にも動物にも優しい街にしていただきたいと思います。</p>	女性	50歳代	その他

内容	性別	年齢	居住地
<p>■リーフレット2ページ</p> <p>「室内で飼うように努めること」を「屋内で飼うように努めること」に変更。また「脱走防止策を実施すること」を追加</p> <p>【理由】実質的な飼育環境は室内ではないため</p> <p>「散歩時にふん回収用具を所持すること」の次の行に「散歩時に尿洗浄用具を所持すること」を追加</p> <p>【理由】「糞尿被害の防止」を掲げる以上尿被害への対処も必要。ただし「ふん尿の始末用具」とすると「ふん」だけと考える人が多いため別途表示すべき</p> <p>「犬又は猫の多頭飼育時に届け出ること」の補足に「飼育数には二週間を超える一時保護・預かりを含める」の文言を追加</p> <p>【理由】飼育という言葉では「自分の飼い猫ではなく、里親募集の猫だ」と言い届け出を行わないケースが発生し得るが、保護猫の多頭崩壊も起こり得るため飼育数は「自分の飼い猫」ではなく「手元にいる全生体」を集計するべきと考えたため</p> <p>■リーフレット3ページ</p> <p>「まちねこ活動支援事業に従って」を「まちねこ活動もしくはそれに準ずる管理方法に従って」に変更 また、管理の補足として「野良猫の平均寿命は3～5歳とされているため、その寿命を大幅に延ばすような過度なお世話をして猫被害の長期化が生じないよう努めること」を追加</p> <p>【理由】まちねこ活動に限定すると個人でTNRを行うことが難しくなり、野良猫減少の効果が少なくなる可能性がある。また、過度なお世話はその場を「お世話してもらえる、猫を捨てても良い場所」と誤った認識が広め、不妊を進めて新たな猫が増える原因になる危険性がある。それは「不幸な猫」を増やすことに協力することになる。猫被害が永続することを地域が許可した場合を除いては早期収束を目指す「野良猫の平均寿命」を目指した活動にするべきと考えたため</p> <p>「犬の散歩時にふん回収用具を所持する義務に違反したとき」を指導ではなく過料に変更</p> <p>【理由】ふんを回収する義務に違反した場合に過料を科すのであれば、回収用具を所持していない時点でふんを回収しないと判断できるため</p> <p>「身近な動物に対して無責任な給餌」について「身近な動物」の定義を示してください。最も身近な動物は自身のペットになりますが、ペットへの餌やりで問題が発生した場合は飼主が責任を取る必要があるため無責任にはなりません。また、置き餌や他人の所有地や公共の場での無許可の餌やりなどの「無責任な給餌」の具体的な内容を示してください</p> <p>【理由】曖昧な表現では規制をし難いため</p>	男性	30歳代	その他

内容	性別	年齢	居住地
<p>野良猫を排除するかのような条例に反対します。何をもって無責任なのか曖昧なまま罰則を設けるのはおかしい話です。エサを与えてる猫は自宅で飼えとは・・・。飼える環境なら、とっくに連れ帰っています。 飼いたくても飼えない事情があるから不妊去勢をし、野良としてエサを与えてるのです。京都市の定めた「街猫支援事業」にかなう条件というのも、ハードルが高過ぎて現実にそぐわないものです。例えば、フルタイムで働きつつ、仕事帰りにエサやりする立場としては3人以上のグループなど作れません。実際にエサやりしている人は、一人で行動している人がほとんどです。猫に関する苦情に苦慮しているなら、まずるべきは不妊去勢を進めることでその数を減らすことです。それは、今、京都市が打ち出しているような野良猫排除のようなやり方では決してなく、共生をはかりながら年月をかけて達成していくことなのです。小さいながらも、どの野良猫も尊い命です。ただでさえ、人間の都合で翻弄される動物や自然に対して、即効性など求めるべきではありません。罰則を設け、エサやり出来なくし、猫を餓死させ減らすやりかたではなく、エサやりや猫に関わる人達を味方に付け、協調しながら不妊手術して数を減らし、現存する猫はマナーを守った管理をするよう広報していくことが、心ある行政の仕事だと考えます。人にも、動物にも、自然にも優しい京都市である事を期待しています。</p>	女性	50歳代	その他
<p>マイクロチップ</p> <p>犬に関しては年1回の接種義務があるので、その時にマイクロチップの義務も課せばよいと考える。</p> <p>糞尿の始末</p> <p>猫はトイレ躰けは出来ている。（ノラは論外） 犬が問題。散歩の時、これ見よがし的に糞の始末グッズを手にしているが人目が無いと始末をしない者が多いし 生ごみステーションに糞をポイと捨てているを見かける。尿に関しては神社仏閣の文化価値のある壇や柱などにも平気でさせているバカが多い。</p> <p>餌やり</p> <p>これはノラ猫に対しての事だと思う。避妊・去勢なく野放団に餌を与える事は甚だ無責任な行為。まず避妊・去勢手術の助成を充実させて個体が増える事を断ったのち市に届け出た自治会やボランティアによる地域猫として一代限りで餌やり等の管理をする事が必須。それ以外の餌やりは市の考えに沿う。</p> <p>ゴミ出しの徹底など京都市民のモラル向上が第一に必要。世界に冠たる文化都市京都として恥べき処が無いように努力すべきだが、動物保護管理に關しても文化都市として恥ずべき事が無いようにしなければならない。</p>	男性	60歳代	京都市 山科区

内容	性別	年齢	居住地
現在、所有者のいない猫の適正管理として国は地域猫活動を推奨しております。野良猫にえさをやるなどずいぶん昔からいわてきましたが、結果猫の数は減りませんでした。ですが、地域猫活動が浸透しあげている現在、殺処分数が減り、地域猫活動がうまくいっている地域は確実に猫の数が減って、苦情が減っています。地域猫活動は猫を減らす有効な手段であり、それには餌やり適正管理が必須条件です。猫の餌やり禁止条例はまったくもってこの有効な地域猫活動の妨げになることはまちがいなく、条件をたとえつけたとしても、国の指針にも逆行し、全く持って猫の生体をしらない机上の論理であり、猫を飢え死にさせようという意思がうすくみえて、人道的にも全く理解に苦しむ。断固反対です。行政は地域猫活動を薦め、餌やりさんに餌やりの容認と適正管理を指導すべきである。	女性	40歳代	その他
学生時代京都に住んでいた者として「京都市動物による迷惑行為防止条例（仮称）」の制定内容について意見を述べさせていただきます。動物の正しい飼い方の啓発指導において、より具体的な規制行為等を示すための条例制定とのことです。問題点や疑問点がございます。まず第一に、「勧告・命令」の「無責任な給餌」の定義が曖昧であるという点です。罰則の適用範囲が不明確であるため、人によって解釈が異なってしまう可能性も考えられるのではないでしょうか。また、猫については原則室内飼育が前提であるとは考えております。それ以外の、いわゆるノラ猫に対する給餌においても、不妊化済みもしくは不妊化を前提にしているものもあると考えます。『まちねこ』としての要件を満たすにはハードルが高いものの（町内会の同意等）、ボランティア団体との連携により不妊化を行ない、適切な給餌（置き餌をしない）、掃除等の管理を行ない、（繁殖しないので）一代限りの命を見守っている現場もあるのではないでしょうか。もし、「無責任な給餌」＝「『まちねこ』以外の猫に給餌すること」であれば、こういった猫たちはどうなるのでしょうか。「人と動物が共生するうるおいのあるまち」を目指すのであれば、そういう点も考慮していただければと存じます。そして、この条例制定が京都市以外に与えるであろう影響についても危惧いたしております。「餌やり」＝「条例違反」の部分のみひとり歩きし、「餌やり」＝「犯罪」といった間違った情報が流れることにより、他府県におけるTNR活動の妨げになること、これまで適切に管理されていた現場における混乱等が考えられます。条例制定におかれましては、上記の問題点を考慮の上、慎重にお考えいただきますようお願いいたします。	女性	30歳代	その他

内容	性別	年齢	居住地
<p>殺処分などで抹消される命をまず減らしたい。その為にはブリーダー等の動物斡旋業者の監視が必要に思う。しかし我々市民側にも多くの問題がある。環境能力・経済力以上の多頭飼い、無責任な餌やりなど目に余る事が多い。今回の京都市の条例には全面的に同意する。しかし、ノラ猫など今の数を減らすには去勢・避妊が必要。その為には、しっかりした助成制度が不可欠。猫は自治会単位で地域猫として餌やり等を実施し、その他の無責任な餌やりには料金。捕獲・避妊去勢手術時にマイクロチップ装着を義務とする。施術は自治会会員も立ち合い、獣医師の施術証明書（猫の顔・全身写真添付）立会人の署名捺印等を添え、市に助成金の申請をする。捕獲、飼育の助言に経験豊富な動物愛護団体の協力を得る。（但し、動物関係のN P Oには問題が多く、動物斡旋業者が隠れ蓑をしている団体もあるので見極めが必須）犬に関しては年1回の接種時にマイクロチップ装着を義務化し施術証明提出させる。政令指定都市の京都市に動物愛護保護法の先駆者として全国の模範となって欲しい。全ての命が共存する文化都市となって頂きたい。</p>	男性	60歳代	京都市東山区
<p>私は当該条例の地域とは離れた、東京に住んでおりますが、意見を述べさせていただきます。京都市の当該条例については、概ね賛成です。「無責任な」餌やりについて、罰則付き規定は賛成。野良猫が増える原因の一つは、飼い主の不法投棄だと思います。人間の身勝手で、飼い、捨てる。それが1番の罪だと思いますが、だからと言って「そのままだと餓死してしまうかもしれないから」と餌を与えるのはどうかと。その仔を引き取り、自分の仔として護るのならばいいけれど、食べ物だけ与えるのは…。ただ餌を与えるだけでは繁殖し、増え続け、周囲に迷惑になると思います。猫が好きな方はいいけれど、嫌いな人、アレルギーのある人もいるでしょう？私の友人でも、アレルギーだけれど猫が好きで、薬を飲んで猫カフェに行っています。普段は薬をのまないので、できるだけ近づかないようにしているのですが、無責任な餌やりで、ランダムに猫が集まれば、そういう人が迷惑します。また、「餌やりが悪」という認識を周りにされる、という意見もありますが、地域の自治会などから公認を受け、周知させ、特定の場所で行うのであれば、有る程度理解されると思います。そのためには、要件の緩和、自治体の広報活動など見直す事も踏まえて条例制定ができれば、と考えています。複数人が共同で行うのであれば、相互連絡や色々な負担も軽減され、また急に餌やりできなくなる事態も避けられます。猫にとってもメリットあるのでは？京都市で制定され、前例ができれば、他地域にも波及する可能性は大きいです。内容など更に検討して、制定されることを願っています。</p>	男性	30歳代	その他

内容	性別	年齢	居住地
猫の糞尿対策について 飼い猫は完全室内飼いを薦める。ペットショップ 売る側に指導、ボランティアによる譲渡は必要性をわかっていると思います。野良猫は餌やりの人がふやさないための努力をしているか 不幸な命をふやしてはいけないので、そこが大きな点だと思います。 地域で正しい活動する愛護指導者を増やし浸透させて欲しいです。一步ずつ。よろしくお願ひします。	女性	40歳代	その他
わたしは、いまの飼い猫（オス）を、継続的なエサやりで信頼関係を築き、こちらへの警戒を解いたことで、飼い猫にすることができました。餌やり行為を含む、TNR や外ねこの適正な管理についての正しい知識が広められることがなく、また、所有ねこに対する適正な飼育や捨て猫防止のための啓発がされることなく、単に、個人の餌やり行為そのものに焦点を当てた条例は妥当とは思われません。本当に「街ねこ制度」を推進するための条例であれば、適正な給餌を妨害してはならない、所有者不明ねこの問題を地域の環境問題としてとらえ、行政や住民は適正管理に協力しなければならない、という内容にするべきではないでしょうか。	男性	30歳代	その他
この条例には反対です。確かに無責任な餌やりは問題ですが、「何を」「どのようにして」処罰の対象となるかがあまりに不透明です。もっと具体的な内容を公開した上で、改めて市民の声を集めてみてはいかがでしょうか。現状のこの条例を通すには強い不安感が残ります。場合によっては、猫の保護活動を行っているボランティア団体の活動に支障にきたす恐れがあるのではないかでしょうか。また、参考として、ボランティア団体が行った野良猫の避妊・虚勢の数と、京都市がまちねこ活動のため行った同手術の数を実際に提示してください。ひとくくりに規制するのではなく、京都市がまず、市内で行われているボランティア活動の数とその規模・意義について改めて把握する必要があると感じます。よって、この条例に反対します。以上です。宜しくお願ひいたします。	女性	20歳代	京都市中京区
「無責任なえさやり」では定義が曖昧であり、住民間の不和のもとになり問題があると感じます。もちろん、誰もかれもがえさやりをすることを容認すると被害は拡大してしまうので一定の規制は必要なので「不妊去勢手術をし、継続的なえさやりや排泄物の処理による地域での終生飼育を行わない限り禁止」などの条文の具体化を求めます。	男性	20歳代	京都市左京区

内容	性別	年齢	居住地
<p>この条例には断固反対します。無責任な餌やりの定義とはなんですか。この記載では漠然すぎます。地域によって、無責任という判断は違うでしょうし、その基準を一律に明確に示せますか。この条例は、野良猫の減少を解決する方法としては、本当に短絡的な発想です。単に地域から野良猫を排除しようとしているだけで、なんのアクションもしていませんし、それが解決につながると思っている。行政は、もっと地域猫の現場、現状を知るべきです。理解していたら、猫を死なす方法でなく、生かす発想ができるはず。自治体の力量が試されているだけに、京都市のこの条例案にはがっかりです。これこそ、日本が世界的に動物後進国と言われる理由です。また、動物愛護法に抵触していませんか。生きている猫を飢餓状態にするわけですから。餌をもらえない猫たちは、生きては行けません。それをわかっていて、行政は、意図的に給餌を止めるよう強制している訳です。これは、動物愛護法に反します。また、地域猫活動をしているボランテ?アへの偏見がおきます。ボランテ?アの活動に支障をきたせば、野良猫は減少できませんし、更に苦情も増加します。TNRの活動、その成果があらわれるには、時間が必要です。これによって猫の個体数を減らすことが、結果として、苦情の減少につながります。良心的なご判断をお願いいたします。</p>	女性	40歳代	その他
<p>ネコの「エサ」やりは「かわいい」「かわいそう」という感情だけで、ただ「エサ」やりしている人はたくさんいると思いますが、その後そのネコ達がどうなっているか、どんな問題をもたらかしてきたがそのためにも、この条例は少しおかしいと思います あまりにも一步的で“めいわく”だけがさきばしりしていると思います もっときちんとルールをもってやっている人達の話も京都市は聞くべきです</p>	男性	30歳代	京都市左京区
<p>捨てネコをしたペット飼育者、ルールを守らないエサやり、きめなければいけないことがまだまだあるなか、一部の人の事だけでネコのエサやりがすべて悪いのは“とても おかしい”むしろエチケットマナーを守った正しいエサやりのルール又その後のネコ達のケアを徹底する方が現実的な対策です</p>	女性	50歳代	—

内容	性別	年齢	居住地
今回制定される予定の制定内容、ホームページに掲載されているQAも拝見しました。全てが同意できないものではありませんでしたが、急に条例で禁止してしまうのは少し乱暴ではないでしょうか？命にかかる条例ですよ？まちねこ活動支援事業に沿って行われるものについては該当しないとQ3の回答にありました。この活動を知っている市民がどれほどいるか理解されていますか？ほんのひとにぎりの市民だと思います。活動団体を作る⇒承諾⇒活動とすくないとは言い難い手続きをとつて活動できる人がどれほどいると考えてらっしゃいますか？餌やりを禁止とする前に活動しやすい環境、協力しやすい環境作りに力を入れていただきたいです。	女性	30歳代	京都市山科区
(1) 野良猫へ餌をやる人に所有権を押し付けることは法的にできません。野良猫は民法上の「無主物」です。本人が希望しなければ無主物の所有者になることを他人が押し付けることはできないからです。また、その野良猫に万が一、本当の飼い主がいたら、飼い主の所有権を侵害してしまうことになります。さらに猫を終世飼養するには200万前後の費用が必要ですので、猫を飼うことを強要すると財産権の侵害となります。 (2) 無責任な給餌(餌やり)の定義が明確ではありません。周辺環境や住民の愛護意識の程度によっても何が無責任なのかは変わります。ある場所では置き餌が大丈夫かもしれませんがある場所では難しいかもしれません。野良猫に寛容な地域と猫嫌いの人の多い地域でも「無責任」の意味が違います。所によって状況によって基準や定義が変化するようなこがらを条例にすることはできません。 (3) (4) 民法に抵触したり、基本的人権を侵害し違憲の可能性があることを命令したり過料をかけることはできません。罰則を定めながら違反行為の要件が明確でない条例、または許可の範囲が不明確で行政(権力)に幅広い裁量権があるような条例は基本的人権を侵害し憲法違反となります。今回、所有者不明猫への餌やり禁止の場所や方法状況等、どんな行為が無責任な餌やりとして違反なのか非常に曖昧になる可能性が高いと思われます。この様に適用範囲が不明瞭な条例は作ることができません。市民が自分の行為が違反かどうか予測できず、解釈もできないような法律は作ることができません。不当な罪により罰せられる市民を生み出す可能性があるし、解釈する側(この場合は市)が自由に裁量できる(どうにでもできる)と、不公平な事態が起きうるので憲法が保障する基本的人権の平等権侵害の恐れもあります。	男性	60歳代	京都市中京区

内容	性別	年齢	居住地
<p>野良猫に対する餌やり禁止に関して意見いたします。私は埼玉県飯能市で野良猫に不妊去勢手術を施し増やさない活動をボランティアでしています。野良猫問題はどの市区町村でも頭を悩ませていることだと思います。ただやみくもに「餌をやらないでください」というだけでは問題は一向に解決しないと思います。必ず“隠れ”餌やりがこそそと餌をあげ、なおいつそう問題を深くしてしまいそうな気がします。やはり『地域猫』活動を前面に打ち出しますは「不妊去勢手術」そして「マナーある餌やり」を行政が先導していくべきです。ただ「餌をやるな！」では問題解決能力が低すぎます。恥ずかしいと思います。猫も過酷な屋外で日々がんばって生きています。見捨てないでください。京都市の職員さんも家でペットを飼つてらっしゃる方多いと思います。野良猫も家で大切に世話されているペットも同じ命です。京都市さんこんなすばらしい取り組みもしていらっしゃるではないですか・・・</p> <p>http://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000176077.html</p> <p>同じ行政とはとうてい思えません。</p>	女性	40歳代	その他
<p>「無責任な餌やり」という言葉の定義や基準が非常に曖昧であるように思えます。罰則を定めながらも違反行為の要件が明確ではない条例、または許可の範囲が不明確。行政に幅広い裁量権があるような条例は、基本的人権を侵害する恐れがあり制定すべきではないと思われます。従ってこの問題に関してはもう少し協議が必要かと思います。感情的な意見になりますが、野良猫に優しくない町は人にも優しくない町になると思います。市民として本当に残念です。罰則を与えるよりも、市民の意識の変革を促したりボランティア活動に対しての支援を強化する（例えば、地域猫活動をもっと浸透させていく。今は知らない人の方が多い。）、等の方法のほうが良いのではないでしょうか。</p>	女性	30歳代	京都市南区

内容	性別	年齢	居住地
野良猫を減らすには TNR 活動しかありません。それには餌付けなども必要です。それは本当に大変な活動ですが、ボランティアさんの大きな愛と志でアチコチで行われています。邪魔だから排除するとか、餌やりせず餓死を促すとか、命の尊厳を知っている人間のする行為ではありません。コントロールし、見守る事が生命の頂点に立つ人間が行うべき事なのではないでしょうか。餌やりしなければ、ゴミを荒らし、余計に迷惑になり嫌われるという悪循環にも陥ります。もちろん無責任な餌やりは断じていけません。手術ありきの行為だと思いますので、せめて繁殖制限に携わる餌やりは例外とするという事を盛り込んで欲しいです。ですが、やはり確実に見分けるというのは難しいでしょうから、そういう条例は必要ないと思います。猫は精一杯毎日生きているだけです。元々は人間が捨てたから増えたのです。責任を負うべきなのは人間です。排除ではなくコントロールする方へ知恵や力やお金を使って欲しいと願っております。どうぞよろしくお願ひいたします。	女性	30歳代	その他
はじめまして。野良への餌やり行為は阻止しないで下さい。餌やりさんへ規制を掛けて下さい。1) 必ず後片付けすること 2) トイレを作ること（まめに掃除すること） 3) 避妊・去勢をすること 4) 周辺との話し合いによって場所決めをすること などしてください。野良でも同じ尊い命。彼らは餌やりさんや優し心を持たれた市民によって救われ生きております。それを阻止して餓死させたりひもじい想いをさせる様な事を市が率先して行う事がどれだけ残酷なのか。どうか罪なき命に優しさを向けてください。全ては人間の行いです。考えです。彼らの命と引き換えて決めないで下さい。また、餌を与えない事で野良が居なくなると言う事は絶対にありません。飼い猫でも避妊・去勢せずに町をぶらついています。彼らが繁殖する場合もあります。また野良が生き延びる事もあります。正当に餌を与え、彼らをこれ以上繁殖させない事がいくらでもできます。面倒だから反対派がいるからと先延ばししても仕方ありません。愛護派、反対派共に野良猫は最終的には居ない、もしくは少ない数での共存ができる事が望ましいと思います。そのためにも必ず反対派だけの意見を通すのではなく、愛護派の意見も聞いてください。そして・・・餌やり禁止にかんしては絶対に間違っています。彼ら（野良）たちを優しく見守れる社会にして行きましょう。見守っています。	女性	40歳代	その他

内容	性別	年齢	居住地
京都市だけの問題ではありません。餌やりを取り締まるのではなく、ルールに沿った餌やりへ導く事が大切ではないでしょうか？餌を貰えなくなる猫（犬）の事をどうお考えですか？命あるものへの思いにかけていませんか？罰則を恐れて餌やりを撤退する人が現れたら、その地域の猫はどうなりますか？この条例が施行されたら何が起きるか想像してみてください。餌やりさんへ「増えたら大変だから不妊手術をしましょう」と呼びかける手法に変更してください。東京ではそういう呼びかけ方式を取り入れています。関西の先進地域・京都でやるべき事は猫を増やさず減らしていくための【まちねこ】支援事業であってほしいです。いきなり餌やり規制をする事で切り捨てられる命を想って頂きたい。	女性	60歳代	その他
町猫に関しては賛否両論あると思いますが、餌を与えるに餓死させる？窮鼠猫を噛むでは無いですが、それはまた他の形で弊害が出るのではないかでしょうか？他県のやり方や、実際に関わっている方との現場の声を聞くことも大事だと思います。根本的な解決を、お願いします。皆、命です。	女性	50歳代	その他
条例を読んだのですが、無責任という文言が非常にあいまいです。ある人は去勢して餌をやるなら無責任なエサやりには該当しないけど、別の人は餌をやるなら室内で飼えという風に解釈が分かれる恐れがあります (という猫嫌いの人は後者ですし、地域猫団体の人は前者です) 人によって無責任なエサやりの定義があいまいです。無責任なエサやり=「去勢や避妊手術をせず、餌をやる」という定義を置いた方がいいのではないかと思います。FAQを意図してはある程度分かりますが、運用する人はそもそもそういうのを見ないと思います	男性	30歳代	その他
引用部分の「無責任な給餌」について、なにが無責任な給餌に当たるのかを明確にしておくことを望みます。実際に地域猫活動を実施成功させている方々と、現場の状況を合わせたうえで、意見を出し合って決めるのが最上策かと考えます 以下引用 条例を実効性あるものとするための措置 本市では、この条例に基づき、ルールを守っていただけるよう、啓発や指導等に取り組んでまいりますが、改善がみられないケースや悪質なケースに対しては条例の実効性を担保するため、次のような措置を設けます。◆ 指導 ○ 犬の散歩時にふん回収用具を所持する義務に違反したとき。 ◆ 勧告・命令 ○ 身近な動物に対し無責任な給餌をしたり、残飯ごみを放置することにより、周辺の生活環境が損なわれていると認められたとき。	女性	30歳代	その他

内容	性別	年齢	居住地
府外から失礼します。埼玉県在住の者です。現在私の地域でも無責任な給餌を取り締まる動きがあり、興味深く拝見させて頂いております。おき餌やごみの放置などがこちらの地域でも問題になっております。そのため無責任な給餌を取り締まること自体には賛成ですが文面に疑問があります。無責任な給餌の範囲がわかりにくいと感じたためです。注釈などで「無責任ではない給餌」を明記して頂けると地域猫活動の給餌者としてはとても助かります。してはいけないことだけではなく、どう行動したら良いかという指針を抱き合わせにして頂けないでしょうか？例えばまちねこ事業の場合は腕章を配布、給餌の際は着用を義務化する一方で腕章無しの餌やりを禁止するなどするのでしょうか？3人以上のメンバーを募り、猫の避妊手術をし、給餌や清掃活動をしながら里親を探しているのですが人慣れしていない猫は里親募集自体が難しく、里親を探せるようになるまで猫を人に慣らすためには給餌活動もやむおえないと感じています。してはいけないことだけではなく、どう行動したら良いかという指針を合わせて示して頂けますようよろしくお願ひします。○身近にいる動物に対し無責任な給餌（餌やり）をしたり、残飯ごみを放置したりしてはならないこと。	女性	20歳代	その他
無責任な給餌の定義が明確ではありません。周辺環境や住民の愛護意識の程度によっても何が無責任なのかは変わります。ある場所では置き餌が大丈夫かもしれませんがある場所では難しいかもしれません。野良猫に寛容な地域と、猫嫌いの人の多い地域でも、「無責任」の意味が違います。所によって、状況によって、基準や定義が変化するようなことがらを条例にすることはできません。そのような条例が施行されることに疑問を覚えます。再考を強く望みます。	女性	40歳代	その他
市民の声を募集してくださり、ありがとうございます。野良猫を減らすために 地域猫活動に力を入れていらっしゃる京都をお手本にしてほしいと願う他県のものです。地域猫活動には、餌やりは欠かせない大事な役割の一つです。無責任な餌やりと混同され餌やり自体を禁止と勘違いされると地域猫活動に支障が出ます。せっかくの地域猫活動での野良猫問題解決も出来なくなります。進んでいる京都が、間違いの起こりやすい条例を出されることは、遅れている県にとっては、危機的状況です。置き餌禁止、片付け、糞掃除の徹底を条例にして頂けますようお願ひいたします。	女性	40歳代	その他

内容	性別	年齢	居住地
「無責任な餌やり」とは具体的にどのようなことを言っているのでしょうか。ただ「無責任」といっているだけで定義や基準が明確に決められていません。それに地域により猫への寛容に違いがあります。それをひとくくりにして過料まで設けるような条例には無理があります。「野良猫に餌をやりをするなら自分で飼え」とありますが、飼い猫に首輪をつけずに放し飼いにしている飼い主もいます。どうやって飼い猫、野良猫を見分けるのですか？市の条例に従って野良猫に餌やりをしたいので自分で飼つたらその猫は飼い猫だった。というケースは想定できませんか？その時は市が責任を持ってくれるのですか？	女性	40歳代	その他
地域猫 という活動でなら、・置き餌はしない・募金や獣医師・行政の協力で避妊手術を進める・保護→里親の募集 など色々と努力している事と思います。地域で動物の命を守っていくというのは良い事だと思うのです。海外では市や区域の条例で外猫を管理（世話）していました。日本の町並みがのこる京都。「路地で幸せそうにお昼寝する猫」そんな風景を、動物嫌いの人々だけの感情で排除しないで下さい。	—	—	その他
「無責任な餌やり」といっても定義や基準が明確ではないですよね？野良の動物によかれと思ってした行動が条例に触れてしまうのはいかがなものでしょうか？もっと繊細な線引きが必要だと思いますのでこの条例には反対です。	女性	40歳代	京都府内（京都市以外）

内容	性別	年齢	居住地
<p>単なる餌やり禁止の条例であれば反対！餌やりにルールを設ける（餌やりするなら不妊・去勢をする、里親探しをする、糞尿の処理もする等）のは良いと思うが、単なる餌やり禁止は、動物を餓死させようという意図を感じる。これは動物の愛護及び管理に関する法律施行令違反になるのでは？そもそも、西表山猫や対馬山猫以外に、猫は日本にいただろうか。無責任な人間が持ち込んで、捨てたから、現在の状態になっている。無責任なのは、大ざっぱにくくられた「餌やり」ではなく、終生飼育を放棄した人間。野良猫は人間が作ったもの。野良猫が市内のどこに何匹いるのかの調査は済んでいますか？野良猫は栄養状態が悪く、人が騒ぐほどの糞を出せないのはご存知ですか？市として不妊去勢手術に協力していますか？行政は、声の大きな人達だけに耳を傾けるのではなく、地道に保護活動やボランティア活動によって、人間と動物の共生に尽力している人たちにも寄り添って欲しい。単純な餌やり禁止ではなく、その前に行行政に出来ることはないか、検討して欲しい。飼育放棄をする人への罰則の強化、保健所等への持ち込みには、5万円以上（可能なら10万円）の罰金を払って欲しい。多頭飼育崩壊を防ぐために、5頭以上の動物を飼っている人の登録を義務付けたり、小中学校で「命の授業」を展開したり（年寄は、役所が言うことを無視しても、孫の言うことなら聞きます）、先にすべきことはいくらでもある。マナーの悪い飼い主に手を焼いてのことだとは思うが、ここに至るまで、どのような努力（指導・教育等）を行政側がして来たかの情報開示は必要だと思う。行政は、予算という制約があるが、金をかけずにできることを考えていくことが、行政に携わるもの醍醐味だと思う。保護団体や個人ボランティアは、市民からの淨財で、年間に行政がかけている何万倍もの金をかけている。単なる餌やり禁止では、殺処分の為の薬剤への費用を浮かせる為に、また、うるさい市民の口封じに、自分たちが一番楽な方法を選んだなという気がする。ただでさえ、殺伐とした日本で、このようなメッセージを受けた子供達は、将来どんな大人になるのだろう。京都はただでさえ、日本で目立つ街なのだから、世界に恥じない真の人と動物の共生を目指して欲しい。</p>	女性	40歳代	—
<p>1、野良猫が多いなら、一括 TNR を考えて下さい！ 2、TNR 済の野良猫を、地域猫としてその生涯を終えるまでの間、面倒を見る。3、面倒を見る係を数名決め、決まった時間に（日に2回）餌を与え、食べ終わったら、食べ残りを片付け、持ち帰る。4、その近くに猫のトイレを設備、その後始末を行う。5、できれば寝床を自分の敷地内であれば、設備をする。付け足し：野良猫を手懐け、連れ帰って飼い猫にするのが一番いいが、既に数匹飼い猫がいるケースがほとんどかペット禁止アパートの場合がある。おそらく、このケースが最も多いでしょう。</p>	女性	50歳代	その他

内容	性別	年齢	居住地
「京都市動物による迷惑の防止に関する条例（仮称）」骨子の『市民の皆様にお願いすること』の「身近にいる動物に対し無責任な給餌（餌やり）をしたり」の定義が非常に不明確と考えます。この定義が不明確な文章では「まちねこ活動」であるルールのある餌やり、避妊・去勢手術を行う為の捕獲をしやすいように慣れさせるための餌やり等の町ねこ活動を推進するための餌やり行為も人によっては無責任な餌やりと捉えられかねません。結果として町ねこ活動を破綻させ地域コミュニティーの崩壊に繋がるものと考えます。無責任な餌やりとはどういうことか、責任のある餌やりがどのようなものであるかを条例にきっちりと明記しなければ人と動物の共生は図れないものとなりかねません。明確な定義、基準を条例に記載するようにお願いします。	男性	40歳代	その他
無責任な餌やりの定義を明確にしてください。民間ボランティアなどが行う適切な餌やり行為と無責任な市民によるものとでは明らかに違います。ネコが増えないよう不妊手術を施し、環境や衛生に配慮し、一代限りの命を見守るボランティアの責任ある餌やりまでもが偏見をもたれては困ります。動物愛護法に基づき、給餌給水を止めることは虐待であり命の軽視に他なりません。人と動物が共存共生をしていくモラルある世の中にしていくことが行政の仕事です。無責任な餌やりを禁止したければ、行政がきちんと啓蒙啓発活動を行うべきであり、罰則を設けて一掃すべきことではありません。何が無責任で何が責任ある行為なのかをきちんと提示すべきです。ちゃんとお仕事してください。	女性	40歳代	その他

内容	性別	年齢	居住地
<p>『野良猫に餌やりをしようとする方は、猫を自ら飼養いただくか、又は、「まちねこ活動支援事業」に沿って、適切な管理の下で実施いただきますよう。○身近にいる動物に対し無責任な給餌（餌やり）をしたり、残飯ごみを放置したりしてはならないこと。』を、『野良猫に餌やりをしようとする方は、適切な管理の下で実施いただきますよう。○身近にいる動物に対し、置き餌や残飯ごみを放置したりしてはならないこと。』に修正してください。『勧告・命令○身近な動物に対し無責任な給餌をしたり、残飯ごみを放置することにより、周辺の生活環境が損なわれていると認められるとき』を『置き餌、残飯ごみを放置することにより、周辺の生活環境が損なわれていると認められるとき』に修正してください。</p> <p>理由＊ 京都市では、「まちねこ活動支援事業」で平成22年から現在までに650匹の猫が不妊手術を施され「まちねこ」になったそうですが、同じ期間で民間のボランティア団体『　』では、その10倍以上の猫に不妊手術が施されました。これは、民間ボランティアによって京都市の「まちねこ活動支援事業」が支えられているということです。これらの野良猫は、「まちねこ活動支援事業」の高度な条件に当てはまらず、自宅では飼えない仕方なく地域猫として餌を与え管理されているのです。京都市では、まちねこに認定されない野良猫が数千匹いると推定されます。「まちねこ以外に餌やりするなら自ら飼養せよ、まちねこ以外への餌やりは過料」とする、この条例を通すのであれば、置き餌しないまじめな個人ボランティアの芽を摘むことになり、何千匹もの猫を飢死させることになり、動物愛護法に抵触する可能性もあり京都にふさわしくありません。</p>	女性	50歳代	その他

内容	性別	年齢	居住地
<p>ご健勝のことと存じます。京都市動物による迷惑行為防止条例制定に関する意見を述べさせてもらいます。『野良猫に餌やりをしようとする方は、猫を自ら飼養いただとか、又は、「まちねこ活動支援事業」に沿って、適切な管理の下で実施いただきますよう。○身近にいる動物に対し無責任な給餌(餌やり)をしたり、残飯ごみを放置したりしてはならないこと』を、『野良猫に餌やりをしようとする方は、適切な管理の下で実施いただきますよう。○身近にいる動物に対し、置き餌や残飯ごみを放置したりしてはならないこと』に修正してください。『勧告・命令○身近な動物に対し無責任な給餌をしたり、残飯ごみを放置することにより、周辺の生活環境が損なわれていると認められるとき』を『置き餌、残飯ごみを放置することにより、周辺の生活環境が損なわれていると認められるとき』に修正してください。理由＊ 京都市では、「まちねこ活動支援事業」でH22年から現在までに650匹の猫が不妊手術を施され「まちねこ」になったそうだが、同じ期間で民間のボランティア団体『　　』では、その10倍以上の猫に不妊手術が施された。これは民間ボランティアによって京都市の「まちねこ活動支援事業」が支えられているということである。これらの野良猫は、「まちねこ活動支援事業」の高度な条件に当てはまらず、自宅では飼えないので仕方なく地域猫として餌を与え管理されている。京都市には、まちねこに認定されない手術済の野良猫が数千匹いると推定される。「まちねこ以外に餌やりするなら自ら飼養せよ、まちねこ以外への餌やりは無責任、過料」とする、この条例を通すのであれば、まちねこの条件に満たない、はじめて純真な個人ボランティアの芽を摘むことになり、何千匹もの猫を飢死に追い込み、動物愛護法に抵触する可能性があり京都市にふさわしくない。また「無責任な餌やり禁止」とせず「置き餌禁止」と明記しなければ解釈でトラブルになる。</p>	女性	60歳代	その他
<p>動物には責任を持って接するべきなので、「周りに迷惑がかかるような動物への餌やりはしない」を徹底させることが重要だと思います。マナー意識の低い人間が一人でも存在する限り、「地域の合意の下で」のまちねこ活動など不可能です。このような「取り組み例」を思いつく人には現実がどれほど酷いものかをしっかりと見て、そんなところで生活しなければならないとはどういうことか、実際に体験してみるべきです。</p>	女性	50歳代	京都市左京区
<p>私は野良猫の保護活動をしています。猫に餌をあげないと死んでしまいます。猫に餌をあげるから増えて問題になるのではなく、避妊去勢手術をすれば一代限りで幸せにしてあげられます。どうか、餌やりの禁止ではなく、避妊去勢の援助のほうに力を入れてください。あとは、餌やりのルールは決めるべきだと思います。人間だけがはびこるのでなく、人間と猫の共生のために餌やりは禁止しないでください。</p>	女性	20歳代	その他

内容	性別	年齢	居住地
<p>さっそく野良猫への餌やりについての記載について述べます。市民に「自ら飼養」か「まちねこ事業」の2択のみをさせるのは無理があります。京都市の猫殺処分数は年々大幅に減少していますが、その多くが個人で野良猫を手術して今以上に増えないようにする活動をしているからです。必ずしも「まちねこ事業」の成果だけではありません。実際に保健所から注意を受けた餌やりさんが猫を手術せず放置して1年間で倍以上に増えた箇所があります。まちねこ事業を薦めましたがうまくいかず、最終的に2014年11月だけで10匹程度自費で手術をしました。藤森神社では、個人の方がずっとTNRをし続けています。各箇所年々、野良猫は減っています。もちろん、まちねこ事業を使って全頭手術したケースもありますが、それが全部保健所が薦めて始まった箇所とは限りません。個人ボランティアがいろんな箇所に出向いてその場所に応じて対応策を伝えているのです。確かに“迷惑な餌やり”います。他人宅前の地面に直接餌を置いています。そういう“迷惑な餌やり”には一人ずつ丁寧に注意を促していますが、なかなか聞き入れてもらえない。だからといって、今まで個人的にTNR活動をしている人たちを含め、無碍に排除、むやみに「餌やりを禁止」すると逆に野良猫が増えます。「餌やりを禁止」を全面に出してしまうと逆に隠れて餌やりする人が増えると同時に、手術せず放置するケースが増えます。よって、野良猫は確実に増えます。「餌をやるなら適正に」という文言の方が、迷惑防止や殺処分減少に向けての協力者が増える（野良猫が減る、子猫が生まれない）と思います。今回の条例に加えていただきたいのは「餌やり禁止」を謳うことではなく「餌やりするなら、まちねこ事業に基づいて活動するか、個人的に手術をして野良猫を増やさないように、糞尿の清掃は必ず行うこと、置き餌はしない」など、詳しく明記する方が良いです。原案のままだと逆に苦情が増えることが目に見えています。適正な野良猫の管理を徹底し苦情を減らすには民間ボランティアを市の認定ボランティアにするのが最良です。保健所職員とは違う時間に違うアプローチができるのは大きなメリットになるとを考えます。一市民であるわたしたちと手を組んではいただけませんか。苦情や殺処分を減らしていくため、どうぞご検討よろしくお願ひ致します。</p>	女性	30歳代	京都市伏見区
<p>たった一人でも糞を片付けて、きちんと餌をあげてる方もおります。そのたった一人までもが、無責任な餌やりと判断されたら、糞の片付けをする人がいなくなります。置き餌は禁止、糞を片付ける、避妊手術をするで良いのでは。</p>	女性	40歳代	その他

内容	性別	年齢	居住地
<p>猫が増えてしまう、猫の糞尿などが迷惑の対象、もしくは餌やりをしている人のモラルの問題であれば、まずそこの基準を設けるべきではないでしょうか？私は の市民ですが、NPO が野良猫の否認やトイレのしつけ、餌やり（食べたら回収）をして、さらに慣れてきたら捕獲して里親を探しています。このような取り組みをする方が、命を大切にする、生き物との共生という観点で教育にもよいのではないかでしょうか？市民への呼びかけ、学校への働きかけなどをすることで、市の仕事量や予算の削減、また市のイメージUP にもつながると思います。猫は消費物ではありません。京都市の取り組み、日本全国の自治体も注目しています。どうか再考お願ひいたします。</p>	女性	40歳代	その他
<p>『野良猫に餌やりをしようとする方は、猫を自ら飼養いただくか、又は、「まちねこ活動支援事業」に沿って、適切な管理の下で実施いただきますよう。○身近にいる動物に対し無責任な給餌（餌やり）をしたり、残飯ごみを放置したりしてはならないこと』を、『野良猫に餌やりをしようとする方は、適切な管理の下で実施いただきますよう。○身近にいる動物に対し、置き餌や残飯ごみを放置したりしてはならないこと』に修正してください。『勧告・命令○身近な動物に対し無責任な給餌をしたり、残飯ごみを放置することにより、周辺の生活環境が損なわれていると認められるとき』を『置き餌、残飯ごみを放置することにより、周辺の生活環境が損なわれていると認められるとき』に修正してください。理由＊ 京都市では、「まちねこ活動支援事業」でH22 年から現在までに 650 匹の猫が不妊手術を施され「まちねこ」になったそうだが、同じ期間で民間のボランティア団体『 』では、その 10 倍以上の猫に不妊手術が施された。これは民間ボランティアによって京都市の「まちねこ活動支援事業」が支えられているということである。これらの野良猫は、「まちねこ活動支援事業」の高度な条件に当てはまらず、自宅では飼えないので仕方なく地域猫として餌を与え管理されている。京都市には、まちねこに認定されない手術済の野良猫が数千匹いると推定される。「まちねこ以外に餌やりするなら自ら飼養せよ、まちねこ以外への餌やりは無責任、過料」とする、この条例を通すのであれば、まちねこの条件に満たない、まじめで純真な個人ボランティアの芽を摘むことになり、何千匹もの猫を飢死に追い込み、動物愛護法に抵触する可能性があり京都市にふさわしくない。また「無責任な餌やり禁止」とせず「置き餌禁止」と明記しなければ解釈でトラブルになる。</p>	女性	60歳代	その他

内容	性別	年齢	居住地
<p>さっそく野良猫への餌やりについての記載について述べます。市民に「自ら飼養」か「まちねこ事業」の2択のみをさせるのは無理があります。京都市の猫殺処分数は年々大幅に減少していますが、その多くが個人で野良猫を手術して今以上に増えないようにする活動をしているからです。必ずしも「まちねこ事業」の成果だけではありません。実際に保健所から注意を受けた餌やりさんが猫を手術せず放置して1年間で倍以上に増えた箇所があります。まちねこ事業を薦めましたがうまくいかず、最終的に2014年11月だけで10匹程度自費で手術をしました。藤森神社では、個人の方がずっとTNRをし続けています。各箇所年々、野良猫は減っています。もちろん、まちねこ事業を使って全頭手術したケースもありますが、それが全部保健所が薦めて始まった箇所とは限りません。個人ボランティアがいろんな箇所に出向いてその場所に応じて対応策を伝えているのです。確かに“迷惑な餌やり”います。他人宅前の地面に直接餌を置いています。そういう“迷惑な餌やり”には一人ずつ丁寧に注意を促していますが、なかなか聞き入れてもらえない。だからといって、今まで個人的にTNR活動をしている人たちを含め、無碍に排除、むやみに「餌やりを禁止」すると逆に野良猫が増えます。「餌やりを禁止」を全面に出してしまうと逆に隠れて餌やりする人が増えると同時に、手術せず放置するケースが増えます。よって、野良猫は確実に増えます。「餌をやるなら適正に」という文言の方が、迷惑防止や殺処分減少に向けての協力者が増える（野良猫が減る、子猫が生まれない）と思います。</p> <p>今回の条例に加えていただきたいのは「餌やり禁止」を謳うことではなく「餌やりするなら、まちねこ事業に基づいて活動するか、個人的に手術をして野良猫を増やさないように、糞尿の清掃は必ず行うこと、置き餌はしない」など、詳しく明記する方が良いです。原案のままだと逆に苦情が増えることが目に見えています。適正な野良猫の管理を徹底し苦情を減らすには民間ボランティアを市の認定ボランティアにするのが最良です。保健所職員とは違う時間に違うアプローチができるのは大きなメリットになると考えます。一市民であるわたしたちと手を組んではいただけませんか。苦情や殺処分を減らしていくため、どうぞご検討よろしくお願い致します。</p>	女性	40歳代	京都市伏見区

内容	性別	年齢	居住地
野良猫は人間の無責任な飼い方で増えたと思います 条例で餌やりを禁ずれば野良猫達は死んでしまいます まちねこ認証して頂ける猫の何百倍も該当しない条件の猫が居ます 無責任な餌やりとは?定義や基準が示されていません なのに過料が課せられ罰せられるなら基本的人権の侵害に当たる恐れもあります どうか野良猫への餌やりに関する事を条例にはしないで下さい ボランティア登録のハードルをさげて まちねこ事業に関わりやすくして 関われる人の数を増やしまちねことして認めてもらえる猫さんを増やす方に血税を使って下さい 命を軽んじる条例は京都動物愛護憲章に反するものです 糞尿に対する苦情対策でまちねこ対象外の猫を悪と決めつけることは止めて下さい 動物愛護の精神に法った条例にかわる事を切に願います	女性	60歳代	京都市山科区
のら猫にえさをやっている人はその猫がしいたげられず安心して生きていけるよう手助けしませんか?と呼びかけ生育にかかわるにはそれなりの責任があることを時間をかけいろんな方法で啓発すればいいと思う。 (避妊去勢手術をはじめ、トイレの設置、えさ置き場のそうじ等かかわり方のノウハウを書いたパンフレットなども)具体的にわかれば行動につながりやすいし、 ががんばって活動されてるようなので市はぜひ連携してほしい。苦情があるからといって取り締まるようなことではない。特に、町内会の承諾には動物の生死をそこの住人が決めるたぐいのことではなく、大変な違和感を覚える。又猫は放浪癖のある猫もいるため手術した時に、一部伸縮性のある首輪をつければ、その猫がいつ、どこで手術を受け、何という名か把握でき、できるだけ生命を奪うことなく、のら猫が安心してそこに住める社会につながると思う。	女性	60歳代	京都市北区

内容	性別	年齢	居住地
<p>リーフレット3ページ『野良猫に餌やりをしようとする方は、猫を自ら飼養いただかずか、又は、「まちねこ活動支援事業」に沿って、適切な管理の下で実施いただきますよう。○身近にいる動物に対し無責任な給餌（餌やり）をしたり、残飯ごみを放置したりしてはならないこと』を、『野良猫に餌やりをしようとする方は、適切な管理の下で実施いただきますよう。○身近にいる動物に対し、置き餌や残飯ごみを放置したりしてはならないこと』に修正してください。『勧告・命令○身近な動物に対し無責任な給餌をしたり、残飯ごみを放置することにより、周辺の生活環境が損なわれていると認められるとき』を『置き餌、残飯ごみを放置することにより、周辺の生活環境が損なわれていると認められるとき』に修正してください。理由＊ 京都市では、「まちねこ活動支援事業」でH22年から現在までに650匹の猫が不妊手術を施され「まちねこ」になったそうだが、市民団体や個人ボランティアも数多くの不妊手術を実施している。これは民間人よって京都市の「まちねこ活動支援事業」が支えられているということである。これらの野良猫は、「まちねこ活動支援事業」の高度な条件に当てはまらず、自宅では飼えないので仕方なく地域猫として餌を与え管理されている。京都市には、まちねこに認定されない手術済の野良猫が數え切れない位存在している。「まちねこ以外に餌やりするなら自ら飼養せよ、まちねこ以外への餌やりは無責任、過料」とする、この条例を通すのであれば、まちねこの条件に満たない、はじめて純真な個人ボランティアの芽を摘むことになり、何千匹もの猫を飢死に追い込み、動物愛護法に抵触する可能性がある。また「無責任な餌やり禁止」とせず「置き餌禁止」と明記しなければ何が無責任か不明であり、解釈をめぐりトラブルになる。</p> <p>参考★まちねこ活動支援事業の条件とは＊活動団体を作る（2名～3名）＊町内会等の同意を得る＊猫の管理方法を決める（猫用のトイレの設置など）</p>	女性	50歳代	その他

内容	性別	年齢	居住地
??????3?????『野良猫に餌やりをしようとする方は、猫を自ら飼養いただ くか、又は、「まちねこ活動支援事業」に沿って、適切な管理の下で実施 いただきますよう。○身近にいる動物に対し無責任な給餌（餌やり）をし たり、残飯ごみを放置したりしてはならないこと』を、『野良猫に餌やり をしようとする方は、適切な管理の下で実施いただきますよう。○身近に いる動物に対し、置き餌や残飯ごみを放置したりしてはならないこと』に 修正してください。『勧告・命令○身近な動物に対し無責任な給餌をした り、残飯ごみを放置することにより、周辺の生活環境が損なわれていると 認められるとき』を『置き餌、残飯ごみを放置することにより、周辺の生 活環境が損なわれていると認められるとき』に修正してください。理由＊ 京都市では、「まちねこ活動支援事業」でH22年から現在までに650匹 の猫が不妊手術を施され「まちねこ」になったそうだが、同じ期間で民間 のボランティア団体『　　』では、その10倍以上の猫に不妊手術が施さ れた。これは民間ボランティアによって京都市の「まちねこ活動支援事業」 が支えられているということである。これらの野良猫は、「まちねこ活動 支援事業」の高度な条件に当てはまらず、自宅では飼えないので仕方なく 地域猫として餌を与え管理されている。京都市には、まちねこに認定され ない手術済の野良猫が数千匹いると推定される。「まちねこ以外に餌やり するなら自ら飼養せよ、まちねこ以外への餌やりは無責任、過料」とする、 この条例を通すのであれば、まちねこの条件に満たない、まじめで純真な 個人ボランティアの芽を摘むことになり、何千匹もの猫を飢死に追い込 み、動物愛護法に抵触する可能性があり京都市にふさわしくない。また「無 責任な餌やり禁止」とせず「置き餌禁止」と明記しなければ解釈でトラブ ルになる。	女性	40歳 代	その他

内容	性別	年齢	居住地
<p>(意見) 可能な限り猫を自ら飼養頂くか、又は出来る限りまちねこ活動支援事業に沿う</p> <p>(背景) 諸事情により自宅に連れ帰れない場合も多いことから「可能な限り」を挿入。又、町内会の同意を得ることが難しい場合も多いため「できる限り」を挿入。</p> <p>(意見) 無責任な給餌及び残飯ごみの放置について定義の設定</p> <p>(背景) 無責任な給餌及び残飯ごみの放置についても定義を設定することで、まちねこ活動及び適正な地域猫活動に取り組みやすくなる。定義は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 残飯ごみを3時間以上放置している。 b. 年齢や健康面で問題が無い猫に避妊・去勢を行っていない、又は行う努力をしていない。 c. トイレ設置や排泄物の掃除を行うなどの糞尿処理の努力を怠っている。 <p>(補足)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 糞尿被害については、生物の排泄の回数や場所を100%コントロールするのは不可能で、糞尿への苦情だけで給餌中止を条例化するのは人道的な見地から問題があるため努力義務が適当である。この問題については、繁殖制限+適正な飼育により野良猫の数を減らすことしか平和裏な解決策はない。そこで、以下のような行政の取組みを加えて提案する。 <ul style="list-style-type: none"> a. 避妊・去勢を行わずに給餌をしている人へ、施術するように説得する。 b. まちねこ活動支援事業の拡大に積極的に介入する。具体的には、野良猫の苦情が出た地域で、まちねこ活動が行われるよう行政側が話し合いの場を設けたり、会合に出席して活動の意義を伝えたりなど。 c. 糞尿被害の苦情のあった地域で、トイレを設置することを地域住民に働きかける。 2. 条例を制定することで、現在進行している市民活動自体が阻害されることを危惧する。まちねこ活動支援事業は画期的な取り組みで評価に値する。一方事業開始前から多くの個人が自己負担で避妊・去勢を行い適正な給餌（地域猫活動）を続けており、こういった市民活動が引取り数、ひいては猫の糞尿被害苦情件数の減少に貢献していることもゆるぎない事実である。野良猫を全て「まちねこ」にすることが理想だがまだ時間がかかるため、条例が「まちねこ」以外の給餌を全面的に中止するような内容であれば非常に取組みにくいものになる。また、給餌中止により餓死したりゴミをあさる猫が増え、大変不衛生な状態が起こることが考えられる。これでは京都動物愛護憲章で冒頭に謳われている「動物を思いやりましょう。」スローガンとは大きく乖離する。 	女性	40歳代	その他

内容	性別	年齢	居住地
(意見) 可能な限り猫を自ら飼養頂くか、又は出来る限りまちねこ活動支援事業に沿う (背景) 諸事情により自宅に連れ帰れない場合も多いことから「可能な限り」を挿入。又、町内会の同意を得ることが難しい場合も多いため「できる限り」を挿入。(意見) 無責任な給餌及び残飯ごみの放置について定義の設定 (背景) 無責任な給餌及び残飯ごみの放置についても定義を設定することで、まちねこ活動及び適正な地域猫活動に取り組みやすくなる。定義は以下の通り。a. 残飯ごみを3時間以上放置している。b. 年齢や健康面で問題が無い猫に避妊・去勢を行っていない、又は行う努力をしていない。c. トイレ設置や排泄物の掃除を行うなどの糞尿処理の努力を怠っている。(補足) 1. 糞尿被害については、生物の排泄の回数や場所を100%コントロールするのは不可能で、糞尿への苦情だけで給餌中止を条例化するのは人道的な見地から問題があるため努力義務が適当である。この問題については、繁殖制限+適正な飼育により野良猫の数を減らすことしか平和裏な解決策はない。そこで、以下のような行政の取組みを加えて提案する。a. 避妊・去勢を行わずに給餌をしている人へ、施術するように説得する。b. まちねこ活動支援事業の拡大に積極的に介入する。具体的には、野良猫の苦情が出た地域で、まちねこ活動が行われるよう行政側が話し合いの場を設けたり、会合に出席して活動の意義を伝えたりなど。c. 糞尿被害の苦情のあった地域で、トイレを設置することを地域住民に働きかける。2. 条例を制定することで、現在進行している市民活動自身が阻害されることを危惧する。まちねこ活動支援事業は画期的な取り組みで評価に値する。一方事業開始前から多くの個人が自己負担で避妊・去勢を行い適正な給餌(地域猫活動)を続けており、こういった市民活動が引取り数、ひいては猫の糞尿被害苦情件数の減少に貢献していることもゆるぎない事実である。野良猫を全て「まちねこ」にすることが理想だがまだ時間がかかるため、条例が「まちねこ」以外の給餌を全面的に中止するような内容であれば非常に取組みにくいものになる。また、給餌中止により餓死したりゴミをあさる猫が増え、大変不衛生な状態が起こることが考えられる。これでは京都動物愛護憲章で冒頭に謳われている「動物を思いやりましょう。」スローガンとは大きく乖離する。	女性	50歳代	京都市北区

内容	性別	年齢	居住地
<p>条例ができるにあたり、曖昧な箇所がありますので意見させて頂きます。野良猫の餌をあげるならば「自ら飼養」か「まちねこ」にするとの事ですが、「自ら飼養」できていれば苦労しておりませんしトラブルも発生しておりません。「まちねこ」に認定されず、自費で手術をし耳カットもしてもらいましたが、大人の猫は慣れてない猫も多く「飼養」とは不可能に近いです。その場所で1代限りとし、餌をあげるしかないのです。ですから「無責任な給餌」とは何をもって無責任なのか?きっちりして頂きたいです。どんどん増やしトラブルになれば餌やりから手を引くような心ない餌やりばかりではありません。どうぞ小さな命を私達人間が自ら消してしまうような事にならないように、今ある命をどうやって守って行くべきかを考えて頂きたいです。どうぞ宜しくお願ひ致します。</p>	女性	30歳代	京都市北区
<p>京都市内に住んでいない人達も気にかけていますお願いします (^.^)(-.-)(_)『野良猫に餌やりをしようとする方は、猫を自ら飼養いただくか、又は、「まちねこ活動支援事業」に沿って、適切な管理の下で実施いただきますよう。○身近にいる動物に対し無責任な給餌(餌やり)をしたり、残飯ごみを放置したりしてはならないこと』を、『野良猫に餌やりをしようとする方は、適切な管理の下で実施いただきますよう。○身近にいる動物に対し、置き餌や残飯ごみを放置したりしてはならないこと』に修正してください。『勧告・命令○身近な動物に対し無責任な給餌をしたり、残飯ごみを放置することにより、周辺の生活環境が損なわれていると認められるとき』を『置き餌、残飯ごみを放置することにより、周辺の生活環境が損なわれていると認められるとき』に修正してください。理由 * 京都市では、「まちねこ活動支援事業」でH22年から現在までに650匹の猫が不妊手術を施され「まちねこ」になったそうだが、同じ期間で民間のボランティア団体『　』では、その10倍以上の猫に不妊手術が施された。これは民間ボランティアによって京都市の「まちねこ活動支援事業」が支えられているということである。これらの野良猫は、「まちねこ活動支援事業」の高度な条件に当てはまらず、自宅では飼えないので仕方なく地域猫として餌を与え管理されている。京都市には、まちねこに認定されない手術済の野良猫が数千匹いると推定される。「まちねこ以外に餌やりするなら自ら飼養せよ、まちねこ以外への餌やりは無責任、過料」とする、この条例を通すのであれば、まちねこの条件に満たない、はじめて純真な個人ボランティアの芽を摘むことになり、何千匹もの猫を飢死に追い込み、動物愛護法に抵触する可能性がある。また「無責任な餌やり禁止」とせず「置き餌禁止」と明記しなければ解釈でトラブルになる。参考★まちねこ活動支援事業の条件とは*活動団体を作る(2名~3名)*町内会等の同意を得る*猫の管理方法を決める(猫用のトイレの設置など)</p>	女性	50歳代	その他

内容	性別	年齢	居住地
禁止という方向より、地域猫活動が根付く方向の取り組みをされたらどうでしようか!!餌をあげようとしているのは、猫を可愛いがりたいからですか?禁止しても、餌やりはなくならないし、猫も増えるだけです。	—	—	—
飼い主のいない猫をよく思わない人たちにとってきちんと避妊去勢をし、置きエサなどをせずに管理しながら地域猫として面倒を見ている人も、ただ単に餌をあげいわゆる『メイワクな餌やり』のせいで、同じにみなされてしまいます。『迷惑な餌やり』と呼ばれる人たちは、やるなやるなと言われ続けこそそと置きエサをしたり、投げるようにエサをやったりします。たとえ、迷惑行為防止条例を作ったとしても餌をあげなくはならないでしょう。全国的にTNRを行いながら地域猫として推進している行政もある中このような条例が出来てしまった場合、地域猫自体を否定することになり、更にTNRそのものもやりにくくなってしまうことにつながりかねません。もともとは人間が命を粗末に扱い、捨てた結果飼い主のいない猫たちがいるのです。エサをあげないことが野良猫が減るということは大きな間違いでありエサをあげるなら飼いなさいというのであれば、ボランティア誰もTNRすら手をつけなくなるでしょう。つまり、誰も何も手出しが出来なくなるということです。手術しなければ結果もっともっと多くの野良猫が増えるということに繋がります。エサをやるなど条例を作るのではなく、迷惑でないやり方をしないよう徹底した指導をすべきだと思います。まちねこ活動以外を迷惑な餌やりとみなすことは、中には個人で自腹を切ってTNRをがんばっておられるボランティアさんたちにとって活動を妨げることになります。	女性	40歳代	その他
適切な餌やりとそうでない餌やりの区別が、一般市民に明確に分かるならないですが、そうでなければ市役所への苦情を増やすだけです。貴重な市民からの税金で無駄な対応コストを費やすのはやめて欲しいです。町内会とか、機能していないところも多い昨今、どのように了承を得るのか、想像も難しいです。ただ餌をやる人は本当に迷惑ですが、それを見かねて、TNRだけするケースがありますが、餌付けは必要です。それをまた住民がみて誤解してトラブルになる。ややこしくなりますね。	女性	40歳代	京都市東山区

内容	性別	年齢	居住地
「京都市動物による迷惑行為防止条例」の制定に反対です。理由は「無責任な給餌」の定義が曖昧だからです。確かに気の向いた時に道路にフードをばら撒くような人もおりますが、「まちねこ活動支援事業」の認定を受けていなくとも、土地所有者にフードやトイレの設置許可を取り、TNRを進める活動をひとりで行っている方も存在します。この二人を「まちねこ活動支援事業に沿っていない」という理由でひとくくりに「無責任な給餌」とみなすのはいかがなものかと考えます。また京都市は外国人観光客に大変人気のある都市でいらっしゃいますが、お腹を空かせて足元に寄ってきた猫に外国人観光客が食べ物を与えた場合も罰則の対象になってしまふのですね。「まちねこ活動支援事業」ですが、実績を拝見したところ、失礼ではございますが、とても京都市全てをカバー出来る事業になっているとは思えません。この状況で条例が施行された場合、京都市で生きている大多数の猫が餓死すると思えてなりません。飢えて動けなくなっている猫を目の前にも「ごめんね 私はまちねこ活動支援事業に認められたグループに属していないから、ごはんあげられないの」と言って見殺しにする、この行動は「京都の人々の動物の命に思いをはせる繊細なこころ」と両立するのでしょうか?「無責任な給餌」という曖昧な定義で「責任ある」地域猫活動をする人々の活動を禁止するこの条例に反対します。	女性	40歳代	その他

内容	性別	年齢	居住地
<p>(意見) 可能な限り猫を自ら飼養頂くか、又は出来る限りまちねこ活動支援事業に沿う</p> <p>(背景) 諸事情により自宅に連れ帰れない場合も多いことから「可能な限り」を挿入。又、町内会の同意を得ることが難しい場合も多いため「できる限り」を挿入。</p> <p>(意見) 無責任な給餌及び残飯ごみの放置について定義の設定</p> <p>(背景) 無責任な給餌及び残飯ごみの放置についても定義を設定することで、まちねこ活動及び適正な地域猫活動に取り組みやすくなる。定義は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 残飯ごみを3時間以上放置している。 b. 年齢や健康面で問題が無い猫に避妊・去勢を行っていない、又は行う努力をしていない。 c. トイレ設置や排泄物の掃除を行うなどの糞尿処理の努力を怠っている。 <p>(補足)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 糞尿被害については、生物の排泄の回数や場所を100%コントロールするのは不可能で、糞尿への苦情だけで給餌中止を条例化するのは人道的な見地から問題があるため努力義務が適当である。この問題については、繁殖制限+適正な飼育により野良猫の数を減らすことしか平和裏な解決策はない。そこで、以下のような行政の取組みを加えて提案する。 <ul style="list-style-type: none"> a. 避妊・去勢を行わずに給餌をしている人へ、施術するように説得する。 b. まちねこ活動支援事業の拡大に積極的に介入する。具体的には、野良猫の苦情が出た地域で、まちねこ活動が行われるよう行政側が話し合いの場を設けたり、会合に出席して活動の意義を伝えたりなど。 c. 糞尿被害の苦情のあった地域で、トイレを設置することを地域住民に働きかける。 2. 条例を制定することで、現在進行している市民活動自体が阻害されることを危惧する。まちねこ活動支援事業は画期的な取り組みで評価に値する。一方事業開始前から多くの個人が自己負担で避妊・去勢を行い適正な給餌（地域猫活動）を続けており、こういった市民活動が引取り数、ひいては猫の糞尿被害苦情件数の減少に貢献していることもゆるぎない事実である。野良猫を全て「まちねこ」にすることが理想だがまだ時間がかかるため、条例が「まちねこ」以外の給餌を全面的に中止するような内容であれば非常に取組みにくいものになる。また、給餌中止により餓死したりゴミをあさる猫が増え、大変不衛生な状態が起こることが考えられる。これでは京都動物愛護憲章で冒頭に謳われている「動物を思いやりましょう。」スローガンとは大きく乖離する。 	男性	50歳代	その他

内容	性別	年齢	居住地
<p>・不幸のら猫を減らす為に、のら猫の去勢・不妊手術は積極的にしていただきたいです。・のら猫への餌やりは、お皿に入れてあげた上でのみ認めて更に給仕が終わるとすぐお皿を回収するという条件でのみして良いという風にすればいいと思います。・京都動物愛ランド（仮称）にて、沢山のワンちゃん猫ちゃんの里親さんを見つけていただけることを願っています。・里親さんが残念ながら見つからなかった場合は、地域猫として天寿を全うしてもらいたいです。・動物が苦手な方への配慮も必要ですので、飼い猫は家の中だけで飼育するということを市民だより等に書いてみんなに読んでもらう。</p>	女性	30歳代	—

内容	性別	年齢	居住地
<p>(意見) 可能な限り猫を自ら飼養頂くか、又は出来る限りまちねこ活動支援事業に沿う</p> <p>(背景) 諸事情により自宅に連れ帰れない場合も多いことから「可能な限り」を挿入。又、町内会の同意を得ることが難しい場合も多いため「できる限り」を挿入。</p> <p>(意見) 無責任な給餌及び残飯ごみの放置について定義の設定</p> <p>(背景) 無責任な給餌及び残飯ごみの放置についても定義を設定することで、まちねこ活動及び適正な地域猫活動に取り組みやすくなる。定義は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 残飯ごみを3時間以上放置している。 b. 年齢や健康面で問題が無い猫に避妊・去勢を行っていない、又は行う努力をしていない。 c. トイレ設置や排泄物の掃除を行うなどの糞尿処理の努力を怠っている。 <p>(補足)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 糞尿被害については、生物の排泄の回数や場所を100%コントロールするのは不可能で、糞尿への苦情だけで給餌中止を条例化するのは人道的な見地から問題があるため努力義務が適当である。この問題については、繁殖制限+適正な飼育により野良猫の数を減らすことしか平和裏な解決策はない。そこで、以下のような行政の取組みを加えて提案する。 <ul style="list-style-type: none"> a. 避妊・去勢を行わずに給餌をしている人へ、施術するように説得する。 b. まちねこ活動支援事業の拡大に積極的に介入する。具体的には、野良猫の苦情が出た地域で、まちねこ活動が行われるよう行政側が話し合いの場を設けたり、会合に出席して活動の意義を伝えたりなど。 c. 糞尿被害の苦情のあった地域で、トイレを設置することを地域住民に働きかける。 2. 条例を制定することで、現在進行している市民活動自体が阻害されることを危惧する。まちねこ活動支援事業は画期的な取り組みで評価に値する。一方事業開始前から多くの個人が自己負担で避妊・去勢を行い適正な給餌（地域猫活動）を続けており、こういった市民活動が引取り数、ひいては猫の糞尿被害苦情件数の減少に貢献していることもゆるぎない事実である。野良猫を全て「まちねこ」にすることが理想だがまだ時間がかかるため、条例が「まちねこ」以外の給餌を全面的に中止するような内容であれば非常に取組みにくいものになる。また、給餌中止により餓死したりゴミをあさる猫が増え、大変不衛生な状態が起こることが考えられる。これでは京都動物愛護憲章で冒頭に謳われている「動物を思いやりましょう。」スローガンとは大きく乖離する。 	男性	20歳代	その他

内容	性別	年齢	居住地
(意見) 可能な限り猫を自ら飼養頂くか、又は出来る限りまちねこ活動支援事業に沿う (背景) 諸事情により自宅に連れ帰れない場合も多いことから「可能な限り」を挿入。又、町内会の同意を得ることが難しい場合も多いため「できる限り」を挿入。(意見) 無責任な給餌及び残飯ごみの放置について定義の設定 (背景) 無責任な給餌及び残飯ごみの放置についても定義を設定することで、まちねこ活動及び適正な地域猫活動に取り組みやすくなる。定義は以下の通り。a. 残飯ごみを3時間以上放置している。b. 年齢や健康面で問題が無い猫に避妊・去勢を行っていない、又は行う努力をしていない。c. トイレ設置や排泄物の掃除を行うなどの糞尿処理の努力を怠っている。(補足) 1. 糞尿被害については、生物の排泄の回数や場所を100%コントロールするのは不可能で、糞尿への苦情だけで給餌中止を条例化するのは人道的な見地から問題があるため努力義務が適当である。この問題については、繁殖制限+適正な飼育により野良猫の数を減らすことしか平和裏な解決策はない。そこで、以下のような行政の取組みを加えて提案する。a. 避妊・去勢を行わずに給餌をしている人へ、施術するように説得する。b. まちねこ活動支援事業の拡大に積極的に介入する。具体的には、野良猫の苦情が出た地域で、まちねこ活動が行われるように行政側が話し合いの場を設けたり、会合に出席して活動の意義を伝えたりなど。c. 糞尿被害の苦情のあった地域で、トイレを設置することを地域住民に働きかける。2. 条例を制定することで、現在進行している市民活動自身が阻害されることを危惧する。まちねこ活動支援事業は画期的な取り組みで評価に値する。一方事業開始前から多くの個人が自己負担で避妊・去勢を行い適正な給餌(地域猫活動)を続けており、こういった市民活動が引取り数、ひいては猫の糞尿被害苦情件数の減少に貢献していることもゆるぎない事実である。野良猫を全て「まちねこ」にすることが理想だがまだ時間がかかるため、条例が「まちねこ」以外の給餌を全面的に中止するような内容であれば非常に取組みにくいものになる。また、給餌中止により餓死したりゴミをあさる猫が増え、大変不衛生な状態が起こることが考えられる。これでは京都動物愛護憲章で冒頭に謳われている「動物を思いやりましょう。」スローガンとは大きく乖離する。	女性	—	その他

内容	性別	年齢	居住地
(意見) 可能な限り猫を自ら飼養頂くか、又は出来る限りまちねこ活動支援事業に沿う (背景) 諸事情により自宅に連れ帰れない場合も多いことから「可能な限り」を挿入。又、町内会の同意を得ることが難しい場合も多いため「できる限り」を挿入。(意見) 無責任な給餌及び残飯ごみの放置について定義の設定 (背景) 無責任な給餌及び残飯ごみの放置についても定義を設定することで、まちねこ活動及び適正な地域猫活動に取り組みやすくなる。定義は以下の通り。a. 残飯ごみを3時間以上放置している。b. 年齢や健康面で問題が無い猫に避妊・去勢を行っていない、又は行う努力をしていない。c. トイレ設置や排泄物の掃除を行うなどの糞尿処理の努力を怠っている。(補足) 1. 糞尿被害については、生物の排泄の回数や場所を100%コントロールするのは不可能で、糞尿への苦情だけで給餌中止を条例化するのは人道的な見地から問題があるため努力義務が適当である。この問題については、繁殖制限+適正な飼育により野良猫の数を減らすことしか平和裏な解決策はない。そこで、以下のような行政の取組みを加えて提案する。a. 避妊・去勢を行わずに給餌をしている人へ、施術するように説得する。b. まちねこ活動支援事業の拡大に積極的に介入する。具体的には、野良猫の苦情が出た地域で、まちねこ活動が行われるよう行政側が話し合いの場を設けたり、会合に出席して活動の意義を伝えたりなど。c. 糞尿被害の苦情のあった地域で、トイレを設置することを地域住民に働きかける。2. 条例を制定することで、現在進行している市民活動自身が阻害されることを危惧する。まちねこ活動支援事業は画期的な取り組みで評価に値する。一方事業開始前から多くの個人が自己負担で避妊・去勢を行い適正な給餌(地域猫活動)を続けており、こういった市民活動が引取り数、ひいては猫の糞尿被害苦情件数の減少に貢献していることもゆるぎない事実である。野良猫を全て「まちねこ」にすることが理想だがまだ時間がかかるため、条例が「まちねこ」以外の給餌を全面的に中止するような内容であれば非常に取組みにくいものになる。また、給餌中止により餓死したりゴミをあさる猫が増え、大変不衛生な状態が起こることが考えられる。これでは京都動物愛護憲章で冒頭に謳われている「動物を思いやりましょう。」スローガンとは大きく乖離する。	女性	30歳代	その他

内容	性別	年齢	居住地
(意見) 可能な限り猫を自ら飼養頂くか、又は出来る限りまちねこ活動支援事業に沿う (背景) 諸事情により自宅に連れ帰れない場合も多いことから「可能な限り」を挿入。又、町内会の同意を得ることが難しい場合も多いため「できる限り」を挿入。(意見) 無責任な給餌及び残飯ごみの放置について定義の設定 (背景) 無責任な給餌及び残飯ごみの放置についても定義を設定することで、まちねこ活動及び適正な地域猫活動に取り組みやすくなる。定義は以下の通り。a. 残飯ごみを3時間以上放置している。b. 年齢や健康面で問題が無い猫に避妊・去勢を行っていない、又は行う努力をしていない。c. トイレ設置や排泄物の掃除を行うなどの糞尿処理の努力を怠っている。(補足) 1. 糞尿被害については、生物の排泄の回数や場所を100%コントロールするのは不可能で、糞尿への苦情だけで給餌中止を条例化するのは人道的な見地から問題があるため努力義務が適当である。この問題については、繁殖制限+適正な飼育により野良猫の数を減らすことしか平和裏な解決策はない。そこで、以下のような行政の取組みを加えて提案する。a. 避妊・去勢を行わずに給餌をしている人へ、施術するように説得する。b. まちねこ活動支援事業の拡大に積極的に介入する。具体的には、野良猫の苦情が出た地域で、まちねこ活動が行われるよう行政側が話し合いの場を設けたり、会合に出席して活動の意義を伝えたりなど。c. 糞尿被害の苦情のあった地域で、トイレを設置することを地域住民に働きかける。2. 条例を制定することで、現在進行している市民活動自身が阻害されることを危惧する。まちねこ活動支援事業は画期的な取り組みで評価に値する。一方事業開始前から多くの個人が自己負担で避妊・去勢を行い適正な給餌(地域猫活動)を続けており、こういった市民活動が引取り数、ひいては猫の糞尿被害苦情件数の減少に貢献していることもゆるぎない事実である。野良猫を全て「まちねこ」にすることが理想だがまだ時間がかかるため、条例が「まちねこ」以外の給餌を全面的に中止するような内容であれば非常に取組みにくいものになる。また、給餌中止により餓死したりゴミをあさる猫が増え、大変不衛生な状態が起こることが考えられる。これでは京都動物愛護憲章で冒頭に謳われている「動物を思いやりましょう。」スローガンとは大きく乖離する。	女性	50歳代	その他
安易な条例制定に反対します。餌やりを迷惑行為と認定するのであれば、明確な基準を制定するべきです。でないとケースバイケースで違反・違反出ないケースが確実に出てきます。動物による迷惑行為を防止するためには、動物の命や生存を脅かすのではなく共に共存出来る条例を制定していただきたいと思います。	女性	30歳代	その他

内容	性別	年齢	居住地
<p>さっそく野良猫への餌やりについての記載について述べます。市民に「自ら飼養」か「まちねこ事業」の2択のみをさせるのは無理があります。京都市の猫殺処分数は年々大幅に減少していますが、その多くが個人で野良猫を手術して今以上に増えないようにする活動をしているからです。必ずしも「まちねこ事業」の成果だけではありません。実際に保健所から注意を受けた餌やりさんが猫を手術せず放置して1年間で倍以上に増えた箇所があります。まちねこ事業を薦めましたがうまくいかず、最終的に014年11月だけで10匹程度自費で手術をしました。藤森神社では、個人の方がずっとTNRをし続けています。各箇所年々、野良猫は減っています。もちろん、まちねこ事業を使って全頭手術したケースもありますが、それが全部保健所が薦めて始まった箇所とは限りません。個人ボランティアがいろんな箇所に出向いてその場所に応じて対応策を伝えているのです。確かに“迷惑な餌やり”います。他人宅前の地面に直接餌を置いています。そういう“迷惑な餌やり”には一人ずつ丁寧に注意を促していますが、なかなか聞き入れてもらえない。だからといって、今まで個人的にTNR活動をしている人たちを含め、無碍に排除、むやみに「餌やりを禁止」すると逆に野良猫が増えます。「餌やりを禁止」を全面に出してしまうと逆に隠れて餌やりする人が増えると同時に、手術せず放置するケースが増えます。よって、野良猫は確実に増えます。「餌をやるなら適正に」という文言の方が、迷惑防止や殺処分減少に向けての協力者が増える（野良猫が減る、子猫が生まれない）と思います。今回の条例に加えていただきたいのは「餌やり禁止」を謳うことではなく「餌やりするなら、まちねこ事業に基づいて活動するか、個人的に手術をして野良猫を増やさないように、糞尿の清掃は必ず行うこと、置き餌はしない」など、詳しく明記する方が良いです。原案のままだと逆に苦情が増えることが目に見えています。適正な野良猫の管理を徹底し苦情を減らすには民間ボランティアを市の認定ボランティアにするのが最良です。保健所職員とは違う時間に違うアプローチができるのは大きなメリットになるとを考えます。一市民であるわたしたちと手を組んではいただけませんか。苦情や殺処分を減らしていくため、どうぞご検討よろしくお願ひ致します。</p>	男性	40歳代	京都市伏見区

内容	性別	年齢	居住地
(意見) 可能な限り猫を自ら飼養頂くか、又は出来る限りまちねこ活動支援事業に沿う (背景) 諸事情により自宅に連れ帰れない場合も多いことから「可能な限り」を挿入。又、町内会の同意を得ることが難しい場合も多いため「できる限り」を挿入。(意見) 無責任な給餌及び残飯ごみの放置について定義の設定 (背景) 無責任な給餌及び残飯ごみの放置についても定義を設定することで、まちねこ活動及び適正な地域猫活動に取り組みやすくなる。定義は以下の通り。a. 残飯ごみを3時間以上放置している。b. 年齢や健康面で問題が無い猫に避妊・去勢を行っていない、又は行う努力をしていない。c. トイレ設置や排泄物の掃除を行うなどの糞尿処理の努力を怠っている。(補足) 1. 糞尿被害については、生物の排泄の回数や場所を100%コントロールするのは不可能で、糞尿への苦情だけで給餌中止を条例化するのは人道的な見地から問題があるため努力義務が適当である。この問題については、繁殖制限+適正な飼育により野良猫の数を減らすことしか平和裏な解決策はない。そこで、以下のような行政の取組みを加えて提案する。a. 避妊・去勢を行わずに給餌をしている人へ、施術するように説得する。b. まちねこ活動支援事業の拡大に積極的に介入する。具体的には、野良猫の苦情が出た地域で、まちねこ活動が行われるよう行政側が話し合いの場を設けたり、会合に出席して活動の意義を伝えたりなど。c. 糞尿被害の苦情のあった地域で、トイレを設置することを地域住民に働きかける。2. 条例を制定することで、現在進行している市民活動自身が阻害されることを危惧する。まちねこ活動支援事業は画期的な取り組みで評価に値する。一方事業開始前から多くの個人が自己負担で避妊・去勢を行い適正な給餌(地域猫活動)を続けており、こういった市民活動が引取り数、ひいては猫の糞尿被害苦情件数の減少に貢献していることもゆるぎない事実である。野良猫を全て「まちねこ」にすることが理想だがまだ時間がかかるため、条例が「まちねこ」以外の給餌を全面的に中止するような内容であれば非常に取組みにくいものになる。また、給餌中止により餓死したりゴミをあさる猫が増え、大変不衛生な状態が起こることが考えられる。これでは京都動物愛護憲章で冒頭に謳われている「動物を思いやりましょう。」スローガンとは大きく乖離する。	女性	30歳代	その他
餌やり禁止条例に反対ではありますが、悪質な餌やりは最終猫達の為にならないので、してはいけないやり方などのライン決めは必要かと思います。また、餌やりを禁止しても野良猫は減りません。まずは飼い猫の避妊去勢徹底。室内飼育の努力。外の子の避妊去勢、子猫は積極的に保護し里親探しすることが大切だと思います。それらを必死で行っているボランティアの活動を妨げることがないようよくよく検討していただきますようお願いいたします。	女性	30歳代	京都市右京区

内容	性別	年齢	居住地
(意見) 可能な限り猫を自ら飼養頂くか、又は出来る限りまちねこ活動支援事業に沿う (背景) 諸事情により自宅に連れ帰れない場合も多いことから「可能な限り」を挿入。又、町内会の同意を得ることが難しい場合も多いため「できる限り」を挿入。(意見) 無責任な給餌及び残飯ごみの放置について定義の設定 (背景) 無責任な給餌及び残飯ごみの放置についても定義を設定することで、まちねこ活動及び適正な地域猫活動に取り組みやすくなる。定義は以下の通り。a. 残飯ごみを3時間以上放置している。b. 年齢や健康面で問題が無い猫に避妊・去勢を行っていない、又は行う努力をしていない。c. トイレ設置や排泄物の掃除を行うなどの糞尿処理の努力を怠っている。(補足) 1. 糞尿被害については、生物の排泄の回数や場所を100%コントロールするのは不可能で、糞尿への苦情だけで給餌中止を条例化するのは人道的な見地から問題があるため努力義務が適当である。この問題については、繁殖制限+適正な飼育により野良猫の数を減らすことしか平和裏な解決策はない。そこで、以下のような行政の取組みを加えて提案する。a. 避妊・去勢を行わずに給餌をしている人へ、施術するように説得する。b. まちねこ活動支援事業の拡大に積極的に介入する。具体的には、野良猫の苦情が出た地域で、まちねこ活動が行われるよう行政側が話し合いの場を設けたり、会合に出席して活動の意義を伝えたりなど。c. 糞尿被害の苦情のあった地域で、トイレを設置することを地域住民に働きかける。2. 条例を制定することで、現在進行している市民活動自身が阻害されることを危惧する。まちねこ活動支援事業は画期的な取り組みで評価に値する。一方事業開始前から多くの個人が自己負担で避妊・去勢を行い適正な給餌(地域猫活動)を続けており、こういった市民活動が引取り数、ひいては猫の糞尿被害苦情件数の減少に貢献していることもゆるぎない事実である。野良猫を全て「まちねこ」にすることが理想だがまだ時間がかかるため、条例が「まちねこ」以外の給餌を全面的に中止するような内容であれば非常に取組みにくいものになる。また、給餌中止により餓死したりゴミをあさる猫が増え、大変不衛生な状態が起こることが考えられる。これでは京都動物愛護憲章で冒頭に謳われている「動物を思いやりましょう。」スローガンとは大きく乖離する。	女性	40歳代	京都府内(京都市以外)

内容	性別	年齢	居住地
(意見) 可能な限り猫を自ら飼養頂くか、又は出来る限りまちねこ活動支援事業に沿う (背景) 諸事情により自宅に連れ帰れない場合も多いことから「可能な限り」を挿入。又、町内会の同意を得ることが難しい場合も多いため「できる限り」を挿入。(意見) 無責任な給餌及び残飯ごみの放置について定義の設定 (背景) 無責任な給餌及び残飯ごみの放置についても定義を設定することで、まちねこ活動及び適正な地域猫活動に取り組みやすくなる。定義は以下の通り。a. 残飯ごみを3時間以上放置している。b. 年齢や健康面で問題が無い猫に避妊・去勢を行っていない、又は行う努力をしていない。c. トイレ設置や排泄物の掃除を行うなどの糞尿処理の努力を怠っている。(補足) 1. 糞尿被害については、生物の排泄の回数や場所を100%コントロールするのは不可能で、糞尿への苦情だけで給餌中止を条例化するのは人道的な見地から問題があるため努力義務が適当である。この問題については、繁殖制限+適正な飼育により野良猫の数を減らすことしか平和裏な解決策はない。そこで、以下のような行政の取組みを加えて提案する。a. 避妊・去勢を行わずに給餌をしている人へ、施術するように説得する。b. まちねこ活動支援事業の拡大に積極的に介入する。具体的には、野良猫の苦情が出た地域で、まちねこ活動が行われるよう行政側が話し合いの場を設けたり、会合に出席して活動の意義を伝えたりなど。c. 糞尿被害の苦情のあった地域で、トイレを設置することを地域住民に働きかける。2. 条例を制定することで、現在進行している市民活動自身が阻害されることを危惧する。まちねこ活動支援事業は画期的な取り組みで評価に値する。一方事業開始前から多くの個人が自己負担で避妊・去勢を行い適正な給餌(地域猫活動)を続けており、こういった市民活動が引取り数、ひいては猫の糞尿被害苦情件数の減少に貢献していることもゆるぎない事実である。野良猫を全て「まちねこ」にすることが理想だがまだ時間がかかるため、条例が「まちねこ」以外の給餌を全面的に中止するような内容であれば非常に取組みにくいものになる。また、給餌中止により餓死したりゴミをあさる猫が増え、大変不衛生な状態が起こることが考えられる。これでは京都動物愛護憲章で冒頭に謳われている「動物を思いやりましょう。」スローガンとは大きく乖離する。	女性	50歳代	その他

内容	性別	年齢	居住地
<p>京都市の環境改善お疲れ様でございます。条例の制定につきまして、経験した事から意見を申しあげます。私も　において、野良猫対策に取り組んでまいりました。野良猫が大繁殖したある町会で掲示板等で餌やり禁止の広報をして2年、効果はなく、増える一方で連絡がありました。環境省の勧める「地域猫」対策にしたところ、今では猫に迷惑していた住民も猫がいなくて寂しいという所まで猫が減りました。京都市の条例を拝見しますと、野良猫の餌やりについて、無責任なやり方であれば、飼い猫を推奨しておりますが、大抵野良猫の面倒を見ている方は、多数の猫の面倒を見ています。とても家に入れられるとは考えられませんし、そもそも飼い主のいない猫について、所有権を与える権利・権限は市や行政にはありません。人々遺棄した猫が増えたものですから、遺棄した者を取り締まる対策はどれ程であったのでしょうか？餌やりについては、勿論周辺環境に配慮することは、環境省の「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」に記載があります。給餌に焦点を当て、罰則を設ける事は、更に人間同士の溝を深くするだけです。餌やりは禁止しても絶対に辞めません。むしろ夜中に行動します。猫に迷惑する方も、手を差し伸べたい方もこのような条例がなくとも解決できます。餌やり禁止を促す条例は必ず失敗します。全国で地域猫セミナーを開催しておりますので、是非ご協力させてください。</p>	女性	40歳代	その他
<p>「野良猫」に関する部分について　パンフレット3頁より？「なによりも野良猫をなくすこと（2行目）」「野良猫に餌やりをしようとする方は～（8行目）」⇒野良猫の増える原因が野良猫への餌やりであるかのような古く誤った印象を植え付ける表現なので8行目に一文追加希望。⇒「野良猫に餌やりをしようとする方は、『動物愛護法を順守し』～？「猫を自ら飼養いただくな（8行目）」⇒表現が曖昧。猫ならなんでもいい。猫を1匹飼養しさえすればいいともとれる。⇒貴市としては一体どうしてほしいのかわかる表現にしてください。？「無責任な給餌（10行目他）」⇒表現が曖昧。無責任と言う表現こそ無責任。⇒「置き餌」あるいは「エサの放置」に変更してください。●　で4匹の「捨て猫」の世話を個人でしています。（保護、避妊去勢、不具合時の病院、定点給餌、給餌時の清掃等）。世話をはじめるきっかけは地元での連続猫虐待事件になります。不甲斐ない行政に代わって住民が動かざるを得なくなりました。置き餌をする（空き缶や空き袋も置きっぱなし）、餌だけあげて避妊去勢等は何もしない人は処罰の対象にしてほしいと思います。反対に餌やりをしながら自分のお金も時間も使い「減らす努力をしている人々（＝市や市民に実際には貢献している人々）」にさらなるしわ寄せがいくことは絶対にあってはならないと思います。貴市が悪しき前例とならないことを強く希望しております。よろしくお願ひ致します。</p>	女性	40歳代	その他

内容	性別	年齢	居住地
現状の地域猫活動の主旨である“命を大切にする”ことが肝要かと思ひます。「置き餌をしない・餌やりの後片付けをする等」の餌やりのマナーレベルの条例としてご検討頂ければ幸いです。人間も所詮は動物です。	男性	50歳代	その他
私は餌やり禁止条例に反対です。餌やりを禁止するのではなく、餌を与える行為についてルールを作ることが大切だと思います。掃除や避妊去勢の義務化、餌やり時間帯の設定などです。それを守れなかつた際に罰金、あるいはその人に関して餌やりを禁止するなどです。何でもやる前から禁止してしまえば、やがて人間は罰則に怯えて何もしなくなると思います。良い方向に変えていくには、まず、人間と動物の共存を尊重していくことが大切ではないでしょうか。また、餌やりについて迷惑に思っている方もいると思います。その方たちをないがしろにして餌やりを行うことは間違いです。そこで、アンケートなどを実施し、まずは市民の声を聴くことが大切です。餌やり賛成派と反対派の意見全てを取り入れることはできませんが、互いに妥協できる範囲でルールを作っていくべきだと思います。野良猫は身勝手な飼い主や悪徳ブリーダーによって増えているのも確かです。避妊去勢をしていないということも根本原因です。餌やり禁止に着目する前にもっと重要視すべき点があると思います。ペットショップやブリーダー、飼い主の登録制度や免許制度などです。根本原因を取り除かなければ、どんな対策をしようが、また振り出しに戻るでしょう。動物は賢いです。餌やりの時間を決めてやれば、自ずと覚えるものです。人間がルールを守ってやればいいのです。餌やり禁止は動物に罰則を与えることと同じです。そうではなく、人間が責任を持ちルールを実行し守っていくことが大切なのです。餌やり禁止条例に関して、再度検討していただければ幸いです。よろしくお願い申し上げます。	—	—	—
迷惑=餌やり としか思えない条例です。餌やりを禁止することで何を期待しているのか分かりません。空腹になった猫はますます生ごみをあさりいつかは害獣という扱いになるのではないか。餌やりを禁止するのではなくマナーある餌やりについて検討すべきです。必要であれば餌やりのルールについて条例を作るべきではありませんか。動物保護の法律を行政が無視しているとしか考えられません。地域猫化を考えた支援を行政が考え餌やりのルールを徹底し、動物による迷惑を受けているであろう人の納得でき環境を作っていくべきです。	女性	40歳代	その他

内容	性別	年齢	居住地
京都市動物による迷惑行為防止条例（仮称）の制定に関する意見?罰則付きで野良猫への餌やりを制限するような条例は作らないでください。ボランティアへの偏見を助長し活動がしにくくなります。?「無責任な餌やり」といっても定義や基準が明確ではないので、市民が不当な罪で罰せられてしまい、基本的人権侵害の恐れがあり猫への餌やりを条例にいれることは反対です。?野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害になるので適切ではないです。野良猫への餌やりに関することは条例にしないでください。※”野良猫に無責任に餌やりをするのはやめましょう！”とよく聞かれる言葉ですが、外にいる所有者不明の猫や犬に餌をあげる行為は人間の優しさだと思います。ひもじい思いをしている小さい動物に思いやりを持っている人という事です。その思いやりに対し行政がだす答えとは何でしょうか？又、餌を与えるなくなった猫や犬は餓死しろという事でしょうか？もっと人間の思いやりの気持ちと動物達の命と、また無責任な餌やりで迷惑されている方達皆さんが納得できるルール作りを行政が考えるべきだと思います。まず最優先に、私は小さい命を守りたいです。	女性	30歳代	その他
この条例が「無責任な餌やり」を禁止していますが、定義や基準が明確ではありません。現在は、各地で「地域猫に避妊去勢手術をして、適切に管理していく」という考え方方が中心になっています。罰則の前に、猫の餌をやっている人々への啓蒙が必要です。罰則が原則になるような条例には賛成できません。	女性	50歳代	その他

内容	性別	年齢	居住地
<p>野良猫に餌を与える行為について「禁止」とすることに反対です。これまで自宅で飼える方はすでに多数抱え込んでるはす。それを強要すると多頭飼育崩壊という別の問題が生じます。弱い者に餌を与えようとするのは人間として自然な感情です。不妊手術を徹底する、散らかさないなど最低限のルールは必要だと思いますが、「禁止」としてしまうと餌やり行為自体が悪いことだと思われてしまいます。京都市はまちねこ制度も良い制度だと思います。不妊手術も無料だということで負担が少ない。もっとまちねこ制度を充実・普及させて、自然と餌を与える方が制度を利用する方が得策だと思えるようにすれば良いのではないでしょうか?無理やり、すべてをまちねこ制度利用にもっていくのはムリがあると思います。私は大阪市で活動していますが京都で制度が制定されると大きく影響を受けると思います。大阪市のまちねこ制度はまだまだ充実していません。誰もが利用できる内容となっていないし、手術料の負担もあります。京都の方が先進的です。この状態で京都で禁止だからと大阪も禁止だと言われると困ります。</p> <p>まとめますと、餌やりは違法でもなく悪い行為でもありません。人間のもの感情としては良いことです。むしろ、弱い者を飢えたまま放置できる人が多くなることほど危険なことはありません。ただ、ルール作りは必要だと思います。今、餌を与えていた方に禁止だと言つてまちねこ制度に移行させるのではなく、まちねこ制度を利用する方が得策だと自然に移行する方向にもっていってください。まちねこ制度はもっと充実・発展・普及できるはずです。今までの制度も今回制度を作る前にパブコメを募集することを考えても京都はすばらしい都市です。ぜひ良い内容となりますように「禁止」だけは避けてくださるようお願い致します。</p>	女性	40歳代	その他

内容	性別	年齢	居住地
今回の条例制定には反対します。町の片隅で、夏は暑さと渴きに、冬は寒さに耐えている。勝手な都合で町に放ったのは人間なのに。無責任に放り出され、怯えながら生きる。怪我をしたり病気をしたり、それでも必死に生きる子達に飢えて死になさいというのは、人としてあんまりだと思いませんか？人間の無責任な行動の代償を、被害に遭っている動物にとらせるのではなく、人間達が責任をもって行動していくべきです。餌が無くなれば、ゴミなどを漁ります。そうなれば、よりいっそう町の景観は悪くなり、小さな生き物にさえ寛容になれない人間が増えていきます。それより、増やさない努力をしている人を守るような条例を作ってください。実際のTNRを行っている人は個人が多く、3人以上の団体という縛りでは隠れて餌をやる人、それを条例をかざして咎める人が現れます。揉め事の原因にしかならない条例はいりません。個人でも登録でき、活動の報告を定期的にあげる。その代わりにその個人には何か市の認可が有ると一目で分かる、バッジやベスト等を付与し感情的な揉め事から守る。そういういた事をしていただけたらと心から願います。どうか、弱い立ち場の命を冷静に守れる条例を作ってください。宜しくお願ひします。	女性	30歳代	—
『あの京都で！！餌やり禁止ですって』と聞いたので びっくりしました。東山の出身です。誤解でよかったです…でも、餌やり禁止と聞けば やはり、誤解を生みやすく残念です。もう少し お皿による給餌と清掃の徹底とか、表現の仕方を考えたほうがよいのでは。決まった飼い主さんのいる犬の糞の被害と たくさんの猫を地域で面倒みているまちねこの糞尿被害を同じように考えないことも必要かと思います。京都は殺処分もゼロの動物愛護ではお手本となる地域だと思っています。オリンピックに向けて 欧州に並ぶ、ペット推進地域であってほしい。	女性	30歳代	その他

内容	性別	年齢	居住地
<p>(意見) 可能な限り猫を自ら飼養頂くか、又は出来る限りまちねこ活動支援事業に沿う</p> <p>(背景) 諸事情により自宅に連れ帰れない場合も多いことから「可能な限り」を挿入。又、町内会の同意を得ることが難しい場合も多いため「できる限り」を挿入。</p> <p>(意見) 無責任な給餌及び残飯ごみの放置について定義の設定</p> <p>(背景) 無責任な給餌及び残飯ごみの放置についても定義を設定することで、まちねこ活動及び適正な地域猫活動に取り組みやすくなる。定義は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 残飯ごみを3時間以上放置している。 b. 年齢や健康面で問題が無い猫に避妊・去勢を行っていない、又は行う努力をしていない。 c. トイレ設置や排泄物の掃除を行うなどの糞尿処理の努力を怠っている。 <p>(補足)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 糞尿被害については、生物の排泄の回数や場所を100%コントロールするのは不可能で、糞尿への苦情だけで給餌中止を条例化するのは人道的な見地から問題があるため努力義務が適当である。この問題については、繁殖制限+適正な飼育により野良猫の数を減らすことしか平和裏な解決策はない。そこで、以下のような行政の取組みを加えて提案する。 <ul style="list-style-type: none"> a. 避妊・去勢を行わずに給餌をしている人へ、施術するように説得する。 b. まちねこ活動支援事業の拡大に積極的に介入する。具体的には、野良猫の苦情が出た地域で、まちねこ活動が行われるよう行政側が話し合いの場を設けたり、会合に出席して活動の意義を伝えたりなど。 c. 糞尿被害の苦情のあった地域で、トイレを設置することを地域住民に働きかける。 2. 条例を制定することで、現在進行している市民活動自体が阻害されることを危惧する。まちねこ活動支援事業は画期的な取り組みで評価に値する。一方事業開始前から多くの個人が自己負担で避妊・去勢を行い適正な給餌（地域猫活動）を続けており、こういった市民活動が引取り数、ひいては猫の糞尿被害苦情件数の減少に貢献していることもゆるぎない事実である。野良猫を全て「まちねこ」にすることが理想だがまだ時間がかかるため、条例が「まちねこ」以外の給餌を全面的に中止するような内容であれば非常に取組みにくいものになる。また、給餌中止により餓死したりゴミをあさる猫が増え、大変不衛生な状態が起こることが考えられる。これでは京都動物愛護憲章で冒頭に謳われている「動物を思いやりましょう。」スローガンとは大きく乖離する。 	女性	40歳代	京都市西京区

内容	性別	年齢	居住地
<p>■ 餌やりの行為者のみに対する規制だけでなく、共生社会を実現するために、行政と地域住民の役割、責任について明記されたものにする必要があります。■ 単に不適切な餌やりを禁止したとしても、猫がいなくなるわけではありません。餌をもらえなくなった猫は、ほかの餌場に移動して、適切な餌やりをしているボランティアに負担をかけるか、ごみを漁るなどの新たな環境被害をもたらせるだけです。現に地域に棲みついている猫の問題を地域の環境問題としてとらえ、単なる排除ではなく、共生していくためのプロセスを明らかにする必要があります。同時に、完全室内飼いの徹底や遺棄防止のより積極的な対策が伴わなければ、餌やり禁止だけが前に出て、単なる排除のための条例となってしまいます。■ 今の時代にもはや「餌やり禁止条例」は古いと言えます。条例を作るのであれば、「適正餌やり推奨条例」「人と動物の共生社会推進条例」にするべきで、そのうえで、不適切な餌やりを適切な餌やりに指導していくための条例とするべきです。</p>	女性	40歳代	京都市左京区
<p>野良猫への餌やり禁止する内容が含まれていますが、京都市が掲げる”人と動物が共生できるうるおいのある町”京都動物愛護憲章にある”動物を思いやりましょう”であるならば「避妊、去勢をして置き餌しない。餌やり後のかたづけ」等の条例にすべきではないでしょうか。京都は、世界にも知名度が高く、日本が、動物に対して後進国であることを発信しないことを願う。</p>	女性	60歳代	その他

内容	性別	年齢	居住地
<p>(意見) 可能な限り猫を自ら飼養頂くか、又は出来る限りまちねこ活動支援事業に沿う</p> <p>(背景) 諸事情により自宅に連れ帰れない場合も多いことから「可能な限り」を挿入。又、町内会の同意を得ることが難しい場合も多いため「できる限り」を挿入。</p> <p>(意見) 無責任な給餌及び残飯ごみの放置について定義の設定</p> <p>(背景) 無責任な給餌及び残飯ごみの放置についても定義を設定することで、まちねこ活動及び適正な地域猫活動に取り組みやすくなる。定義は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 残飯ごみを3時間以上放置している。 b. 年齢や健康面で問題が無い猫に避妊・去勢を行っていない、又は行う努力をしていない。 c. トイレ設置や排泄物の掃除を行うなどの糞尿処理の努力を怠っている。 <p>(補足)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 糞尿被害については、生物の排泄の回数や場所を100%コントロールするのは不可能で、糞尿への苦情だけで給餌中止を条例化するのは人道的な見地から問題があるため努力義務が適当である。この問題については、繁殖制限+適正な飼育により野良猫の数を減らすことしか平和裏な解決策はない。そこで、以下のような行政の取組みを加えて提案する。 <ul style="list-style-type: none"> a. 避妊・去勢を行わずに給餌をしている人へ、施術するように説得する。 b. まちねこ活動支援事業の拡大に積極的に介入する。具体的には、野良猫の苦情が出た地域で、まちねこ活動が行われるよう行政側が話し合いの場を設けたり、会合に出席して活動の意義を伝えたりなど。 c. 糞尿被害の苦情のあった地域で、トイレを設置することを地域住民に働きかける。 2. 条例を制定することで、現在進行している市民活動自体が阻害されることを危惧する。まちねこ活動支援事業は画期的な取り組みで評価に値する。一方事業開始前から多くの個人が自己負担で避妊・去勢を行い適正な給餌（地域猫活動）を続けており、こういった市民活動が引取り数、ひいては猫の糞尿被害苦情件数の減少に貢献していることもゆるぎない事実である。野良猫を全て「まちねこ」にすることが理想だがまだ時間がかかるため、条例が「まちねこ」以外の給餌を全面的に中止するような内容であれば非常に取組みにくいものになる。また、給餌中止により餓死したりゴミをあさる猫が増え、大変不衛生な状態が起こることが考えられる。これでは京都動物愛護憲章で冒頭に謳われている「動物を思いやりましょう。」スローガンとは大きく乖離する。 	女性	50歳代	京都市北区

内容	性別	年齢	居住地
(1) 「無責任な給餌」の内容を明確にしていただきたいと思います。どんな行為が“無責任”であるかは個々人の感覚によります。定義が曖昧なことで地域住民の間に不要な対立を引き起こすおそれがあります。○○してはいけない、というルールを具体的に告知すれば、それに則った行動をとれるはずです。 (2) 「猫を自ら飼養いただくか」という部分がありますが、猫を飼うか飼わないか決めるのは100%個人の意思によるべきであり、行政が指図・干渉することではありません。また、エサやりさんの中には、猫が心配なあまり自分のキャパシティを超える数の猫を受け入れてしまふアニマルホーダーになるおそれがある人もいます。多頭飼育崩壊が全国的に問題になっている今、アニマルホーダー化を助長させかねないメッセージを行政が発するのはきわめて不適切ではないでしょうか。観光大国マルタ共和国では、行政公認のボランティアが野良猫の世話・管理をしているそうです。同国は猫がたくさんいることで知られ、猫目当てにやつてくる観光客もいるほどです。観光都市京都であれば、さらなる観光客誘致の手段として野良猫を活用するのが得策ではないでしょうか。「エサやりには罰則が科せられます」などという看板は景観を汚し、訪れる人に「京都市は人にも動物にも不寛容な街」という印象を否応なく与え京都のイメージを低下させるだけです。東京でも、罰則付き条例などなくても地域猫活動がうまくいっているところはたくさんあります。東京でできることがなぜ京都ではできないのでしょうか。野良猫の面倒を見たいという奇特な人を排除するのではなく、善意のエサやりさんという人的資源を上手に活用することで野良猫を管理し、真に「人にも動物にも優しい街」と言えるようになれば、京都はいっそう魅力的な街になると思います。	女性	一	その他

内容	性別	年齢	居住地
<p>とある猫ブログを見て、この話を知りました。○身近な動物に対し無責任な給餌をしたり、残飯ごみを放置することにより、周辺の生活環境が損なわれていると認められるとき。とありましたが、無責任な給餌とは何処までを指すのでしょうか。では無責任でない給餌とは何処までを指すのですか。餌をあげなければ死んでしまう子達が必ず出ます。餌をあげているから気がつく事があるんです。怪我をしている子や子猫だけなど様々な事が、餌やりさんから保護活動をしている方達に連絡が行き保護されたり、そう言った話を沢山のブロクなどで見てきました。餌をあげないのでなく、増やさない事が大事だと思います。東京都での取り組みがあります地域での取り組み。その方法として、猫を排除するのではなく、これを地域の問題としてとらえ猫も命あるものだという考え方で、その地域にお住まいの皆さんの合意のもとに、地域で猫を適正に管理しながら共生していく、という活動が広がっています。具体的には、不妊去勢手術を行ってこれ以上ふえないようにしたうえで、適切に餌を与え、食べ残しやふんの掃除をして管理していくというものです。屋外の猫の寿命は4年程度といわれていますから、このような管理がうまく続ければ、「飼い主のいない猫」の数は減少していくものと考えられます。東京都ではこの様に野良猫と向かい合っています。適切に餌を与え、食べ残しやふんの掃除をして管理していくとの事です。餌をあげないのでなく、キチンと食べ残しの片付けをさせる、やりっぱなしではなく餌をあげる人にも責任を持つてもらう、そういう事だと思います。最後に、無責任な給餌をしたり、残飯ごみを放置することにより、周辺の生活環境が損なわれていると認められるとき。とは餌をあげてはいけないのでなく、食べ残しの放置がいけないと読めたのですが。私は、あるブログで餌をあげられなくなるから大変とあり、ここへ来ましたが、そうでは無いような気がしました。自分解釈ですが、でも他の方は餌をあげられなくなると解釈しています。無責任な給餌という所が曖昧すぎるのだと思います。もっと明確にした方がいいのかと思います。</p>	女性	40歳代	その他
<p>野良猫への餌やり禁止の条例など作らないで下さい。ボランティアさんや愛護団体さん、地域で活動されている方が活動しにくくなりますし、地域猫として生きている子たちの未来を奪わないで下さい。禁止するのではなく、餌やりの決まりを作ればいいと思います。例えば、残した餌は持ち帰る、糞尿の掃除をする、など。野良猫や地域猫は人間の助けなしでは生きていけません。お家に迎えたくても迎えられない事情があり、でも地域猫として生きられるように手助けしておられる方もいます。その人たちの努力や、その子たちの命を見捨てることになりますよ。それならば、保護施設、シェルターなどを大きくしたり、ひとつでも尊い命を救うことに力を入れて下さい。</p>	女性	20歳代	京都市伏見区

内容	性別	年齢	居住地
餌やり禁止はおかしいです。野良猫の現状を知らない人達が作ってしまったような気がします。禁止すれば良いという考え方でなくルールを決めたら良いのではないか?置き餌をしない、去勢不妊手術を徹底する、最期まで責任持って世話をする。	女性	30歳代	—
「無責任な餌やり」に罰則の条例はやめてほしいです。あいまいな部分がわかりづらいです。自ら飼養せよ、とか「まちねこ活動支援事業」に沿って実施せよ。だけでは、無理があります。「まちねこ」の条件に合わない活動は違反となり、多くの猫が餓死してしまいます。不妊手術をし、餌やりマナーを守るなど、ボランティアさんなどと連携をとつて活動してほしいです。まずは、人間が無責任な飼い方をしないよう、多くのメディアで市民に指導することが先決で「無責任な餌やり禁止」条例は市民に飼い主の責任と「地域猫」の形が浸透してからの話し合いだと思います。糞尿の問題があるから、餌をやるのが悪いのだ、罰則を!ではなく、一代かぎりの猫たちを見守っていこうというのが、京都の掲げる、人にも動物にもやさしい共生ではないのですか?動物愛護法ともずれがあると思いますので、無責任な人間に捨てられた猫を救済する観点での協議を望みます。お忙しいとは思いますが、どうか、よろしくお願ひ致します。	女性	50歳代	その他
町猫活動支援事業、無料で「避妊去勢手術」手続、手間、時間がかかり過ぎ、簡単にしてほしい。1回につき2頭まで(京都市条例)野良猫全部対象にすること 野良猫増やさないこと	女性	70歳代	京都市上京区
私は年寄で何もできませんが気が付いた事だけかきます えさはやらない様にする あげた時は責任をもってずっとめんどうを見る事トイレの場所を作る 病気の猫を見たら保健所に連絡する 市のきめる条例には反対です。	女性	70歳代	京都市上京区
条例にまでしなくてよろしいかと思います。餌やり後は、衛生面に気をつけた処理をする、捕獲して、避妊去勢手術をし、里親を探す、それが出来なかったら、もとの場所にリリースして、生涯を全うさせる。観光都市、京都なのですから、それを、大きく謳いあげる、知らしめる、それで十分ではないでしょうか。世界の国、特にヨーロッパ、ドイツや、オランダのように、観光地で、猫がかなりの数、世話をされて共存していることに学ぶべきだと思います。京都に期待をしております。退化への進化はなさらないよう望みます。	女性	50歳代	その他

内容	性別	年齢	居住地
(意見) 可能な限り猫を自ら飼養頂くか、又は出来る限りまちねこ活動支援事業に沿う (背景) 諸事情により自宅に連れ帰れない場合も多いことから「可能な限り」を挿入。又、町内会の同意を得ることが難しい場合も多いため「できる限り」を挿入。(意見) 無責任な給餌及び残飯ごみの放置について定義の設定 (背景) 無責任な給餌及び残飯ごみの放置についても定義を設定することで、まちねこ活動及び適正な地域猫活動に取り組みやすくなる。定義は以下の通り。a. 残飯ごみを3時間以上放置している。b. 年齢や健康面で問題が無い猫に避妊・去勢を行っていない、又は行う努力をしていない。c. トイレ設置や排泄物の掃除を行うなどの糞尿処理の努力を怠っている。(補足) 1. 糞尿被害については、生物の排泄の回数や場所を100%コントロールするのは不可能で、糞尿への苦情だけで給餌中止を条例化するのは人道的な見地から問題があるため努力義務が適当である。この問題については、繁殖制限+適正な飼育により野良猫の数を減らすことしか平和裏な解決策はない。そこで、以下のような行政の取組みを加えて提案する。a. 避妊・去勢を行わずに給餌をしている人へ、施術するように説得する。b. まちねこ活動支援事業の拡大に積極的に介入する。具体的には、野良猫の苦情が出た地域で、まちねこ活動が行われるよう行政側が話し合いの場を設けたり、会合に出席して活動の意義を伝えたりなど。c. 糞尿被害の苦情のあった地域で、トイレを設置することを地域住民に働きかける。2. 条例を制定することで、現在進行している市民活動自身が阻害されることを危惧する。まちねこ活動支援事業は画期的な取り組みで評価に値する。一方事業開始前から多くの個人が自己負担で避妊・去勢を行い適正な給餌(地域猫活動)を続けており、こういった市民活動が引取り数、ひいては猫の糞尿被害苦情件数の減少に貢献していることもゆるぎない事実である。野良猫を全て「まちねこ」にすることが理想だがまだ時間がかかるため、条例が「まちねこ」以外の給餌を全面的に中止するような内容であれば非常に取組みにくいものになる。また、給餌中止により餓死したりゴミをあさる猫が増え、大変不衛生な状態が起こることが考えられる。これでは京都動物愛護憲章で冒頭に謳われている「動物を思いやりましょう。」スローガンとは大きく乖離する。	女性	60歳代	京都府内(京都市以外)
無責任な餌やりの内容を明確にするため、附則をつけたらいかがでしょ?。繁殖を拡大させない措置をする。著しく衛生環境を損なうことがない。など、具体的なものが望ましいです。不妊去勢の捕獲も餌やりになります。	女性	50歳代	その他

内容	性別	年齢	居住地
<p>(意見) 猫を自分で家族にするか、まちねこ活動支援事業を可能な限り支援する。 (意見) 無責任な食事の与え方、及び残飯ごみの放置について定義の設定する。a. 残飯ごみを3時間以上放置している。b. 年齢や健康面で問題が無い猫に避妊・去勢を行っていない、又は行う努力をしていない。c. トイレ設置や排泄物の掃除を行うなどの糞尿処理の努力を怠っている。</p> <p>(補足) 1. 糞尿被害については、100%コントロールするのは不可能で、糞尿への苦情だけで給餌中止を条例化するのは人道的な見地から問題があるため努力義務が適当である。この問題については、繁殖制限+適正な飼育により野良猫の数を減らすことしか平和裏な解決策はない。そこで、以下のような行政の取組みを加えて提案する。 a. 避妊・去勢を行わずに給餌をしている人へ、施術するように説得する。b. まちねこ活動支援事業の拡大に積極的に介入する。具体的には、野良猫の苦情が出た地域で、まちねこ活動が行われるよう行政側が話し合いの場を設けたり、会合に出席して活動の意義を伝えたりなど。c. 糞尿被害の苦情のあった地域で、トイレを設置することを地域住民に働きかける。 2. 条例を制定することで、現在進行している市民活動自体が阻害されることが心配。まちねこ活動支援事業は画期的な取り組みで、多くの個人が自己負担で避妊・去勢を行い適正な給餌(地域猫活動)を続けており、こういった市民活動が引取り数、ひいては猫の糞尿被害苦情件数の減少に貢献していると思う。野良猫を全て「まちねこ」にすることが理想だがまだ時間がかかるため、条例が「まちねこ」以外の給餌を全面的に中止するような内容であれば非常に取組みにくいものになる。また、給餌中止により餓死したりゴミをあさる猫が増え、大変不衛生な状態が起こることが考えられる。これでは京都動物愛護憲章で冒頭に謳われている「動物を思いやりましょう。」とアピールすることを応援したいです、</p>	女性	50歳代	その他

内容	性別	年齢	居住地
<p>リーフレット3ページ『野良猫に餌やりをしようとする方は、猫を自ら飼養いただかずか、又は、「まちねこ活動支援事業」に沿って、適切な管理の下で実施いただきますよう。○身近にいる動物に対し無責任な給餌（餌やり）をしたり、残飯ごみを放置したりしてはならないこと』を、『野良猫に餌やりをしようとする方は、適切な管理の下で実施いただきますよう。○身近にいる動物に対し、置き餌や残飯ごみを放置したりしてはならないこと』に修正してください。『勧告・命令○身近な動物に対し無責任な給餌をしたり、残飯ごみを放置することにより、周辺の生活環境が損なわれていると認められるとき』を『置き餌、残飯ごみを放置することにより、周辺の生活環境が損なわれていると認められるとき』に修正してください。理由＊ 京都市では、「まちねこ活動支援事業」でH22年から現在までに650匹の猫が不妊手術を施され「まちねこ」になったそうだが、同じ期間で民間のボランティア団体『　　』では、その10倍以上の猫に不妊手術が施された。これは民間ボランティアによって京都市の「まちねこ活動支援事業」が支えられているということである。これらの野良猫は、「まちねこ活動支援事業」の高度な条件に当てはまらず、自宅では飼えないの仕方なく地域猫として餌を与え管理されている。京都市には、まちねこに認定されない手術済の野良猫が数千匹いると推定される。「まちねこ以外に餌やりするなら自ら飼養せよ、まちねこ以外への餌やりは無責任、過料」とする、この条例を通すのであれば、まちねこの条件に満たない、まじめで純真な個人ボランティアの芽を摘むことになり、何千匹もの猫を飢死に追い込み、動物愛護法に抵触する可能性がある。また「無責任な餌やり禁止」とせず「置き餌禁止」と明記しなければ解釈でトラブルになる。参考★まちねこ活動支援事業の条件とは＊活動団体を作る（2名～3名）＊町内会等の同意を得る＊猫の管理方法を決める（猫用のトイレの設置など）なにとぞ良好な環境を作るための施策になるようよろしくおねがいいたします。</p>	女性	60歳代	その他

内容	性別	年齢	居住地
<p><市民の皆様にお願いすること>（意見 1）可能な限り猫を自ら飼養頂くか又は出来る限りまちねこ活動支援事業に沿う（理由 1）諸事情により自宅に連れ帰れない場合も多いことから「可能な限り」を挿入。町内会の同意を得ることが難しい場合も多いため「できる限り」を挿入。（意見 2）無責任な給餌及び残飯ごみの放置について定義の設定（理由 2）定義を設定することでまちねこ活動及び適正な地域猫活動に取り組みやすくなる。定義案は以下の通り。a. 残飯ごみを 3 時間以上放置している。b. 年齢や健康面で問題が無い猫に避妊・去勢を行っていない、又は行う努力をしていない。c. トイレ設置や排泄物の掃除等出来る範囲での糞尿処理の努力を怠っている。（補足）1. 糞尿被害については、生物の排泄の回数や場所を 100% コントロールするのは不可能で、糞尿への苦情だけで給餌中止を条例化するのは人道的な見地から問題があるため努力義務が適当である。この問題については、繁殖制限+適正な飼育により野良猫の数を減らすことしか平和裏な解決策はない。そこで以下のような行政の取組みを加えて提案する。a. 避妊・去勢を行わずに給餌をしている人へ施術するように説得する。b. まちねこ活動支援事業の拡大に積極的に介入する。具体的には、野良猫の苦情が出た地域でまちねこ活動が行われるよう行政側が話し合いの場を設けたり、会合に出席して活動の意義を伝えたりなど。c. 糞尿被害の苦情のあった地域でトイレを設置することを地域住民に働きかける。（補足）2. 条例を制定することで現在進行している市民活動自体が阻害されることを危惧する。まちねこ活動支援事業は画期的な取り組みで評価に値する。一方事業開始前から多くの個人が自己負担で避妊・去勢を行い適正な給餌（地域猫活動）を続けており、こういった市民活動が引取り数、ひいては猫の糞尿被害苦情件数の減少に貢献していることもゆるぎない事実である。野良猫を全て「まちねこ」にすることが理想だがまだ時間がかかるため、条例が「まちねこ」以外の給餌を全面的に中止するような内容であれば非常に取組みにくいものになる。また、給餌中止により餓死したりゴミをあさる猫が増え、大変不衛生な状態が起こることが考えられる。これでは京都動物愛護憲章で冒頭に謳われている「動物を思いやりましょう。」スローガンとは大きく乖離する。</p>	男性	50歳代	京都市北区

内容	性別	年齢	居住地
TNR活動も推進出来る様に、以下の文言の修正を希望します。野良猫に餌やりをしようとする方は、猫を自ら飼養いただくか、又は、「まちねこ活動支援事業」に沿って、適切な管理の下で実施いただきますよう。○身近にいる動物に対し無責任な給餌（餌やり）をしたり、残飯ごみを放置したりしてはならないこと。（修正案）野良猫に餌やりをしようとする方は、適切な管理の下で実施いただきますよう。○身近にいる動物に対し、置き餌や残飯ごみを放置したりしてはならないこと。勧告・命令 身近な動物に対し無責任な給餌をしたり、残飯ごみを放置することにより、周辺の生活環境が損なわれていると認められるとき。（修正案）置き餌、残飯ごみを放置することにより、周辺の生活環境が損なわれていると認められるとき。	女性	60歳代	その他
TNR活動も推進出来る様に、以下の文言の修正を希望します。野良猫に餌やりをしようとする方は、猫を自ら飼養いただくか、又は、「まちねこ活動支援事業」に沿って、適切な管理の下で実施いただきますよう。○身近にいる動物に対し無責任な給餌（餌やり）をしたり、残飯ごみを放置したりしてはならないこと。（修正案）野良猫に餌やりをしようとする方は、適切な管理の下で実施いただきますよう。○身近にいる動物に対し、置き餌や残飯ごみを放置したりしてはならないこと。勧告・命令 身近な動物に対し無責任な給餌をしたり、残飯ごみを放置することにより、周辺の生活環境が損なわれていると認められるとき。（修正案）置き餌、残飯ごみを放置することにより、周辺の生活環境が損なわれていると認められるとき。	男性	60歳代	その他

内容	性別	年齢	居住地
<p>リーフレット3ページ『野良猫に餌やりをしようとする方は、猫を自ら飼養いただかずか、又は、「まちねこ活動支援事業」に沿って、適切な管理の下で実施いただきますよう。○身近にいる動物に対し無責任な給餌（餌やり）をしたり、残飯ごみを放置したりしてはならないこと』を、『野良猫に餌やりをしようとする方は、適切な管理の下で実施いただきますよう。○身近にいる動物に対し、置き餌や残飯ごみを放置したりしてはならないこと』に修正してください。『勧告・命令○身近な動物に対し無責任な給餌をしたり、残飯ごみを放置することにより、周辺の生活環境が損なわれていると認められるとき』を『置き餌、残飯ごみを放置することにより、周辺の生活環境が損なわれていると認められるとき』に修正してください。理由＊ 京都市では、「まちねこ活動支援事業」でH22年から現在までに650匹の猫が不妊手術を施され「まちねこ」になったそうだが、同じ期間で民間のボランティア団体『　　』では、その10倍以上の猫に不妊手術が施された。これは民間ボランティアによって京都市の「まちねこ活動支援事業」が支えられているということである。これらの野良猫は、「まちねこ活動支援事業」の高度な条件に当てはまらず、自宅では飼えないの仕方なく地域猫として餌を与え管理されている。京都市には、まちねこに認定されない手術済の野良猫が数千匹いると推定される。「まちねこ以外に餌やりするなら自ら飼養せよ、まちねこ以外への餌やりは無責任、過料」とする、この条例を通すのであれば、まちねこの条件に満たない、まじめで純真な個人ボランティアの芽を摘むことになり、何千匹もの猫を餓死に追い込み、動物愛護法に抵触する可能性がある。また「無責任な餌やり禁止」とせず「置き餌禁止」と明記しなければ解釈でトラブルになる。人間だけの地球じゃないです</p>	女性	40歳代	その他

内容	性別	年齢	居住地
<p>リーフレット3ページ『野良猫に餌やりをしようとする方は、猫を自ら飼養いただかずか、又は、「まちねこ活動支援事業」に沿って、適切な管理の下で実施いただきますよう。○身近にいる動物に対し無責任な給餌（餌やり）をしたり、残飯ごみを放置したりしてはならないこと』を、『野良猫に餌やりをしようとする方は、適切な管理の下で実施いただきますよう。○身近にいる動物に対し、置き餌や残飯ごみを放置したりしてはならないこと』に修正してください。『勧告・命令○身近な動物に対し無責任な給餌をしたり、残飯ごみを放置することにより、周辺の生活環境が損なわれていると認められるとき』を『置き餌、残飯ごみを放置することにより、周辺の生活環境が損なわれていると認められるとき』に修正してください。理由＊ 京都市では、「まちねこ活動支援事業」でH22年から現在までに650匹の猫が不妊手術を施され「まちねこ」になったそうだが、同じ期間で民間のボランティア団体『　　』では、その10倍以上の猫に不妊手術が施された。これは民間ボランティアによって京都市の「まちねこ活動支援事業」が支えられているということである。これらの野良猫は、「まちねこ活動支援事業」の高度な条件に当てはまらず、自宅では飼えないの仕方なく地域猫として餌を与え管理されている。京都市には、まちねこに認定されない手術済の野良猫が数千匹いると推定される。「まちねこ以外に餌やりするなら自ら飼養せよ、まちねこ以外への餌やりは無責任、過料」とする、この条例を通すのであれば、まちねこの条件に満たない、まじめで純真な個人ボランティアの芽を摘むことになり、何千匹もの猫を飢死に追い込み、動物愛護法に抵触する可能性がある。また「無責任な餌やり禁止」とせず「置き餌禁止」と明記しなければ解釈でトラブルになる。私は高校生です。この条例は非常にショックです。命の重さは皆一緒です。猫だってお腹はすぐし苦しいと思うことが出来ます。同時に嬉しい、幸せ、と思うことが出来ます。フンは迷惑行為ではありません。生きているんだから排泄して当たり前なのです。「猫の排泄が人間には迷惑だから死んでくれ」なんてあまりにも都合がよすぎませんか？是非とも検討し直して下さいますよう、お願いします。</p>	女性	20歳未満	その他

内容	性別	年齢	居住地
○身近にいる動物に対し、置き餌や残飯ごみを放置したりしてはならないこと』に修正してください。『勧告・命令○身近な動物に対し無責任な給餌をしたり、残飯ごみを放置することにより、周辺の生活環境が損なわれていると認められるとき』を『置き餌、残飯ごみを放置することにより、周辺の生活環境が損なわれていると認められるとき』に修正してください。理由＊ 京都市では、「まちねこ活動支援事業」でH22年から現在までに650匹の猫が不妊手術を施され「まちねこ」になったそうだが、同じ期間で民間のボランティア団体『　　』では、その10倍以上の猫に不妊手術が施された。これは民間ボランティアによって京都市の「まちねこ活動支援事業」が支えられているということである。これらの野良猫は、「まちねこ活動支援事業」の高度な条件に当てはまらず、自宅では飼えないの仕方なく地域猫として餌を与え管理されている。京都市には、まちねこに認定されない手術済の野良猫が数千匹いると推定される。「まちねこ以外に餌やりするなら自ら飼養せよ、まちねこ以外への餌やりは無責任、過料」とする、この条例を通すのであれば、まちねこの条件に満たない、まじめで純真な個人ボランティアの芽を摘むことになり、何千匹もの猫を飢死に追い込み、動物愛護法に抵触する可能性がある。また「無責任な餌やり禁止」とせず「置き餌禁止」と明記しなければ解釈でトラブルになる。『　　』の取り組みが無駄にならないようお願いします。	女性	40歳代	京都府内(京都都市以外)

内容	性別	年齢	居住地
<p>(意見) 可能な限り猫を自ら飼養頂くか、又は出来る限りまちねこ活動支援事業に沿う</p> <p>(背景) 諸事情により自宅に連れ帰れない場合も多いことから「可能な限り」を挿入。又、町内会の同意を得ることが難しい場合も多いため「できる限り」を挿入。</p> <p>(意見) 無責任な給餌及び残飯ごみの放置について定義の設定</p> <p>(背景) 無責任な給餌及び残飯ごみの放置についても定義を設定することで、まちねこ活動及び適正な地域猫活動に取り組みやすくなる。定義は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 残飯ごみを3時間以上放置している。 b. 年齢や健康面で問題が無い猫に避妊・去勢を行っていない、又は行う努力をしていない。 c. トイレ設置や排泄物の掃除を行うなどの糞尿処理の努力を怠っている。 <p>(補足)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 糞尿被害については、生物の排泄の回数や場所を100%コントロールするのは不可能で、糞尿への苦情だけで給餌中止を条例化するのは人道的な見地から問題があるため努力義務が適当である。この問題については、繁殖制限+適正な飼育により野良猫の数を減らすことしか平和裏な解決策はない。そこで、以下のような行政の取組みを加えて提案する。 <ul style="list-style-type: none"> a. 避妊・去勢を行わずに給餌をしている人へ、施術するように説得する。 b. まちねこ活動支援事業の拡大に積極的に介入する。具体的には、野良猫の苦情が出た地域で、まちねこ活動が行われるよう行政側が話し合いの場を設けたり、会合に出席して活動の意義を伝えたりなど。 c. 糞尿被害の苦情のあった地域で、トイレを設置することを地域住民に働きかける。 2. 条例を制定することで、現在進行している市民活動自体が阻害されることを危惧する。まちねこ活動支援事業は画期的な取り組みで評価に値する。一方事業開始前から多くの個人が自己負担で避妊・去勢を行い適正な給餌（地域猫活動）を続けており、こういった市民活動が引取り数、ひいては猫の糞尿被害苦情件数の減少に貢献していることもゆるぎない事実である。野良猫を全て「まちねこ」にすることが理想だがまだ時間がかかるため、条例が「まちねこ」以外の給餌を全面的に中止するような内容であれば非常に取組みにくいものになる。また、給餌中止により餓死したりゴミをあさる猫が増え、大変不衛生な状態が起こることが考えられる。これでは京都動物愛護憲章で冒頭に謳われている「動物を思いやりましょう。」スローガンとは大きく乖離する。 	女性	50歳代	その他

内容	性別	年齢	居住地
「無責任なエサやりを禁止する」旨の記述がありますが、この「無責任なエサやり」の基準が明確に示されていないように思います。私の理解する限りでは、「まちネコ活動」として正式に認可されているか否かがその基準となっているのだろうと思いますが、現状、そのために町内会などの許諾を得ることは非常に難しい状況です。その一因としては、地域住民のまちネコ活動に関する認識不足がまず考えられます。こうした活動が、結果ネコ等動物に迷惑を受けている人たちの利益にもなるものだという事に関して十分に周知されていない面が大きいのです。また、こうした基準の不明確さは、きちんと不妊去勢手術をし、ネコを管理している地域猫活動家の方々があらぬ非難を受ける可能性が高くなることにつながります。特に、普段から動物に対しあまり良い感情を抱いていない方から見れば、すべてのエサやりが「無責任」であるようにしか見えません。正式な「まちネコ活動」として認められていないが、不妊去勢手術を行った野良猫に対して、エサやり、ごみの回収、周辺の掃除等管理して行っている人は多くいます。こうした状況下で、ただ一方的にエサやりが禁止された場合、それら良心をもってエサやりを行っている方々の活動が阻害され、また当然ながらそれまでエサを受けていたネコたちも非常に厳しい状況に陥ります。あるいはゴミ等をあさるようになるネコも現れるかもしれません。また、記述を読む限り、私には、問題があくまで都市美化の観点から語られ、糞尿被害の防止とエサやりがその中で全く同レベルの問題であるかのように併置されているように思われますが、こうした記述は「エサやり=町のためによくないこと」という認識を植え付ける可能性があります。無責任なエサやりの禁止については、飼い主のマナー向上問題・結果としての糞尿被害の減少とは別に、あくまで「動物にもすみよい」環境を実現する、という観点を中心として述べられるべきだと思います。以上から、今回のこのような条例を設けることが「人にも動物にもここちよい」まちづくりに本当に貢献するのかどうか、非常に疑問を抱きます。勿論、動物による迷惑の防止のためにある程度の規制は必要であると考えますが、それらが本当に「人にも動物にもここちよい」まちづくりにつながるために、まちネコ活動の強力な周知・推進、基準等の明確化、が必須であると思います。	男性	20歳未満	京都市左京区
町内会等の同意を得て、当番制で面倒を見る等（会費を集める）さくらカットをした後に、マイクロチップを首に入れる等、マイクロチップを入れた時に助成金がもらえる様にする協力動物病院の名前をチャント公表します。	女性	80歳代以上	その他

内容	性別	年齢	居住地
<p>のら猫にえさをやっている人はその猫がしいたげられず安心して生きていけるよう手助けしませんか？と呼びかけ生育にかかるにはそれなりの責任があることを時間をかけいろんな方法で啓発すればいいと思う。</p> <p>(避妊去勢手術をはじめ、トイレの設置、えさ置き場のそうじ等かかわり方のノウハウを書いたパンフレットなども)具体的にわかれれば行動につながりやすいし、ががんばって活動されてるようなので市はぜひ連携してほしい。苦情があるからといって取り締まるようなことではない。特に、町内会の承諾には動物の生死をその住人が決めるたぐいのことではなく、大変な違和感を覚える。又猫は放浪癖のある猫もいるため手術した時に、一部伸縮性のある首輪をつければ、その猫がいつ、どこで手術を受け、何という名か把握でき、できるだけ生命を奪うことなく、のら猫が安心してそこに住める社会につながると思う。</p>	女性	60歳代	京都市北区
<p>町内会等の同意を得て、当番制で面倒を見る等（会費を集める）さくらカットをした後に、マイクロチップを首に入れる等、マイクロチップを入れた時に助成金がもらえる様にする協力動物病院の名前をチャント公表します。</p>	女性	80歳代以上	その他
<p>猫のウン尿の苦情はH23年度669件からH25年度273件と減少しています。餌やりを禁止にしたところでウン尿の被害が減ることはなく逆にゴミをあさる。猫すみかの移動などで新たな苦情が増えると思われます。餌をやらずに餓死させて、猫の数を減らしウン尿の苦情を減らしたいのでしょうか？市民が自費で愛護病院で避妊去勢手術をしています。私が利用している病院では毎月200頭手術をしていますが、まちねこ制度は25年度210頭のみです。本気で猫を減らしたいのなら（子猫、殺処分）市民と協力し、まちねこ制度ではハードルが高く制度を使えない地域では愛護病院を紹介し通常よりは格安な代金で手術してもらうよう指導する、条例としては置きエサをしない。避妊去勢手術をするなどにとどめ、全国に恥じない自慢のできる人と動物が共生出来る京都になって欲しいです。エサやり禁止条例に強く反対します！！</p>	女性	40歳代	京都市伏見区

内容	性別	年齢	居住地
<p>上記条例案の内容を読ませていただきました。犬、猫等飼い主のマナーについての条例内容はもっともだと賛成します。しかし下記の内容については再度検討して頂くことを要望します。</p> <p>○市民の皆様にお願いすることの項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・野良猫に餌やりをしようとする方は、猫を自ら…について。自ら飼養、里親探し、まち猫としての必死の努力はしていますが、絶対数は無理な状況にあります。現実は多くの方が実費で手術を行い給餌をしています。(引き取り数の減も行政と同期間に一民間病院で行った手術数約一万匹余りの結果が大きく影響した数字です)このことは行政としても十分に把握されていると思います。表記の表現では、それ以外の野良猫には餌を与えてはならないとの解釈ということなのでしょうか?昨年の京都動物愛護憲章には「動物への思いやり、動物の命を尊ぶ心を子供たちに伝える」とあります。このことからすると、矛盾した制定内容に他なりません。表現方法を検討されることを要望します。 ・身近にいる動物に対して…について <p>動物愛護法の対象である猫と野生動物を同一視したイラストの削除をお願いします。そして無責任な餌やりをしてはならないことについては下記の表示を提案いたします。また必要な場所に提示する方向での検討をお願いします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、これ以上、野良猫が増えないようにご協力ください。 2、残飯、ごみを放置しないでください。 3、出来る限りトイレを設置し排泄物等の処理を行い、衛生面に留意してください。 (京都市) <p>私たち京都市民は良識ある方が90%を占めていると思います。皆、命に対して優しさを持っています。一部の無責任な方のため(これも優しさからの行為だと思います。上記1, 2, 3の項目を提示し、正しい指導を行はなければなりません。)一部の強烈な苦情に対して振り回されないでください。どうあることが正しいのかとの目標が大切です。私たちは野良猫の数を減らそうと頑張っています。野良猫にも命があります。子供たちに命の大切さ優しさを私たち大人が身近な環境の中で教えなければなりません。京都市は「まち猫」の素晴らしい旗を掲げてくださいました。理想的な状況を持って行くにはまだまだ遠い道のりかも知れませんが、大切なものを見失わず、一歩ずつ前進しいこうではありませんか。(27名の賛同)</p>	女性	70歳代	京都市北区

内容	性別	年齢	居住地
<p>上記条例案の内容を読ませていただきました。犬、猫等飼い主のマナーについての条例内容はもっともだと賛成します。しかし下記の内容については再度検討して頂くことを要望します。○市民の皆様にお願いすることの項・野良猫に餌やりをしようとする方は、猫を自ら…について。自ら飼養、里親探し、まち猫としての必死の努力はしていますが、絶対数は無理な状況にあります。現実は多くの方が実費で手術を行い給餌をしています。(引き取り数の減も行政と同期間に一民間病院で行った手術数約一万匹余りの結果が大きく影響した数字です)このことは行政としても十分に把握されていると思います。表記の表現では、それ以外の野良猫には餌を与えてはならないとの解釈ということなのでしょうか?昨年の京都動物愛護憲章には「動物への思いやり、動物の命を尊ぶ心を子供たちに伝える」とあります。このことからすると、矛盾した制定内容に他なりません。表現方法を検討されることを要望します。・身近にいる動物に対して…について動物愛護法の対象である猫と野生動物を同一視したイラストの削除をお願いします。そして無責任な餌やりをしてはならないことについては下記の表示を提案いたします。また必要な場所に提示する方向での検討をお願いします。1、これ以上、野良猫が増えないようにご協力ください。2、残飯、ごみを放置しないでください。3、出来る限りトイレを設置し排泄物等の処理を行い、衛生面に留意してください。(京都市)私たち京都市民は良識ある方が90%を占めていると思います。皆、命に対して優しさを持っています。一部の無責任な方のため(これも優しさからの行為だと思います。上記1、2、3の項目を提示し、正しい指導を行はなければなりません。)一部の強烈な苦情に対して振り回されないでください。どうあることが正しいのかとの目標が大切です。私たちは野良猫の数を減らそうと頑張っています。野良猫にも命があります。子供たちに命の大切さ優しさを私たち大人が身近な環境の中で教えなければなりません。京都市は「まち猫」の素晴らしい旗を掲げてくださいました。理想の状況を持って行くにはまだまだ遠い道のりかも知れませんが、大切なを見失わず、一歩ずつ前進しいこうではありませんか。(27名の賛同)(20名の賛同)</p>	女性	70歳代	京都市北区

内容	性別	年齢	居住地
<p>上記条例案の内容を読ませていただきました。犬、猫等飼い主のマナーについての条例内容はもっともだと賛成します。しかし下記の内容については再度検討して頂くことを要望します。○市民の皆様にお願いすることの項・野良猫に餌やりをしようとする方は、猫を自ら・・・について。自ら飼養、里親探し、まち猫活動方針に従い、必死の努力はしていますが、絶対数は無理な状況にあります。現実は多くの方が下記の理由で実費手術後、リリースし給餌をしています。「状況」まち猫活動方針に従い、自治会に協力を申し出るのですが、理解が無く拒否されることが多いこと。また行政の区単位での取り扱いも徹底されず頭数も制限され、お腹の大きい猫を前に、順番が待てず不妊去勢に走らざるを得ない場合等々状況はまちまちです。まち猫支援手術数 平成22年～平成24年までの手術数 650匹自費手術数 同上期間での手術数 約6000匹引き取り数の減は上記の数字で何が作用した結果であるかは、すでに把握されていることと思います。(上記下段の手術数は1ボランティア病院による数字です)</p> <p>「要望」・まち猫活動を市民新聞や、各自治会長へ強力な啓蒙活動を実施すること。・トラブルが発生した時点で行政としての方針を仲介し、説明して頂きたい。・まち猫活動方針基準の緩和、及び手術数の拡大。現時点での目標は、いかに野良猫数を減らしていくかにあります。昨年の京都動物愛護憲章には「動物への思いやり、動物の命を尊ぶ心を子供たちに伝える」とあります。この素敵なスローガンの下に、どうすれば目的に達することができるのか、野良猫にも命があることを念頭に私たち市民は行政と一緒に実践しなければなりません。常識的な言葉の羅列だけでは目的に達することは出来ません。実行しやすい方策の検討が必要です。○条例を実効性あるものとするための措置の項・身近にいる動物に対して・・・について無責任な餌やりをしてはならないことについては下記の取り決めを提案いたします。また必要な場所に提示する方向での検討をお願いします。(京都市または区名)1、これ以上、野良猫が増えないようにご協力ください。2、残飯、ごみを放置しないでください。3、出来る範囲でトイレを設置し排泄物等の処理を行い衛生面に留意して下さい。私たち京都市民は良識ある方が多くを占めていると思います。皆、命に対して優しさを持っています。一部の無責任な給餌(優しさからの行為だと思いますが正しい指導が必要です)また、一部の強烈な苦情に振り回されないでください。苦情だけでは減りません。私たちは野良猫の数を減らそうと頑張っています。野良猫にも命があります。子供たちに命の大切さ優しさを私たち大人が身近な環境の中で教えなければなりません。京都市は「まち猫」の素晴らしい旗を掲げてくださいました。理想の状況を持って行くには遠い道のりかも知れませんが大切なものを失わず、目的に向いより良い方策を立て前進のみです。 (6名の賛同)</p>	—	—	京都市 北区

内容	性別	年齢	居住地
<p>エサやり禁止条例の反対意見として</p> <p>○飼い主のいない“ネコ”に対するエサはOK ただのエサやりはNO</p> <p>○避妊去勢手術を受けさせる（エサをあたえるならあたりまえ）</p> <p>○エサをあたえる以上回りのそうじはどうぜんの事</p> <p>もっといろいろなルールを作り「エサ」やりのいやな人達に理解してもらうべきです</p>	女性	20歳代	京都市中京区
<p>人間が勝手にエサをやり増したネコをエサやり自信が勝手にネコをきらわれものにするなんておかしい話しです。だからといってエサをやらず一方的にネコが悪いのはダメです なぜなら“ネコ”に何の罪があるのですか エサをあたえられるから“エサ”をたべる すべてのネコが愛情を求めているのだと思います。だからこそもっときちんとしたルールを作り、そこから始めるべきだと思います</p>	女性	60歳代	京都市山科区

内容	性別	年齢	居住地
<p>条例案の内容を読ませていただきました。犬猫等飼い主のマナーについての条例内容はもっともだと賛成します。しかし、下記の内容については再度検討していただきことを要望します。○市民の皆様にお願いすることの項・野良猫に餌やりをしようとする方は、猫を自ら・・・について。 自ら飼養、里親探し、まちねこ活動方針に従い、必死の努力はしていますが、絶対数は無理な状況にあります。現実は多くの方が下記の理由で実費手術後、リリースし給餌をしています。 まちねこ活動方針に従い、自治会に協力を申し出るのですが、理解が無く拒否されることが多いこと。また、行政の区単位での取扱いも徹底されず、頭数も制限され、お腹の大きい猫を前に、順番が待てず不妊去勢に走らざるを得ない場合等々状況はまちまちです。 まちねこ支援手術数 平成22～平成24年までの手術数 650匹 自費手術数 同期間の手術数 約6000匹 引取数の減は上記の数字が何が作用した結果であるかは、すでに把握されていることと思います。（上記手術数は1ボランティア病院による数字です。）要望 まちねこ活動を市民新聞や各自治会長へ協力な啓蒙活動を実施すること。トラブルが発生した時点で行政としての方針を仲介し説明していただきたい。 まちねこ活動方針基準の緩和、及び手術数の拡大現時点での目標はいかに野良猫数を減らしていくかにあります。昨年の京都動物愛護憲章には「動物への思いやり、動物の命を尊ぶ心を子ども達に伝える」とあります。この素敵なスローガンの下に、どうすれば目的に達することができるのか、野良猫にも命があることを念頭に私達市民は行政と一体となり実践しなければなりません。常識的な言葉の羅列だけでは目的に達することはできません。実行しやすい方策の検討が必要です。○条例を実効性あるものとするための措置の項について・身近にいる動物に対して・・・について 無責任な餌やりをしてはならないことについては、下記の決めを提案いたします。また必要な場所に提示する方向での検討をお願いします。（京都市または区名）1 これ以上、野良猫が増えないように御協力ください。2 残飯、ごみを放置しないでください。3 できる範囲でトイレを設置し排泄物等の処理を行い衛生面に留意してください。私達京都市民は良識ある方が多くを占めていると思います。皆、命に対して優しさを持っています。一部の無責任な給餌（優しさからの行為だと思いますが、正しい指導が必要です。）また、一部の強烈な苦情に振り回されないでください。苦情だけでは減りません。私たちは野良猫の数を減らそうと頑張っています。野良猫にも命があります。子ども達に命の大切さ優しさを私達大人が身近な環境の中で教えなければなりません。京都市は「まちねこ」の素晴らしい旗を掲げてくださいました。理想の状況を持っていくには遠い道のりかもしれません、大切なものの見失わず目的に向かいより良い方策を立て前進のみです。</p>	女性	70歳代	京都市北区

内容	性別	年齢	居住地
条例案の修正を求めます。一部の声だけを取り上げた条例で野良猫を見殺しにすることはできません。現状の地域猫活動の趣旨である命を大切にすることに重視した内容とし餌やりのマナー（置きエサをしない、後片付けをする等）餌やりのマナーに対しての条例にすべきと考えます。	女性	50歳代	京都市左京区
”何よりも野良猫をなくすこと”には共感でき、ごもっともだと思いますが、無責任な餌やりと無責任でない餌やりの線引きは難しいと考えます。”無責任”とは、それぞれの価値観であり餌やりを区別する表現には適さないと思います。また、ご紹介いただいているまちねこ活動支援事業についても①から②へステップに進める活動団体がどれだけ存在するのでしょうか？どれも”出来たらいいな”という理想論に感じてしまいます。多くの苦情、問題が発生しており、解決の為に前向きな活動を展開されようというのは理解できますが、まだまだ基礎が出来ていないうちに、時期早々な条例は決して制定しないで下さい。宜しくお願ひ致します。	男性	40歳代	京都市北区
以後開催されるであろう行政側との説明会にて建設的な話し合いを以って一番良い方法を互いに模索していきたいです♪皆が納得できるハッピーナオチを付けたいですね。楽しみにします♪	—	40歳代	京都市内
猫好きの私としては、餌やり禁止条例は、ひどいと思います。が、無責任に餌だけをやり、かわいがる人もどうかと思います。今生きている猫をがしさせたくないで、マナーをもって、猫の世話をしていくようにしてはどうかなと思っています。	—	70歳代	京都府内（京都市以外）
のら猫のエサやりに反対します。無責任な給餌=町内会の同意を得ていないうるのはあまりにもハードルが高すぎます。置きエサをしない。あとかたづけをする。不妊去勢手術をするということから始めるべきだと思います。（ふん尿に係る苦情も減ってきてるので）まちねこ活動支援事業はまだ浅い活動です。10倍以上の手術をしているボランティアや愛護団体ともっと意見を出し合って決めていくべきです。京都市には何千頭もののら猫がいます。まちねこ活動支援事業だけでケアできますか？ハードルの高い支援事業です。その他ののら猫たちは（愛護動物）どうされるおつもりでしょうか？手術はしていいが、エサはやるなでは話になりません	女性	—	京都市伏見区
エサやり禁止条例に反対です。まちねこ事業のお陰で、処分数やフン害苦情が減っているのではありません。まちねこ事業の10倍もの猫を市民が自費で不妊去勢を行っている結果です。エサやりの方には年金生活されているお年寄りの方が多く、手術代は出せないと仰ります。そこで私などの個人ボランティアが餌やりを引き続きしていただくことを約束に手術代を出しています。条例が出来てしまうとエサやりの協力が得られなくなり不妊去勢手術が出来ずに、状況は悪化します。ゴミをあさったり、エサを求めてネコが移動し新たなトラブルを生みます。置きエサはしない、片づけをする、手術をするに変更すべきです。	女性	—	京都市伏見区

内容	性別	年齢	居住地
<p>京都市動物による迷惑の防止に関する条例について 犬のふんは、飼い主がついているのに、回収しないのを指導はすべきだと思う。 人間の勝手で捨てられた、野良猫を自費で手術し餌やりの後、きちんと片付けている人達も沢山います。そんな人に餌やり禁止、罰則をあたえるのはおかしいのではないか？餌をやる人がいないと猫たちは、生きていけないのです。生を全うさせてあげたいと願っています。 餌やる人は、不妊手術し、餌やりの後のかたづけ、入れ物の回収して、回りのふんの掃除するとして、この条例を変えてほしいのです。人間と動物が共生する世の中にしないと子供達の健やかな生長にもつながらないと思います。 条例には反対です。</p>	女性	60歳代	京都市西京区
<p>野良猫は自ら好んで成ったわけではない！家庭で生まれて捨てられた猫も多数居ます。 猫を捨てる者に対する罰則を厳しいものにして、取り締まりを強化すべきと思う。 又、無責任な餌やりとは、 ①餌やり後の後片付けをしない。 ②置き餌をする。 等の内容に限定して頂きたい。</p>	男性	60歳代	京都府内（京都市以外）
<p>条例について一つの案を聞いて下さい。 ちゃんと片付で周りの掃除もして猫の餌やりしている方を知っています。 市が世話をする方が申告したらボランティアえぶろんを上げて認めて上げたらどうでしょうか 東京で住んでいた時 ボランティアえぶろんの方が捨て猫の世話しているのを見かけました 自治会では賛否両論で了解を得るのは難しいと思いますので市の方で申告した人にボランティアえぶろんを上げて下さい 人と動物が共生出来る町作りをして上げて欲しいです 動物は人間の身勝手で捨てられています。どうかこの案を検討して頂けないでしょうか</p>	—	—	—

内容	性別	年齢	居住地
猫だけだけでなく、世話をする人間も登録制にして、世話をする猫の数も申請さえ、その代わり、行政から免許証を渡してほしい。避妊手術もきちんととしているのに、どなれたり水をぶっかけられた友人がいる。愛護法には、エサをやってはいけない、とは書かれていらない。ただし、手術をさせることはルールとして掲げられている。警察もこれは法律なのだから、これに違反する人からは、交通ルール違反でキップをきるのと同じように、その場で捕まえて罰金を払うようにしてほしい。まだまだ警察官が本気になっていない。近所のよくあるトラブルだとして、訴えても聞き流された人がたくさんいる。むやみにエサを与える人。家の前に入れものを置いてエサをやる（不特定多数の猫に）人。そういう人がいる限り、ノラ猫は減らない。今年4月に猫の収容センターができると聞いたが、見つけた子猫を持っていければいいが・・・。たとえ有料でも、飼えなくて心をいためている人は、持っていくと思う。	女性	50歳代	京都市中京区
食事をやり、そうじもやりとしている人がいます。そして、手術もしてと、ただ単にエサをやらないということだけではすまないと思います。	—	50歳代	京都市中京区

内容	性別	年齢	居住地
<p>(意見) 可能な限り猫を自ら飼養頂くか、又は出来る限りまちねこ活動支援事業に沿う</p> <p>(背景) 諸事情により自宅に連れ帰れない場合も多いことから「可能な限り」を挿入。又、町内会の同意を得ることが難しい場合も多いため「できる限り」を挿入。</p> <p>(意見) 無責任な給餌及び残飯ごみの放置について定義の設定</p> <p>(背景) 無責任な給餌及び残飯ごみの放置についても定義を設定することで、まちねこ活動及び適正な地域猫活動に取り組みやすくなる。定義は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 残飯ごみを3時間以上放置している。 b. 年齢や健康面で問題が無い猫に避妊・去勢を行っていない、又は行う努力をしていない。 c. トイレ設置や排泄物の掃除を行うなどの糞尿処理の努力を怠っている。 <p>(補足)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 糞尿被害については、生物の排泄の回数や場所を100%コントロールするのは不可能で、糞尿への苦情だけで給餌中止を条例化するのは人道的な見地から問題があるため努力義務が適当である。この問題については、繁殖制限+適正な飼育により野良猫の数を減らすことしか平和裏な解決策はない。そこで、以下のような行政の取組みを加えて提案する。 <ul style="list-style-type: none"> a. 避妊・去勢を行わずに給餌をしている人へ、施術するように説得する。 b. まちねこ活動支援事業の拡大に積極的に介入する。具体的には、野良猫の苦情が出た地域で、まちねこ活動が行われるよう行政側が話し合いの場を設けたり、会合に出席して活動の意義を伝えたりなど。 c. 糞尿被害の苦情のあった地域で、トイレを設置することを地域住民に働きかける。 2. 条例を制定することで、現在進行している市民活動自体が阻害されることを危惧する。まちねこ活動支援事業は画期的な取り組みで評価に値する。一方事業開始前から多くの個人が自己負担で避妊・去勢を行い適正な給餌（地域猫活動）を続けており、こういった市民活動が引取り数、ひいては猫の糞尿被害苦情件数の減少に貢献していることもゆるぎない事実である。野良猫を全て「まちねこ」にすることが理想だがまだ時間がかかるため、条例が「まちねこ」以外の給餌を全面的に中止するような内容であれば非常に取組みにくいものになる。また、給餌中止により餓死したりゴミをあさる猫が増え、大変不衛生な状態が起こることが考えられる。これでは京都動物愛護憲章で冒頭に謳われている「動物を思いやりましょう。」スローガンとは大きく乖離する。 	—	—	—

内容	性別	年齢	居住地
まちねこ制度の改善を先にすべきです。利用しにくい制度をいかにも素晴らしい実績とばかりに認識し、それ以外の個人の努力で行っている避妊去勢に対し真っ向否定するような条例には賛成できません。まずは、飼い主のある猫の差別化ができるように飼い主に対して室内飼育と首輪着用義務、避妊去勢の徹底をおこなうこと、そのために京都市が飼い主に犬猫の飼育に対する勉強会を行い、現行飼い主の意識改革を行うことが優先事項です！餌やりを禁止すれば数ヶ月待たずしてゴミあさりの子達が増え待ち美化の観点からも良い結果は生まれません。ボランティア市民を敵に回すのではなくともに支え合える関係をきづいていただきたいです。	女性	40歳代	京都市左京区
まちねこ活動支援事業に関して！②番の町内会の承諾書類を提出の件あり得ない。私の町は理解のない人が何人もいます。こう言う場合は野良猫はみな殺しますか？命の大切さは？この条例を作ろうとされている方、無責任すぎます。無知です。思いやりの心を持ちましょう。人にも動物にも	女性	20歳代	京都市西京区

内容	性別	年齢	居住地
今年の春、京都市と京都府の協働施設の愛護センターができますね。そして動物愛護勲章ができるなど、とても嬉しく思っていました。ところが今回の、京都市動物による迷惑の防止に関する条例を見て本当にがっかりしました。大まかには納得でき、賛成ですが、野良猫の件に関しては全く賛成できません。これは野良猫の餌やりをやめて餓死させて数を減らすというようにしか見えません。無責任な餌やりがたくさんいるのは知っていますし、糞尿被害でたくさん苦情があるだろうと私自身もそれに関しては許せないです。ですがこの条例ではまち猫事業に申請できないような、個人で責任あるTNRをしてその後の世話をしている方たちにとって非常に酷い条例ではないでしょうか。そもそもまちねこ事業も狭き門すぎませんか？実績はあるかもしれません、町内会の同意を得て個人でやっておられるかたの方がまだまだ少ないのではないでしょうか。私の知人の方は町内会の同意が得られずまちねこ事業は認められなかったとおっしゃっていました。その方はコツコツと毎月数回のTNRをされています。まちねこにできなかつたらそうするしかないのです。本来ならそういうバックアップを京都市はしなければいけないのではないか？条例を作る前にそういった人達がいる事を考えてください。実際無責任な餌やりをするのは、だいたいが老齢の方たちかと思います。そんな方たちはまちねこ事業やこういった条例ができることも知らないと思います。そもそも TNR という事が頭にないのです。餌さえやれば生きていけると。餌をやる事により栄養状態がよくなり子猫が生まれ育つ事、生きるという事は排泄もするという事など、それに伴い起きる事象が想像できないのです。そういった方達を先にどうにかしなければいけないではありませんか？こんな条例を作っても無責任な餌やりをする年寄りには届きません。届くのはそんな事とくに分かってます、な人達ばかりだと思いますが。こんな条例を出すだけではなく、適正な飼い方を年寄りに教えたり、まちねこ事業を広き門にしたり、野良猫に優しい街にしてください。これではせっかくの条例も制定されるだけで市民には何にも響きません。	女性	30歳代	京都市伏見区
野良猫の餌やり禁止条例反対。まちねこをふやす努力をすべき。	女性	30歳代	京都市山科区

内容	性別	年齢	居住地
犬猫が外を歩けないような町は人にも動物にも心地よいまちでは決してありません。持家の人がペット可の家に住んでいる人しか犬猫を飼えないようにしようというのはおかしい。まちねこ活動に入れなかつた猫は飢え死にさせようということでしょうか。まちねこ活動をするとき、町内会の賛同が無いと成りたたない。反対する人が一人でもいたら無理になってしまふ。河川敷や土手など公共の場できちんとそうじや世話ができるなら良いのではないか。「私有地内」と限定すると家持の人でないとまちねこ活動すらできない。外猫は町のストレスを緩和するのに大いに役立っていることに目をつぶらないでください。	女性	50歳代	京都市左京区
基本的には条例の趣旨に賛成します。ただ、ノラ猫に無責任な餌やりをする人もその動機は決して悪いものではないと思います。多くは無責任な餌やりが長期的に見てノラ猫の福祉に寄与しないことや近隣の住民に迷惑をかけている可能性を理解できていないだけだと思います。そのような方々には、制裁を科すよりも、ノラ猫に関する知識を得てもらったりや支援制度を理解をしていただくほうがよいのではないかでしょうか。制裁を設けることがやむを得ないにしても、段階的な適用がされるべきです。もう一点。これは新条例と間接的に関係する点になりますが、「まちねこ」の要件は少し厳しすぎる気がします（特に町内会の同意）。ノラ猫を減らすためには市だけの活動ではTNRにせよとても追いつかないのが現状だと思います。とすると、一般市民で猫好きな方を巻き込んで地域猫を増やしていくのが得策だと思うのですが、その場合「まちねこ」要件をもう少し緩和する必要があるのではないかと思います。以上です。最後になりましたが、平素より苦しむ動物を減らすために様々な取り組みをして下さっている市の職員の皆様のご尽力に感謝を申し上げます。	女性	30歳代	京都市東山区

内容	性別	年齢	居住地
1. 猫について、無責任なエサやり禁止は賛成だが、いまの状態だと、まちねこ活動に承認された団体しかエサやり活動ができなくなるのが問題。2. 個人ボランティアさんは、町内などで誤解によって孤立してする場合が多い。町内会で承認を取るのは不可能に近い。そのため条例の表面的なものを捉え、個人ボランティアがすでにTNRしているネコ達にエサやりをするなどを条例違反だと位置付けられてしまう恐れがある。3. 対策として、まちねこ活動を個人でも認証できるようにしてからでないと、エサやり禁止条例を設定しなければいけない。4. 一般的にまちねこ活動は9割の人が知らないと考えなければならない。責任あるエサやりなのか、無責任なエサやりなのかを、一般的な人が判断するのは不可能なため、市が責任ある、エサやりに対しては、その場で提示できるエサやり許可証を発行すべきである。これは個人ボランティアさんが優先に発行されるべきである。このままでは、個人で日陰となり、地域猫活動をしてきた方々をますます日陰に追いやり、まちねこ活動可能地域以外にいる野良猫を餓死させて頭数を減らせるという強引な条例だと誤解されかねない。コンセプトはとてもいい条例なのだから、まちねこ活動許可の仕組みの簡素化、さらに個人活動家が活動いやすい環境作りを最初に行ってからの施行でなければいけないと考えます。	女性	30歳代	京都市左京区
活動団体を作っても町内会の承認を得るのが一番難しいかと思います 活動団体を京都市が支援してくれ 町内会と一緒に理解してくれるよう頼んでくれる部署があれば良いのではないでしょうか 3人と言うのもネックになるかも 2人では 駄目なのでしょうか?	女性	60歳代	その他

内容	性別	年齢	居住地
<p>地域猫制度は素敵な制度だとおもいます。ただ地域猫制度には受け皿が必要ではないかなと感じました。協力者が他に募れなかった場合や餌やりさんの協力がえられない場合(高齢者などはその後の管理・維持が大変ではないでしょうか?)これらをクリアできても予約が多い場合、だいぶ待たされてしまいます。そしてその間にも猫はどんどん増えていきます。殺処分数は減少していき確かに地域猫制度の貢献は大きいと思います。けれどその他の要因としても飼育意識の向上やボランティアさんや個人でのTNR活動も反映されているのではないかと感じます。地域猫制度自体に受け皿が必要ではないかと感じる現状でTNR活動に対する質問にこの制度を持ってきての回答には疑問が残ります。猫を救っていた地域猫制度がこの条例により足枷にならないか心配です。野良猫を減らすためには一にも二にも三も四にも五にもTNRだと思います。他県のようにクーポン制をボランティアの方達と協力して導入はできないのでしょうか?人に迷惑をかけないのは勿論大事で飼い主さんにモラルが求められるのは当然です。手術もしない無責任な餌やりにも反対です。その上で飼い主がおらず餌をもらってきた猫たちはどうなるのか心配です。餌やりさんがますます隠れてご飯をあげ繁殖していく悪循環に陥るのではと懸念します。人に迷惑をかけない(そのためには多少の犠牲は仕方がない)となると本来の理念がかすれてしまいます。人も小さな命も共生できる街づくりを市民・行政・ボランティア・獣医師で一丸となって目指していきたいです。</p>	女性	30歳代	京都市右京区
<p>「京都市動物による迷惑行為防止条例(仮称)」の制定には反対です。「まちねこ活動支援事業」に沿って、適切な管理の下で実施いただきますよう」と書いてありますが、京都市全域で誰もがこの支援事業に参加されているわけではないと思います。餌やりでトラブルになる前に行政やボランティアからすみやかに支援の手が差し伸べられるほど支援事業が行き渡り充実しているのであれば、それでも「無責任な餌やり」を続ける人がいるのなら今回のような条例も必要になるかもしれません。しかしボランティアの数も不十分で支援事業が行き渡っていない現状でこのような条例を制定することは、餌をもらえずに飢えて苦しむ野良ネコを放置することになります。「無責任な餌やり」を減らすには、罰則を与えるのではなく、猫に対する愛情を理解し猫と同じ生き物として大切にする姿勢を示すことで信頼関係を築き、周囲に迷惑をかけない方法と一緒に考えていくことを目指すべきです。野良ネコに餌を与える人達も不幸なネコを減らしたいと望んでいるのです。罰則付きで野良猫への餌やりを制限しても野良ネコ問題は解決しません。このような条例を制定するよりも、まちねこ活動をもっと広めてボランティアを増やす方策を検討して下さい。</p>	女性	50歳代	その他

内容	性別	年齢	居住地
野良猫の餌やりは「まちねこ支援事業」に沿った活動以外の餌やりを禁止する条例の制定には反対します。「まちねこ支援事業」についてHPを読ませて頂きました。確かに大変良く考えられた内容だとは思いますが、餌やりをしている人は必ずしも3人でのグループの形成が出来るとは限りません。猫の世話をしながら悩んでいる方は、その殆どが単独で活動なさっていると思います。もし、その方達にグループの形成が出来ないしたら、益々隠れて餌やりをすることになり、問題の解決からは程遠いものになってしまうことが容易に想像できます。私は　として、地域の野良猫問題に取り組んでいますが、その解決に必要なのは、餌やりを禁止する事ではなく、避妊去勢手術を進め、マナーを守った餌やりをアドバイスすることです。禁止することで、マナーを守らない餌やりは決して無くなることはなく、夜中や明け方など、人の目が無い時間に隠れて餌やりをすることは確実です。また「餌やり禁止」という言葉が一人歩きして、野良猫の存在を迷惑だと感じている市民は単純に「餌やりは禁止！」という文言を縦に、さらに野良猫に餌を与える人たちへの批判をエスカレートしかねません。この条例の制定に頼ることなく、着実に地域猫活動を進めている、他の地方自治体（千代田区や練馬区など）の例を参考になさっていただきたいと思います。	女性	50歳代	京都府内（京都市以外）
これまで活動する人ごとにばらばらの基準・方法で行われてきた“地域猫活動”を、一律の基準・方法のもとで行われる「まちねこ活動支援事業」に集約することは、野良猫問題を解決するための近道になり、また情報収集の面でもメリットが多いと思います。ただ、「まちねこ活動支援事業」に参加する（認定される）基準が厳しくなりすぎてしまうと、活動人数の減少につながってしまうので、その点は十二分に考慮していただきたいです。しっかりとした基準を設けつつも、敷居を高くすることなく広く開かれた事業であってください。	女性	20歳代	その他

内容	性別	年齢	居住地
<p>野良ネコを去勢、避妊手術することで不幸な命を作らないことが心ある者として必要と思います。京都市の街猫制度はハードルが高く現実をみない理想論です。可哀想な子猫を作らないためには、私費を使って、オスなら5千円メスなら1万円で手術してくれる動物病院で手術をし、もとの場所に返しています。手術するには猫を捕まえなくてはなりません。その為の餌やりは不可欠です。なつかなければ捕まえられないし、捕獲ゲージも購入してもいますが、毎日同じ時間、同じ場所で餌をやってこそ、捕獲ゲージも使えるのです。なかには捕獲を目標とせずに、餌をやっている方もいるでしょうが、その努力は並大抵ではありません。お金を使い、用事があっても時間をやり繰りして、同じ時間、同じ場所で餌をやり続けることの大変さは、生きている物を大切にするという優しい思いなしでは続けられません。はじめは可哀想だけの思いの人も、きっと子猫が生まれる事態に遭遇すると、大変だけれども手術の必要を思われるでしょう。私も初めは自分のお金を使ってまでは、経済的に無理と思っていました。けれども長く世話を続けているうちに、生活を切りつめてでもなんとかしてやりたいと思い今日に至っています。20匹以上手術しています。今必要なのは、そんな心ある人への支援です。避妊手術に費用の援助をしてもらえれば、もっとたくさんの人が動いてくれると思います。ハードルの高い絵にかいた餅のような街猫・・・にはがっかりしています。もともとなかったと思えばそれも我慢できますが、私費を投じて、餌をやり、捕獲して手術している心ある人たちの脚をひっぱるような条例は京都市の恥です。もっと違う条例を考えるべきです。</p>	女性	50歳代	京都市西京区
<p>ある商店街には猫が10年前多数存在していたが、在勤者一人とボランティアの人との連携でTNRが行われ、現在は猫の数も減った。この場合、地域の人は関心がなく外の人間でありながら在勤しているため、現状を憂いた在勤者が協力者であるボランティア団体と連携したケースで、京都市のまちねこ活動で認められる3人を獲得することができないケースです。現在個人情報保護の観点からも地域の人といっても、誰が猫に関心を持ち、誰が活動をしているのかわからない状態。このとき頼るのはネットです。ネットでボランティア団体を近所にないか探すのですが、例?の場合も?も近所にはありませんでした。一人問題を抱えても、地域の壁は厚く協力する人を見つけるのは都会ほど無理です。しかし、猫は毎年2回出産をするので、対応は早くしないとすぐ増えてしまいます。一人で活動しなければならない人にやさしい条例として、3人設定をなくすべきです。このような人を餌やり禁止条例で排除するならば、いちはやく問題に気づいた人間をみすみす排除することで、問題の機会つみとりが遅れ問題が大きくなつてから気づくという悪循環になります。</p>	女性	30歳代	その他

内容	性別	年齢	居住地
「野良猫に餌をやろうとする人は自ら飼養するか、または 「まちねこ支援活動事業」に沿って、適切な管理の下に実施すること」 自ら飼養できれば一番いいのに決まっていますが いろんな事情（住居、家族の理解 アレルギー等）で皆が皆 飼養できる人ばかりではありません。またまち 猫支援活動事業はとても良い事業ですが 順番があつたりで条件をクリ アするのが難しい場合があります。エサだけを与えるだけの人は問題あります が 自費で手術を施し決まった場所で給餌、掃除 トイレ設置をして 適切に世話をしている人も多くいて そういう人たちのお陰で助かっている 猫嫌いな人もいますし、何より繁殖制限されていることで 引き取り数 処分数が減っていることは明らかで かなり貢献してもらっているわけ です、そういう人もひとくくりにして 違反とみなし、勧告 命令 過料 の対象になるのは絶対反対です。個人でも頑張ってくださっている方が今 後 手術もせず 給餌もしてもらえないなれば たちまち子猫が増え ひもじい思いをした猫はごみを荒らすことにもなります、何より 愛護動物 を餓死させることにもなります。それが本当の愛護でしょうか？それを 無視した条例など 意味がないと思います。	女性	50歳代	京都府内（京都市以外）
野良猫への無責任な 餌やりは反対ですが まちねこ事業に申請し認め てもらえた猫しか 餌を貰えないのは どうかと 思います。また 餌を もらえず 衰弱した 野良ネコや野良犬は ごみを漁ったりすると思う し 餌やりしてる人間も 隠れて 餌やりするようになるだけで 過料 や 罰則を設けても 良い結果は得られないと推測します。もう少し まちねこに 人間側が 登録しやすいように 3人以上を 一人でも適正 に野良猫への世話をしていたら ボランティア登録出来るなど ハード ルを下げ 市で 猫に関わっている人間の把握 また その人が関わっ てる 猫の数、状態など把握をされては いかがでしょうか	女性	40歳代	その他
「まちねこ活動支援事業」の概要を拝見いたしました。とても素晴らしい 事業だと思います。このような事業を推進してもなお、糞尿被害や迷惑行 為防止の条例を制定しなければならないのは、まちねこ活動を始めるには グループでないとだめ、地域住民の同意を自分たちで得なければならない 等と、ハードルが高いことが一番の要員だと思います。個人でも活動でき、 地域住民への説明を行政の方も一緒に行ってもらえると、もっと活動する 方が増え、殺処分を減らしつつ野良猫も減らせると思います。「まちねこ 活動支援事業」の告知の強化も必要だと思います。ボランティア頼りでは、 一向に状況は好転しないのでは。また、ルールを守らない人への罰則も 厳しくしても良いと思います。	女性	30歳代	その他

内容	性別	年齢	居住地
3人以上のグループで町内会の承認を得て…」というのが、なかなか難しいと思います。大抵の餌やりの方は1人で個人的にあげており、自分の楽しみだけで餌やりをされている方も多いので、そういう方がわざわざ承認を受けに行くとは少し考えにくく、一層隠れて餌をあげることに…。まずは、自治体からの承認を得られれば、猫に餌を今後もあげることができますよと告知の看板や公報を出し、餌やりさんに理解を得てもらうことが必要です。承認は1人からでも得られ、承認を受ける際には、餌やりに関する講習会を開き、自治体から許可を得た餌やりのカードか腕章をつけるようにすれば、地域の方々の餌やりへの理解も少しあるのではないかと思います。なぜ外猫がいるのか、根本を考えると、人間側に問題があります。誰かが、避妊去勢をしないまま飼い猫を外に捨ててしまう（飼育放棄）、悪質なペット業者が、増えすぎて売れなくなった猫を捨ててしまう等…。まずは、そういう悪質な人達への罰則や規制を更に監視・強化していくことが必要です。その上で、迷惑な餌やりをされている方（周囲に餌をばらまく、後片付けしない、フンをそのままにしておく等）を注意すればいいと思います。避妊去勢手術も、外猫に対しては料金を格安にする、八幡市のように補助金を出す等すれば、必ずボランティアでそれをしてくださる方が出でてきます。そうすれば、猫の数も自然に少なくなってくると思うので、苦情も減ると思います。要は、地域猫活動（まちねこ活動）をより一層展開していく。この活動は、個人でするには負担（避妊去勢手術代の負担・地域住民への理解をもらう等）が大きく、自治体が加わることで、より効果が発揮されます。実際に地域猫活動を成功させている自治体もあるので、講演に来て頂く、視察やアドバイスをもらうこともどうでしょうか。人間の手によって外に居なければならなくなってしまった猫たち。その猫たちと「共生」していくことを目指し、京都市が「おもいやりの街」として一層世界に誇れるような、そんな条例を策定してください。	女性	40歳代	京都府内（京都市以外）
この度の条例に制定への意見です。まず、京都市としてまちねこ支援事業が成功しているとて思っておりますか？未だに町から野良猫に対する苦情が有るのは、ある程度の実績だけをもって成功だと言っているようにおもいます。事業の内容は理解できるし良いものだと思いますが、絵に描いた餅の様に感じるのは私だけでしょうか？この事業に参加出来る個人のボランティアさんの条件緩和と如何にも役所のやり方のような多大な手続き、特に自治会の承諾なんぞは自治会のメンバーが猫嫌いなら取り合ってもらえない…その辺りの条件緩和から再度まちねこ支援事業の見直しをして頂いた上での条例作りをお願いしたい。そして、まちねこ支援事業から外れても頑張っている方々へのルール作りや支援をお願いしたい。観光都市京都の猫の住める景色の美しさに海外からの観光客へのアピールになると信じます。どうかよろしくお願ひします。	女性	50歳代	その他

内容	性別	年齢	居住地
<p>ねこ保護活動のボランティアに属しているものです。自分は餌やりをしていませんし、もし餌やりをしている人がいれば、避妊去勢を勧めます。そして野良猫が増えすぎないようにすることを第一に望んでいます。条例案によれば、餌やりをしたければ町内会の同意や3名の仲間など厳しい条件です。それができないからこそ餌やりをしている人が多くいるんです。野良猫が増えすぎない 環境を荒らさないなどの効果を狙ってこの条例の制定を考えられているのでしょうかが、このようなやり方ではますますいい加減な餌やりを助長するだけだと思います。もし、いいかげんな餌やりさんを減らしたいのであれば 餌やりの申請、登録制などを採用してはどうでしょうか?申請登録の条件として きちんとした餌やり、片づけ、トイレの設置を義務化するとともに、避妊・去勢手術の援助金を市が負担するようにすればネコの繁殖を防げるのではないか?</p>	女性	50歳代	その他
<p>条例制定自体は「賛成」ですが、詳細について意見させていただきます。 ?まちねこについて 私の住む自治体にも地域猫活動をしているところがあります。ただ、『地域住民（町内会）の同意を得て行う』事が、個人活動家にとっては非常にハードルが高く広がりが進まない状況にあります。無責任な餌やりはもちろん反対ですが、「餌は自分の敷地内に置き、片付け、トイレも設置する」など責任を持って活動している個人に対しては市がその地域の同意を得るバックアップをしますなどという内容を盛り込んでほしいと思います。</p> <p>?犬の散歩について 糞の始末をしないまま散歩する飼い主も多く、この点に関しては過料はあるべきだと思います。同時に、ノーリードの飼い主も多く見受けられます。これに関しても同様に過料すべきだと強く思います。</p> <p>?犬猫の移動に関して 外出する際は、リード着用もしくはキャリーケースにいれる事、それを怠った場合も過料にすべきだと考えます。散歩時もそうですが、例えば病院に行く際に抱っこで連れてくる方もいますし、車の中で運転席に座らせている人もいます。犬猫の危険防止、周りの方の危険防止の観点から、これらも加えてほしく思います。</p> <p>是非、全国に先立って、素晴らしい条例を作成いただきたく思っています。よろしくお願ひします。</p>	女性	30歳代	その他

内容	性別	年齢	居住地
<p>野良猫の排除（野良猫に餌を与えない）が適切な解決策ではなく、野良猫の生を適切に管理し不幸な猫をこれ以上増やさない方法を考えるべきだとおもいます。餌やりを禁止しても、必ず誰かはやります。そこにいる猫は、そこが住処だから、その場所から離れない、若しくは、行動範囲を広げる。条例が制定されると、猫好きは、隠れて餌をやるか、人に見つからないように置き餌をする。 猫嫌いの人は、ますます 猫が嫌いになる。それならば、地域猫として認め、避妊去勢をして、適切に管理したほうが、猫好きも猫嫌いもお互いのために（猫が将来的に減っていく）のではないのでしょうか？ただ京都市の地域猫の条件は、ハードルが高すぎるので、条件を緩和してはいかがでしょうか？一人からでも、自費で避妊去勢手術を行って、掃除もして、餌をやっている人に関しても 地域猫活動として認め、京都市もそのことを把握する。そこで苦情がくれば、京都市と餌をやる人、苦情を言った人三者で話し合い どうしたら良いかを相談すれば、いいいのではないでしょうか？もう一つ、京都市の動物病院での 野良猫の避妊去勢手術代が高すぎることも問題だとおもいます。野良猫をこれ以上増やさないために、手術は、してあげたいけれど、地域猫にするには、いろいろ難しいし、自分の生活でいっぱい、町医者には、連れていけないと言う思いの人も少なからずいるはずです。関東では、野良価格と言うのがあり、高くてもメス1万円 雄5000円 安ければ、助成金で、やってもらえるので、0円のところもあります。獣医師さんも協力してくださっているのかもしれません、それぐらい歩み寄っていただいてもいいのではないかと何時も思っています。行政の方も もっと現場に赴いて、話をきいてください。条例制定には、関係ないことですが、河原に「犬猫の糞は、飼い主が責任をもって持って帰りましょう」等の看板が設置されていますが、「犬猫の虐待は、犯罪です。100万円以下の罰金です。も作ってください」野良猫に犬を執拗にけしかけたり棒を持って振り回す人をみかけます。</p>	女性	50歳代	京都市左京区
<p>京都市のまちねこ制度は素晴らしい制度だとは思いますが、まちねこ制度がまだまだ地域全体に根づいていない、未だに野良猫達が地域に認めてもらえないのが現状です。そんな中で、地域住民に協力してもらうのはかなり難しいと思われます。野良猫達に関する苦情が多いとは思われますが、野良猫の餌やりを禁止する前にまずは一人でも多くの地域住民に協力してもらえるような地域作りが大切ではないでしょうか。避妊去勢の重要性を伝えるのはもちろん、ペットショップでの生態販売の制限、飼い主の教育、迷い子防止、まちねこ制度の素晴らしさを啓蒙活動し一人でも多くの人に知ってもらう事が大切です。ただ単に餌やりを禁止しても余計に野良猫達が不幸になるだけです。餌やりを禁止する前にやらなければいけない事がたくさんあると思います。私はこの条例に関して反対致します。</p>	—	—	—

内容	性別	年齢	居住地
まちねこ活動支援事業が頓挫しないように、充分に検討して頂きたいと思います。この事業が地域に浸透する方が先決だと思います。	男性	40歳代	その他
四月より制定が施行されるかもしれない餌やりの条例について、一言申し上げさせて頂きます。今回の条例が施行されると、今まで地道に努力してきた個人ボランティアの人間を窮地に陥し入れかねません。京都市では、猫の給餌をするならば、自分で飼うか、三人以上有志で地域猫として認められる活動以外は、無責任な餌やりとして罰則を課することもあるとしています。確かに餌やりだけをしている人もいますが、私もそうですが、長きにわたり、自費で捕獲し、避妊去勢手術をし、給餌をしている個人も多いことも事実です。京都市は三人以上の有志でのまちねこ活動を簡単に推奨していますが、現実毎日給餌し、自分のお金で、手術をする人間が直ぐに見つかると思っていらっしゃるのでしょうか？大多数の人は無関係の領域です。私も町内会などに働きかけています。しかし現実は何年も個人で全て自費でしております。今はそれでも仕方ないと思っています。今回罰則のある条例が施行されると、きちんと避妊去勢手術をして、一代限りの命として給餌している個人までもが、その流れを知らない近隣住民から、ますます追い詰められます。餌やりがいるから野良猫が増えたのではないです。手術をしないから、繁殖していったのです。京都市はまず、野良猫の多い地域に働きかけて地域住民に tnr 活動を PR すべきです。無責任な餌やりと誤解されて、個人ボランティアが給餌できなくなれば折角手術して一代限りの命を生きている猫が死んでいくだけです。市ではまちねこ活動の現実をどのように把握していらっしゃるのでしょうか？無料の手術は極端に少なくそれも順番待ちですそうなると子猫が生まれてしまします。待ってられません。見るに見かねて活動をしているのです。その現実をご理解頂き、長きにわたりコツコツと活動をしている個人を追い詰めないで下さい。ご検討頂けますようにお願い申し上げます。	女性	60歳代	京都市伏見区

内容	性別	年齢	居住地
<p>この度は条例制定のため、ご尽力お疲れ様です。迷惑防止条例の制定は喜ばしいことだと思います。ですが、私としてはいくつか問題点があるかと思います。</p> <p>?犬の糞尿被害を考慮して、排泄は自宅でさせる。それに対して市はしつけ方の啓発にも努めてくださるとのこと。ですが</p> <p>1飼い主としての意見としまして、犬自身が「散歩=外で排泄」という認識で長く過ごしているため排泄のしつけは厳しいかと思います。今時、排泄のしつけは本やインターネットで情報を得ることができます。そのため、飼い主としてはしつけを知っていてもそれが上手くいかずに諦めてしまうのです。そのため、啓発だけでは何の対策にもならないことを指摘させていただきます。また、小型犬、中型犬はなんとかなったとしても、大型犬の室内での排泄は難しいかと思います。排泄物の量が多いからです。大型犬を飼われている方は庭つきの一戸建てのところが多いでしょうが、そうでない家庭もあることを知ってください。最近ではマンションでも飼育が可能となっていますが、室内で排泄となれば反対する管理人の方も多いのではないかでしょうか。</p> <p>?まちねこ活動支援事業 3人以上(世帯の違う方)が活動団体として結成し、町内会に同意を得、猫の飼育方法などを決めるという流れですが、自身がまちねこ活動をしようにもその地域の方が協力してくださらないと活動ができませんよね。その辺はどうお考えですか。活動がしたくてもできずに、自己負担で野良猫の避妊去勢手術をして面倒を見ている方もいるのです。それなのに、野良猫に餌を与えるなというのですか。まちねこ活動として、地域猫の排泄も問題になってきますが、猫用のトイレを設置したとしてそこで必ず排泄するとは限りません。苦情もでると思います。以上の問題点から私は今回の迷惑防止条例の制定を反対します。私の挙げさせていただいた問題点を解決しなければ条例制定よ賛成は難しいと思います。もう一度条例内容を考えいただき、解決策を挙げた上で意見を募集し、条例制定に繋げてはいかがでしょうか。それとですね、意見募集の期間がたったの1ヶ月、しかも年の瀬から年始にかけてまでとはどういうおつもりですか。年の瀬となれば世間一般では忙しくこういった意見募集を見逃しやすいのです。そういう時期に募集するというのはつまり、反対意見を遠ざけるためですか。是非ご回答お願ひしたいところです。</p>	女性	20歳代	京都市西京区

内容	性別	年齢	居住地
<p>概ね、中身は良いと思いますが、『まちねこ活動支援事業』（この資料4ページ）に意見があります。?活動団体を作る。そして町内会等の同意を得る。となっていますが、猫がたくさんいるところの地区の住民じゃない方が、気づいて保護活動している人もいると思います。この場合は、なかなか町内会の同意を得ることが難しいと思います。まず、猫がいる町内の町内会を保護センターでまちねこ保護活動を説明して活動してもらうか、周辺で猫を世話する人を探しておき、コーディネートすることを実施したらもう少し増やすことができませんか？保護する以外にその場で、減らす活動を増やす動きを行政は、是非積極的に動いてほしい。</p>	男性	50歳代	京都市中京区
<p>「京都市動物による迷惑行為防止条例（仮称）」の制定に関してお願い。“野良猫に餌やりをしようとする方は、猫を自ら飼養いただくか、又は、「まちねこ活動支援事業」に沿って、適切な管理の下で実施いただきますようお願いします。”のような、まちねこ活動支援事業の中で取り組みがなされている野良猫だけしか餌やりしてはいけないと取れる表現を、実際の現場の実情に基づいた内容に、変更してください。野良猫のふん尿に係る苦情が数多く寄せられておりますが、この問題の解決策は、何よりも野良猫をなくすことです、と書かれていますが、野良猫をめぐる問題は、地域社会全体の問題であると考えます。「野良猫の排除」が最適な解決策ではなく、野良猫の生を適切に管理し、不幸な命をこれ以上「生み出さない」「増やさない」努力をするべきではないか、という考え方方が社会には広まりつつあり、多くの自治体と地域住民が各地域に見合った内容で実践し、確実に成果をあげています。人の動物の共生プラン、京都動物愛護憲章と掲げるのであれば、まずは軸足を人間側でなく、動物愛護精神に基づいた文章にすべきであり、動物愛護福祉に興味関心の無い方にも正確に伝えるには、不適切な文章です。どのような方が読まれても、正しく伝わりやすい表現、内容で無ければならないと思います。（案）野良猫に餌やりをしようとする方は、まちねこ活動支援事業に沿っていただくか、これ以上不幸な命を生み出さない増やさないために、避妊去勢手術の徹底をした上で、適切な管理の下で実施いただきますようお願いします。よって、上記のようにまちねこ活動支援事業以外の存在を盛り込んだ内容に変更していただければと思います。京都市はこれからもすべての生き物に対して優しい町であって欲しいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。</p>	女性	40歳代	京都市北区

内容	性別	年齢	居住地
3名以上の団体を作る。自治体の承諾を得る。というのは一般の方には非常にハードルが高く。TNR をした猫に対しても適用されるとなるとエサをやらないのではまちねことは言いません。エサをやらなければ人の敷地を荒らしたり更なる被害が増える事も考えられます。TNR はまだ一般的に周知されていないのでまちねこと野良猫と一緒にされてしまう事もあります。この辺りを区別し TNR を薦める事で野良猫の減少をしてもらいたいです。	女性	30歳代	その他
「野良猫に餌やりをしようとする方は、猫を自ら飼養いただとか、又は、「まちねこ活動支援事業」に沿って・・・」について「まちねこ活動支援事業に沿って」との記載がありますが、それを受けたための「一定のルール」というのが、実際には難しいです。まず、その地域に協力者が「3世帯」にいなければなりません。ワンルームマンションの多い地域も多く、地域の住民という意識が希薄な地域では、3世帯の協力を得るのは困難です。また、その地域に住んでいなければ、それだけでまた一つハードルが高くなってしまいます。理解者に恵まれた地域では機能しているようですが、そうでない地域で暮らす猫たちには、その猫たちには初めからこの支援を受ける可能性がありません。でも、そのままだと猫たちの数は増えるので、自費で不妊手術を行い、猫たちのお世話をなさっている方が殆どなのも事実です。また、まったく触れない子たちの不妊手術ができる獣医師に出逢うのは簡単なことではありません。ワクチン接種後を条件にしている獣医師すらおられます。不妊手術を受けさせるため捕獲をするのに、餌付けも必要です。保護活動を続けている方たちは、既に、手一杯の状態であり、すべての子たちを保護して自宅で飼養するのには限りがありますが、無責任な餌やりにならないためにも、終生、体調管理も含めてお世話をするために頑張っておられます。引取り頭数が減ったのは、そんなボランティアの方たちの尽力や、殺処分をゼロを目指す「」の活動によるものも大きく、「まちねこ活動支援事業」だけによるものではないと思います。もともとは人間の手によって外に放置されねんたりした猫たちです。餌やりとお世話によってその命を守るのもまた人間がすることだと考えます。積極的に関わってくださっていることで、体調の管理もできます。置き餌をしないこと、餌やりの後片付けをすのは当然守られるべきマナーだと思います。議員の方たちには、被害に対して新たな条例の制定を求めるのではなく、その問題を解決するためにも、お住いの地域に住む猫たちが支援を受られるように、協力者のお一人になって積極的に関わっていただければと思います。実際に関わっていただくことで、より良い対策にもつながる可能性があるかと存じます。どうぞよろしくお願ひいたします。	女性	50歳代	京都市上京区

内容	性別	年齢	居住地
「市民の皆様にお願いすること」の内容を下記の下線のように変更してください。野良猫に餌やりをする方は、猫を自ら飼養いただくか、又はその猫たちを保護の上避妊去勢手術をし、適正な給餌と糞尿処理をするよう努めること。そのまま放置しておけば餓死に直面している野良猫を見るに見かねて餌やりしている善意の人たちを、「まちねこ活動支援事業」①のように、2-3名以上で活動団体を作れとか、町内会の同意を得ろ、とか実行が非常に難しい条件を課して、結果的にそれ以外の餌やりを断念させ、野良猫たちを餓死に追いやる様な条例は、京都市の「人にも動物にも心地よいまち」の精神から遊離したものになってしまいます。野良猫は、身近にいる動物として例示してあるカラス、タヌキ、猿とは違い、初めから自然界に住んでいたのではなく、かつては人間に飼われていた動物であり、それが人間のエゴで捨てられた物です。人間との共生を言うならば、そのような野良猫を飼養してくれる人を探すとか、それが出来ないのでしたら、せめてこれ以上繁殖しないように避妊去勢手術の上その地域へ戻して余生を過ごすことくらいは認めるのが人間の義務であり、それを側面から援助することを行政に求めたいと思います。	男性	70歳代	京都府内（京都市以外）

内容	性別	年齢	居住地
<p>野良猫への対応に係る条文について意見を述べます。この内容のまま条例が可決され来年度からすぐ施行されれば、まず野良猫による迷惑行為・ブン害が急増する時期を経て、最終的に野良猫の大量餓死に至るだろうと思います。自費で野良猫の不妊去勢手術を行ってきたボランティア団体がすべて京都市の「まちねこ事業」でその活動を認められれば良いのですが、承認のための条件・審査が厳しすぎます。野良猫が非常に多くトラブルが絶えない地域ほど、町内全員から「まちねこ事業」の参加への同意を得ることは難しいです。（そもそも、「まちねこ事業」そのものに猛反対、絶対に認めないとする方もおられます。）常識あるボランティア団体は、野良猫をこれ以上増やさないために活動しておられます。「まちねこ事業」を通しての手術件数よりも、ボランティア団体の負担による手術件数のほうが圧倒的に多いのが現状です。また、餌付けについても、置き餌ではなく決まった場所で餌を与えてその後余った餌を持ち帰っておられます。これは「無責任な給餌」ではありません。ボランティアの方々は、「愛玩動物なのに、人間の勝手で家庭に居られなかった野良猫が、せめてその地域で命を全うできるように」と、率先して責任を負っているのです。もし来年度すぐに条例が施行され、未承認のボランティア団体が野良猫の不妊去勢手術と餌やりを止めてしまうと、まず、不妊去勢されていない野良猫がどんどん増えていくと予想されます。「まちねこ事業」を通しての手術のペースをこれまでの数十倍速くしないと、猫の増殖ペースに手術が追いつきません。そこまで急激に手術の取り組みを増やせるでしょうか。そして、増えた野良猫が餌と休息場所を求めて民家に忍び込み、結果として野良猫の迷惑行為件数の増加が予想されます。この条例案では、野良猫の「害」を抑制することは不可能です。むしろ逆効果になりかねません。見通しが甘いのではないかと思います。</p>	女性	20歳代	京都市西京区

内容	性別	年齢	居住地
<p>反対理由その2) また、京都市が実施している「まちねこ事業」に沿って行う餌やりは「無責任な餌やり」には該当しないとしています。「まちねこ事業」に沿った餌やりとは3人以上のグループで町内会の承認を得て行政の審査も通過することが必要とされるそうです。ノラ猫の現場にかかわってきた経験からすると、餌をあげている人たちに3人以上のグループを作らせるのは困難な場合の方が圧倒的に多いです。また町内会や行政の審査となれば尚更です。これでは餌やり一律禁止とほとんど変わりないといえます。餌やりの禁止は餌やりさんの潜伏化を図るだけで、問題の解決にはつながりません。現場に行き、孤立している餌やりさんにTNRを説得する場合、ご飯もらえない死んじゃうからね。ご飯はあげてね!その代り不妊手術しましうね!不妊手術すれば、これから安心してご飯あげられるでしょう!とお話ししています。餌やりの禁止をもたらす条例は、TNR活動を著しく阻害するものといえます。(反対理由その3) 東京都荒川区で同じような条例の制定が話題になった時、餌やり行為自体が犯罪であるかのような間違った情報が流布されました。荒川区条例の及ばない埼玉でも餌やりは犯罪だと言い出す人が続出しました。京都市でこのような条例ができれば京都市だけの問題ではなく全国に悪影響が及ぶものと考えます。</p>	女性	20歳代	—

内容	性別	年齢	居住地
<p>京都のように世界的にもメジャーな街が、動物行政に力を入れてくださることに、まずは御礼申し上げます。その上で、この条例制定が後に及ぼす影響の大きさを重くとらえ、世界に誇れる条例を策定し、国内外への模範となることを強く望みます。さて、条例骨子と「まちねこ活動支援事業について」を拝見し、気になった点があります。まず、条例制定以前に TNR（野良猫を捕獲し、避妊・去勢手術をし、元の場所に戻す）された猫はどうなるのかということ。今までボランティアとして活動してきた人との関係性はどうなるのかということです。京都で活動している人からは、「まち猫の認定を受けるのは難しい」との声が上がっていると聞きます。従来より私費で活動を続けてきた人々と、うまく協働していただきたいと思いますし、彼らが TNR した猫たちも、制度にのっとって TNR された子同様に扱われることを願います。次に「無責任な給餌」という言葉をもう少し明瞭にしてほしいと思います。野良猫に餌を与えること自体は、動物愛護の観点からも一概に断ぜられるものではありません。問題は、併記されている内容（餌をやる場所や、食後の清掃等）にあると考えます。現在の文章では餌をやること自体を躊躇することとなり、野良猫がゴミを荒らすなどのトラブル発生への危惧、野良猫の飢餓が懸念されます。よって、給餌 자체は推奨こそすれ中断させてはいけないと思いますので、「無責任な給餌」という便利な言葉で終わらせず、もう一考顧いたいです。そして趣旨としては、餌の置去りや後片付けをしないなどのマナー違反を断罪していただきたいと思います。野良猫に餌やりをする→飼養というようなことが書かれていますが、野良猫の場合、所有権が明瞭でなく、なかなか難しい部分があります。完全室内飼いの推奨、マイクロチップ等による所有権表示の推奨といったことを、まずは啓蒙的に前面に出し、その上で野良猫を地域で守ろうという流れを示し、TNR された地域猫という存在を確立してほしいと思います。</p>	女性	40歳代	その他

内容	性別	年齢	居住地
まちねこ活動支援事業について一定の評価はしておりますが、条件が厳しく、現状に合っているとは思えません。従って、この事業のみをもって、現在、各ボランティア団体および個人によって適切に避妊去勢手術、病傷ネコの保護、餌やりをされている数多くのネコたちを救うことはできません。ましてや、そのようなボランティア活動を行う人々を罰し、数多くのネコたちを見殺しにする、全くもって理不尽な条例の制定を認めることは到底できません。現在の条例案には断固反対します。身勝手な動物の遺棄、不妊手術や残飯の処理等を行わない無責任な餌やりは、もちろん許されません。しかし、ボランティアの懸命な活動を踏みにじるようにその活動地域にネコを遺棄することを禁じること、無責任な自家繁殖による多頭飼育や、自宅敷地内等で多数のネコに餌やりのみを行い野良猫の増加を助長し、周辺住民と騒音や糞尿、悪臭被害についてトラブルを起こしている事案に対する行政指導こそが必要であります。条例の制定に際しては、労を惜しまず議論をつくしていただきたいと思います。	女性	40歳代	京都市左京区
まちねこ活動支援事業について一定の評価はしておりますが、条件が厳しく、現状に合っているとは思えません。従って、この事業のみをもって、現在、各ボランティア団体および個人によって適切に避妊去勢手術、病傷ネコの保護、餌やりをされている数多くのネコたちを救うことはできません。ましてや、そのようなボランティア活動を行う人々を罰し、数多くのネコたちを見殺しにする、全くもって理不尽な条例の制定を認めることは到底できません。現在の条例案には断固反対します。身勝手な動物の遺棄、不妊手術や残飯の処理等を行わない無責任な餌やりは、もちろん許されません。しかし、ボランティアの懸命な活動を踏みにじるようにその活動地域にネコを遺棄することを禁じること、無責任な自家繁殖による多頭飼育や、自宅敷地内等で多数のネコに餌やりのみを行い野良猫の増加を助長し、周辺住民と騒音や糞尿、悪臭被害についてトラブルを起こしている事案に対する行政指導こそが必要であります。条例の制定に際しては、労を惜しまず議論をつくしていただきたいと思います。	女性	40歳代	京都市左京区

内容	性別	年齢	居住地
<p>1. 条例名が悪い。これでは『京都動物愛護憲章』の一部のみの条例であつて、動物愛護憲章の実現を目指す条例と成っていない。条例名から想定される事は、猫へのエサやり禁止と犬の糞の放置のみ規制する内容と思われる『京都動物愛護条例』とか『人と動物が共生できるうるおいのある豊かな社会を目指す条例』を提案する。</p> <p>2. 条例の内容が良くない。上記と関連するが、内容が『人が動物を通じて・・・』の考え方のみで、動物愛護の理念の実現には成らない。つまり、憲章を実現するつもりの条例ではなく、単なる迷惑防止という内容はお粗末の何物でもない。憲章の他の三点について消極的内容と思われる。これでは単なる題目の条例にしか無い。</p> <p>3.マイクロチップについて。マイクロチップの挿入は努める事とせずに「行う」と改めてほしい。無責任な飼い主が多過ぎる。これが『京都動物愛護憲章』の理念からはずれ数々の問題を起こしている現状です。</p> <p>4.まちねこ活動支援事情について。町内会等の同意を得る。とあるが、町内会が同意を示さ無い場合、この事業は出来ない。今現状自費で避妊去勢を行い、排泄物の処理を行っているグループがあるが、もし、町内会の同意を得られなければ、放置放棄する事となる。それはごみを荒らすし、餓死にも繋がる。動物愛護の精神から外れる何の為の条例か？本末転倒である。故に、活動団体の申し出があった場合、必ず認めるとしなければならない。行政の後押しが必要である。内容を再検討されたい。また、活動団体は3名以上とあるが、3名集まらない場合もある。時間の都合がつかず、一人でやっている方もいる。管理方法についても、私有地とあるが、これは安易に実現可能な事かお尋ねしたい。猫の生態を考えていないのでは無いか？このまちねこ活動支援事業は実態とかけ離れているのでこの通り行えない。市と府の所有地（児童公園等）を場所等に提供すべきと思われる。この事業は、市民に多くをやらせているが、もっと市と府も協力すべきではないだろうか？最後に意見募集期間が一ヶ月というのは短い。まるで、意見を聞きたくないから、早急に済ませたいとの意図を感じる。行政の狡さを感じた。</p>	男性	40歳代	京都市下京区

内容	性別	年齢	居住地
<p>まちねこ活動支援事業について（条例）一見すると、内容良く思えるが、現実とそぐわない点があると思います。町内会の同意はなかなか得られるものではありませんし、猫を保護して手術をしようと思っても順番待ちが長かったり、された後耳カットされてはいないので、結局わからなくなったり・・・現場で困った点についてあまりご存知ないのでは・・・？と思います。皆さん、自費であるいはカンパで負担をされて、保護して人間の勝手で捨てられた猫達の小さな命を無責任な飼い方で増えた小さな命を細々と守っていらっしゃいます。ゴハンを与えず、手術も遅く、できなくなれば、人間の出したゴミをあさったり、野良の猫ももっと増え、地域の皆さんに迷惑がられると思います。もっと現実を知ってほしいですし、柔軟な対応案を考えてほしいと思います。よろしくお願ひします。</p>	女性	50歳代	京都市西京区
<p>(1) 猫については条例ではなく京都市自ら効果を公言している「まちねこ活動」をさらに進めることを希望します。京都市はホームページでまちねこ活動の利点として、下記のように「ウン尿の被害やエサの食い散らかしがなくなった」など報告しています。問題点として不妊手術件数が伸びないことを挙げています。効果と問題点がはっきりしているのですから、効果がある「まちねこ活動」を問題点を改良する形で伸ばしていくべきです。はっきりしているのは不妊手術の規模拡大です。ここまで問題点がわかつていながら、様々な法と齟齬、違反してしまうような条例を制定するのは大変な誤りだからです。ホームページでも不妊手術数については「今後、検討を重ね改善していきたい」と書いています。今すべきことは、まちねこ活動拡大と不妊手術拡大です。京都市のホームページから抜粋 京都市「まちねこ活動」の今・</p> <p>http://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000118370.html まちねこ活動地域数 京都市内で「まちねこ活動地域」として認定している地域は、平成23年度末で46地域です。現在も、新たにまちねこ活動を始めたいという相談が寄せられています。まちねこ手術実施数 平成23年度末までに実施した手術数は223頭です。内訳はオスが93頭、メスが130頭です。まちねこ活動での利点、良かった点 まちねこ活動地域にお聞きしたところ、「新たに野良猫が増えなくなった。」「ウン尿の被害やエサの食い散らかしがなくなった。」「地域のコミュニケーションが円滑になった。」などの声を聞くことができました。また、取り組み始めたグループさんからも同じように「変化」を実感した声も聞きます。活動について地域で意見が分かれて大変なところもあるようですが、うまく進めていただいている地域もあります。長期的には、地域での野良猫に関する苦情件数が減り、家庭動物相談所への野良猫の子猫の引取り件数、殺処分数が減っていくことが理想です。問題点、課題点 活動地域も順調に増えていっており、拡大傾向の事業です。その分、手術の順番がなかなか各地域</p>	女性	—	—

内容	性別	年齢	居住地
<p>にまわってこず、長期間お待ちいただくことが多くなっています。理由としては、相手は野良猫なので手術日までに猫が保護できなかつたり、予定より保護できた猫の数が少なくなったり、保護した猫がすでに手術済であつたりして、順調に手術件数が増えないということがあります。また、家庭動物相談所の他業務との兼ね合いもあり、一日に実施できる手術件数にも限りがあります。今後、検討を重ね改善していきたいと考えています。まちねこ活動地域の方々には、ご理解とご協力を願いいたします。(2) 猫へのやりについては動物護憲章だけで十分です。</p> <p>http://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/cmsfiles/contents/0000175/175684/kensyou.pdf 市民憲章とは市民同士の合意や願いといえます。京都動物愛護憲章には「周りに迷惑がかかるような動物への餌やりは行いません。」と書いてあります。ほかには「猫は、室内で飼います。」とあります。猫は室内で飼うというのは、猫に係留の義務を規定している法律がないため、これを条例化することは不可能です。同じように迷惑というのがどの程度なのか不明瞭なのにもかかわらず餌やりを禁じるというのを条例化することも不可能です。しかしある程度イメージできる事がらであり、市民全体が願う地域像であれば「憲章」にするのは問題が少ないと思います。ただし、条例となると当然「違反」という概念も出てきます。そこへ命令や過料等の処罰が加わるのは、非常に問題です。室内飼いの法律がない現在、飼い主がいるかもしれない猫を家に連れていかせる等、市民に窃盗罪などに陥れることもあり言語道断です。条例はあらゆる法律に引っ掛からないように制定されるべきです。猫のことを条例化するのは不可能だと思います。これらのことから条例案から猫についてはすべて白紙とすべきで、まちねこ不妊手術拡大(まちねこ以外にも)、憲章の普及の3点セットで目的をかなえてください。</p>			
<p>今回京都市として「動物による迷惑の防止に関する条例」(野良猫のエサやり禁止条例)を制定しようとしているとの事ですが、京都市は京都動物愛護憲章を掲げているのであれば、先ず、「まちねこ活動支援事業」をもつともっと世に広めるべきであって条例を実効性のあるものとする為の措置として指導、勧告、命令、過料等は到底、賛同できません。無責任に今有る動物達の命を消してしまします様な条例を制定する事は理解出来ません。今、必要なのは「まちねこ活動支援事業」を推進、広報して頂きたいです。心よりお願い致します。</p>	女性	40歳代	京都市山科区

内容	性別	年齢	居住地
京都市の動物による迷惑の防止に関する条例については理解出来ますがまだ問題点が多いのではないでしようか？制定するにはもっと多方面から見直す必要が有ると思います。長年、自費でのら猫の保護避妊、去勢手術等をしている者ですが京都市のまちねこ活動支援事業に関しては、活動団体を作る。町内会等の同意を得るなど、ハードルが高すぎるし手術後の判別は耳の中に入れ墨など全く分からなくて、耳カットの方が目立つので人にも猫にも捕獲の負担がへるなど見直し点は多く有ると思います。保護活動をしている人や愛護病院などの意見などもっと考慮するべきだと思います。今の内容では制定に反対します。	女性	70歳代	京都市左京区
「この条例に反対します。」自宅で猫を飼うには数の限界があり、町ねこにするには猫の行動範囲の人達の許しを求められますが、好き嫌いの問題で全員の許しを得る事はむづかしいです。許しを取らなければ抹殺されるとは命の大切さをどのように考えているのか。野良猫を増やさない様避妊手術しているのに弱い者いじめです。尊い命を守って行くために町ねこ対策のえん助を行政が手伝って下さい。お願いします。	女性	60歳代	京都市西京区
まちねこ登録をしたいと思っておりますが、近所の皆様からサインを戴けなかった為、できておりません。しかし、避妊去勢は勿論のこと、糞尿の始末やエサをやった後の片付け、そうじ等きちんとしております。私達がそのように活動（お世話）をお蔭で猫達はゴミ箱も漁らず交通事故も合わせず不幸な子猫達が繁殖することもありません。まちねこ登録できていない猫達にエサをやってはいけないという条令がもし通れば、直ちにごみ箱は荒らされ、病気の猫がうろつき不幸な猫が繁殖すると思います。猫が嫌いな住民の方々もいらっしゃいますし、関わりたくない方々もいらっしゃいます。しかし、私達がそのような活動をしていることに感謝しています。ありがとうございます。登録できていない猫にエサをやってはいけないという条令は撤回して頂きたいと思っています。	女性	30歳代	京都市南区

内容	性別	年齢	居住地
<p>京都市が率先してまちねこ活動を推進し成果を上げてきていることは知っています。しかし、まちねこ活動は様々な手続き・段階を踏んでようやく順番が回ってきても、手術の頭数制限もあります。更には、自分が住む町内以外で活動をするとなると住民の方への説得も容易ではなく、活動自体立ち上げることがとても困難です。(以前、区役所に相談に行きましたが難しいと一蹴されてしまいました。)そんな中、まちねこ以外の野良猫へのえさやりを一概に禁止するというのはとても理にかなっているとは思えません。まちねこ登録待ちの猫もいれば、怪我や病気ましてや飢えで今日を生きられるか分からぬ状態の猫もいます。そのような様子を目の当たりにして、見て見ぬ振りをするのは、動物愛護の観点から見ても間違っているし、人道に外れているのではないでしょうか。また、京都市はまちねこ活動によって野良猫の殺処分数が減少しそれに比例して糞尿被害の苦情も減少したと結論づけた結果、このような条例案を出されたのかと思いますが、現実は個人でTNR活動をされている方が多数おられます。現に、平成25年に210頭の不妊去勢手術をまちねこ活動で行ったとあります、京都・衣笠で有志が行っておられる””では3日間で200頭以上の不妊去勢手術を行っておられます。こうした事実をふまえると、えさやりを含む個人活動をないがしろにするような条例は見直す余地があると思います。まちねこ活動は理想的でもっと浸透させていきたい事業には違いありません。ですが野良猫をまちねこにしていく為にも、えさやりをしない=野良猫被害を生まないという誤解を現状を知らない市民に与えかねない条例文は好ましくありません。京都市民として、世界に誇れる美しい都市である京都は動物にも優しい都市であることを願います。</p>	女性	30歳代	京都市左京区
<p>私はまち猫活動は大変素晴らしいと思いますが 活動グループを作り自治会の同意を得てから役所に届けていたら 間に合わないから個人で迅速に動いてるのに… 確かに無責任な餌やりは腹がたつけど 個人でするんだったら 飼うか過料をとる条例を制定してしまうと解釈の相違で真面目に取り組んでいる人の阻害になる。迷惑餌やりはグループを作っている人と自治会と行政で指導という形で対応すべき。条例制定は時代に逆行している。過料をとるのは 飼い主がいるのに糞尿の始末をしない人や 不適切な飼い方をしているブリーダーやペットショップからとるべき。</p>	女性	30歳代	京都府内(京都市以外)

内容	性別	年齢	居住地
無責任な餌やり=『まちねこ』に参加しない餌やりと定義されているようですが、地域で『まちねこ』の活動団体を作る敷居が高すぎると思います。今までの『まちねこ』で、処分数、苦情が減少しているのは、餌を与えていた人と地域の方とのコミュニケーションが元から円滑な地域での実績だと思います。今後、無責任な餌やりとして問題になるのは、地域の方と円滑なコミュニケーションをとる事が難しい人が餌やりをしている場合でしょう。そういうタイプの方が他人と組んで活動団体を作るのは、とてもとても困難だと思います。条例で禁止ではなく、ケースバイケースで対応していくしか解決出来ないのではないかと思います。条例がかえって問題を複雑にする可能性の方が高いと思います。猫はこの人がご飯をくれる、ここにはご飯があると知ったら、あきらめません。人間には変えることが出来ないネコ科の動物の習性です。避妊去勢しないと殖えるのも動物なら当然のことです。私も、去勢した外猫2匹に自宅の庭でご飯を与えます。幸いにも、ご私も近所の方も猫好きな方が多く、私と同様に庭でご飯を与えていた方もいます。私がご飯を与えていた外猫2匹はうちの猫だと、ご近所の方に紹介しています。今のところトラブルはありません。	女性	40歳代	京都市左京区
今回の条例の制定に反対します。【理由】今回の条例の目的は理解しています。適切な飼養による街の環境美化は、大切なことと理解はしています。ただ、「まちねこ活動」での餌やりは可、それ以外は排除・禁止という主旨に問題があると考えます。実際に地域住民で3人以上のグループをつくり、町内会などの理解を得るということは、ハードルが高く、それ以外の人にとっては、かえってこっそりと餌やりを続けることになるのではないかでしょうか。トイレや避妊・去勢などまでの世話を表立ってしにくくなる分、環境は劣化するとも考えられます。行政への苦情が減るとは思われません。餌やりをする人の啓蒙は重要なことですが、やりかたを、まちねこ活動という、ほとんどの市民にはハードルの高い枠に一気に限定することなく、徐々に市民を巻き込んでの活動をしていったほうが、結果的には成果が出るのではないかでしょうか。	女性	50歳代	京都市西京区
反対です。餌やりを辞めたから猫が減る訳ではないです、避妊去勢手術をすすめることが第一だと思います。「町猫事業：三人以上集まり、さらに町内会の了承を得る」というのはとてもハードルが高いことだと思います。猫にとってこの法はとても厳しいものだと思います、とても日本が世界に誇る京都が、策定するような法とは思えません。世界的に誇れる法ではないとおもいます。反対します。	女性	30歳代	その他

内容	性別	年齢	居住地
<p>まちねこ活動支援事業を広めたいのなら、条件を満たした手続きの申請があれば、自治会などの側は原則拒否できないものとしてください。また、対象地域も自治会のあるような住宅街だけでなく、公園や寺社仏閣、スーパー・コンビニの駐車場など、不特定多数が出入り自由な場所すべてに拡大されることを要望します。ノラネコにエサをやっているのに、まちねこ事業にできない理由は様々だと思われますが、「きっと反対されて認めてもらえない」と思い込んでいる人も多いのではないでしょうか。大阪市では公園にいるノラネコのためのサポーター制度が有名ですが、京都市の公園ではノラネコはどうなっているのでしょうか。京都市の事業なので公園でも市自らが率先してまちねこ事業を認める側になっていたいとき、事業拡大のアピールをしていただきたいです。もちろんケースによっては申請を認めるわけにはいかないこともありますが、その判断が動物愛護憲章の精神にそっているかを、憲章を決めた会議で審査していただきたいです。申請者の氏名がデタラメだったとか、ノラネコにした張本人がその猫をまちねこにして世話をしたいと画策している場合などは却下しても誰もが納得できるでしょうが、動物愛護憲章を理解しない人がはなから門前払いするのであれば、是非とも憲章の精神を注入していただきたいです。</p> <p>「人と動物が共生できるうるおいのある豊かな社会」は、総論賛成各論反対では実現しません。</p>	女性	50歳代	その他
<p>「京都市動物による迷惑の防止に関する条例（仮称）」の骨子案に対する意見【意見】本骨子案において、「まちねこ活動支援事業」により認定された地域、人以外が行う全ての餌やり行為が「無責任な餌やり」に該当するかのように読み取れる異様ともいえる措置が講じられているが、飼い主のいない猫を減らす取り組みを行う善意の市民に不利益が生じぬよう、本質に立ち返って見直す必要がある。猫の所有者に対しては室内飼育を努力義務にとどめる一方で、所有者ではない市民が罰則等の対象になりうる不条理は本条例制定にあたって必ずや解消されるべきであるが、以下の項目についても充分に考慮、反映されたい。① 「まちねこ活動」をはじめる際の条件緩和、避妊去勢手術申請者の利便性向上など、「まちねこ活動支援事業」が広く京都市民に活用されるよう制度の見直しを図るべきである。② 法的強制力がないとはいえ、「猫を自ら飼養いただくか、」は削除すべきである。なお、本骨子案には「飼い主のいない猫」の根本的な発生原因についての記載がなく、「無責任な餌やり行為」によって猫が増えたかのような印象を受けるおそれがあるため明記しておくべきである。③ 「まちねこ活動」に属さない個人ボランティア等によって適切な管理の下で行われる餌やりについては、「無責任な餌やり行為」に該当しないと明確にわかる文言を記載すべきである。④ 「所有する犬又は猫についてマイクロチップ等により所有者の明示に努めること。」の箇所を、「マイ</p>	—	—	その他

内容	性別	年齢	居住地
<p>クロチップ、迷子札等」に修正すべきである。⑤ 「犬又は猫の多頭飼育時に届け出ること」に賛成であるが、災害時対応や多頭崩壊の未然防止の観点から、成体サイズ区分が同等の「うさぎ」も含めてはどうか。⑥ 野生動物に対する餌やり行為の原則禁止について盛り込むべきである。【理由】①②③ 「まちねこ活動支援事業」に沿った活動や給餌を行うには、「まちねこ活動」を理解し、地域の方3名を確保したのち、町内会の説得にまわり同意が得られたらさらに「まちねこ活動」地域として認定の手続きを行う必要があるという。書類審査、地域の実地調査などを経てようやく認定を受けることができても、その後保健センターから猫の避妊・去勢手術の順番待ちがあり、連絡がきてからようやく地域の野良猫を保護して保健センターに持ち込めるが、広く京都市民に活用されるためには、認定条件の緩和や事務手続きの簡略化、避妊去勢手術申請者の利便性向上といった制度の見直しなくして「まちねこ活動支援事業」で地域を包括しようとするのは無理がある。「まちねこ活動」に属さない個人ボランティア等によって適切な管理の下で行われる餌やりについては、「無責任な餌やり行為」に該当しないことを明確化する等してボランティアを守る必要がある。誤解や偏見を生じさせたり、餌をもらえなくなった猫たちの健康状態が悪化し、ごみを漁ってさらに苦情が増えるなどしては本末転倒であり、地域猫対策の後退につながりかねないと危惧する。「無責任な餌やり」は行うべきではないが、その文言がひとり歩きしていくと大人ばかりか子ども達の価値混乱を招くおそれがある。動物の愛護及び管理に関する法律、京都市動物愛護事業における出前授業、動物の命や思いやりを大切にすることを道徳教育等で取り上げている文部科学省の方針とも矛盾する。犬猫の糞尿被害に悩む一般市民からの相談・苦情に対応する行政職員の精神的・物理的負担など、深刻な状況は察するが、猫の所有者ではない市民が罰則等の対象になりうる措置を講じるのは行き過ぎではないか。「改善がみられないケース、悪質なケース」については、当事者の状況認知力、社会規範意識の希薄などに起因していることが少なくないとする意見もあり、罰則を設けて過料を課すことが抑止力につながるとは限らない。④マイクロチップは耐久性の高い個体識別票ではあるが、警察署等、マイクロチップリーダーが設置されていない施設で犬猫が一時保管されることも少なくなく、装着していれば一目瞭然で所有者が判明する「迷子札」は「等」に含めず具体的に明記し併用を推奨すべきである。（これらの所有者明示方法は「鑑札・注射済票」の装着が前提であることも周知徹底すべき）⑤多頭飼育において適切な管理を少しでも怠るとことは、周囲への迷惑行為や生活環境への被害、動物虐待につながり、仮に多頭飼育者が病気等によって世話をできない状況となると、いわゆる多頭飼育崩壊の状態となることがしばしばである。多頭飼育の届出制の創設によって、行政が多頭飼育</p>			

内容	性別	年齢	居住地
<p>を把握し、率先して動物の福祉を確保することで、多頭飼育に起因する人や生活環境、動物による迷惑問題を防止することにつながる。また、2012年に行われた動物愛護管理法の改正作業のなかで、多頭飼育の際には飼育技術や知識、飼育スペースが必要であることから、第二種動物取扱業の対象となる動物種において中型哺乳類として例示されることとなったウサギは、近年飼育世帯数が増加し、犬や猫に次ぐ第三のペットといつても過言ではない状況となっている。それに伴い、ウサギは猫と同じ交尾排卵動物のため繁殖力が非常に高いということも相まって、個人によるウサギの多頭飼育崩壊も散見されるようになってきており、当会にも情報提供及び相談等が寄せられることがある。しかしながら、ウサギの多頭飼育崩壊発生時に対応できる人材（愛護団体・ボランティア等）が著しく不足し、再飼養先の確保も困難を極め、行政や愛護団体・ボランティア等も対応に苦慮し、結果として動物の福祉的配慮が大いに欠けてしまうという現状がある。犬猫においても早期に本制度が創設されていれば、多頭飼育崩壊が抑えられたケースがあったとも考えられ、ウサギにおいてもそういった予防原則の観点に基づく対応が切実に望まれる。これらの理由から、多頭飼育届出の対象にウサギを含めるべきである。</p> <p>⑥野生動物の餌付けについては、近年、野生動物への餌やり行為が、人間の生活圏へ野生動物を接近させ誘導することに伴い、様々な問題を引き起こしていることが指摘されている。一般市民や観光客等による「意図的な」餌やり行為によって、野生動物が人を恐れなくなり、人身事故や生活被害、農作物被害等を起こすこととなる。また、当該動物自身も交通事故に遭ったり、人からもらう食べ物の内容によって健康被害を起こしたりすることもある。人と接近しすぎることで、人獣共通感染症の伝播等の恐れもある。さらに、当該動物の栄養状態が良くなることで繁殖率が向上、その種の個体数が増加し、生態系のバランスを崩してしまうことも長期的な問題として取り上げられる。野生動物は、人が占有・飼養する動物ではない（犬や猫等の愛護動物とは異なる）ことに鑑み、「野生動物」への餌やりは原則禁止することを本骨子案に明文化し、市民への理解協力を促すべきである。以上</p>			

内容	性別	年齢	居住地
<p>市民の皆様にお願いすること ノラ猫に餌やりをしようとする方は 猫を自ら飼養いただくか 又は 「まちねこ活動支援事業」に沿って適切な管理の下で 実施頂きますようお願いします 上記の文言をすべて削除して下さい 理由 猫に餌をやるなら連れて帰れ 餌を与えてはいけないという考え方は 京都市「まちねこ活動支援事業」の理念である 野良猫を「まちねこ」に～人と猫との住みよいまちづくり～上記の積極的な推進姿勢に反し 動物愛護法の理念にも反します 「まちねこ活動支援事業」に沿って餌やりしなさいということですが 世帯の異なる地域の三名以上の団体を組織して 町内会の同意のもとに活動しなさいとなれば 広範囲な市内においていかほどの効果があるか疑問です三名以上から 二名以上に人数要件の緩和が検討されているようですが ボランティア精神を持つ活動家が一人もいない地域の方が 多いのが実情です 手術頭数も 22年度は94頭 25年度は210頭 と言う市の規模からすると少なすぎると思いました 一人の方でも 人と猫との住みよい共生まちづくりを推進するうえにおいて貴重な戦力です 市の方も一人のボランティア を積極的にバックアップして下さい 町内会に「まちねこ」推進のために理解を求めてください お願ひいたします。</p>	—	—	—
<p>餌やり禁止条例には反対です。京都市はまちねこ推進事業で行政が積極的に協力体制をとられているのは素晴らしいです。しかし、「仲間を集め、町内会を説得し、行政の審査を通過する」のは愛護団体でも難しい事です。又まちねこ事業がなかなか難しい所の猫達は餓死してしまいます。法で罰するような短絡的な解決方法でなく、まちねこ事業をより一層いい報告に行くように、官民一体で進めて行って欲しいです。このような条例で解決する問題でもないと思います。</p>	女性	40歳代	その他

内容	性別	年齢	居住地
<p>まちねこ事業の趣旨には賛成です。が 一番困難なのは人間関係ではないでしょうか。まちねこ活動グループは最低 3 人以上で とあります、3 人以上のグループができたとしても内部で意見の対立があって仲間割れができてしまうことは身近なところでも目にしたり耳にしたりします。結果的に 1 人や気の合う 2 人組で ということもありうると思います。1 人や 2 人での活動でもまちねこ事業の趣旨に沿った活動であれば認定していただきたいです。また 「まちねこ」 認定のための猫嫌いな近隣住民のかたとの話し合いも困難を極めると思います。話し合いがいつまでたっても平行線をたどっている状況下でこの条例が成立してしまった後はえさやり等の活動ができなくなるというのは納得できません。そこで今は過渡期として えさやり等をする方々への啓蒙と猫嫌いな近隣住民の方々への理解を求めるなどを重点的にしていただけませんか。えさやりのルールとして「置きえさをしない、掃除をして帰る」など最低限のマナーを徹底させる。近隣の方々への説得は当事者同士ではこじれやすいので市や区で間に入って調整のお手伝いをしていただく。そして 去勢避妊手術への助成を得られやすいシステムを作っていただく。身銭を切ってすでに活動している方々が京都市内にも大勢いらっしゃると思います。そういう方々の思い・行動がなえてしまわないようなご配慮をいただきたいです。</p>	女性	50歳代	その他
<p>意見 1 : 野良猫に餌やりをしようとする場合、猫を自ら飼養するか、又は、「まちねこ活動支援事業」に沿って行うかの 2 者択一にするのは行き過ぎである。</p> <p>理由 1 : 「まちねこ活動支援事業」の取り組み自体は評価するが、今まで個人で野良猫の餌やり、不妊去勢を行ってきた多くのボランティアにとって、「まちねこ活動支援事業」認定の要件は誰にもクリアーできるものではなく、全ての地域猫をこのプロジェクトで括るのは無理がある。もし本当に 2 者択一にしてしまえば、多くのボランティアの活動が難しくなり、不幸な猫を増やすことになる。</p> <p>意見 2 : 「無責任な給餌（餌やり）」を禁止するのではなく、「生活環境を損ねること」を禁止すべきである。</p> <p>理由 2 : 励告・命令・過料の要件が「周辺の生活環境が損なわれていると認められるとき」である一方で、定義のはっきりしない「無責任」な「給餌（餌やり）」自体を禁止することは、ボランティアや善意の餌やりを委縮させることになる。勧告・命令・過料の要件に合わせ、禁止するのは「給餌（餌やり）」ではなく、「生活環境を損ねること」にすべきである。野良猫にとってボランティアのみならず、善意の餌やりも生をつなぐために必要であって、周辺に迷惑をかけない節度のある餌やりは認めるべきである。</p>	男性	40歳代	その他

内容	性別	年齢	居住地
野良猫えさやり禁止条例について小さくとも命は大切にするべきです。この条例には反対です。避妊去勢手術にもっと協力して下さいますようおねがいします。町内会長の許可の印かん必要とのことですがそれは不可能なことです。小さな動物といえどもその命は守ってやるべきです。何卒よろしくおねがい致します。	—	—	—
現在 に野良猫が多数います。一部の人がエサを与えているとの事で猫嫌いの人の意見の主張も判りますが、京都市のまち猫運動の推進も自治会長の承認と3人の有志が必要でハードルがとても高いように思われます。昔の野良犬対策のように、捕まえるわけにはいかないのでせめて野良猫の不妊去勢は保健所がオリを置いて頂いて行政がして頂くと良いと思います。その費用はノーリードの犬の散歩、フンの放置、狂犬病予防注射をしていない人などから罰金を取れば良いと思います。市の設置した不妊去勢用のオリやオリの中の猫にイタズラをしたら罰則を与えると想定してみたら・・・飼い猫は必ず首輪をし、もしも脱走しても市のオリに入っても区別できる様にする。	女性	50歳代	京都市山科区
京都に「まちねこ活動支援事業」があるのに公園、鴨川べり、お寺の墓地、町角いたるところに野良猫があふれているのは何故でしょう。一つは「まちねこ事業」が知られていない、知ってても利用しにくい、話しても知らない人が多いです。動物病院の手術費が高い。猫に餌をあたえている人は若い人、高齢者。経済的に弱者の人もけっこういるように思います。今回の条例制定より先に「まちねこ活動」をもっと広める努力、そのために猫保護団体と保健センターが協力して「まちねこ」をしようとする人たちにアドバイスをするなどがいいと思います。条例案が制定されてしまったら、観光都市京都のいたるところに餓死猫がころがっていたり。そくならないように願っています。	女性	60歳代	京都市左京区
まちねこにしたくても反対する人もいてなかなかむずかしいです。野良猫をみつけては自費で不妊手術をして、その上でえさをあげている方々を私は知っています。とても立派な行動だと思いますので我が子にも野良猫にえさをあげるのは悪いことだなんて教えたくなりません。もっと生命を大切にしようという条例作ってください。この条例には全く賛同できません！	女性	30歳代	京都市北区
近所の野良猫をまちねこにしてあげたいと思い町内会で承認を得ようと試みましたが、猫がきらいな人の同意を得ることがどうしてもできませんでした。この条例によると、まちねこ以外への猫の餌やりは禁止→つまりまちねこ以外は餓死させろ。ということになります。こんな理不尽で、動物愛護の精神に反する条例を作るなんて反対です。	女性	50歳代	京都市西京区

内容	性別	年齢	居住地
<p>人を人たらしめている人間の持つ美点の一つとされるやさしさ、思いやりと言った美德をことさらに否定し咎めたて、これを市が罰するという社会性のある都市としては後退である。</p> <p>○一般に地域猫活動の基本は餌やりから始まり猫との信頼関係を時間をかけて構築していくものである。ゆえに、餌やり禁止は活動にはそぐわず又これを妨害せしめるものである。</p> <p>○市の「野良猫を連れ帰れ」は市民への暴挙であり、又偏見や誤解や十分な法的知識を有しない一般市民を誤導せしめ又人権侵害行為への温床となる。</p> <p>○市は餌やりやボランティアに対しての人権侵害等の事案に対して市としての適切な責任を明記しておらず又これを取る姿勢を見受けられない。</p> <p>○一般飼養者に対しての管理等の厳格化を喰ってあるが、しかしながらこれらの事は動物取扱い業者に対してこそ求められるべきものである。</p> <p>○地域猫活動のさらなる推進の為、避妊去勢手術の全額無料化を求め又「まちねこ活動支援事業」の利用の現実に見合った簡素化を求めます。よって、本条例案から野良猫にかかる全文の削除を求めます。その他については再度の熟慮をボランティアの大小を問わずに聞き取りをし作成しなされる事をすすめます。</p>	—	—	京都市北区
<p>動物による迷惑防止に関する条例を制定するためのパブリックコメント（12月15日～1月14日）を募集している事を全く知りませんでした。犬と猫は人間により人間の生活に組み込まれてきた存在です。人間のマナーの不始末を犬、猫の習性を超えて人間側のルールを押し付けた様な条例骨子に違和感を感じました。この骨子を見て要望したい事1) パブリックコメントについて 再度実施すること。期間1ヶ月～6ヶ月2) パブリックコメントに基づいての検討委員会の設置 動物愛護の観点から()内の専門家、市民を含む委員会にすること。(動物学者、獣医師、医師、教育者、ドッグトレーナー、動物福祉、愛護団体、動物介在療法者(アニマルセラピー、アニマルコミュニケーション等々)、動物保護活動実践者、市民等々)3) 犬、猫を飼う時には習性に考慮した飼育、マナーを学ぶ事期間を設けて下さい。登録制が義務付けられている犬に関しては飼育者として適正かどうか、糞尿のマナーに付いての教育の徹底を要望します。4) 糞害の防止について 犬、猫も人間同様個性様々です。外で糞尿をしないとストレスになってしまう犬は認めましょう。その際にはEM菌(の 教授が提唱した微生物)入りのペットボトル水をスプレーすると水で流すよりも環境にも良いです。(匂いが分解し無臭になる。)地域猫、まちなかねこ、ホームレス猫の糞尿対策には、環境に応じてプランターによる猫トイレの設置、EM水を用いて臭気、糞の分解は外猫飼育を理解するのに役立つとおもいます。5)マイクロチップの件について 非常に</p>	女性	60歳代	京都市北区

内容	性別	年齢	居住地
<p>繊細で敏感な個性な犬、猫も居ますので取り外し出来る名札いり首輪、マイクロチップ等々のように文章化してください。マイクロチップによる影響はどうなんでしょうか 6)まちねこ活動支援について パンフによれば、野良猫の糞尿に係わる苦情が数多く寄せられており、解決するには野猫をなくす事。それにはまちなかねこ活動に沿っての餌やりか、自らが飼養するかだと明記してあります。まちなかねこの活動条件は3人のボランティア、町内の承諾書がなければ避妊去勢は受け入れてもらえません。6ヶ月になれば1頭のメス猫は年3回妊娠可能で、一回の出産で3~6頭産む可能性があります。これでは野猫の繁殖率が高く、まちねこの避妊、去勢が間に合わず増えてしまいます。「まちなか」以外の保護活動を認めないとなれば現在の地域猫達の命はどうなるんでしょうか?野猫も生きていいくためにはごみ袋漁りや縄張り争い、糞尿の害も増え、更には猫の餌やりに対しての隣人同士の監視の目もひかり、「人にも動物にも心地よいまち」とはおよそかけ離れた「まち」に成ってしまうのではないか?</p> <p>1998年横浜の磯子区から始まった地域猫スタイル(避妊去勢の徹底、一代限り命を全うさせ野猫を増やさない。ボランティアによる飼育、糞尿管理の徹底地域住民の理解を得る)が全国に広まり現在に至りますが、ここにきて何故「まちなか・・・」以外の保護(地域猫)活動がだめなのか理解に苦します。地域猫方式で保護活動をしている団体、組織、個人の活動は認めるべきです。「まちなか・・・」一辺倒の保護方式では野猫は減りません。増えるばかりです。私も1990年~1999年7月10日まで2ひきの親子のメス猫の保護活動を地域猫スタイルで経験しましたが、多くの学びがありました。動物実験、欧米に比べて日本の動物福祉、愛護は後進国である事等々…。私の住んでる地域の神社の回覧にいつも書かれてる和歌があります。「神といえばみなひとしく、思ふらむ 鳥なるもあり虫なるもあるを」 本居宣長。日本人の潜在意識のなかには山川草木自然、動物、虫などに神を見た神ながらの精神が宿っているといわれています。悠久の歴史を持つ日本を代表する国際観光都市京都。神社、仏閣が多く、森と水、自然のスピリットに恵まれた古都京都。そんな京都にふさわしい世界に発信できる動物愛護精神に則った条例である事を強く要望します。「その国の偉大さは動物の扱い方でわかる」インド独立の父ガンジー氏の語った言葉が胸に響きます。</p>			

内容	性別	年齢	居住地
一般論として「人にも動物にも心地よいまちづくり」ということに異論の市民はいないだろうと思いますが、指導が勧告・命令となり過料となる社会がはたして心地よいまちなのだろうか？以前近所の一人暮らしの男性が家の周りで6匹ほどの猫に餌やりを行っていましたが心臓病で突然死亡し猫たちは「ノラ猫」となりました。周囲には猫ギライの方が何人かいりますから行政へ対策をと訴えられたと思いますが一年近く放置されました。私も保健センターへ電話しましたところ「ノラか家猫か区別がつかない・・・」と引き取りは出来ないと回答。「まちねこ対策」の事知つてはいましたが時間がかかりその間に増えてしまいます。私は個人で「」へ連絡カゴを借りて3匹保護（当時はメス1万円オス5000円）25000円支払いその間の時間・労力は大変なものでした。あれから3年近くたちますが3匹は家猫同様くらしています（けして懐きはしませんが）「まちねこ支援事業」が実態にみあった運用がなされるよう。又市民にのみ責任が押しつけられることのないよう行政の任務もはっきりさせて下さい。なによりも相互監視の窮屈な社会になる危険を感じ不快です。見守りの暖かい町づくりを！！	—	—	—
ネコの飼育について 外に出すことを禁止するのがまず、第1原則ではないでしょうか？その上で野良猫（外猫）へのエサやりを京都市の許可証を発行。一まちねこ支援事業を窓口にする。エサやり方法についてルールをもうける エサやりボランティアを1人からの登ろく許可制にする。一三人そろわないとダメという規則にはイミがない。基本的にハト、トンビも含め、野生動物や自分のペット以外の生物動物にエサをやるのはNGです。	女性	40歳代	京都市左京区
まちねこ認定基準をもう少し緩和する等、大幅に修正するか、それが出来ない場合は断固廃案しかなし！	男性	40歳代	京都市上京区
「まちねこ活動支援事業」は猫のいのちを守るという点ではとても大切なことだと思いますが、活動団体を作ったり、町内会の同意を得るというのはなかなかむづかしい面があるのではないかでしょうか。もう少し、行政のところでねこのいのちの問題として個人や町内にまかせずに対応ができるものでしょうか。	女性	50歳代	京都市北区

内容	性別	年齢	居住地
<p>まち猫制度は表向きは野良猫の繁殖抑制や保護に前向きに取り組んでいるように見えますが、その多くは市民の善意・自費にて手術しているボランティアのおかげであります。まち猫制度は受理に至るまでに高いハードルを設定し市民の活動の幅を狭めています。自費で地域猫活動を行うしかなく野良猫の減少、粪尿苦情の減少は行政の成果よりも一般市民のボランティアの功績です！餌やりを禁止しても粪害苦情が解決するとは思えません。これらのボランティアによる行為を行政は否定すべきではありません。夜間のゴミ出しやたばこのポイ捨てなどの問題改善に努めるべきです。（犬の粪害も含む）手つ取り早い禁止条例は行政の職務怠慢ですエサやり禁止条例に反対します</p>	女性	40歳代	京都市伏見区
<p>動物による迷惑の防止に関する条例の制定にかかる意見書</p> <ol style="list-style-type: none"> マイクロチップ 所有する犬、猫に限らず野良犬、野良猫すべてを対象に京都市は低額で実施すると共にマイクロチップ読み取り器械を全ての施設に設置し有効に活躍させてほしい。 猶の室内飼養 病気や事故、繁殖問題、糞尿問題を防ぐためにも徹底的に義務づけてほしい。 犬の排泄物放置問題 トイレ散歩があたり前の現状で自宅での排泄後の散歩は現実的でなく、難しいと思う。海外のようにうんちポストを設置してほしい。 多頭飼育の届け出 必要と思う 野良猫のふん尿の苦情 野良猫の排泄場の設置をしてほしい。 身近にいる動物にたいする無責任な給餌 動物と共生していくためには無責任な給餌はありえないと思う。 餌やりは人の弱い者への優しさであり一定のルールにそって餌やりすることは人として望ましい行動だと思う。 餌やり禁止条例は人間社会の残酷な恥ずべき条例だと思う。. まちねこ活動支援事業 野良猫を手術後「まちねこ」として地域で世話をしていくことは素晴らしい支援事業だと思います。もっと急速に普及させるために必要要件を緩和させてほしい。 	—	—	—

内容	性別	年齢	居住地
<p>まちねこ活動団体の活動内容で疑問があります。まちねこ活動の周知とはどの程度の周知が必要でしょうか？地域でのまちねこ活動に関する合意形成とは具体的にどの程度の合意形成をすればよいのでしょうか？まちねこ活動により生じた問題への対応はどの程度のことまで対応すればよいのでしょうか？まちねこ活動団体の結成には町内会等の同意とありますですが、町内全員の同意が必要なのでしょうか？町内は広く、野良猫はテリトリーがあり数匹ずつ集まっていますが、まちねこ活動団体を結成すれば全ての集団の野良猫の管理が必要になるのでしょうか？またその責任を負うことになるのでしょうか？</p> <p>まちねこ活動団体が結成出来なかった場合、猫トイレの管理や餌やり、清掃の管理、捕獲して避妊去勢をしていても認めてもらえないのでしょうか？また、認めてもらえない場合は餌やりができないのでしょうか？家庭動物相談所で避妊去勢をしてもらえないのでしょうか？野良猫に餌やりをしようとする方は猫を自ら飼養とありますが野良猫は集団であり、成猫は警戒心が強く全ての猫を家庭内で飼養することは現実的に無理があるのですが、まちねこ活動団体に所属するものしか餌やりができないのでしょうか？無責任な給餌（餌やり）とありますが、無責任とはどの程度のことをいうのでしょうか？野良猫を捕獲した場合いつでも家庭動物相談所で数の制限なく手術をしてもらえるのでしょうか？野良猫の餌やり禁止条例ができると噂でききましたが事実でしょうか？もし事実であれば絶対に反対です。</p>	—	—	—
<p>「人と動物が共生できるうるおいのある豊かな社会」「人にも動物にも心地よいまち」の実現は私の望む社会です。しかし「ひとが動物を通じて他人に迷惑をかけない」という考え方は納得がいきません。社会というものは人と人、人と動物がたがいに多少の迷惑を許容しながら生活しているものではないのでしょうか。互いの迷惑を許せない社会は行き着くところ非常に恐ろしい社会のように思います。共生していくということは人が動物の習性を理解し知恵をしづり人も動物もこの世に生をうけた者同士として共に生きていくことだと思います。嘗て人は野良犬を捕獲し殺処分し続けた結果、町では野良犬を見かけることが珍しくなりました。人の社会に迷惑なものは、たとえ命のあるものでも抹殺していく。これは正しかったのでしょうか？野良猫に餌をあげなければ彼らはゴミ箱をあさり、散らかつたゴミの始末に嫌気がさした人々はゴミを頑丈なゴミ箱に変えるでしょう。やがて食べることが出来なくなった野良猫たちは死んでいくでしょう。これが「人と動物が共生できるうるおいのある豊かな社会」の実現を望んだ人間の正しい選択なのでしょうか？彼らはいたずらにゴミ箱をあつさつたのでは、決してありません。飢えに耐え切れず必至に生きようとしただけです。人も動物も命ある限り食べ続け糞をします。野良猫の苦情</p>	—	60歳代	京都市左京区

内容	性別	年齢	居住地
<p>が糞尿にあるとすれば彼らを死に至らせる前にこの問題を解決することから取り組んでいただけないでしょうか。幸い猫は清潔を好む生き物です。排泄は環境が許す限り自分達の住みかの近くではせず排泄物が吸収され糞を隠すことができる砂地を好んで排泄場所とします。この習性を利用すれば糞尿による苦情をかなり減らせます。町に郵便ポストがあるように、人目につかない処に猫用のトイレを設置してはいかがでしょう。定期的にトイレを管理することにより糞尿の問題はほぼ解決するでしょう。管理は行政(シルバー人材等を利用すれば新たな雇用に結びつきます)がするもよし、町内で管理するもよし、ボランティアを募るのも一案だとおもいます。野良猫の餌やり禁止条例を出す前に野良猫たちに生きるチャンスを与えてくださいます様、切にお願い致します。追伸：まちねこ活動団体を結成するには、町内会の同意が必要であり、ひとりでも反対する者がいれば結成出来ないのが現実です。また、平成25年度のまちねこ活動支援事業での避妊去勢手術が210頭という少ない数が示すように野良猫を増やさない為には今の制度ではおいつきません。不幸な野良猫を増やさないことを望んで個人で避妊去勢手術をし、責任をもって餌やり糞尿の世話をしているひとが多く、かといって町内全員の同意がなくては個人の活動が認められないとなると(野良猫の餌やり禁止がまかり通る社会)ますます野良猫は増え続け共生とはほど遠い社会になっていきます。町内に野良猫を親のかたきのごとく敵対視するひとがいたら、まちねこ活動は絵に描いた餅というわけです。野良猫餌やり禁止がまかり通ることになれば、個人で野良猫を捕獲し避妊去勢手術をし、餌をやり糞尿の世話をしている人々はますます活動しにくくなります。まちねこ活動がもっと皆に知れわたり、活動が個人でも認められるよう、また町内全員の同意がなくてもある一定の条件がクリアできたなら野良猫をまちねことして堂々と生きていく制度を作っていただきたいです。どうか皆さまのお力を私たち個人で活動している者にお貸し下さいますようにお願い致します。</p>			

内容	性別	年齢	居住地
5年前、近所の猫好きのおばあさんと隣の通りの職員さんが野良猫に餌をやり、私の診療所のガレージは猫の糞としっこの臭いで大変でした。その頃は20匹以上の猫がうろうろしていました。私は動物が可愛いとは思いますが、猫の発情期の鳴き声と糞尿の臭いには、さすが、動物好きの私も困ってしまいました。その頃、町内の役が回ってきてまして、町内の人達が猫の処分を考えていることを知り動物好きの私は、皆に同意することができず、私なりに対策をとることを申し出てとりあえず保健所に連絡することは待っていました。私は先ず野良猫を捕獲し避妊去勢をしました。その後30匹位になるでしょうか。すると、驚く程、糞尿は臭わなくなりました。次に家の隅に半畳程の砂場を作りました。するとガレージの糞はほぼなくなり（一時は70坪程のガレージですが、糞があちこちにあり、上を向いて歩くのは危険な状態でしたが）臭うこともなく、猫達は近所の人達に餌をもらい、昼寝をしている姿を観光の人達が笑顔で写真をとっていかれることも多く、猫ちゃん達は観光大使として、通学路の子供達の癒しの天使として十分に私達に恩返しをしてくれています。どうか、まちねこ活動をもっと広めていく上で活動団体として認められる条件をとりやすくして下さい。個人でも活動では、町内の合意がなくてもルールを守ることができればまちねことして認めて下さい。野良猫餌やり禁止条例は反対です。助けてやって下さい。生かして下さい！	女性	60歳代	—
野良猫に餌やりする人は自ら飼養いただくとありますが、野良猫は相当な数がいるのに自ら飼養するなんて出来る訳がありません。市は野良猫の避妊去勢に徹底して取り組むべきです。年間210頭の避妊去勢手術は、お粗末すぎます。野良猫の餌やり禁止は、動物への虐待です。「まちねこ活動支援事業」に沿って適切な管理の下で実施いただくとありますが活動をたちあげるハードルが高すぎて作れません。私有地で餌場、トイレの設置、生息状況の把握をし、定期的に市に届ける方式なら個人でも活動できます。避妊去勢ももっと個人でも協力できる様に考えて欲しいです。とにかく現状での餌やり禁止は反対です。	女性	40歳代	京都市左京区
動物たちは罪はないので、まちねこ活動支援事業はよいことだと思いますが、同意要件の緩和を含め、弾力ある運用をお願いしたい。	—	—	京都市左京区
まちねこ活動支援事業は、とても良い考えだと思いますが、柔軟な運用ができる様な内容にして頂きたい。（同意要件の緩和等）	女性	50歳代	その他
まちねこ活動支援事業はとても良い考えですが、日常生活にてペットを飼っている者からすると条件が厳しいかと思います。猫への虐待は反対です	男性	20歳未満	その他
まちねこ活動支援事業は、とても良い考えだと思いますが、柔軟な厳しいと、拡大できないので、柔軟な運用をお願いしたい。（同意要件の緩和等）	男性	50歳代	その他

内容	性別	年齢	居住地
まちねこ活動支援事業で市民の皆さんにお願いすることの中に野良猫に餌やりをしようとする方は猫を自ら飼養いただかずまちねこ活動支援事業に沿って適切な管理の下で実施いただきますようお願い致します。とあります、まちねこ活動団体を結成して支援事業にそって管理していくたくても町内に同意をしてくれないひとがいるのですが、活動団体を結成することはできないでしょうか。現在、野良猫の餌やり、捕獲して避妊去勢、里親を捜す、糞尿の管理をしています。結成できない場合餌やりは禁止になるのでしょうか。禁止になってしまって生きているものに食事を与えないことはできません。条例でえさやり禁止はおかしいと思いませんか？納得いきません。	女性	20歳代	京都市左京区
「まちねこ活動」に対して不満があります。申請しても順番待ち、1回につきたった2頭。しかも手術前後合わせて1週間猫を返してもらはず、ストレスで食べられずがりがりになって戻ってくるようです。それに手術代は無料と聞いていますが税金でしょう？こんなにゆっくりいしていたら猫が生まれる方が多いですよ。「まちねこ活動」以外の猫を市民が捕獲して10倍以上の猫を自腹で手術をしている方々の協力でなんとか少しづつでも猫の数が減ってきているのではないですか。捕獲するのは一番気を遣い、難しいです。餌やりをして猫と仲良しでないと無理です。だから、餌やりを禁止するなんてしないでいただきたいです。	—	—	—
「まちねこ活動」のおかげでふん苦情や猫が減っているのではないです。「まちねこ活動」の十倍のネコを市民が自費で不妊去勢を行っている結果なのです。餌やりの方の協力がなければ捕獲やリリース後のお世話等できません。餌やりを禁止するなんて絶対にしてはだめです。	女性	40歳代	京都市左京区

内容	性別	年齢	居住地
私京都市民ではありませんが、条例制定の内容について、ひと言申し上げさせていただきます。猫による糞尿の苦情はあちこちから聞こえてきます。（猫が好き嫌いにかかわらず）所有者不明猫（野良）の数を減らしていくことは賛成ですが、（ふん尿による被害をすくなくする為でなく、不幸な猫を生み出さないため）いわゆる餌をやることを止めさせることには賛同できません。個人のボランティアさんも自腹で手術を受けさせ、繁殖制限してくださっているおかげで行政への持ち込まれる数、処分される数も減っていっているはずです。そして手術済の子はそれ以上子孫を残すことなく増えていかないわけでその子（猫）たちの給餌をストップするということは餓死させるということでしょうか？まちねこ事業もやってくださっていますが、条件が厳しく、又、順番等もあって皆が恩恵を受けられているわけではありません。エサ場、トイレの設置、掃除等しっかりやつておられる方も多いです。その方々と無責任な餌やりとひとくくりにして罰則があるというのもおかしな話です。餌やりをやめさせることで解決する問題ではないです。4月から府と市が統合したセンターが開設され、一匹でも多く生かす方向でと動いている中、愛護とかけ離れた内容の条例はいかがなものかと思います。まちねこ事業をもっと多くの人が利用できるようにしていただければ、手術代の負担が大きくてできなかつた餌やりさんも積極的に繁殖制限に取り組んでもらえるかと思います。とにかく景観や人の都合が優先されるのではなく、人間の罪によって外で生活せざるをえない猫のことを第一に考えて人にも動物にも優しい街にして欲しいと思います。猫も必死で生きています。（いきていかねばならないのです。）	—	—	その他
人と動物が共生できる社会の実現のために条例制定は必要と考えますが、現在の野良猫対策についてボランティア活動を行っている個人活動の支援やまちねこになるまでの猶予期間を設ける等の配慮が必要だと思います。そしてまちねこ活動団体が十分活動できるよう支援をお願いするとともにそういう内容が組み込まれた条例にして欲しいと思います。	—	60歳代	その他
まちねこ活動支援事業の条件の中で「町内会等の同意を得る」に関して団体が申し出た時は、市は積極的に間に入り町内の同意を進める支援をお願いしたく思います。せっかくの団体が根付くためには市が掲げる人と動物とが共生できるうるおいのある町づくりに基づいて市がまず動物に対する思いやりの姿勢を示していただくことが重要です。街中をゆっくり歩ける猫がいる。それをあたたかく見守る住民のいるまちづくり、それは子ども達の豊かな感性を育てる力にもなるはずです。どうぞ野良猫を締め出すようなまたその猫達を思いやる声を出さない大勢の人々がいることを知ってください。猫達、私達を悲しませる条例は絶対作らないでください。	女性	50歳代	京都市左京区

内容	性別	年齢	居住地
まちねことして登録したいけれど町内の認可がおりなかつた例を聞いたことがあります。登録されてる方も登録していなくても適切に野良猫の世話をされている人も外から見てわかりやすい腕章やカードがあればいいのでは?と思いますがどうでしょうか?個人で責任をもつて活動された人達が違反とされるなら自費での避妊もされなくなつて逆効果ではないでしょうか?その人の世話をされていた猫の世話は京都市のセンターでしていただけますか?人が安易にペットを買ってペットを捨てる。そして野良猫となると思います。ペットを売るというところにも目を光させて欲しいと思っています。以上、よろしくお願ひします。	—	—	—
京都市では無料の避妊去勢手術を行うのは活動団体からの持ち込みのみしか行わないのでしょうか。町内会等の同意が必要というのはすこし制限がきつすぎないですか。個人単位での持ち込みも認めるなど緩和をお願いしたいです。また同意を得ることについても町内会等に縛ることなく対象を広げてください。制限ばかりの条例制定では賛同しかねます。動物園での飼育動物の命と地域の野良猫の命に重さの軽重があるのでしょうか。	—	40歳代	その他
私の友人が、二匹の猫の餌やりを去勢手術をして餌の時間以外ご飯を出さないようにして、周囲もそうじをしてふんもするところを作つてやっております。そういう方も、エサやりをしてはいけないということになるのは厳しすぎると思います!「まちねこ活動~」で町内会の同意を得ると言う事はかなりハードルが高いと聞いております。無責任な餌やりはもちろん迷惑になりますのでやめて頂きたいですが、責任を持って①去勢手術をしている②決まった時間に餌を上げてきちんと掃除する③トイレを設置し、できる限りおそうじをする。という条件をクリアーされた方は、えさやりを続けられるよう見直しをよろしくお願ひいたします。命ある生き物ですから、よりよく共生していくような世の中になりますように。願うばかりです。	女性	40歳代	京都市北区
まちねこ活動について ○無料で避妊去勢手術のハードルが高すぎると思います。○野良猫のお世話をして下さっている方々が、自費で不妊去勢手術をされているのが現状です。	—	50歳代	京都市西京区

内容	性別	年齢	居住地
まちねこ活動が出来れば、良い事だと思います。ですが現状として町内会等の同意を得ることは大変むずかしく無理に等しい状況だと思います。同意を得るまで待っていたら猫達は死んでしまいます。野良猫に無責任な餌やりをしたらダメだと言っていますが餌をあげないと死んでしまうし食べ物がなかつたらゴミをあさりちらかし衛生的にも悪くなる一方だと思います。本当に良心的にえさを与えている人は器に入れて餌をあげ回収している様です。餌やりの場所の近くのそうじもしています。でも、野良猫なのでどこでふん尿をしているかまでは無理だと思う。私は、野良猫のいない街よりも、少しくらいいい町の方がおだやかで本当の意味での「人にも動物にも心地よい町」だと思います。ただ、一方的に餌やりダメというのはいかがなものかあなたと思うのは私だけでしょうか。みなが温かい心と思いやりをもてば、少しくらいのそうじくらいは問題ないと思います。	男性	40歳代	京都市左京区
まちねこ活動支援事業について、町内会の同意を得るにも1人でも反対者がいるとダメなので、ねこの手術までして至るまで時間がかかり過ぎます。ハードルが高いと思います。手術した猫の耳カットは必要です。入れずみは消えてしまい判別できず、又、捕獲される率が上がります。餌やりについて、まちねこ以外で禁止すると、まちねこ以外で市民が自費で不妊去勢を行っている以上の活動ができなくなります。まちねこ事業のおかげでなく、それ以上の市民の活動の結果です。京都市はそこを勘違いされています。まちねこ事業の条例ができると餌やりさんの協力も得られなくなり不妊手術ができなくなり、状況は悪化します。餌やり禁止の見直しをお願いします！！	—	40歳代	その他
まち猫活動支援事業で町内の同意が得られそうにないので何とか別の方法はないですか？一人でも反対者がいたらいつまでたっても活動ができません その間に猫は子供を産んでしまいます あってないような支援事業に腹立たしいですから条例には反対します	—	—	—
「この条例に反対します。」自宅で猫を飼うには数の限界があり、町ねこにするには猫の行動範囲の人達の許しを求められますが、好き嫌いの問題で全員の許しを得る事はむづかしいです。許しを取らなければ抹殺されるとは命の大切さをどのように考えているのか。野良猫を増やさない様避妊手術しているのに弱い者いじめです。尊い命を守って行くために町ねこ対策のえん助を行政が手伝ってください。お願いします。	女性	60歳代	京都市西京区
「条例に反対！！」 この条例では、京都市が掲げる”人と動物が共生している”とは言えないと思います。まちねこ活動支援事業は実際はむづかしいことが多いと思います。えさやりの後片付けなどをきっちりしている人もいます。マナーの悪い人への条例にするべきだと思います。	女性	30歳代	京都府内（京都市以外）

内容	性別	年齢	居住地
京都府外の者です。犬猫の被害を被っている人がいることは承知です。しかし、この条例はあまりにも極端だと思います。まちねこ活動支援の条件・・・これが通る地域はほとんどないのではないでしょうか。町内会等の同意を得るなんで、町内会全員の意見が一致するなんてありえないです。この条例を通すことは、野良猫を抹殺することだと思います。京都市はそんな市にしたいのですか。？	女性	40歳代	その他
この条例に反対する。 住宅で猫を飼うには限界があり町猫にするには猫の行動範囲の許を得よ とは土台無理な話。猫の嫌いな人も多いのに許可が取れるのか? 町猫に出来なければ抹殺にするとは不条理。 弱い者、小さい者「いじめ」に他ならない。 町猫にするにはどうすればもっと簡単に許しを得られるのか行政の努力 を期待する。	男性	50歳代	京都市 西京区
町猫活動支援事業も町内会等の同意書 府や市の職員の方が話をして承 諾をえてほしい 条例 大反対	女性	30歳代	京都市 右京区
まちねこ活動支援事業はいい案だと思います ただ、町内会の同意を得る事ができず、自買で手術をしておられる方がい っぱいいます。町内の同意を得るのは市ができないですか? それか、その科目をはずせないですか? そしたらボランティアの人も猫のエサやりも掃除もできると思うしそれ が何より 「人にも動物にも心地よいまち」になるのではないですか?もっと動物の 身になって考えて下さい。 この条例は認めません。反対です。	—	—	—

内容	性別	年齢	居住地
<p>「まちねこ事業」が成功しているのは、極一部だと思います。</p> <p>町内会の同意とありますが、得られなかつたら？見捨てるのですか？</p> <p>個人レベルで、野良猫を保護し、避妊去勢手術をし、病気になれば病院へつれていき、里親の世話を自費でされている方がおられますよ。エサを与えるなければ警戒心の強い猫は保護できません。個人で飼っている方も、手術しないで外へ出すので、不幸な猫が増えるのでは？</p> <p>無責任に餌を与えていたのではありません。</p> <p>野良猫ニ、トイレのしつけができるのでしょうか？活動範囲すべてにトイレを置くのですか？雨がふれば、猫砂もダメになります。</p> <p>長岡京市や向日市からでも、猫を捨てに来る人もいますよ。</p> <p>犬のブリーダーもチェックしてほしいです。</p> <p>数年前に多くの小型犬が捨てられていました。何匹かは、保護して里親の見つけて、たすかった命もありました。条例はもう一度考え直してください反対です。</p>	—	50歳代	京都市西京区
<p>地域ネコが増えればネコを通じて人々の交流も増え、ネコが好きでない人にもネコのかわいさを知ってもらえると思います。地域ネコのハードルを下げてもっともっとたくさんの地域ネコを認めてもらえることが良いと思います。ネコを大切に思う人々はそれなりの手助けはできると思います。ふんもトイレをおけばネコはそこでします。しつけなどしなくともネコはトイレがあればちゃんとできるかしこい動物ですので、よろしくお願ひいたします。</p>	—	70歳代	京都市上京区
<p>まちねこ活動支援事業をまだまだ続けて行くべきです。年数をかけて行くと内容が進化してより良い方法が生まれる可能性が出て来ます。現在の活動も市民の多数の人が理解していない又は、知らないはずです。町を美化する人達、子供を見守る人達、その他色々な人達との連携をして、活動内容をもっと市民にアピールをして行くと、きっと理解者が増えて来ると思います。動物で老人や色々な人達の精神的な「いやし」が得られる事は一般的にも知られる通りです。動物を大切にしない町に未来は無いと思います。</p>	男性	50歳代	京都市中京区

内容	性別	年齢	居住地
私はまちねこ活動に協力してきましたが、まちねこの手術はそんなに頻繁に行われず（京都市の地域全部を家庭動物相談所が手術をしているため）月に1，2回しか行われませんでした。そのため繁殖期を迎えた猫の繁殖行動に間に合わせ子猫が産まれるといったはがゆい思いをしてきました。しかも、まちねこ制度は町内全員の理解を得るのが難しく、もっとゆるい考え方をしてほしいと思っています。例えば、町内を限定するのではなく、ノラ猫が多くいる場所で一匹でも捕まえて避妊、去勢手術をした方が確実にノラ猫の数は減ります。家庭動物相談所だけでなく動物病院で隨時手術を行うなどです。無責任なエサやりを責める前にノラ猫にした人間を責めるべきではないでしょうか？	女性	50歳代	京都市中京区
～まちねこ活動 支援事業について一言～平成25年度の手術頭数が210頭ですか。私の知っている愛護団体の手術日の1日の手術頭数と同じくらいです。しかもそこは有料です。なぜ少ないのでしょう。それは手続きがあまりに煩雑だからです。町内で話し合っているうちにネコは子供を産むのです。まず京都市がすることは、京都市がバックアップしてボランティアの人たちと協力して、ほとんど全部のネコをですよ、ネコの手術をするのです。それが出来てからまちねこ活動でもなんでもすればいいじゃないですか。ネコは毎日生きているのです。話し合いも大事ですが本当に「まちねこ」を成功させたいのなら少し思い切ったことをして全都市のさきがけとなつてもらいたいです。期待しています。	女性	40歳代	京都市上京区